新発見 !!　「勿来」は長久保赤水の造語だった !

勿来関

佐藤 一 先生　生誕百年記念出版

序	長久保片雲
出版にあたって	橋本　吉治
勿来関と源義家（復刻）	佐藤　　一
特別寄稿「なこその関」	長久保片雲
勿来関と佐藤 一 先生	橋本　吉治

総目次

序　長久保片雲……1
出版にあたって　橋本　吉治……3
勿来関と源義家（復刻）　佐藤　一……7
特別寄稿「なこその関」　長久保片雲……291
勿来関と佐藤一先生　橋本　吉治……297

序

長久保　片雲

企画と実行力抜群のお方とお見受けした。不言実行というより有言実行型。お話も面白く語る話にむだがない。

そのような橋本氏から、地元いわき市の佐藤一先生の「勿来関」についての著書の復刻版発刊の話を伺った。勿来関研究会により昭和三十一年六月に発行された『勿来関と源義家』は、現在入手不能。そこで、有志の面々に声をかけ、佐藤一先生生誕百年の顕彰を兼ねて、復刻版発行に及んだ次第である。

又、再版を急ぐ必要があった。何故か、それは、茨城と福島県境にある、これまでの「勿来関」は場違いで、実は宮城県利府町の方が本当の勿来関なのだと実(まこと)しやかに宣伝され出したことに端を発した。

何故なら、近年それが真実味を帯び一部いわき市民もそれに流され出したという。

これに驚き、持ち前の正義感が頭をもたげ出したのである。

そこには、真実を愛し、追及してやまない橋本氏を中心に麗しき愛郷心の発露を感じないわけにはいかなかった。

実は、佐藤一先生は、地元の高校で国語・社会科担当の教師で生徒からも慕われ、尊敬されていたという。直接お会いはしていないが、生誕百年にあたるという巡り合わせ。

その後、新資料の発見は続き、整理し今回の大著誕生となったのである。

佐藤一先生もさぞかしお喜びと思う。

尚、あまり知られていない話題二つ。

一つは、源義家の名歌を感動的に読み、将軍としての心境を汲取った赤水は、なこそを漢字で表現すれば「勿来」がふさわしいとしているが、赤水自身は蝦夷に対し、微塵も敵対感情を抱いていなかったということである。

それは赤水晩年に著した『古史通大意』の巻末に、次のように記されている。

「―前略―。常陸をば常世の国とも云て、国常立尊の本国なり。後に蝦夷とも云、毛人國とも云。髪髭切らさるゆへに云なるべし。[下野、上野も上古蝦夷なる故に、毛野と云なるべし]。蝦夷は本極東方日出の国なり。扶桑若木も亦此地なり。

君子居レ之。何陋レ之。有二蝦夷一を賤んずるは、文盲の至り也」と。

もう一つは『邪馬壹國女王の都を計測する』橋本吉治著である。

窮理癖は赤水に優るとも劣らずのいわき市逸材。二〇一五年に完成せるも未発表。緻密な調査と計算による精巧な製図とその論文は間もなく発表され、学界より高い評価が与えられるものと期待している一人である。

私は、かつて県境の北茨城市立常北中学校に十年間お世話になった。その間、毎春四月、勿来の関の一角に陣取り、花見を楽しませて頂いた。

あの頃は、大酒を飲むばかりで、「関所」の研究は皆無、関心なしだった。

ともあれこの度は時宜を得、チャンスを生かし、いわき市の歴史の中に立派な足跡を遺すことができ、慶賀の至りである。御労作に対し、深甚なる敬意と盛大なる感謝の意を表する次第である。

出版にあたって

今般、佐藤一先生の『勿来関と源義家』（以下、本書と呼ぶ）複写本出版にあたり、その意義について二点述べておきます。

はじめに、『勿来関』に関係する図書は数多くありますが、その中でも本書はまるで高校の教科書のように、この一書の中に、関に関するすべてが収められています。

私にとって座右の銘となっておりました。ただ、終戦後の物資困窮の中での出版だったためか、紙質に問題がありました。

また、植田町の図書館には、一冊しかなくそれも、非常に傷んでいました。著者の地元の『勿来関文学歴史館』には、一冊もありませんでした。中央図書館には四冊ありましたが、貸出しは禁止でした。

近年出版された勿来関に関する著作には、佐藤一先生の名前は登場しなくなっていました。

これだけの著書と、郷土を愛した偉人を世に知らしめなければならない。これが私の長年の考えでした。

次に、地元に居りながら、知らない方が多いと思いますが、『勿来関』を取り巻く環境は、かなり厳しいものがあります。他県にある『勿来関』を優位と見るいわきの識者が多いのです。

このような状況の中で、勿来関の原点の書とも言える本書を出版出来る事は、時を得たものと思っております。

ただ、半世紀の時の流れの中で、勿来関利府町説なるものが、書籍やインターネットなどでも、目に付くよ

うになっておりますので、末尾に拙文を付し反論を試み、読者諸兄の御意見を仰ぎたいと思います。

以上、二点について本書発行の意義を述べましたが、超えて熱望することは、真の価値観を持した、過つことなき理想郷土実現の真の友の出現です。

読者皆様の、郷土文化啓発の一助になれば、望外の喜びです。

長久保赤水の縁者で、赤水研究の第一人者でもあり、赤水に関する数々の書を出版されている、長久保赤水顕彰会顧問の長久保片雲氏には、特別寄稿として「なこその関」を賜りました。心より御礼申し上げます。又、もったいなくも序文を賜りましたこと、重ねて御礼申し上げます。

若輩の私ごとき者にさえ、いつも奥様共々、暖かく、おもてなし頂きました。

佐藤一先生を彷彿させるような久しぶりの真実の人格にお会いでき、深く心打たれました。

本当にありがとう御座いました。

又、資料収集と注記欄等を担当してくれた、友人の菅波修一氏、又今野龍星君ならびに出版社の方々に深く御礼申しあげます。さらに、長年労を伴にしてくれた妻には、最大の感謝を致します。

最後に、本書再発行を快く御許可下さいました佐藤家の皆さまには、厚く御礼申し上げます。

佐藤一先生　生誕百年を記念して　橋本吉治

令和二年六月五日　白鷺池庵にて

追記

今回の資料調査で、長年の疑問だった『勿来関』の文字について、江戸中期に隣国常陸国高萩出身の長久保赤水の「ひと工夫、趣向」によって付けられたことが判明しました。（本文参照）したがって、万葉和歌に還って『名古曽関』と表すべきとも思いますが、一考の余地はあると思います。

本書の著者も「勿来」の文字は「なこそ」と読まないので、疑問を持っておりましたが『勿来関』が一般化していたという時代性を御理解の上、御拝読願います。

「勿来関」は、表記文字で、話し言葉としては「なこそのせき」と言っています。

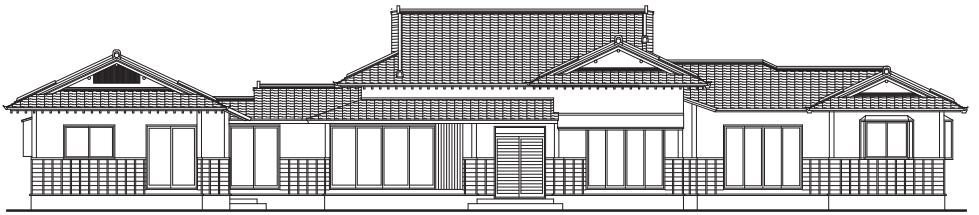
その他については、全く本書の通りと、確信しております。

なお、長久保赤水の資料六九三点が、本年中に国指定重要文化財になる見通しです。

本書に若干の振り仮名を別字体で付けさせていただきました。又、上部に注釈欄を設けさせていただきました。明らかな誤字は右側訂正文字を付させていただきました。

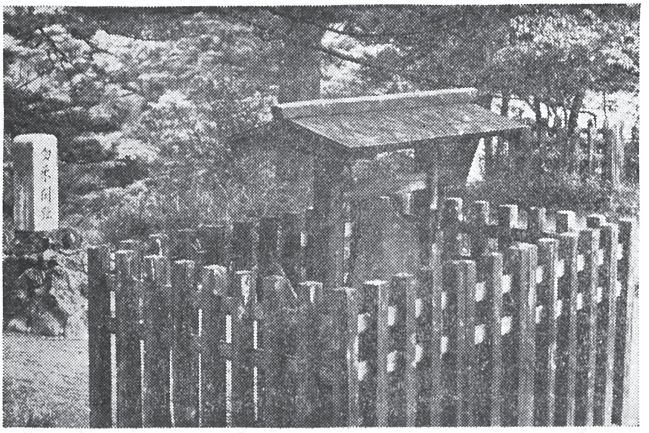
編集の都合上、ページ数値は通しにさせていただきました。

以上のほかは、すべて原書の通りです。



勿来関と源義家

八代　義定　監修
佐藤　一　著



目次

口絵写真
序　八代義定……1
序　古川伝一……2
はしがき……3
凡例と扱い……4
一、勿来関趾の概観……6
二、郷土に人が住み始めたのはいつごろであったか……12
三、古代人の生活はどのようなものであったか……19
四、剗・関の機能はどのようなものであったか……30

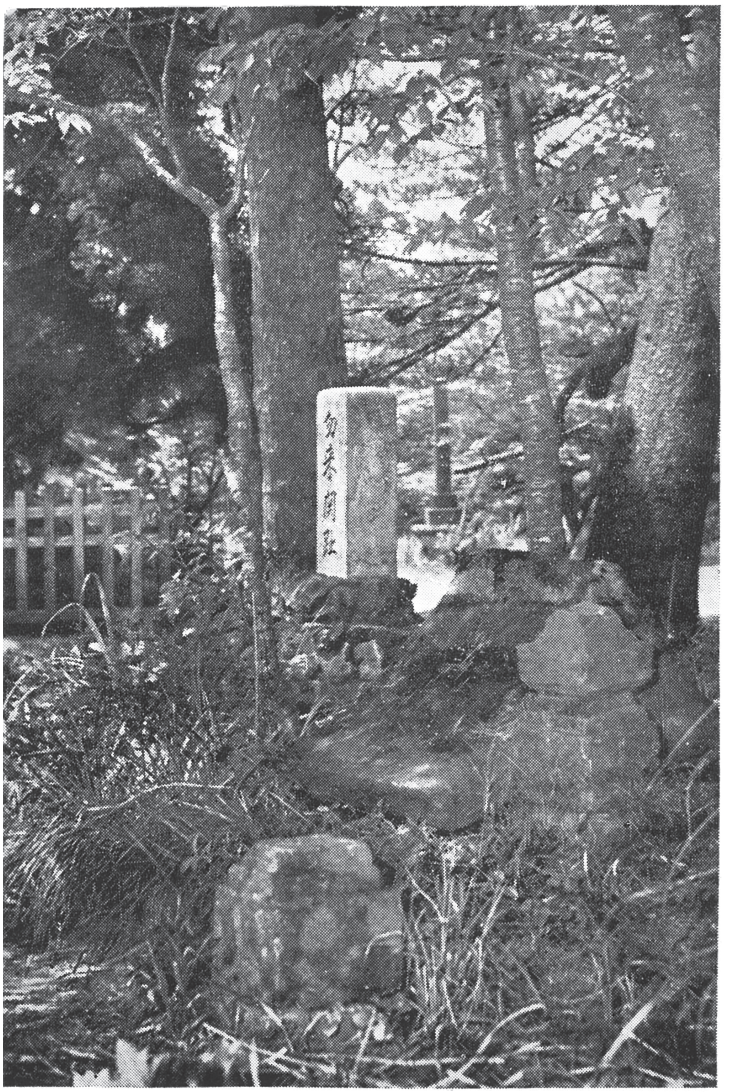
五、勿来の名称はなにから起ったか……49
六、勿来関の原位置はどこであったか……54
七、武将義家の勿来関通過はいつごろであったか……94
八、源義家考……119
九、勿来関雑考……156
一〇、勿来関と周辺の日記・紀行文……206
一一、勿来関をよんだ歌にはどんなものがあるか……212
一二、勿来関所に関する伝説……234
一三、勿来の関を戯曲ではどのように扱っているか……237

あとがき……257

装てい　高野吉男



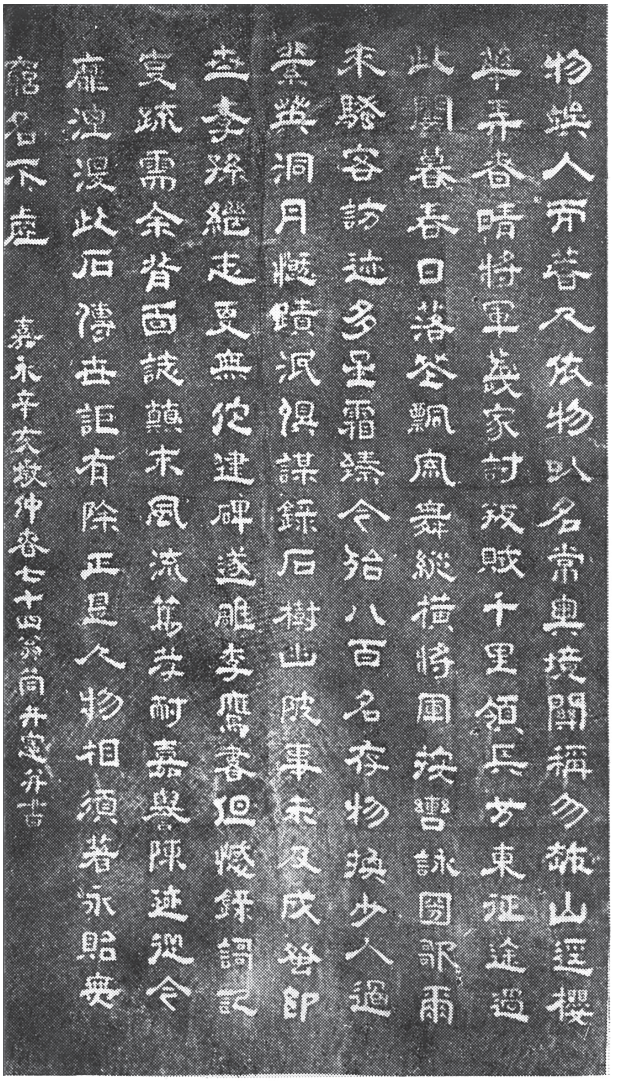
奥羽三古関蹟拓本



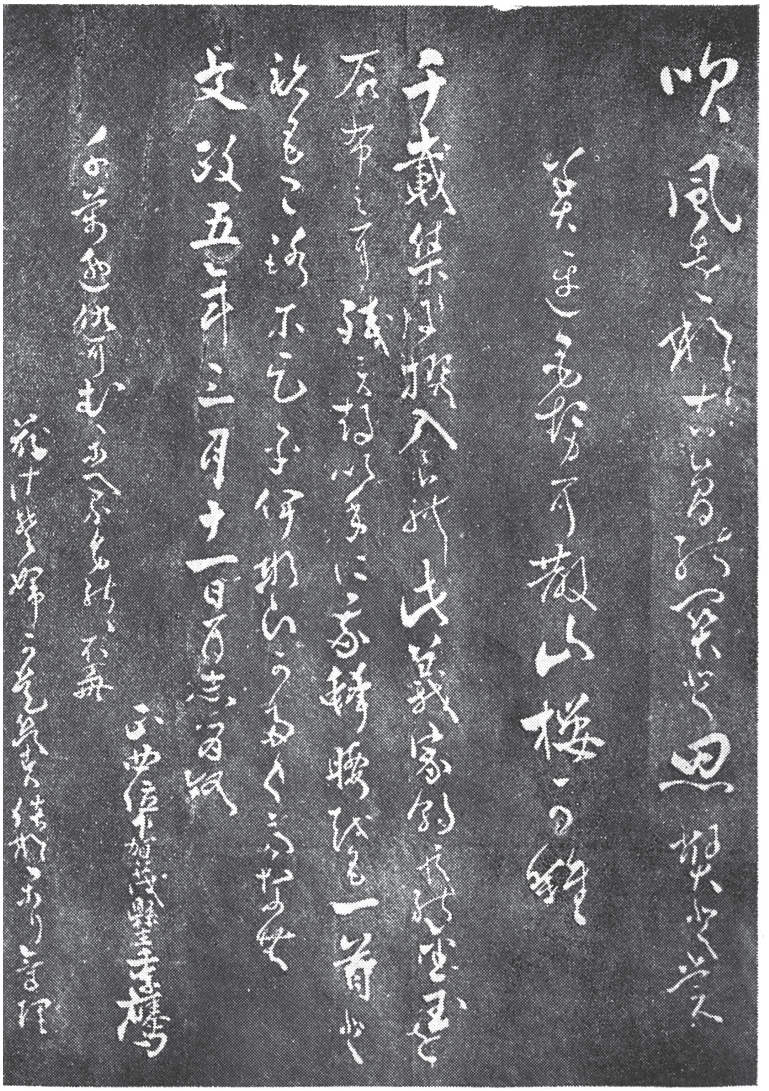
勿来関趾　手前石塔は宝篋印塔（勿来市勿来関田町関山）



後三年合戦絵図（日本百科大辞典所載図版に拠る）


物與人而皆入依物以名常與境閒稱勿施山運櫻
華開春晴將軍義家討奥賊千里領兵東征途過
此關暮春日落笳飄風舞縱横將圍按轡詠圓歌雨
未驟容訪迹多星霜猶令始八百名存物換少人過
鶯燕洞月幽猿猨泯俱謀錄石樹山陂事未及成遂即
亡矣孫繼志更無他建碑遂雕李鷹書但憾鐫詞記
實疏需余脊西誌顛末風流篤友耐嘉舉陳迹迎令
雁渥湲此石傳世詎有除正是人物相須著永貽無
窮名不虛
嘉永辛亥歳仲春七十四翁尚井鼎分書

勿来関歌碑　表面



勿来関歌碑　裏面

吹風遠那古曽野関登思弊登裳
美遅毛勢耳散山桜可難



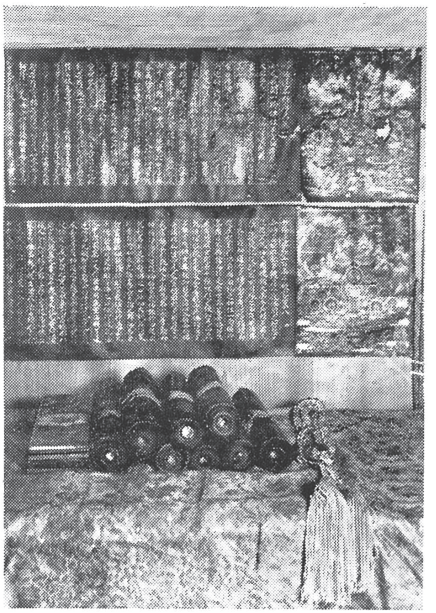
（上）白河関趾　白河市古関区関の守
（下）白河関碑文裏面



念珠関趾　山形県西田川郡温海町鼠ヶ関

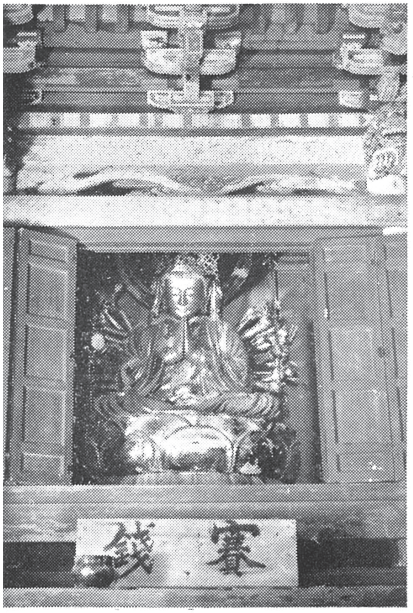




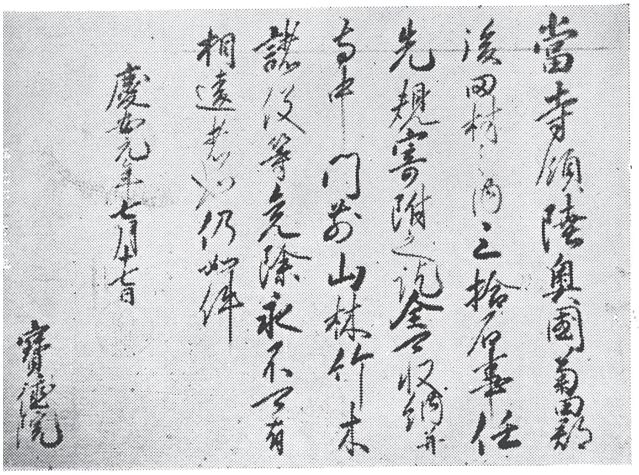




（上右）法華経八巻　勿来市関田町松山寺
（上左）金剛夜叉明王（蔵王権現）　勿来市勿来出蔵町
（下）阿弥陀如来　勿来市関田町松山寺



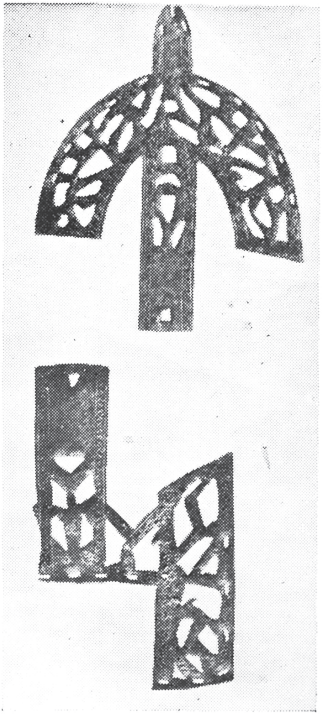




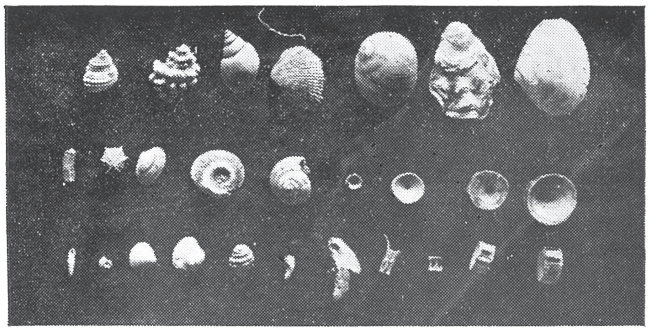
（上右）薬師堂　植田町大字岩間
（上左）高蔵寺　植田町大字高倉
（下）　宝徳院朱印状　植田町後田青木山

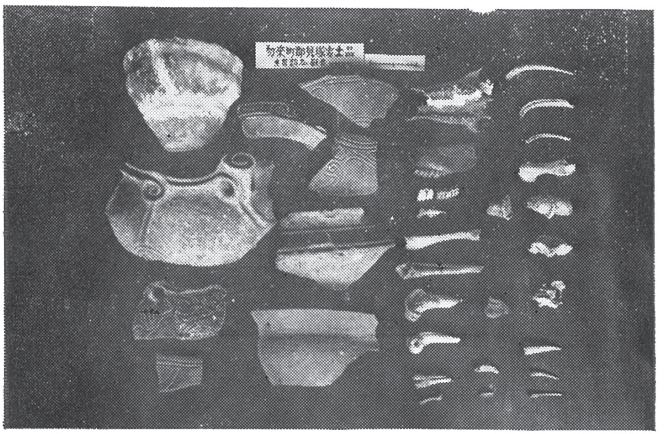


（上）弥生式土器　須恵器の骨壺
　　勿来市錦町長子、勿来町関田出土
（右）古墳出土品　金冠塚、勿来市錦町
（下）古墳出土品　金冠塚（金銅製金具）
　　勿来市錦町











（上）貝塚出土品　郡貝塚（魚貝類）　（中）仝（土器類及獣骨）　（下）仝（猪の頭部）　勿来市大高町

令義解（りょうぎのげ）　八三三年（天長一〇年）に淳和天皇の勅により右大臣清野夏野を総裁として、文章博士菅原清公ら十二人によって撰集された律令の解説書全一〇巻。この書物によって、「大宝令」、「養老令」が伝えられている。

序

福島県重要文化財専門委員会議長
八代義定



『令義解』に拠ると剡は堅柵（せきほりと）の所、関は検判の処とある。勿来の関は奈良朝平安朝時代中期までは菊多剡とよばれていたものである。随（したが）って菊多剡は堅柵の所であつて軍事的要塞的なもので後世の箱根の関のような検判の処でなかつたのである。私は白河剡も菊多剡もこういう意味でとり扱うべきものであるとの見解を持し、昭和の初頭に史蹟名勝天然記念物保存法に依り文部省に対し指定の申請書を提出した。当時の史蹟調査委員三上参次博士、黒板勝美博士、荻野仲三郎氏、内務省神社局考証官宮地直一博士等の共鳴を得て文部省としては指定を内定したのであるが、考証以外の事務的関係で指定のことが頓挫（とんざ）して今日に至つた。

茲に常磐市湯本高等学校教諭佐藤一氏は此基本的解釈に準拠し旧菊多、現在の勿来市方面の人文地理を精査し一書をまとめあげられたことは近来の快心事である。必ずや国史、地方史に関心を持たるる各位の歓迎を受くることと思う。本書の不備な点については各位の研究によつて補つていただきたい。

いささか所見を述べて序に代える次第である。

昭和三十年九月二十一日

序

勿来市長　古川伝一

『勿来の関とその周辺』の著者佐藤一君は、福島県立湯本高等学校に教鞭をとるかたわら、さきに『勿来の関の展望』と題する研究を公刊し、我が郷土に多大の貢献をなし、今また本書を上梓して世に送らんとしている。

惟うに郷関の風土史蹟を知らしむることは愛郷の至情を養い、過去を研究することは、将来発展の資料を得る所以でもある。

予これを熟覧せるに、その一章一項すべて実地踏査と真摯な研究の集成であつて、古来東奥の関門と称された本市周辺の過去を認識するにも、今後この領域に鍬を入れんとする者にとつても、曠野に於ける好箇の指針であると信ずる。

本書公刊の労を多とし、一言を述べて序とする。

昭和三十年九月

はしがき



佐藤一

勿来の地に杖を曳く人達が年々増加して喜ばしいが、関所の由来すら知らずに帰られてしまうことはいかにも残念である。「なこそ」についてはだれでも一通りの理解があり、その知識は常識ともなっている。最近、地方史研究の意欲が高まつて郷土を正しく理解しようとする人々が多くなつてきた。特に学徒や「私達の郷土」を担当する先生方が常識から一歩踏みこもうとするとその常識ではわからないような問題が次々とおこつてくる、さてどんな方法によつて調べようか、と等しく悩んでいるときく、私もその一人であつて、なかなか容易なことではない。

小著は不本意ながら今日の段階ではほ未だ具体的内容を盛りこむまでにいたらず、むしろ今後の継続研究によらねばならぬことが多い。そのため努めて考証を原典によつて記載したが尚雌黄を加える点が多々ある事と思う。「なこそ」を知ろうとする諸賢の調査上の一考察資料となれば幸甚である。

私の貧しい研究に絶大なる援助を下された勿来市長古川伝一氏、同市議会議長山崎登氏、教育長の阿部忠次郎先生、観光協会長赤津一先生、箱崎義一氏、窪田支所長渡辺礼五郎氏並びに市会議員、市観光協会、各学校、公民館、役所、監修をいただいた八代義定師並に御指導にあづかつた梅宮茂師、篠原理男、中川鉄男石川益文、鈴木節長、加治孝司、柳沼徳太郎の諸氏、朋友江尻元治、長谷川一雄の両兄諸先輩に衷心より感謝の意を表します。

特に出版を快く引受けて下された高野吉男氏夫妻の御協力に深甚なる敬意を表しつゝ……

昭和二十九年（一九五五）四月二十九日

勿来市発足の日、勿来関趾にて

凡例と扱いについて

一、本文中の和歌に番号を付したものは国歌大観によるものである。

一、従来、勿来関について資料の一部分が短文だけしか記述されていなかったので本書では努めて全文を記載した。しかし尚不充分な研究のため意見が少ないことを御わびする。

一、本書は次の観点から述べようとした。

1　考古学によって文献の裏付をする。

2　中央の文献の中から地方性を導き出す。

3　土地の人達が所有する古文書にはどのように述べられているか。

4　関についての文化はどのように遺産されているか。

5　日記、紀行文によって先人の意見をきく。

6　伝説や戯曲では関をどのように扱っているか。

以上の項目の文章記述を補う資料や写真が種々の点から制約され、折角提供下された方々に対し申訳なく御わびします。

二、本書の小、中、高校に於ける関連教材、文部省新指導要領による。

小学校　三年　今と昔
　　四年　交通の今と昔
　　五年　交通の発達と私達の生活
　　六年　私達の生活と政治
中学校　一年　郷土の生活と自然
　　二年　大昔の生活、国のはじめ、江戸時代の生活
高等学校　日本史（人文地理。国文学史）

一、勿来関趾の概観

一、勿来関の考察

弥生の空に咲く桜と共に連想される勿来関は、白河、念珠（山形県）と共に奥羽三古関と称せられ、旧名は菊多剡と呼ばれていた。この古く名高い関所は何時の頃から置かれたかは明かでないが、承和二年（西紀八三五年）の太政官符に「置関以来于今四百余歳矣」とあることを根拠として允恭天皇の前後とも言い、或は遠く菊田国を置かれた応神天皇の頃とも唱え、又菊田郡を新設した元正天皇の御代とも称している。これらの内最も有力とするものは允恭天皇の御代とする説であつて、今からさかのぼること千五百年前後であつたと概算することが出来るのである。

凡そ関の設置の理由は、外敵侵入の防禦であつたことは勿論であるから、勿来の関が蝦夷の来寇に備えたものであることは言うまでもあるまい。

情熱的な詩人の憧れ慕うこの優雅な勿来の名義は必ずや勿来の意味に相違ないのであろう。その拠るところは類聚三代格に収められた太政官符に見える「白河菊多剡」の菊多剡は即ち勿来関であつて、勿来というのは殆んど関にかかる枕詞の如く用いられたものである。それが遂には普通名詞になり菊多剡の佳名である如く見られるに至つたものである。勿来の名称考によれば、波越、名来曽、名古曽等が挙げられる。

勿来関の原位置については名称考によるように「波越」の如く非常に海浜に近いところであるとする海辺説や、古道は多く山上を通過したと否定する山中説の二つに分けられるが、勿来関趾は現在顕明なるものにして、福島県勿来市勿来関田町字関山及び茨城県多賀郡関本村との県界山嶺の平坦地にある。この地を南岳院と言つて関明神がある。一つを関東の宮と言い、一つを奥州の宮と称している。

仁明天皇　西暦八〇八年～八五〇年。日本の第五四代天皇／平安時代。

源義家　一〇三九年～一一〇六年。平安時代後期の武将。伊予守源頼義の長男で、八幡太郎の通称でも知られる。後に鎌倉幕府を開いた源頼朝と室町幕府を開いた足利尊氏などの祖先にあたる。

而して菊多剡が勿来関といわれるに至つたのは果して何時からであつたかは明らかでない。勿来関は弘仁二年一度官道たることを止められたらしく、さしも旧く由緒ある関は廃れたが、仁明天皇の御代承和二年に至り関の通過を厳にしたので再び勿来の命は蘇つた。その後何時とはなく関は廃れて将軍源義家が通過した時は既に関は滅びていたという。義家は頼義の長子として生れ七才の時（或は一説に三才）石清水八幡宮で元服したので八幡太郎といい、前九年の役に父に従つて安倍頼時、貞任を討ち衣舘に閟い

　ころものたては綻びにけり

貞任顧みて起句を口吟して

　年を経しいとのみだれの苦しさに

とは、かつて知られた歌である。

しかして、義家通過については、前九年の役なりとするものと、後三年の役なりとする二説があつて、後者は寛治元年、二年、三年、五年、六年等の諸説が出ている。結局後三年の戦に出陣する折に勿来関にさしかゝつたものと信じられる。それは阿武隈の山に暮れようとするばら色の情景、行く人稀な山路、逝く春をいたむかのように英雄の鉄衣を慕い散つて舞いかかる桜花、流石に猛き武将義家も、今は只余りの美しさに駒をとどめてしばし感慨無量だつたろう。

　吹く風を勿来の関と思へども道もせに散る山桜かな

吹雪の如く舞いかかる花につつまれ、桜の老樹を見上げている古き武士―義家―の姿はどんなに麗しく神々しかつたろう。静かに黄昏の影につつまれ、廃れた柵をあとにのこして行く武将、義家の姿は昔を偲ぶ吾人にとつて想像にかたくない。

この麗しい感激に満たされながら義家の辿つた山路は一体どの辺だつたろうか、その山路はおろか関の跡さえさだかではない。

星霜既に八百余年、歌いし武人は影もなく見る由もないが、昔の関跡だけは何処かにかくれているに違いない。奥床しい古武士ののこして行つた足あと－その関路はどこであつたろうか。

二、勿来関附近の地形

こえ佗ぶる逢坂よりも音にきく名古曽はかたき関と知るらん。蜻蛉日記道綱母よむ

名古曽は古き世から知られて其の名は全国に知られていた。此処は陸奥と常陸との境界であつて行政上重要な個所であつたことが常陸風土記に述べられている。この関趾は勿来駅から南西に二キロ程距たつた県界山嶺のやや平坦地にあつて、附近一帯の地勢は山型に富んだ第三期層から成つている。東に白砂青松の地と、それに連なる太平洋を眼下に控え、晴れわたつた秋の日など銚子の遠わだつみが視界に入る。

茨城県北端の平潟港は天然の良港と謳われ、自然の防波堤としてその真価を発揮している。平潟、九浦の港は遙かに小名浜の先岬、鵜子岬と相対し、湾の北端から砂丘が続いて見える。関趾を東下すること一キロで松川磯に至る。海気清らかにして磯の香不断に放つこの浜は妖岩怪石海中に起伏して濤波は飛沫となつて懸崖をかむ。飛鳥井宗勝が

九浦や潮みちくれば路もなしここを勿来の関と云ふらん

と、詠じたのは、二ツ島が海中に聳えたち波間に怪岩が伏牛脱兎の如く点在するこの海岸だと云われる。西に翠巒夢の如き、阿武隈山脈の流れを汲む仏具の秀峰を抱擁し、連々たる山なみは平潟港の突端に終る。関所附近は阿武隈山脈の東斜面との間に拡つている丘陵であつて、幾段かの起伏がある。海岸は段丘を形成したと見られており、入江は推積作用で次第に埋まつて平地をつくつたと想像される。

蜻蛉日記　平安時代の女流日記。作者は藤原道綱の母。九五四年～九七四年の出来事が書かれてあり、上中下の三巻よりなる。

勿来関はこうした地形の概ね中央に所を占め展望は四囲に開け、戦謀的要素を有したであろう刻として重要であつたことが知られる。

風光明媚な勿来関は同時に白河、念珠と共に奥羽三古関の一つとして、浜海道中のもつとも嶮要な関塞であつたことを偲ばせるに充分である。

三、関趾附近の文化的特質

以上概略乍ら勿来関の歴史的背景と関趾附近の地形に就いて考察してみたのであるが、更に考古学的資料に基いて勿来関周辺の文化的特徴について論及せねばなるまい。夜空に瞬く幾多の星辰を眺め悠々として蒼穹に峙つ山脈をのぞみ、将又青松連なり白砂を洗う太古ながらの波濤を聞く時、我等が郷土に生活したであろう原始人を偲ぶと仄かな慕しさを覚えてくる。

時は流転し素朴な原始社会より統制ある国家社会へと進展したことは日本史に証明されるところである。常陸風土記によれば菊田国郡地内に菊多国造を置いたと記されており、この地は勿来関と関係の深い勿来窪田町字郡にその名のある長者屋敷の説が有力である。この台地から現在も尚焦米を産し、上古の布目瓦や、縄文式土器が多数みられるが、特に弥生式初期（十王台式）の土器が破損されずに出されて居る。これと同型式のものは磐城農業高等学校、勿来市錦町長子にも見受けられるが、これは日本歴史の黎明期のものであると言い得る。

時代がやや下つて勿来関が創設されたと説かれている飛鳥時代頃の資料は次の通りである。

茨城県関本村、新制中学校敷地から住居趾が見受けられ完全な須恵器の壷、皿が数十個出土

勿来市植田町神山地内には住居趾、窯業遺跡が発見され須恵土師器が出土

勿来市植田町後田古墳からは朝顔型埴輪その他、須恵器破片が出土

須恵器　古墳時代中頃に朝鮮半島を通じて伝来した硬質の焼物で、青灰色を呈する。五世紀以降、製作技術が伝わり生産が始まった。窯を使って千度以上の高い温度で焼かれたもの。

勿来市錦町金冠塚からは十一体の人骨、桂甲、骨鏃、鉄鏃、刀の飾品、耳輪、金銅製品須恵器、土師器が出土

勿来市勿来関田町から須恵器、土師器の骨壺が出土

これ等の出土の遺跡や遺物はわれわれに何を語ろうとしているか、勿来関が設置された同一年代と見られる西歴四―五世紀の遺物遺趾であつて勿来関を中心とする当時の地域文化の様相を示しているのである。

勿来市の地勢は自然地理的観点からして、関東の最北端に位する常陸文化地帯と、東北の最南端たる鮫川流域に於ける旧菊多郷とを分つ丘陵である。この丘陵は阿武隈山系から派生して平潟港で終ることは「勿来関附近の地形」の項に述べた通りである。

勿来はこれらの資料によつて判断出来るように大陸系の文化を摂取し、日本化されつつあつた関西、関東から北上する文化と、祖先人の愛着によつて培われた東北より南下する文化、更にまた白河から御斉所―鮫川流域を通じての中通り文化との接触、結合された文化地域であつたことが立証されよう。

植田町後田古墳群及び錦町錦古墳群は何れも古墳、後期のものであることは、その様式や遺物によつて窺われ、勿来関が創置されたと思われる時代と稍同じなのである。勿来関を基点として、このような文化の営みが考えられるとき、剏は一箇所に固定したとは考えられないし、よし仮定したにせよ疑う余地がのこされるのである。関跡附近の地形を探索してみるとき、次のようなことが同時に考慮されるからである。

考古学から探求して見て菊多軍団は数ヶ所にたむろしていたであろうこと。

防衛線は海岸（近海を含む）より阿武隈山系の附近にのびていたであろうこと。

防人たちは常時は耕作に従事し、有事の際は兵器を採つて戦ふ所謂農兵ではなかつたかと言うこと等である。

更にこれらの事項は剏と、柵との意義づけともなるのである。

土師器　弥生土器の流れを汲み古墳時代から奈良・平安時代まで生産され、野焼きで焼かれたもの。茶褐色で、やや軟質である。

結局以上を総合考察するとき勿来は上古より東北の関門たる位置にあつて、世に知られた地域であつたことを如実（にょじつ）に知ることが出来るのである。

古事記と日本書紀　「日本書紀」は七二〇年（養老四）に完成した歴史書。「古事記」の成立から八年後のことでした。「古事記」は、天皇の国土の支配や皇位継承の正当性を国内に示す目的で、「日本書紀」は、唐や新羅などの東アジアに通用する正史を編纂する目的で編纂されたとする説が一般的です。

二、郷土に人が住み始めたのはいつごろであったか

夜空に瞬く幾多の星辰を眺め、悠々として蒼きゆうにそばだつ山なみを望み将又青松連なる白砂を洗う太古ながらの怒濤を聞く時、我等の想を遙か悠久の大古に馳せ、我等が郷土に生活した原始人を偲ぶと仄かな羨わしさをも覚えてくる。

われらの郷土に祖先人が住むようになつたのは何時ごろで、どんな生活を営んだであろうか。先史時代は記録文書が具有されないから、従がつて伝承とか物質的な資料によつて考究して、この時代の文化をみなければなるまい。勿論、日本国土の奥羽、奥羽の一隅、石城地方としての関連に於て、考究するものであるが、一地方に限つたことと、原始時代と言う点から幾多の飛躍と問題と危険とをおかさなければならないと思うが、ここでは重点的に本地方に集約してみて行きたい。従来、日本書紀や古事記を中心とする歴史は、歴史的事実の直叙ではなくして作為的な神話、伝承、説話によつたことが多い。常陸風土記那珂郡の条によると、貝塚の積成を巨人の所為と説き、石鏃を神軍の遺品として神秘化し、又石鏃を屋糞、石斧、石匙を天狗の飯べら等と説いて、或は護符として尊重したとのことが述べられているのである。この風土記の編せられたのは七、八世紀であるが、この時代になつても文献による正確さが失われているのである。以上の凡例は、その一端であるが原史時代に入つてからでも考古学の存在を全然無視することが出来ないと強張される由以である。いわんや四、五千年それ以前の時代を考求するに当つては考古学の歴史的意義つけで一層明瞭となろう。郷土の歴史もまた考古学とその補助学とによつて再吟味されなければなるまい。

上述した時代は文献の有無如何に基いたものである。

1　先史時代（Prehistoric age）とは文献の全く存在しない時代を意味する。

2　原史時代（protohistoric age）とは文献はやゝ存在するが豊富でなく且つ不正確な神話伝説を主とする時代をいう。

3　歴史時代（Historic age）とは文献による歴史の具備する時代をいう。

「大場磐雄　日本考古学新講」

原始人の生活は、ほとんど毎日が狩猟と植物採集に過されたであろうことは貝塚からの出土品によつて窺うことが出来る。えものを追つて山野をはせめぐつていた原始人のすがたを思いうかべ乍ら、古代石城の汀線を探索してみよう。

繩文式時代の石城地方の海岸線

石城地方の貝塚は（厳密にいえば貝塚を伴う石器時代遺跡）日本の石器時代では、その中期以降と見られるもので常磐市西郷、馬玉磐城市御代、下川、綱取、南富岡、寺脇、大浦村長友、平市草野下片寄、平市夏井下大越、勿来市勿来大高町等である。石城地方の貝塚が私共によつて学問的視野から観察されることになつたのは大正六年からで、正に四十年を経過している。その後新発見のあつたことをきかぬ、然し地形上平方面や、菊多地方ではなお二、三カ所発見されてもよいと思つている。

貝塚遺跡は五万分地図上、海抜十米線の中積土上に臨む丘陵の辺縁に遺存するのが常である。この十米の線は当時の海浸地域である。藤原川流域では常磐市湯本町及白鳥まで、磐城市では旧鹿島村の走熊蔵持まで、旧渡辺村では田部松小屋方面、旧玉川村は全部海浸地域である。鮫川流域では勿来酒井町、山田では井上、下山田、錦、植田の平坦部は全部海浸地域である。夏井川流域では、草野、大浦、四倉も丘陵地帯を除けば全部海浸地域、平市では上、下平

繩文時代　日本列島における時代の区分の一つであり、世界史では、中石器時代ないしは新石器時代に相当する時代。始期に関しては、一般的に約一六、〇〇〇～終期は約三、〇〇〇年前とされる。

窪、好間では下好間、赤井では西小川辺まで、内郷市では綴駅までは海浸地帯である。

先年平駅前の水溝設置工事の際知られたことは三十五糎の地下に一米の海砂層があつた。他の例でも分つていることだが、この海砂層がここの石器時代の海浸時代の証拠となるものである。上に述べた遺跡の中で南富岡と寺脇とは縄文式石器時代末期のもので例の亀ヵ岡遺跡と連なるもので此の頃から弥生式の影響を受けるので本県の白河市の天王山、若松市外御山の遺跡が時代的つながりを持つ。

石城地方ばかりでなく、現在の海抜十米線の海浸時代が縄文式石器時代に該当することは東京湾、仙台湾地方に至るまで例外はないといつてもよい。火山事変の影響をつよく受けた湘南方面は少しずれてくるように思う。

石城海岸に接続する双葉地方では貝塚を伴う縄文遺跡は私共には分つていない。相馬地方では新地、三貫地貝塚は縄文式石器時代の後期、浦尾貝塚は其上の時代相を示している。平市草野の大字北神谷、袖の遺跡旧鹿島の飯田の遺跡は汀線が十米より三米に移動した時代、これ石城地方の弥生式時代である。

八代義定

八代師は精魂をかたむけられ多年に亘る踏査研究の末に遺跡、遺物の分布によつて先史時代に於ける石城地方の汀線を以上のように結ばれているのである。以下これ等の二、三の貝塚に就いて概観したいと思う。

貝塚

貝塚とは、古代人の食べた貝殻や屑物、壊れた器物、けだものの骨などを捨てたごみ捨場であつて、貝が殆んど原形のままのこつているのは石灰層をなすからである。貝塚の存在は古代の漁村の所在をはつきりと示している。石城地方の貝塚の規模や貝層は大小さまざまであつて、その数は驚くべき程多い。貝の種類も二十種ほどに及び特に多量なのはハマグリやアサリであるから泥砂の浅瀬で一般には波静かな場所であつた。しかしカキ、サザエも散見される

八代義定（やしろよしさだ）　明治二二年（一八八九）～昭和三一年（一九五六）。考古学者で福島県に功績を残した人。旧・鹿島村御代の八代家に次男として生まれた。

点から湾入の海辺は相当荒廃であつたことも想像される。貝の種類は何れの貝塚も大同小異で住吉、御代のような内貝塚も、大畑や綱取の外貝塚も大差がないようである。

貝塚の存在個所は貝類の棲息に適したところで、関東では東京湾及霞ヶ浦、東北地方では松島湾、その中間に位する本地方では、夏井川、藤原川、鮫川流域とであり、古代の汀線は現在の海岸線より湾入に富んでいたことが立証される、こうした原因には色々あろうが海流の作用と、作用される作用に依つたことが大きかつたと思われる。

郡内の貝塚

郡　貝　塚　勿来市勿来大高町字郡
大畑貝塚　磐城市泉下川町字大畑
馬玉貝塚　常磐市磐崎馬玉町字大久保
西郷貝塚　同　西郷町字金山
合曹子貝塚　同　鹿島御代町字合曹子
若宮貝塚　同　字若宮台
綱取貝塚　磐城市江名町綱取
寺脇貝塚　磐城市小名浜寺脇町
南富岡貝塚　同　南富岡町字真石
大原貝塚　同
住吉貝塚　同
下大越貝塚　同　字南作

片寄貝塚　平市神谷下片寄町字立坂
馬目貝塚　同　草野馬目町字原高谷
長友貝塚　同　大浦長友町字渚戸

【郡　貝　塚】

勿来駅より東西に約三粁距る茨城県界に近い、標高十三米、貝層一米三十糎、出土品の概要は次の通りである（孤内は慶応大学江坂輝也師の鑑定による）。貝類十七種、多かつたもの、バイ、だんべい、きさご。稍多かつたもの、はまぐり、かき貝、さざえ、おにあさり、しじみ。比較的少かつたもの、つめた貝、れいし、いぼにしうばがい。其他である。魚骨としては、マグロ、かつを、鯛（黒鯛の下あご）すずき（すずきのえらぶたの骨）、いえ（いえのせきずい、歯、現在は近海に少ないそうである）さば、ひらめ等小魚類の骨が多数。獣骨としては、鹿（焼あとが炭化している）たぬき（狸の足）、猿（骨盤）、犬（頭骨）猪（頭部二頭、肩甲骨牙）、その他骨製品。石器としては、定角式石斧、分銅型石斧、石皿、たたき石等。土器としては加曽利式（口縁部四角、円型のもの多し、文様は渦巻文無文のものも多し）。この地名については後説、考察の項に述べる。

【西郷貝塚】

磐崎の西郷字金山にある。阿武隈山系の湯嶽の支脈が海岸に向つてのびた第三紀丘陵の海抜二〇米の小段丘の北側斜面と南側の水蝕谷の二箇所に分布し、北側の散布地は五百平方米、貝層一米、貝種はイモカヒ、ツメタカヒ、モカヒ、イツチウバイ、アワビ、カキ、ハマグリ、ナミノコカヒ、サザエ、ウチムラサキ、レイシナンコ、アサリ、ジヤカヒ、ナガラミ、キセルカヒ、シジミ、スカヒ、トリコトリピス属等十九種が検出された。土器は円筒式の前期縄文から後期に及ぶ、焼しまり比較的堅く文様は渦巻文が特に目立ち、一見粗放のようで雄大な趣がみられる。

郡貝塚　古代から勿来地区に人々が生活していたことは、縄文時代の郡貝塚（窪田）や錦町の金冠塚古墳などの遺跡で証明される。

加曽利式　土器研究の基礎となり、縄文土器の年代配列の確立になった。

【御代貝塚】

支流矢田川が形成した鹿島村地内の狭小な沖積原に臨む海抜二〇米の段丘の末端に約三百平方米にわたつて遺物散布し、貝塚三ヶ所十個以内の竪穴跡が標高六、五米の高地にある。貝層一米五〇糎、散布面積五〇平方米で貝種は西郷と同じく、土器は西郷に次ぎ中に彩文土器がある。

【大畑貝塚、綱取貝塚】

小名浜湾の外角の丘陵上にあつて、大畑からは最近直経一五糎長さ一米程の石棒が発見され、火打にした凹が三ヶ所、更に石皿二個（何れも完全泉小学校保管）が発見された。これにつぐ馬玉貝塚は標高五、五米、縄文中期より後期の遺物を出土している。これに対して寺脇、南富岡貝塚は共に標高四、五米で後期より晩期にかけての貝塚であり、諏訪後貝塚、大原貝塚は弥生式土器及び土師器が出土し、貝種は五六種にすぎない。

藤原川流域の貝塚の分布をみると、最古の西郷貝塚は現在の海岸より八粁の奥地にあつて標高は一七、五米の丘陵にあり、最も新しい住吉、諏訪後及び大原貝塚は標高二、五米程の低い砂丘にあり、滝尻及東下遺跡は貝塚を伴わない低地性の弥生式遺跡である。これによつて小名浜附近の海岸平野は、藤原川の堆積平野が拡大して現在となつたので最古の西郷貝塚に古代人が住んでいた当時はこの附近まで太平洋が浸入して、南富岡、馬玉の丘陵は海中に突出た半島であり、入江には魚介をとる古代人が生活していたことが想像されるのであつて、貝塚の分布、規模、住居跡、立地条件等の諸点から考え合せて、昔時の村落構造は三～四十人程の極めて小さな集団たる原始共産制をなしていたもののようである。

以上の事柄を考察する場合、現在の標高十米の線が縄文中期から後期にかけての石城海岸の汀線であつたとすることが基本的な態度となろう。

古代石城の海岸線　八代義定
福島県の古代文化　梅宮茂
日本考古学　大場磐雄
日本考古学入門　原田淑人
原史学序論　杉原荘介

神武天皇の東征　紀元前七一一年～紀元前五八五年？　日本書紀、古事記に記されている「日本建国神話」磐余彦尊が高千穂、日向を発ち、奈良盆地とその周辺を征服して、はじめて天皇位についたという一連の説話をさす用語。

崇神天皇の国家経営　紀元前一四八年～紀元前三〇年？　日本の第一〇代天皇であり祭祀、軍事、内政において国家の基盤を整えたとされる。実在した可能性のあるといわれている。

日本武尊　西暦七二年～？　第一二代景行天皇の皇子で、熊襲征討、東国（蝦夷）征討を行ったとされる、日本古代史上の伝説的英雄。「日本書紀」「古事記」などに記載されている。

国造　「くにのみやつこ」とも読む。古代日本の行政機構において地方を治める官職の一種。

三、古代人の生活はどのようなものであったか

勿来関附近の古墳文化

縄文式文化の展開している間に、紀元前、三、二世紀ごろから大陸文化の影響下に弥生式文化が北九州や西日本を地盤としておこり、急速に西より東へと波及して奥羽の南部（山内清男氏は仙台平野に迄及んだと指摘している）即ち、わが磐城地方を経て転（伝）播したものと考えられる、事実内郷市の菊池康雄氏は白水地内から籾の圧痕を弥生式土器中から発見したと報告され、関東や、長野県の高地からも認められている点を学界で報告されている。特徴として見逃せない点は、金属文化の起つた時代であり、農耕文化が整えられた時代でもあり分業生活が始まつた時でもある政治的な見地からすれば氏族制度が確立され、天皇の出現が考えられる時期である。縄文式文化時代には生産力にいくばくの進歩もなかつたのに、弥生式文化がおこるに及んでこれまでの生活様式たる狩りや漁撈は一変し、ことに鉄器が使われるようになつて、農業生産は一段と進展した。（しかし庶民は従前のものを少しばかり改良したに過ぎないものが多かつたようであるが）農耕生活の開始によつて著しく定着性と協同性を増し、各村落は自営のため政治的統制を必要とする機会が多く生じた。これに就いては部落国家分立の時代から統一国家に向う即ち北九州に於ける銅鉾銅剣を専らにしたのに対し、近畿地方では銅鐸銅鏃などの青銅器文化圏が示している。又出雲の国譲の神話や神武天皇の東征、崇神天皇の国家経営、日本武尊の蝦夷、熊襲征討などの物語など伝えられているところでもある。かくて全国の土地、人民は直轄または間接に天皇に帰属されたのであろう、これが大和朝廷であつて、帰属又は支配をうけ、地方区劃として国県村が生れて古来の小国家は、その世襲的地方官として国造が置かれたといわれる。

この時代に農業が重要な問題とされるのであるが、稲が渡来してきたことは即ち導入の素地が出来ていたと考えな

ければならないし或る程度の原始農業が成長していたとすれば当時の集団生活を暗示することにもなる。では盛んに行われた水稲耕作は一体どんなものであつたろうか、その技術に就いても知りたいところであるが、奈良県唐古や静岡県登呂などの遺跡の様想から想起してみることが必要であろう。

扨本地方に就いての古代を古記にみれば「蝦夷は東夷と称せられ邑に首長なく、天性強暴にして男女雑居し、父子の別なく冬は穴に夏は巣に居り、山に登ること飛鳥の如く、野を行くこと走獣の如く、恩を忘れ仇を執い箭を頭髪に蔵め、刃を衣中に佩ひ或は党類を嘯集して辺境を犯し、撃ば則ち草に隠れ、逐へば則ち山に入るの種族たりしなり、而して其穴居の跡は今なお田村菊多及び磐城郡に現存せり、蓋し当時歴代の天皇は皆畿内地方に都し給ひし事とて帝都を距ること遼遠、王化未だ浴からざればなり」とあつて何かしら当時を想起させるものがある、かくて本地方には蝦夷人が血族、地縁的に結ばれ永く住み馴れた土地として生活を続けていたものと考えられる。

このような情況下における弥生式文化時代の末期からすでに墳墓築造の芽生えがあつた、二―三世紀の頃から内部に棺を収め、外部に高く土を盛つた墳墓が近畿を中心にして盛んに造られるようになる。墓制の発達も農耕に基調する大きな特徴と言うことが出来る、特にこの傾向は五―七世紀にかけて全国に分布するようになつた。以上は弥生式時代と古墳時代とが平行して伝播したと考えたものであるが、この時代の前後期に分けて考えても古墳の外形、内部構造、遺物等が異つているから専問書を玩味すべきである。古墳はその地を占めていた豪族の墳墓であるから、その分布で氏族制度の状態を知ることが出来る。われわれの地域の墳墓は地方豪族の自然的発生とみることよりも中央からの伝播による刺激が濃厚で、そのため型式的にも非常に類似しているものとみられる。

本地方の古墳の代表的なものは次のようである。

勿来市錦町中田

勿来市勿来町関田寺下古墳
勿来市植田町後田後田古墳群
磐城市渡辺町渡辺百穴墳
常磐市磐崎町西郷西郷古墳
平市高久町神谷作高久古墳

また築造や副葬品に、当時の物質文化の発達程度がよく現われている。当地方にみられる墳墓型式は前方後円墳と円墳との高塚式古墳であつて、高久古墳や後田古墳の一部には前者のものが認められる、特に前方後円墳は大和文化の表象とされている点に注意したい。尚大和朝廷の政治的発展と古墳築造者との関係を考えるとき、陸奥の南端に剳所を設定したと仮定することも興味ある問題となる。又高久古墳の天冠埴輪やその他の出土品及後田古墳の顔型埴輪は本地方の古代を知る上に重要なものである。当期の土器類については郡内各所にこれを見ることが出来る。

勿来市勿来町大高　土師器、弥生
勿来市植田町東田及磐城農高敷地、植田中学校敷地　須恵器
磐城市泉町滝尻　弥生
同　小名浜町網取　土師
内郷市内郷町光明寺寺下遺跡　土師器
同　小島及沼尻　土師、須恵
平市平窪町中平窪　弥生（土師）
同　上平窪　弥生（土師）

同　草野絹谷　弥生

夏井村下大越長者平　弥生

大野村玉山林崎　弥生（土師）

茨城県多賀郡関本　須恵器

茨城県多賀郡櫛形村　弥生（十宋台）

本地方の古墳時代の特色を要約すると郡集して景勝の丘陵上と沖積低地に存するものが多いのである。

以上のような遺跡遺物の分布をみるとき四道将軍の派遣についての記述も一応考えられるべきで、これによると崇神天皇の朝に北陸から大彦命（おほひこのみこと）と其子武停川別命（たけぬなかわけ）を東海道からとの巡ぶ途中に廻り逢つた所を「相津」といい今の会津がその地であつたと伝えらるのであるが、日本武尊の東征も亦同じように、中央の権勢とその文化が当地域に波及しつつあつたこと、そして行われたことを示していると見るべきでなかろうか。神話、伝説の造作にのみ意気を見い出すのではなく、考古学的にも或程度立証され、又勿来に関所を設けた大和朝廷の機能は政治的、軍事的事件に集約していたと考えられると同時に朝廷の文化が導入され、透通すると言う一方的な見方だけでなく開拓される側の素地それ以前に本地を生活の舞台としていた人々の生活をほりさげることが重要となつてくる、この課題は極めて困難で即ち蝦夷人と東北が問題とされるのである、こうした問題のほりさげこそ緊急おくべからざる関所研究上のキメ手であろうが私の限界を越え、今後諸賢の御指導をいただきたいところである。今のところ次の史実などによつて想起する外にないと思う。

成務天皇、始分二其地一、定以為レ国者九、石城其一なり、是国と号す始なり　旧事記（くじき）

成務天皇（せいむてんのう）　西暦八四年～一九〇年。日本の第一三代天皇／古墳時代。

孝徳天皇白雉四年、多珂国造石城直美夜部、石城評造部志許赤、請二申物領高向大夫一、以二所部遠隔往来不便一分二置多珂石城二郡一

注、石城郡、今存二陸奥国境内一

孝徳天皇朝、分二陸奥多珂国一為二多珂石城二郡一

常陸風土記

養老二年五月甲午朔乙未、割二陸奥国之石城、標葉行方、宇太、亘理、菊多、六郡一置二石城国一、又割二常陸国多珂郡之郷二百一十烟一名二菊多郡一属石城一焉

神宮記

初成務置二石城及石背国一、後廃為レ郡至二于此一復再置二石城及石背国一、亦廃為レ郡云云

元正紀

新井白石五十四郡考

石城国造

志賀高穴穂成務朝御世。以二建許呂命一。定二賜国造一。

国造本紀

神八井耳命者。道奥石城国造之祖也。

古事記

茨城国造初祖天津多邪許呂命。仕二息長帯比売天皇神功皇后之朝一。当レ至二品太天皇応神之誕時一、多邪許呂命有二子八人一。中男筑波使王。茨城湯坐連等之初祖也

常陸風土記

菊多国造

道奥菊多国造、軽島豊明応神御代以二建許呂命の児屋主刀弥定二賜国造一。

（又成務朝建許呂命を以て、石城国造とす、応神天皇の時建許呂命の児屋主刀弥を道奥、菊多の国造に定む、是は岩城に宮守が置かれた始めである）

国造本紀

孝徳天皇　西暦五九六年～六五四年。日本の第三六代天皇／飛鳥時代。

元正紀／元正天皇　西暦六八〇年～七四八年／紀。日本の第四四代天皇／奈良時代。

古墳時代　日本の歴史の時代区分の一つである。現在のところ一般的に三世紀半ばから七世紀末頃までの約四〇〇年間を指すことが多い。

家形棺　棺の蓋が屋根形で刳抜式または組合式の箱状の棺である。このタイプの石棺で有名なのは、蘇我馬子の墓。

応神天皇　西暦二〇〇年～三一〇年？　日本の第一五代天皇／古墳時代。

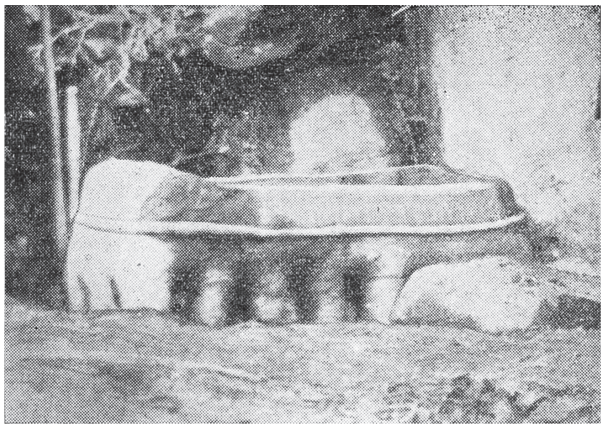
鮫川流域における古墳時代の文化

【後田古墳】

勿来市植田字後田源道平

後田丘陵には前方後円墳、東田には円墳群がある。同地は大正三年に間道布敷のさいに出土したと言われるものに陶棺がある。この型式は古墳時代後期に属し粘土で家形棺をつくり素焼の土師器と同じように焼いて製作したもので東北では例をみない。多くは兵庫、岡山県方面に発見されるようである。後田の居住跡と目される処からは、櫛目文流水文、並行沈文、網状等の弥生式の破片、携帯用の変型土器、綜麻石が出土している。更に昭和二十七年六月二十五日に同地赤津又一氏屋敷内一号墳発掘の際には象形、期顔型円筒埴輪、靱の一部など貴重な資料が発見された。梅宮氏は「西側すぐわきに陪墳らしいものがある、横穴式石室（棺を入れるため石で作つた囲い）があり特色は石室の入口より二列または三列に埴輪と土器類が並んでいて、古墳は出土した埴輪から推定して大体古墳時代前期の中ごろと思われる」と指摘されている。人物埴輪は男女二体で武装し、盾、靱、刀が象徴され、女体はシユダマゲ、乳首等が朋瞭である。このほか象形埴輪の馬のタテガミ、クラ等も明かに認められ、更に大陸系の須恵器が埴輪と同時に発見された。この墳は屋敷内のため既に半分程崩れ、長さ三十米位残存していて埴輪の輪列は不明であるが、竝列状態等から見ると、単なる墳丘の装飾品と見做した方が適切のように考えられる。同地は菊多国造の居趾ではないかと伝えられている所であるが、これについて岡田実氏は植田城沿革史稿に「応神天皇の御代（西紀二七〇年頃）石城国より菊多を分離して、菊多国造を新設せられたということを国造本紀を引いて「道奥菊多国造、軽島豊明応神御代、建許呂命の子、屋主刀弥を以て国造と定め賜う。」と載せている。史実によれば、菊多の地名も、菊多を冠したる官守が、我が菊多におかれたのもこれが始めであるという、此の記録によつて、菊多国造の墟趾は何れの地であるかと、

永い間史家の疑問に附されたまま今日に及んでいる。一説には勿来町大高に長者屋敷と称する舘跡があり、古来より墟趾の所々に、古瓦及び燕そ、又は米麦の焦焼したるものを発見するので、菊多国造の墟趾(はし)これであるかという。現在附近に菊多神社と称する古祠がある。又一説には、後田古墳の附近、即ち植田城趾が、そうであろうとも言う、諸根氏は此の間の消息を次のように述べている「後田古墳は、植田町大字後田にあり、奈良朝以前の古墳という。周囲



（後田古墳）

玉石にて、積み畳み、塚内には縄目を印せる、黒赭又は赭色素焼二十一本の足附陶柩ありて、その中に人骨及び埴輪の円筒花瓶、勾玉、菅玉、刀剣等を出した。此の陶柩より推測するに皇族の塚であると言われる。而して此の附近の情勢よりして或は菊多国造の墟址(あと)ならんかと述べている。

本地方には多くの古墳が認められると言う外的な構造や地理的、自然的条件のみではなく、出土される埴輪とか、桂甲等の副葬品等から推して、又化の担い手は騎馬をたくみに使用出来た豪族や貴族であつたろうことが次に述べようとする錦古墳などからも考証的となろうが、むしろ今後の調査研究によつてわが地方の古代社会の横造が考察される事は言うまでもない。

【錦　古　墳】

勿来市錦町中田山の上

昭和二十八年六月二十六日、再調査のため発掘した、此の円墳は普

通みられる半円球状に盛土したもので直経約二十米高さ四米に及び、里人の言う中田七墳の一つである。この古墳は十五年程前にも発掘され頭蓋骨や直刀が出されたと言われる。古墳は横穴式石室で古墳時代後期の一般的な内部構造で石室を築いてから封土の盛土を築き上げ玄室から外部へ出入する通路である羨道が作られ、二枚程の石で密閉されていた。石室は長さ四米、高二、五米、幅二米程で磯石、切石等が用いられ、玄室からは十一体の人骨が認められ、外に桂甲（鎧の一種）直刀、須恵器、土師破片、骨族鉄族（骨や鉄で作つた弓矢の先）金銅製耳輪、金銅製柄（木質部が残つている）金銅製耳輪、管玉（くだたま）、雲珠（うず）（馬具のしりがいの部分）金銅製飾具（写真説明）等が出土した。骨副葬品などから考えても横穴石室に特徴的な家族的性格をもち、死者があるごとに羨道部の蓋石をあけ同一玄室内に埋葬したことは、個体がばらばらに頭部だけがあつめられている点などからも容易に窺われるし、更に塩を散いて清めた宗教行事も金銅品の腐飾の状態から推して考えられるようである（この行事については研究不充分）。再調査には梅宮師嘱託成田克俊氏、細密調査には後藤守一師の指導があり、後藤師は日本文化財写真集に金銅製金具を載せ、この古墳に就いて次のように述べている。

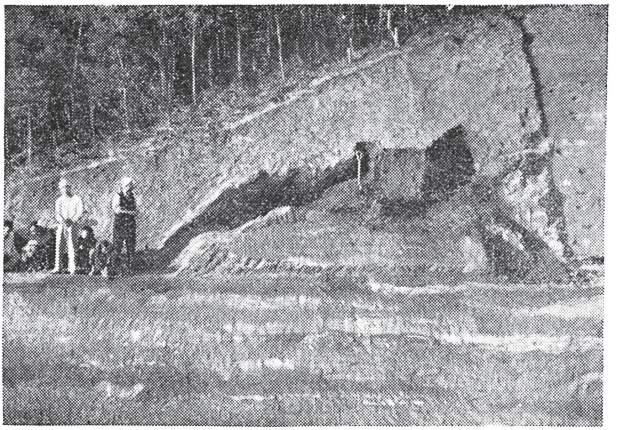
金銅製金具

古墳文化時代の後期に属するもので、恐らく空頂冠の装飾金具であつたろう。透彫や毛彫の彫風から見ても必ずしも優品とはいわれないが、類例の少い冠金具の一例として貴重であり、殊にこれが東北地方において発見されたことに価値がある。他に金銅製柄頭、耳輪、骨製品、桂甲片、馬具断片須恵器坩等の一括遺物があり、いずれも国の保有に帰したと。かくてこの古墳を金冠塚と名命（命名）したのである。

【窯業遺跡】

勿来市植田町東田神山地内新国道筋

昭和二十八年六月、道路布敷工事中発見された遺跡で、その規模は十米に及ぶ登窯で丘陵の傾斜面を利用し十五度～三十度ほどの勾配がみられ、窯は南北に向つて設けられた。下部には一米程の焚口があつて中央部は楕円型に拡がり順次階段状に上昇して煙出口となるように作られ、低部の段上には後田古墳と同文様の須恵器の片が一面に敷かれ壁囲の厚さは二十糎ばかりのねり作りで禾木科の植物が切断され、粘土とよく混和されている（現在の荒壁に使用するねり土に類似している）。現地の状況から推して尚数個の同遺跡があるように見受けられる構造からみれば陶窯址のようである。



窯業遺跡（勿来市植田町）(一)

勿来関趾から十粁程の周辺に分布する、古墳、遺物に就いて探つてみたが、これ等の出土品の型式、品質、技巧などを綜合し観察してみると、中央のものと非常に類似して



同　(二)

いることが知られる。特に東北からの出土は稀で珍重される金属器の発見はその製作は素朴であるにせよ、価値が高いと後藤守一博士が指摘されているところでもある。後田古墳の陶棺もまた陸奥との境界から発見されたことに意義があるのであつて製作技術においては決して優れているとは言えないが、しかし中央文化の透通の程が知られるのである。更に朝廷の文化の伝播波及を如実に示すものに、土師器や須恵器のつぼ中に葬むられた人骨（粉骨らしい）の発見である。この火葬の風習は五世紀の頃に支那から伝えられたと言われ、六－七世紀にかけて広く日本各地に行われたとする点から考察する必要があると思う。本地方特に勿来関趾に程近い勿来関田地内から骨がめが数十個原形のまま出土したことは、皇室勢力伸張の姿を描き出す一資料となるものではなかろうか、尚火葬墓が行われた事実は剣所研究の面から考古学上裏付けされることであつて、以上の事柄が剣の設置年代とほぼ合致する点は見逃せない事柄であると思う。

当地方の古墳文化の概観は以上のようなものであるが、前方後円墳の分布を東北に求めてみると仙台平野が最北端であることを伊東信雄師も述べている。又古墳から出土される馬具の類にしても勿来市錦古墳にみられた雲珠や杏葉は真野古墳や相馬郡江垂横穴からも出ている点等は本地域の研究上、文化の伝播について考える好資料とみるべきではなかろうか。尚陸奥と出羽との文化の接触や海上交通の状態を知る必要にも迫られ、本地方の古代文化の特徴も論ぜられなければならないところであるが、記述事項だけではその特質を導き出すことには困難で且つ危険であろうし、今後経続的調査、研究の上に指導をいただき考証的、歴史的な意義づけとしたいと考えている。諸賢はそれぞれの専門書によつて補つていただきたいと思う。

研究不充分で且つ幼稚な知識のため素朴な表現に陥り、又記、紀についても否定の立場にたつたり、肯定の態度を採つたが、神話、伝説の歪曲されている点を正しい視界から認識しようと努め乍ら試みたので、自から矛盾している

とは考えていない。中央に集成された文献の中から地方性を導き出し、地もとの考古資料によつて考証とする為であつた。わが地方は原始、古代社会において全体の発展にいかなる地位を占めていたであろうか……転化、推移して行く現実の姿を表面だけではなく、正しく把えて行かねばならぬと考える時、郷土の研究も団結した組織によつて盛り立てて行かねばならない。われ等が郷土に生活した祖先人は偶然にわれ等の土地を生活の場としたのではなかつたであろう。勿来市の誕生は実に喜ばしいことであつて将来の発展が期待されているが、その方向こそ歴史的な背景に芽生があつたと言うことが出来よう。

国史資料　文部省

群書類従　塙保己一

奥羽観蹟聞老誌　佐久間義和

福島県の古代文化　梅宮茂

東北史の新研究　豊田武

奥羽沿革史　日本歴史地理学会

福島県高久古墳第一〇一号墳調査報告　磐高史学研究部

磐城史談「金冠塚」　成田克俊

四、剗、関の機能はどのようなものであつたか

(一)

交通史より見たる勿来関創設の推定

【関所の作用】

はじめに、関所は、時代によつてどのような機能を有したものであるかを考えてみたい。

一、遠く上代に現れた関に就いては、大宝律令の軍防令及び関市令に規定され、その作用は極めて明瞭である。即ち剗は軍事及び警察的な作用を有していた。

二、中世に於ける関所は経済的、軍事的、警察的な機能を有していた。

三、近世の関所は、全く政策上からきた警察的作用を持つていた。

（中世の関所　相田二郎参照）

勿来関は奥州三古関の一つに属し古来著名な旧蹟であるが、しかしその創置年代については上古に当るので所説紛々として帰するところを知らない。そのため私は関の創設を交通史の立場から、概括的にみてゆきたいと考えたのである。古代に、陸奥・出羽と常越の境界に剗が設けられたことは、東漸する大和朝廷の軍事的な役割と共に交通の統制的機能とを併有していたと思われるからである。この警察政治と非常時事態に貢献することを目的とした関及び剗は性質上地理的な自然的条件によつて決定する事は当然であつた。そして関及び剗は確に前進・防衛・警戒・交通の拠点であつて、それだけにその機能は重要なものであつた。その理由とするところは、特に国境に多くの関所が設けられたことによつて考察されるからである。特に菊多剗が勿来関と称せられた経過については注意深く考えてみる必要がある。太平洋沿岸に於ける古代の交通は海陸併用して戦略と蝦夷の馴化を兼ね行われたので、打ち、返す、が間絶

なく繰返され、朝廷ではわが郷土及びその附近の土地が如何に重要であつたかを勿来の文字は裏書きしている。「な」は汝。「こそ」は禁止。全く「くるな」であつて、菊多剗が後に勿来関と呼ばれるようになつたことも意義深いものと思われる。

さて関所は何時のころから記録にとどめられるようになつたか、又関所はどのような作用を有したであろうかについてみて行くことにしたい。

【関　所】

関所の初見は、既に神功皇后が新羅を征して凱旋される時、忍熊別皇子は密かに謀つて皇后に備えられたので、皇后は弟彦王を播磨（針間）と吉備との境に遣はし、和気関を設けて防がしめた事が史に見えている。また太政官符に

応准二長門国関一、勘中過白河菊多両剗上事、右得二陸奥国解一偁、検二旧記一、置レ剗以来、于レ今四百余歳矣

（承和二年十二月三日　類聚三代格）

とある。

承和二年より四百年前は、允恭天皇の御代に当るのであるが、四百余歳であるから、それ以前である事は明かであるが、和気関と白河及び菊多の両関とは、本質的に如何なる相違があるかは明かでない。（大島延次郎　日本交通史）

磐城史料集成の勿来関創置時代の推定の項には、成務、応神両朝の頃、始め多珂、菊多の両境の道口、道尻の各に塞柵を建置し、専ら蝦夷地より侵略する叛賊等を拒ぎ、且東奥文化をもたらす所の上国人等の出入を資けた。即ち奥州浜街道要塞である。然るに元正帝の養老二年に至り、此の二柵間に菊多剗を置き「従是勿来」の呼声或は制札より転じていつしか勿来関と称したか。勿来関の創置年代は明かならずと雖も、蝦夷を防ぐ為に設けられたこと疑なきが如し、故吉田博士の「勿来の岐閇考」に於て、岐閇国及び高、石城国等の建置の跡を論定して、岐閇の訓はキノヘに

神功皇后（じんぐうこうごう）　西暦一六九年～二六九年。日本の第一四代天皇である仲哀天皇（西暦一四九年～二〇〇年）の皇后。第一五代応神天皇即位まで初めての摂政として約七〇年間君臨したとされるがその間は天皇不在ということになる／古墳時代。

元正帝（げんしょうてんのう）（**元正天皇**）　西暦六八〇年～七四八年。日本の第四四代天皇／奈良時代。

て柵戸の義なれば、上古、道口、道尻の二柵を置きしが、後に至りて廃して、菊多の一剡を以て之に代へしならんと云い、其の代りし時代は、正に養老二年、菊多郡以北を割きて石城国を建てた比なり、されども是は吉田博士の一説にして、強ち真証するに充分なるものでない。何故なるか、勿来関の建置沿革に就きては、諸学者猶其の研究を難じてをり、且明確なる一致説を得ていない。唯地理、歴史の学究者等の多くが、本郡の学者鍋田、大須賀氏等に合援したる説を以て、現代に幾何かの当関に対する資考に供料を貢献したるに過ぎず。

更に吉田氏の一端を採録すると、此関桟の初置は、古史に明注なしと雖、其勿来関の名は、専ら蝦夷の南下を拒ぎし所以を挙示し、又弘仁以前の日高見国（奥州）の大路は、山道にあらずして海道に依れる事情に参考すれば、上古には勿来剡を以て最重関と為しや明日なり。彼れ道口岐閇国、道尾岐閇国の建置の跡を推し、道尻には今標葉郡の苦麻川の名を遺し、道口には今多珂郡の小木津の名を遺すに参考すれば、更に大化以前の形勢に相当するを得ん。而も承和二年官符に依りて考ふるに書紀々年、允恭帝の朝を四百年とし、允恭以前の初置欠。されど道口、道尻の二柵の中間、菊多剡の存在を必要とせず、疑はくは道尻、道口の二柵、後に至りて廃し、菊多の一剡を以て之に代へしならん。「国造本紀」に「道口岐閇国造は応神朝に定め、高（多那）、石城等は成務朝に定め賜う。とあるに依り、承和官符に謂う所の四百歳は、成務、応神の朝の事を指せるものと判断すべし。と記述されている。

白河及び菊多関の創置年代の探求については承和の官符を引用するが、この太政官符と併せて参考にすべきは「続日本後記」である。

承和二年十二月甲戌。四日夷俘出境、禁制已久、而頃年任意入京有徒、仍下官符、譴責陸奥、出羽按察使関国司、鎮守府等云々

白河及び菊多剡の創設は前述の太政官符に「于今四百歳矣」とか或は続日本後記には「禁制已久」とが記載されて

允恭帝（允恭天皇） 天皇在位西暦四一二年～四五三年と推定されている。日本の第一九代天皇／古墳時代。

応神朝（応神天皇時代） 西暦二〇〇年～三一〇年。日本の第一五代天皇／古墳時代。

成務朝（成務天皇時代） 西暦八四年～一九〇年。日本の第一三代天皇／古墳時代。

ていることからしても、その可成りに古いものであることが知れるのである。然らば何時頃設置されたかと言えば、甚しく明瞭さを欠いているのである。わが国に於ける関剗の制度の起源は孝徳天皇大化二年正月の勅に

置（中略）関塞。（中略）諸国及関給鈴契、無長官執無次官執

などとあるのでも知られるやうに、唐制を模倣して生れたものであると言われている。

唐の法典唐律疏義、駅制の取締をみると

一、駅使出発の際は符券を給え、此符券によりて一定期間内は駅馬に乗る事が許される。符券なくして駅馬に乗る者は徒刑一年の罰がある。又期日を守らぬものは一日につき杖八十、二日遅るれば罪一等を加う。若し軍時緊急の場合であつたならば刑三等を加えるか、絞首の刑に処せられる。

二、駅使が信書を他人に運ばしむる如き行為をなしてはならぬ。これに反くものは一年の徒刑に処せられる。

三、駅使は誤配した場合も処罰される

四、駅馬を規定以上に乗り増す事は禁ぜられる。違反者は徒刑一年、馬一頭を増す毎に罪一等を加えられる。

五、駅使は駅馬を用い廻り道をする事を許さぬ。廻り道をした場合は一里について杖一百、五里以上は罪一等加える又渡すべき書を渡さずに乗り過した者は罪一等を加え、駅で馬を替えぬ者は杖八十の罰がある

六、駅馬に乗る者は弓刀以外を身に着けてはならぬ。これ以上に物を携うる場合には、其物の重さ一斤につき杖六十

十斤に達すれば罪一等を加えられる（中国交通史）

以上は後説養老律令と比較参照されたい。

養老律令（養老二年）

一、凡駅使稽程スル者ハ一日笞四十二毎日一等ヲ加ウ其罪徒一年ニ止ル若軍機速ナル者ハ三等ヲ加ウ。

法典唐律疏義（ほうてんとうりつそぎ）　唐の高宗の永徽三年（六五二年）に編纂された唐律の注釈書。

養老律令（ようろうりつりょう）　古代日本で七五七年に施行された基本法令。「大宝律令」はこの「養老律令」から学者らが内容を推測して概要を捉えている。

二、凡駅使故ナキニ書ヲ以テ人ニ寄セ之ヲ行リ及其寄ヲ受ル者ハ杖一百

三、駅使書を受ケ其題署ニ依ラス誤テ他所ニ詣ルモノハ其稽留スル所ニ従イ行書稽程ラ以テ論ズ

四、凡駅馬ヲ増乗スル者ハ一匹杖八十毎匹一等ヲ加ウ

五、凡駅馬ニ乗リ輒ク道ヲ枉ル者五里ハ笞五十毎五里一等ヲ加ウ其罪徒一年ニ止ル越テ他所ニ至ル者ハ各一等ヲ加ウ駅ヲ経テ馬ヲ換サル者ハ笞四十

六、凡駅馬ニ乗リ私物ヲモタラス者ハ十斤ニ笞二十毎匹一等ヲ加ウ其罪一百ニ止ル

（注）文中に出てくる杖については律令制度の律（現在の刑法に当る）に該当し、律には笞（むちで打つ）杖（ついで打つ）徒（労働）流（島流）死（死刑）の五種である。

古代の関は主として近畿に置かれたもののようで、彼の有名な三関も天智天皇が近江の志賀に都せられて東北経営を専らにするに当り、関剗を置いて兵士武器を配置して濫に非違、叛乱者などが京畿に出入するのを禁ぜられたのに始まるのであり、そしてそれが制度化されたのは、天武、文武ニ天皇を経た大宝令であつた。

大宝令に就いて見ると「関と剗」とには自ら区別が存していた。さきに引いた太政官符にもこの二つの文字には使用法が区別されている。即ち「令義解」「職員令」等によれば

謂依律、関者検判処、剗者塹柵之所。

と規定されていたことがそれである。これによつて考えてみると関は検判、勘過の所で即ち平時において非違、逃亡者を制し防遏し、又は貨物を検査する所謂警察権を掌る所で、当時に於て諸人の関契過所を携帯したものに限つてのみ通行を許した所である。剗は関外の柵壁又は塹、濠を施した要害で平時は関をまもるところに使い、一旦急事の生じた時には専ら軍事的機能を発揮したものであり、彼の有名な鈴鹿、不破、愛知などの三関は関剗の方面を兼ねた

天智天皇　西暦六二六年～六七二年。日本の第三八代天皇／飛鳥時代。

天武天皇　生まれ不明、在位西暦六七三年～六八六年。日本の第四〇代天皇／飛鳥時代。

文武天皇　西暦六八三年～七〇七年。日本の第四二代天皇／飛鳥時代。

ものであつたようである。此の用字によれば白河剗及菊田剗は主として軍事上の目的のために設置されたことが明瞭である。

次に参考迄に上古より戦国時代に至る関所（日本経済史辞典）によつて国内における関所の配置をみておこう。

【上古より戦国時代に至る関所】

関名	所在地	設置年代
山崎関	山城国乙訓郡大山崎村大字大山崎字関戸	
大江関	山城乙訓郡大枝村大字沓掛老坂（大江山）	天武天皇八年（紀）
木幡関	山城国宇治郡宇治村大木幡村	
淀関	同国久世郡	
竜田関	大和国生駒郡竜田町大字竜田字立野西	天武天皇八年（紀）
大坂関	同国北葛城郡下田村大字逢坂	同（令集解）
葛葉関	河内国内郡樟葉村大字善根寺	
禁野関	同国	
須磨関	摂津国神戸市須磨区	大化二年（不詳）
兵庫関	同国同市	
武庫川関	同国武庫郡	
渡辺関	同国	
神崎関	同国	

履中反正二朝の頃（履中天皇・反正天皇の頃）

履中天皇　西暦三三六年～四〇五年。日本の第一七代天皇／古墳時代。

反正天皇　西暦三三六年～四一〇年。日本の第一八代天皇／古墳時代。

鈴鹿関　伊勢国鈴鹿郡関町字関合

畷田関　同国一志郡川口村

鶴瀬関　甲斐国東山梨郡

清見関　駿河関庵原郡興津町清見寺ノ下

畷崎関　畷崎海岸又駿東郡沼津市の北足高山の尾ともいう天慶の乱に際し権置

横走関　同国駿東郡足柄村大字竹の下又御殿場町大字新横ともいう

足柄関　相模国足柄上郡北足柄村大字矢倉沢字明神　昌泰二年（三代格）

霞ヶ関　武蔵国東京市麹区

逢坂関　近江国大津市逢坂山　大化二年

竜華関　近江国滋賀郡伊下立村大字上竜華　天安元年（文徳実録）

大石関　同国栗太郡下田上町大字関津　同

不破関　美濃国不破国関原村大字松尾の大木戸坂

会地関　信濃国下伊那郡会地村大字駒場　天慶の乱に際し権置

碓氷関　上野国碓氷郡臼井町大字横川碓氷峠　昌泰二年（三代格）

勿来関　磐城国石城郡勿来町大字関田字関山　履中反正二朝の頃

菊多関

大坱関（おうぬかり）　同国東白川郡豊田村大字大坱　履中反正二朝の頃

白河関　岩代国西白河郡古関村大字旗宿

二所ノ関

下紐関　同国伊達郡藤田村大字石母田又大木戸村大字木戸ともいう
伊達関
焼山関　常陸国久慈郡宮川村大字下野宮
衣川関　陸中国西磐井郡平泉村大字平泉以西
衣関　胆沢郡衣川村大字上衣川
磐手関　同国磐手郡
会津関
念珠（ねづ）関　羽前国西田川念珠関村字鼠ヶ関
有耶無耶関　越前国柴田郡川崎村大字今宿字笹谷
伊奈関　山形県秋田県界三十峠の異説あり
憚の関　同国郡槻木村大字葉坂
愛発（あらち）関　越前国敦賀郡愛発村大字山中
鶯関　河内国南河内郡山田村大字山田
磯破関　越中国西礪破郡礪破山
名立関　越後国西頸城郡名立町
美保関　出雲国八束郡美保関町大字美保関
和気関　播磨備前国境
杉坂関　同国（播磨）佐用郡江川村大字大畠
山里関　同国

奈良朝初（今義解）

神功皇后時代

上ノ関　周防国熊毛郡上関村
釜戸
中ノ関　同国佐波郡中関村
元長門関
下ノ関　長門国下関市　仲哀天皇二年（神功皇后摂政元年）
赤間
白鳥関　紀伊国海草郡山口村大字湯屋谷
紀伊南
紀の関　同国伊都郡隅田村字真土
木の戸
水城関　筑前国筑紫郡水城村大字水城
大野関　紀伊国　後亀山天皇時代（建徳三年文書）
文字ヶ関　豊後国北海郡佐賀関町
佐賀関　豊後国北海郡佐賀関町
刈萱関　筑前国筑紫郡水城村大字通古賀　斉明天皇頃

大化改新（たいかのかいしん）　六四五年の乙巳の変に始まる一連の国政改革。狭義には（六四五年～六五〇年）の改革のみを指すが広義には（七〇一年）の大宝律令完成まで行われた一連の改革を含む。

大化改新に唐制に准じて別に設置せられた関所は、和気関と白河及び菊多の両関とは著しい差異があろう。また大化改新の直後、越に大化三年渟足柵、翌四年磐舟柵を修築せられたが、是等は主に蝦夷民族に対する経営を主とするもので、柵戸が置かれ、平時は農耕に従事して一朝事あるに際して蝦夷人に対し、鎮撫（ちんぶ）の任に当つたのであろう。

かくの如く考え来ると大化改新前後に於ける関所には、種々の系統があつたように思われる、すなわち

一、大事件が起つた時に、これを防禦する為に臨時に置いてこれに充てるもの全く必要に迫られ設けたものである。

和気関の如きはこれに属する。

二、蝦夷の南下を防ぐ為に、華夷を境する白河・菊多の如き関所である。白河関は山道、菊多関は海道に於かれたがこれと同じ性質を有するものに、北陸道に於ては、越後、出羽の国境に念珠ヶ関所が在つたものと解せられる。それ故に此の三者を奥の三関と称したのであろう。

三、渟足及び磐舟の柵の如きは、蝦夷地経営の第一線となつて、その進捗に伴つて前進する。其の主体は柵戸であるが、彼等は平時農耕に従事している、「二」の型式の関所と酷似している。

四、大化改新後に、令制によつて設置せられたる関所である。

（日本交通史）

大島師は更に、注意深い事項を挙げている。是等の中で令制の関所は、律令が成るに及んで、軍防令、関市令、衛禁律等に規定せられて、関制は稍々完備し、其の本質が最も明かとなつたのである。これについて成るべく他の関所と比較しつつ敍述しよう。先づ令義解には、関と剗との区別に関して明かに記している。

白河及び菊多は共に剗であるが、この種のものは甚だ多い。例えば出雲風土記によると、意宇郡に手間剗あり、島根郡に所江剗あり、神門郡と石見国安農郡との界に於ける多枳々山にも設けられ、仁多郡より伯耆国日野郡に通ずる方面や、備後国恵宗郡界にも設けられた。飯石郡より恵宗郡界荒鹿坂や、備後国三次郡に通ずる路にも置いた。而して神門郡から安農郡川相郷に通ずる三十六里の間には「径常剗不レ有、但、当レ有レ政権置耳」とあり、飯石郡より波多径、須佐美径に通ずる三径にも、同じく常に剗は無いが、政がある時に権りに置くとあれば、必要に応じて臨時に設置せられた剗との二種は、単に出雲にのみ限定せられた独特のものではなくして、他にもあつたことは推測に難くない。是等の出雲国風土記に散見するは、何れも塹柵式のものであろうし、前出の渟足及び磐舟柵の如きも亦塹柵の

一種で、是等と其の構造に於て類似する点が多かつたであろう。次に大化後における東北地方の諸要塞について一覧する。

大化後における東北地方の諸要塞

一	渟足柵	大化四年創置
二	磐舟柵	同
三	都岐沙羅柵	斉明四年七月紀初見
四	出羽柵	和銅四年七月紀初見
五	陸奥鎮所	養老六年八月初見
六	多賀城柵	神亀二年紀
七	丹取軍団	神亀五年四月紀初見
八	白河軍団	同
九	玉作軍団	同
一〇	行方軍団	天平九年紀初出
一一	安積軍団	同右
一二	大室駅	天平九年四月紀初見　大室塞宝亀十一年十二月続日本紀
一三	秋田城	天平宝字五年
一四	玉作柵	天平九年初見
一五	色麻（しかま）柵	天平九年四月初見

一六　新田柵　同右
一七　牡鹿柵　天平九年初見
一八　小田軍団　天平十八年官符
一九　平鹿軍団　同右
二〇　桃生城　天平宝字二年年十月築城
二一　小勝柵　同右
二二　伊治城　神護景雲元年築城
二三　由理柵　宝亀十一年紀初見
二四　覚亀城　宝亀十一年二月初見
二五　衣川城　延暦八年六月紀初見
二六　胆沢城　同二十一年正月築造
二七　志波城　同二十二年二月築造
二八　中山柵　同二十三年正月紀初見
二九　竹　城　弘仁三年九月初見
三〇　徳丹城　同五年紀初見
三一　理代城　元慶二年四月紀初見
三二　石城軍団　同年中官符

次に歴史的な関所の変遷を理解するために、簡単乍ら近世の関所の概要を知つておく必要があると思う。

【江戸時代の関所】

近世に入るに及んで幕府は諸侯の私関を禁じ、自ら諸国緊要の地に関所を置き、江戸の警備にあてた。相模の箱根浦賀、武蔵の小仏、栗橋、上野の碓氷、下総の松戸、市川の七関の如き夫れである。就中江戸の防衛上箱根は最要の関所であつたため、之に附属して根府川、仙石ケ原等の裏関を置いて関所破りを防いた。又之と同程度に重要なるものとして荒井（今切）福島、横川の関所があつた。此の外大小合して七十六を数える。関所に於て最も厳重に取締るものは所謂「入り鉄砲に出女」であり、関所手形の中にても鉄砲手形、女形に関しては規定最も厳格である。暴力詐謀を以て関所を通過し、或は間道に由り関所を通過せざるを関所破りという。厳罰を以て臨まれし行為である。

政治的目的より設けられし近世の関所は明治維新となり其の必要を失い、明治二年を以て全く廃止せられた。

関所	所在地	通路方向	支配者
箱根	相模国足柄下郡箱根町	東海道筋上方へ	小田原城主大久保加賀守
根府川	同国同郡根府川村	伊豆より上方へ	同
河村	同国足柄上郡河村	上方へ	同
仙石原	同国足柄下郡仙石原村	同	同
矢倉沢	同国足柄上郡北足柄村大字矢倉沢	同	同
谷ケ村	同国同郡清水村大字谷ケ村	同	同
鼠坂（ねんざか）	同国津久井郡内郷村寸沢嵐字鼠坂	同	江川太郎左衛門代官所
青野原	同国同郡青野原	同	同

今切	遠江国浜名新居町	上方筋へ渡船の者	吉田城主松平伊豆守	
気賀	同国引佐気賀町	安間より陸上脇道へ	気賀交代寄合、近藤縫殿助	
金指	同国同郡金指町	同	同	
横川	上野国碓氷郡臼井町大字横川	碓氷峠北国筋中山道上方筋へ	安中城主板倉伊予守	
碓氷	同国同郡坂本村大字峠町	同	同	
杢ヶ橋	同国群馬郡金島村大字南牧	越後三国街道の押へ	松平大和守	
新川郷	武蔵国北埼玉郡新郷村別所	下野筋	忍城守阿部能登守	
小仏	同国南多摩郡小仏村	甲信筋甲州街道の押へ	代官所	
房川渡栗橋中田	同国北葛飾郡栗橋町	奥州筋へ	同	
金町松本	同国東京市	常州水戸へ	同	
小岩市川	同	下総佐倉道及安房筋へ	同	
上椚田村	武蔵国南多摩郡浅川町	甲州への脇道	代官所	
上恩方村	同国同郡恩方村大字上恩方	相州への脇道	同	
檜原村	同国西多摩郡檜原村	甲州への脇道	同	
中川	同国東京都深川区大島町八丁目小名	脇道	同	
関宿	下総国東葛飾郡関宿町	同	関宿城主久世大和守	

関	川	越後国中頸城郡関川村	越後加賀、佐渡会津筋へ	高田城主榊原式部大輔
鉢	崎	同国同郡鉢崎村	越後会津筋へ	同
虫	川	同国西頸城郡今井村大谷内字虫川	加賀上方筋へ 但旅人の通路にあらず	糸魚川城主 榊原式部大輔
山	口	同国同郡根知村大字山口	同	同
市	振	同国同郡同村大字市振	同	高田城主榊原式部大輔
柳	瀬	近江国伊香郡片岡村大字柳瀬	上方北国筋へ	彦根城主伊井掃部頭
剣	熊	同国高島郡剣熊村大字小荒路	北国筋	郡山城主松平甲斐守
山	中	同国同郡同村大字山中	同	在朽木交代寄合、朽木権佐
清	内路	信濃国下伊那郡清内路村	三河筋へ	掘大和守
福島木曽		同国西筑摩郡福島町	中山道筋	尾藩代官山村甚兵衛
贄	川	同国同郡楢川村大字贄川	中山道筋飛驒より福島への抜道	同
小	野川	同国下伊那郡智里村	三河筋	幕府代官知久雄之助
波	合	同国同郡野村大字波合	同	同
心	川	同国同郡豊村大字和合	同	同
帯	川	同国同郡大下条村大字南条	三河筋へ	幕府代官知久雄之助
大	笹	上野国吾妻郡嬬恋村大字大笹	信濃越後筋へ	代官所
猿ヶ京		同国利根郡新治村大字猿ヶ京	同	同

大戸	同国吾妻郡坂上村大字大戸	越後筋へ	同	
南牧	同国北甘楽郡尾沢村大字砥沢	信濃筋への脇道	同	
西牧	同国同郡西牧村大字本宿	同	同	
白井	同国多能郡上野村大字楢原	同	同	
狩宿	同国吾妻郡長野原町応桑字猪宿	信州越後筋へ、十石峠草津路	同	
大渡	同国前橋市岩神町	越後筋	松平大和守	
実正	同国同市宗甫分	同	同	
福島	同国佐波郡玉村大字福島	同	同	
五料	上野国佐波郡芝根村大字沼之上	越後奥州筋、例幣使街道筋へ	松平大和守	
戸倉	同国利根郡片品村大字戸倉	信濃甲斐奥州筋へ	代官所	
鶴瀬	甲斐国東山梨郡鶴瀬村	信州筋へ	甲府勤番支配	
万沢	同国南巨摩郡万沢村	駿府筋へ	同	
本栖	同国西八代郡上九一色村大字本栖	同	同	

(三)

勿来関が創設された頃の交通はどのようなものであつたか

交通路線の確保と路上の整備を制度によりて完備しようとする企は、大化改新の詔以来のことであつて、他の法令と共に交通に関する纏つた法令が、我が国で最初のものとして重要視される。諸種の交通制度は、令に規定されるものであり、大化二年一月の詔の第二条によつて、都を中心とする区域と地方を分ち、初めて京師を修め、畿内に国司

郡司、関塞、防人、駅馬、伝馬を置き、鈴契を造り、京には坊毎に長一人を置き、四坊に令一人を置き、戸口を按検し、姦非を督察することを掌り、坊令には坊内に明廉強直時務に堪へたる者を充て、里長、坊長には逆に里坊の百姓の清正強幹なる者を充つ、若し当里、当坊に人なければ、比里、比坊に於て簡び用ふる事を聴すとある。

国内の整備が進むにつれ、中央と地方との交通及び通信の正確を必要としたので、駅の制度の完備は必然の要求であつた。

このような交通に関する法令は、次に示す養老二年の律令によつて知ることが出来る。

駅舎及び駅における常備の人馬を使用し得る権能は官吏の特権であつて、多くの行旅者は宿もなく、旅を続けねばならなかつた。

当時は日本古来の宗教的行事たる禊祓(はらい)の風が極端になつた結果、旅人が路傍で死んでも、何人もこれを忌みて敢て葬ろうともせず、又旅行者が路上で飯を炊くと、其傍の家では忌み嫌つたり、又甑を借りて飯を炊くに其甑が物に触れて倒れると縁起が悪いとて、お祓をしたりした。（三井高明　日本交通文化史）

次いで大島延次郎氏の日本交通史行旅の状況をみてみよう。

当時の行旅には単にかかる不便があつたのみでなくして、最も苦痛とすることは宿所に窮したことである。

志長鳥(しながとり)　居名野乎(いなぬを)来者(くれば)　有間山(ありまやま)
夕霧立(ゆうぎりたちぬ)　宿者(やどは)無(なくして)　為

の歌はよく其の有様を詠んだものであるが、其の他万葉集に旅の実相を表現した歌詞が散見しているから次に引用しよう。

家(いへ)に有者(あれば)　笥(け)に盛飯(もるいひを)乎　草枕(くさまくら)

旅爾之有者　椎之葉爾盛

これに依ると、行旅中は食器を携帯することがないと見えて、筒の代りに椎の木の葉に、飯を盛つて食べたものであつた。併しこの御歌は、有間皇子が紀伊の牟漏の湯へ被告となつて召された時、道中にての御作であるから、一般に当時は行旅者が、木の葉を食器の代用に供したとは考えられないであろう。

特に奈良時代に於て行旅の障碍となつたのは関所であつた。固より関所が行旅者を取締つたのは、前代より存続し来たので、此の時代に始まつた事ではないが、当時は中央集権の実が揚り、政府の権力が強盛であつたから、関所の制もよく遵守せられて、その監視は厳重であつたと見える。此の事を推測するに足る史料も、万葉集にあるから引用する事としよう。

吾背子之　跡履求　追去者
木乃関守伊　将留鴨

関無者　還爾谷藻　打行而
妹之手枕　巻手宿益乎

かくの如く当時の文書を通して、行旅の状を観察し得るのであるが、黄昏になつても尚宿は得られず、時には食器も得難くして木の葉を以て、これに代えねばならなかつた。而も要所には関所が設置せられて、其の交通を監視したのであるから、当時の旅が如何に困難であつたかは、想像するに難くない。

【注】

陸奥国駅馬　の内

雄野　松田　磐瀬　葦屋　安達　湯田　岑越　伊達　蔦借　柴田　小野　各十匹
名取　玉前　栖屋　黒川　色麻　玉造　栗原　磐井　白鳥　胆沢　磐基　各五匹
長有　高野　各二匹

伝馬

白河　安積　信夫　刈田　柴田　宮城　各五匹

奥羽観蹟聞老志　三
日本交通史　大島延次郎
日本交通史論叢　同
日本の路　同
岩磐史談　岩磐郷土研究会
磐城資料集成　諸根樟一
中世の関所　相田二郎
日本運送史　野口雅雄
近世交通史研究　黒羽兵治郎
日本経済辞典　日本経済史研究所

五、勿来の名称はなにから起ったか

「剗と関」との語学的解釈は、令義解に明記されるところ、太政官符に拠る菊多剗と、後世の勿来関とは機能、性格、場所等何れも同一ではなく、全く異質的なものである。剗が関として置き替えられたか、又個別に関が設置されたものであるかなどは、当然疑問となつてくる。私は現関跡と称されている勿来関は検判の個所であつて、現位置に近接したとみている。その理由は後に述べるが、勿来の名称はなにから起つたものであろうか、以下諸説を纏めてみよう。

『ナコソ』は勿来よりおこれりとなす説

(1)上古の岐開の蝦夷勿来の遺名を承けしものと論定すべし、なんとなれば岐開二柵の上古には、この柵塞は専ら蝦夷の南下を拒ぐ、即ち勿来の名ある所以なり……中略……旧説勿来を以て奥常間の地名となし、其の地名起因を九面、関本辺に求めて浪越の解さへあれど採り難し。

(2)ナコソが『波起』の義なりとせば、其の関は余程海浜に近い地ならずばならず、然るに現今奈古曽関跡と称する地は海浜より十余町の内地にして、百尺ばかり山上に在る。此を波の越す謂がない。野崎氏の漫遊案内には、東海岸の隆起説につれて、古昔の海岸は、今の山中に当れりと言うと雖も、勿来の在る平潟一帯の海岸は、何れも岩石より成つているから、有史以来に左程大きな隆起をなしたとは考えられない。たとい一歩を譲つて今の古関跡の地は誤であつて、古は海岸にあつたとせば、源義家時代には太平洋の潮風にさらされ波濤襲い来る波打際に、而もこうかくたる岩角の上に道もせに散る山桜が咲いて居たと見る外はない。是は頗る奇怪千万である。して見れば、ナコソが波越であるとは信じ得られない。然らば之を勿来と名づけた理はどうであるかと言うに、元来ナコソと言う辞は、人を防ぐ

ものであるから、関と同じ格に殆ど枕詞のように用いられて、菊田の雅名と見るも尤もである。

（勿　来　関）

⑶旧説勿来を以て奥常内の地名と為し、其の地名の起因を九面関本の辺に求めて、浪越の解さえあれど採り難し、勿来は元多珂と石城の道口、道尻の二柵をおほらかに呼びたる異号に過ぎず。

（石　城　誌）

⑷号名古曽言其山坂之嶮岨勿来之意也。

（地理誌　東海道）

【注】関に関係づけて、その語源を考証したるに反し、これは地勢より論定するものである。然しその『勿レ来より起れり』となす点は一致している。而して後者は大日本史の主張ではなく古老が『往古素戔嗚尊この上に登つてか命名した』と伝えているが、尊の東征は無稽であると、長久保赤水曰く『そは日本武尊の誤りならん、素戔嗚尊東征の事実なし』と反ばくするのにこの説を掲載したまでである。

波越の意なりとなす説

思うに、奈古曽は奈古須にて波越の意なり（波を奈と言は古言なり、奈佐加海は波通海なるを思うべし）此地大海に瀕して波浪山下に至る。其謂ありと言うべし、凡そ諸国に奈古夜と称する地、皆海浜の地なり、下総の名古屋鎌倉尾張の名古屋肥前の名護屋すべて海浜の地なり、源平盛衰記、難波の経俊入布引滝条に、この費長房が入ける盞の内浦島が子が遊けん名越の仙室ならんと、最面白く思いつつ暫く立たりけれ共、云々と見えたり。この名越は正しく波の義にて波の下ざる仙室ということなり。尤徴は正すべし。奈古曽の名義以て推知すべし。

（新編常陸国誌）

この意味にて歌いし和歌に慶長十四年勅勘を蒙りて磐城の国に左遷されし時、九面の渡辺氏宅に宿りて読める飛鳥井雅宣の歌あり。

九面や潮みちくれば道もなし
　此処をなこその関というらん

【注】飛鳥井雅宣の配所は石城郡上遠野村である。今に遺蹟あり。

このように考えてみると『なこそ』は相当古い時代より、勿来、名古曽、名社、莫越、波越、勿越などの文字が用いられていたことが相像に難くない。

尚語源よりしての文字による説

(1) 莫　越　説

後人勿来の字を用ゆるは誤りなり。ナコソはナコエソにて莫越の字を填むべし。来はキソと呼びコソと云える例なし。凡そ関は越えるという。昔より詞の例なり。好事家漫りに雅字を求むるに非なり。（鍋田　三善）

(2) 勿　越　説

勿越の字を用うべしと言うは最も善し。来はキソとよみて、コソと呼ぶ例なしと言うは不可なり。姓氏は来臨（ころも）あり。『伊勢物語』に諸来というあり。又朝来というあり。紀州の根来など皆来をコと読む。あゝ越はコソとソの仮字をそへ、来はコどばかりにてこの仮字をそへざるなり。（神林　復所）

(3) 波　越　説

なこそは波越にて此地大海に浜して波浪山下に至る。（新編常陸国誌）

(4) 勿　来　説

河流をせき止める場所を堰というより起りて、後には人馬の往来を阻止する関をも『せき』と称するなり。関名『なこそ』は万葉仮名にて奈古曽と書き、或は名社とも書くは固より字義の如何に拘はらざるなり。関名『なこそ』は

古語の典雅なるものなり。現代語にては『くるな』と言うに当る。……中略……勿来を『なこそ』と読ましむるは当らず、宜しく『なきそ』と読むべし、然らずんば文字を改易して勿越と為すべしと、是れまだ語法を知らざる人の言のみ。其の故如何、折々古語の来（くるを終止法とする現代語は論外なり）は不規則動詞中の加行変格に属し、こ（将然法）き（連用法）く（終止法）と活用する異例とするのみならず、助詞の連続法も規則動詞と異る所あり、以下略（郷土文化）其の理由あつて用いるのではないが、次の如き文字を使う場合もある。名古曽、名候曽、勿来曽、名越、名社、名岐曽、奈古曽、奈古須、無古曽、莫越、莫来、波越、波磯、浪磯、以上が勿来の名称考として挙げられるところである。

考証

みまさかの守にて侍る時滝のまえに石たて水せき入れてよみ侍りける

105夫堰入たる名社流れて止るとも絶えずみるべき滝のしら糸　藤原兼房朝臣

後拾遺和歌集第十八

『なこそ』の地名は剏と関との双方の機能上、期せずして生じた言葉であつたか……意識的な地名であることには相異ない。従つて後世、古代の剏所と目された近接した地域に関が設けられ、取締は特に重要視したと考えられる。その程は判らないが、次に延用する歌旨によつて一応推定されるのである。関止める検判の厳しさから作用され、古くよく文学上、心の通い固きに詠われたかのようである。

越え佗ぶる逢阪よりも音に聞く勿来を難き関と知らなん　（蜻蛉日記）

この歌は新千載和歌集巻第十三恋三に、東三条入道摂政消息して侍りける返事に

越え佗ぶる逢阪よりも音に聞くなこそは高き関と知らなむ　（右近大将道綱母）

とある。この語釈を蜻蛉日記講義喜多義勇著五七頁に依ると「逢阪の関」は山城と近江との境の逢阪山にあつた関所

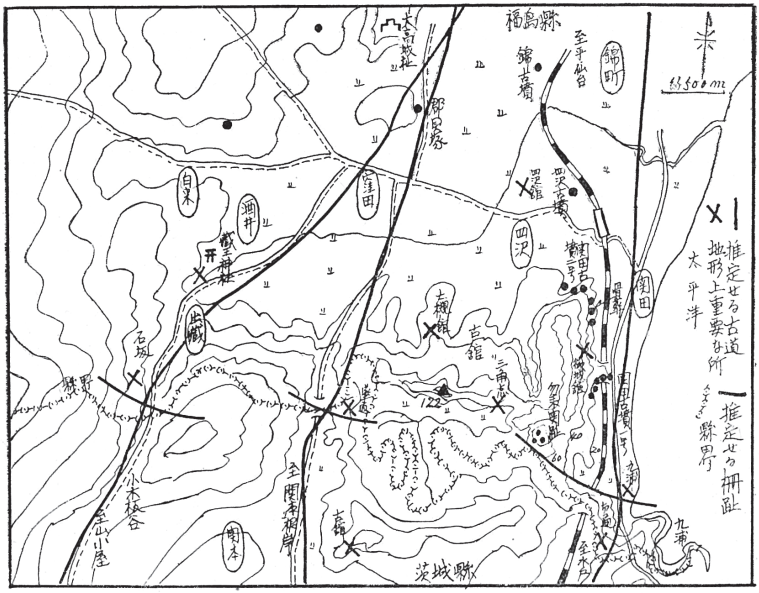
ここは「逢う瀬」にかけた。「逢う阪は眼前にあつて容易に越せさうなものだが、それだけに却つてこうして越えにくい目に逢うので、日々歎いて暮している」というのである。越え佗ぶるの歌「勿来」は常陸と岩城との境の関所、こゝは「来るなかれ」という意にかけた「越えにくいと仰つしやる逢阪の関よりも、あの有名な勿来の関が一層困難な関だと知つて欲しい。こちらは勿来ですよ」というのである。

新千載和歌は藤原為定が北朝後光厳院の綸旨（りんじ）によつて延文四年（一三五九）に撰集奏進したものであり「かげろうのにき」は兼家の妻道綱の母の編にかかり、長徳元年（九九五）であると信ぜられている。歌人としての道綱の母の歌は、拾遺、後拾遺、続千載、新千載の四勅撰集と、その他の私撰集にみることが出来るけれども、その大部分は日記に見られる歌である。

古歌に扱われた勿来の語は貞観、天慶（八六〇～九四〇）頃に初見しているが「なこそ」は剣や関の機能から作られ人を防ぐ意義から生じたと考えられよう。

六、勿来関の原位置はどこであったか

吹雪の如く舞いかかる花につつまれ、桜の老樹を見上げている古き武士ー義家ーの姿は、どんなに麗しく神々しかつたろう。ー静かに黄昏の影に包まれ、廃れた柵をあとにのこして征く武将、義家の姿は昔を偲ぶ吾人にとつて想像にかたくない。この美しい感激に満たされながら、義家の辿つた山路はおろか関の跡さえ明かでない。星霜既に八百有余年、歌いし武人は影もなく見る由もないが、昔の関跡だけは何処かにかくれているに違いない。奥床しい古武士の遺して行つた足あと、関跡を確めることこそ、われら郷土民に課せられた使命ではなかろうか。勿来関原位置は、関があまり古いので明かでなく、諸説が簇生し決し難いが先覚者の衆思を集めてみると、海辺説と山中説の二つに分れる。



一、海辺説を主張するもの

(1)『古道及び関跡共、すべて今の海辺に求むべく、関田の村名は、其の地の関路たりし明証にあらずや』

（吉田東伍博士）（諸根樟一著、磐城文化史に依る）

(2)村の南方二十町に字関山といへる山野あり、磐城国との境にして、関南は茨城県管下常陸多賀郡中村、関北は福島県管下磐城国関田村なり。往古、陸奥と常陸の界関にして元の道は、山の上にありしを、今年より百有余年前、山を破り抜きて現時の道開けり。

（関田　村誌）

(3)往昔の道は関本村より里根川の北岸より別れて、作という地を経て古関跡あり、是より松山寺の東、窪田、梶原氏の古城の西（今の郷社国魂神社辺か）を過て関田村に至りしと。

（新編常陸国誌）

(4)関湮没して何処とも知れざれども、関明神のある所と、桜化石の出る処を占めて、関跡と覚しき地形を捜索すべし今関明神の近傍、往々桜化石を出せば、土人の伝うる所、或は其地なるべし。今も関明神の余地あり、南岳院という又関田邑に根本重五郎というあり其家祖は、常時の興力なりという。根本権次郎の祖も、郷土にて何れも関のありし時より家系相伝するという。

（復所雑稿）

(5)『今に石祠二あり、一つを関東宮とし、一を奥州宮とす。所謂境明神なり』と、されどばくする者あり小山田興清曰く『関跡を祭る所必ず住吉明神、玉津明神、二柱の神なるべし』と。古関の遺跡には総てこの二柱を祭り置くとぞ

（多賀郡史）

(6)切通路（今の国道）の嶺上に石祠あり、所謂両国（多珂、菊多）界明神是なり。或は云う、石祠祭る所は、界の明神にあらずして、関の明神なるべしと。今常陸両国の界なるを以て後人かくは誤り呼びしならんか。…中略…然れども此嶺上に祀る石祠二つを置く、一は常陸一は陸奥なり、されば界の明神にして実の明神にはあらざるべし。

（磐城史料・大須賀筠軒）

(7)古関之道、在今鑿通六七町嶺上、有石祠所謂両界明神也。慶長中、下村民酒井某、鑿通今道、捷径直路、獲旅人之

便。飛鳥井郷九面之歌、新関所詠也。（大日本地理誌・長久保赤水）

(8)原路既壊、今所謂関跡、下在二百歩之南、地出桜、石無乃亦附会鎮守之歌乎。（東遊記）

(9)余欲弁勿来古関蹟、其事隠然可徴矣、然無今関山之衝、日関本村厳然関門中央之地、関北日関田、蓋関北之誤唱也（小野家要録）

(10)近傍之邑、由関而得名者、南在多賀郡日関本、北在菊多郡日関田、土人相伝為以古関之道也。（神林牲斉）

(11)勿来町大字関田、松山寺の南方観清寺境内にあり、札所第十一番にして順礼の歌に

陸奥の名古曽関田の観清寺きしうつ波は松風の音

と詠まれたる松山寺本尊十一面観音を奠れる所にして、元は堂平にありしを、故ありてここに移すという。仏軀は大同二年六月徳溢上人の作にして、勿来関の守護となす。往古此所真の勿来関にして、この下に通行道ありと。（石城郡誌）

(12)南岳院に存置せる関明神（石の宮）は、碑文建立の以前にあつたものと祖先より相伝えられていた。（元勿来関守）（笹本松次郎）

二、山中説を主張するもの

(1)旧本『今昔物語』に陸奥、常陸の境に焼山の関ありと。西の道より西方に、久保田通りあり。菊多郡久保田と言ひて貧村あり、それに達す。この道筋に松山村あり。又久保田にヤケ山という山あり。名古曽の関の旧跡也。（原位置否定説）（松屋草記）

(2)常奥の国界も、多賀城、西の碑の里程を以て我勿来関を誤り、常陸、那珂を以て其界となす者多し、是古今里程の

沿革を暁知せざるものの説也。無稽の甚しきに非ずや。夫今を以て古を考え、古道は多く山上を通路とし曲折昇降して最迂遠なりしを、後世次第に直径、便利を得て行く人の労苦を省きしこと覚ゆ、後勿来関も今の古関と称する処及蒙有皆土人の説によつて之を誤れり、実に古関跡は夫より凡半里余、窪田村より大槻通り常陸多珂山村に通ずる山上と見ゆ、又一には多珂、山小屋より窪田の南酒井に通ずる処ともいえり。酒井は『和名抄』の古郷にして菊多の初駅也。夫より河辺（今の川部）山田等の古郷、皆今の海道より西山傍に在り、是等を以て古今、道路の迂直遠近を想い計るべし。

（原位置否定説）（鍋田三善）

(3)世に界明神のある処を以て古関の略となす、恐くは非なり。是より更に西に去る及里余、窪田町の南、大槻通り、蓋古の関道にて、是より常陸多珂関本村へ出る、関本の名、以て証とするに足る。即ち是源将軍経過詠桜の区なり、大槻通りを下れば、和名抄載する所の古郷、酒井、大野（今の大高のこと）河辺等の村落あり、菊田国道（註　勿来町長者屋敷参照）の遺跡も、今尚其中間に存せり、又其辺に八幡台（註　今の大高八幡神社境内）と唱ふる地あり、広濶の平陵なり、伝へ云う、義家、安部貞任と対営せる処なりと。是等の地に就て古の官道たるを熟知すべし。されど数百歳の星霜を経たることなれば、地形の沿革も量り知るべからず、果して此の区たるや否や、決定し難し。暫く疑を存し、識者の定案を俟つのみ。

（原位置否定説）（磐城誌）

(4)勿来関の原位置は、地名関本村に由つて知ることが出来る。関本村は地形的に観察して、昔日の城跡が判然としており、この古城の築城様式は上古代に近いか中古代のものかは知られていないが、相当古いものである。尚古道は多く山上を通路としたとしている歴史家の言からしても、関本村の峰上には石神が今に尚数十個がある。このところ中央に更に小高き丘があつて、この所に見張台がある。この古城跡を村人は旧御城山と呼んでいる。

（原位置否定説）（瓦吹正之丞）

勿来関跡についての諸説は以上のようであるが、位置決定に当つては地理的事情、殊に自然的な環境と人工的な交通路との両面から考究することが必要となろう。現関跡の位置は福島県勿来市勿来関田町字関山に所を示め、東経約一四〇度四四分、北緯約三七度五二分、標高八〇米程の丘上にある。ここは勿来市の最南部に位置して県界関本村に接し、勿来駅より南に約二粁徒歩二〇分、関跡より海岸には八百米程距たつている。地形は阿武隈高原の南瑞たる仏具山（六七〇米）大丸山（七〇二米）花園山（八〇二米）から東下して幾段かの丘陵となり、菊多浦海岸九面・平潟港の突端で終つている。ここの断崖は三、四〇米に及んでいて、海風濤波の侵蝕作用により何れの港も共に自然の良港とされてきた。しかし菊多浦一帯は海岸段丘を形成したとみられ、阿武隈高原の東斜面に拡つた丘陵と平地との入りまじりは、海岸低地帯の特徴をよく現わしている。基盤は第三紀層で海棲動物の化石を含み、下層には石炭層があると見られている。丘陵の北方は鮫川流域であつて、今般合併をみた勿来市内に当る。丘陸の南面は海岸づたいに平潟港より九ケ崎、五浦、大津港と続き、この海浜にそゝぐ里根川（さとね）は仁井田、油平、山小屋とさかのぼつて、鷹巣山より端を発している。ここもまた古郷として村落が発生したのである。このような地勢にある丘陵の中央を蛇行する如く県界をなしているのであつて、古来より常陸と陸奥との往来せる街道は、この丘陵を縦断し幾多の変遷ののち現在に至つたものとみられる。自然条件から可道範囲を分折してみると、海岸汀線より勿来酒井町出蔵を経て、茨城県関本村山小屋に通ずる。小木板谷の通路附近迄の間、六粁程の比較的山越え易い場所が道路として選定されたことと考えられるのである。小木板谷ー石坂以西は山ふかく、人口的施策があつたとしても昔時の道路は不適な地域であつたことは一目瞭然である。

京都より常陸、更に陸奥の国府に通じた沿岸道路が関跡附近においては、小木板谷ー九面海岸の六粁程の間を通用したものと考えられるのであるが、何時ころから本地方の通路が文献上に記載されただろうか、既に少しふれたので

あるが、もう一度その大略を述べ検討してみよう。

現国道六号線の従来の道路名称

史料	年号	西紀	事項及名称
常陸風土記	和銅六年	（七〇〇）	我姫之道（あつまのみち）
令の規定	大宝年間	（七一三）	磐城沿海道
続日本書紀	弘化二年	八一一	陸奥海道（続日本書紀とあるも疑わしい）
飯野文書	建武二年	一三三五	東海道
同	文和二年	一三五三	奥州東海道
東鑑	文治五年	一一八九	東海道
磐城風土記	寛文年中	一六六一 一六七二	水戸路（勿来酒井町出蔵字石坂の石標には水戸街道とあり）
入会絵図	貞享五年	一六八八	磐城街道
平潟洞門碑銘	安永七年	一七五八	里程迄刻明すれど名称の記明なし
石城郡誌	明治前期	一八六七 一八八九	浜街道

【考証】

㈠ 常陸風土記　前記

㈡ 令の規定

大路　山陽道、其大宰以去、即為ニ小路一也

中　東海東山道、其自外皆為小路也

この令制を更に研究し整理して、大槻如電氏は具体的に

中略　令制駅馬十疋

東山道　京都より鎮守府に至る

別路武蔵下総、常陸磐城沿海路

東海道　京都より常陸国府に至る　支路岩代路

別路武蔵下総・常陸磐城沿海路

日本の路　大島延次郎

(三)　弘化二年四月

廃陸奥海道十駅、通於常陸、道置長有高野二駅

日本書紀

(四)　小平輩与同散在凶徒楯籠安達郡木幡山之間相伴東海道勢可対治之由国宣如此候仍明日

建武二年八月二十八日（西紀一三三五）　上総権介（花押）

伊賀式部三郎殿

「小平の輩、散在せる兇徒（北条の残党を指す）に与同（味方）し、安達郡木幡山に楯籠るの間、東海道（浜通り地方）勢を相伴ない、対治（平定）すべきの由、国宣此の如くに候、よつて明日罷り向うべく候、一族を相催し、急速に向はるべく候によつて執達件の如し。」三七頁

飯野文書　猪俣金五郎

(五) 奥州東海道検断職事如元可令勤仕之由重御教書如此就共有犯咎輩者可被召進候可致沙汰状仍執達如件

文和二年正月十三日（西紀一三五三）　　下野守（花押）

飯野伊賀三郎左衛門尉殿

「奥州東海道検断職の事、元の如くに勤仕せしむべきの由、重ねての御教書かくの如し、それに就き、犯咎の輩あらば、召し進めらるべく候、沙汰を致すべきの状、よつて執達件の如し。」

飯野文書　猪俣金五郎

(六) 源朝奥州征伐の条

東海道大将軍、千葉介常胤、八田右門尉知家各一族等、並常陸下総国両国勇士等、経宇太、行方廻岩城、岩崎、渡遇限河、湊可参会也、北陸道、相催上野国、高山、小林、大胡、左貫等住人、自越後国、出羽国、念種関可遂合戦、二品者、大手、自中路（山道）、可有御下向云々

文治五年七月　　東鑑

(七) 磐城風土記

按に此風土記は寛文中内藤侯の処士葛山為篤の撰したるものなり

道路　関

水戸路在二平城西南一置レ駅四　平城至二上船尾一十二里自二平城一上弦至二船尾一次下弦至二前湯本一次此間有二長橋一長百間次有二小橋一是為二磐城磐前二郡界一上船尾至二渡辺村一八里此間有二矢井田坂一是為二磐前菊多二郡界一渡辺至二植田一十里植田至二関田一六里此間有レ川曰二鮫川一船渡関田至二奈古曽関一切通二里余切通長七十歩

跨二常奥二州一而奥居二其大半一幅九尺漸々穴挟而向レ上僅止二三尺六寸一高五丈一尺源頼義赴二奥州一時義家主二此関一有二桜之詠一中古桜樹絶承応年中再栽二于此一自レ此南経二百三里一達二于水戸城一千載集義家歌曰不久可世遠那古曽能世幾登於毛辺登毛美知毛世仁知留也未左久羅加那、新勅撰小野小町歌曰美留目加留阿未能油幾々能美那登知仁那古曽能世幾毛和連左辺那久仁、新勅撰西行歌曰阿豆未知能志能布農佐登仁也須良比天那古曽能世幾遠古比曽和良布。

磐城史料

(八) 貞享五年入会絵図参照

(九) 平潟洞門碑銘

常州多賀郡平潟浦在勿来関之東南拠山擁海魚塩雑襲運船湊泊庶旦富無疆場一都会也北接奥之九浦路甚急峻名曰陏阪牛馬不通行人是痛土人嘗意患之胥議請官穿巌通洞起功於安永甲午九月訖恰次年六月長九十尺濶十二尺高一十尺工費一出於合銭云蓋此地有五洞門而無文可徴不知其何年鑿也父老有感於請余記其事勒碑樹其側以伝永久余謝不敏不可乃係銘曰常奥之界瀕海之邸維石巉巌陟隥銷魂父老戮力子弟駿奔糾金鳩工鑿山辟門車馬不断鶏丈相聞如砥〇〇不崩不騫一時底績其利万年。

水戸　寺門威如篆額

立原　万書（みつる）

安永七年戊戌八月十五日（一七五八）建主其事者名其碑陰

去京都一千三十二里

去大坂一千六十八里

去江戸二百八十八里

平潟洞門碑銘

長久保赤水の撰文です。

去水戸　九十六里
去仙台二百八十八里
去南部五百七十六里

裏　面

棚倉侯小笠原家臣
津奉行　石祐右衛門匡香
浦役人　鈴木主水義辰
庄　屋　鈴木忠三郎君尋
組　頭　武子太郎左衛門信高
　菊地次郎兵衛秀政
　小松与右衛門秘矩
　鈴木五兵衛義敬
　日置文左衛門寅吉
　佐藤弥徳右衛門忠之
　佐藤弥捻兵衛忠氏
　布施喜捻右衛邦救

平潟洞門之碑と相対して茨城、福島県界六号国道の道標あり

(6)　平城西南水戸路置駅四

平町　至清本　一里二十八町　（此間有長橋長百間次有に橋昔岩城前郡界）
　　至上船尾　二里八町

上弦　上船尾至渡辺新田一里十二町
下弦　湯本至初田新田一里二十八町（此間有矢田坂為岩前菊田郡界）

上弦　渡辺新田至植田一里二十八町
下弦　初田新田至植田一里二十八町

植田至関田一里　此間有川謂鮫川（渡船）

関田　至常奥国界奈古曽切通十二町余
　　至常陸多賀郡神岡一里三十町

(二) 国道浜街道（明治二十二年）

茨城県多賀郡平潟町より関田、植田、田部、湯本、内郷、平町、神谷、草野、大浦、四倉の二町八カ村を経て、久之浜町に達する幹道、その延長十里二十三町十八間、明治二十二年の開修以後六号国道と称せらる。

古代における本地方の交通沿革は、延喜式に記載された駅馬、伝馬などによつて推定する外になく、この時代に石城国路の初見があると考えられる、諸根樟一氏が石城国六郡とは標葉、行方、宇太、亘理、石城、菊多郡と注釈し、菊多郡酒井郷は和名抄に明載する古郷であるから、初駅と断じた先覚鍋田三善、大須賀次郎氏の説には疑をもつと述べている。何れにせよ出典は確としても、あいまいな文章記述から推定したとするならば、私達は取扱上一応仮説としなければなるまい。石城沿岸道路は、時により人によつて、東路、磐城沿海路、東海道、陸奥海道、磐城街道、水戸街道、水戸路浜街道などと称されてきたようで、弘化二年四月に、この街道は官道たることを停止されたと記載されている。当時は里程や地名の明記はなく、近世になつてすら資料が充分とは言えないのであるが、現国道から思い

をはせ、古道をこれ等の史実によつて推定してみる外にない。現在の国道たる（浜街道）六号線は古道に沿つて修理開発されてきたとして大体相違ないであろうことが、これ等考証によつて暗示的である。

次に現在の六号国道の基幹となつた江戸時代の本地方に関する経路をみておこう。

水戸街道　江戸日本橋基点

●本街道　宿名

江　戸－新　宿　二里
新　宿－松　戸　二里
松　戸－小　金　三里
小　金－あびこ　三里
あびこ－取　手　半里
取　手－藤　城　二里
藤　城－苦　芝　二里
苦　芝－牛　久　一里
牛久、山口筑前守　一万七千石　江戸より十六里
牛　久－荒　川　一里
荒　川－中　村　一里
中　村－土　浦　一里
土浦、土屋采女正　九万五千石　江戸より十八里

土　浦ー稲　石　二里

稲　石ー府　中　二里

府中、松平播磨守　二万石　江戸より二十二里

府　中ー高　原　一里十丁

高　原ー片　倉　二里

片　倉ー小ばた　一里

小ばたー長　岡　二里

長　岡ー水　戸　一里半

水戸、水戸中納言　三十五万石　江戸より三十里

・間道　宿名

水　戸ー川　牧　一里半

川　牧ーさ　わ　一里半

さ　わー石　神　一里半

石　神ー大むし　一里

大むしーもり山　二里

もり山ーま　ご　一里

ま　ごー助　川　二里

助　川ーをくつ　一里半

をくつ―あたご　一里半
あたご―荒　川　二里
荒　川―足　洗　一里半
足　洗―上　岡　二里
上　岡―関　田　一里半
関　田―上　田　一里
上　田―湯長谷　一里半

湯長谷、内藤因幡守　江戸より五十三里　泉、本多越中守　二万石　江戸より五十三里

湯長谷―岩城平　二里

岩城平、安藤長門守　五万石　江戸より五十五里

岩城平―よくら　一里半
よくら―うへ浜　一里半
うへ浜―広　野　一里半
広　野―木　戸　二里半
木　戸―富　岡　二里
富　岡―熊　川　一里半
熊　川―中　野　一里
中　野―たかの　二里

たかの―小　高　二里
小　高―原　町　一里半
原　町―鹿　島　二里半
鹿　島―中　村　二里半
中村、相馬大膳亮　六万石　江戸より七十八里

日本道中絵図（荒木重式氏所有）

この里程表は諸大名の国名、持高等からみると江戸時代、中葉頃の道中路線であつたことが知られる。水戸路とは江戸日本橋より御城下、水戸迄の本街道をさし、更に水戸より相馬、中村迄の間道も、水戸路の延長と考え、私達の地域の道路も水戸路又は水戸街道と称したようである。又時には岩城国名から発して、岩城街道などとも言われたし湯長谷藩から泉藩に至る路を泉街道、平より相馬に達する路を相馬路と呼んでいた。明治戊辰のさいの記録には、東海道と述べてあるところから考えてみると、統一された名称はなく、国により時と地域によつて種々呼び方が異なつていたことが知られる。

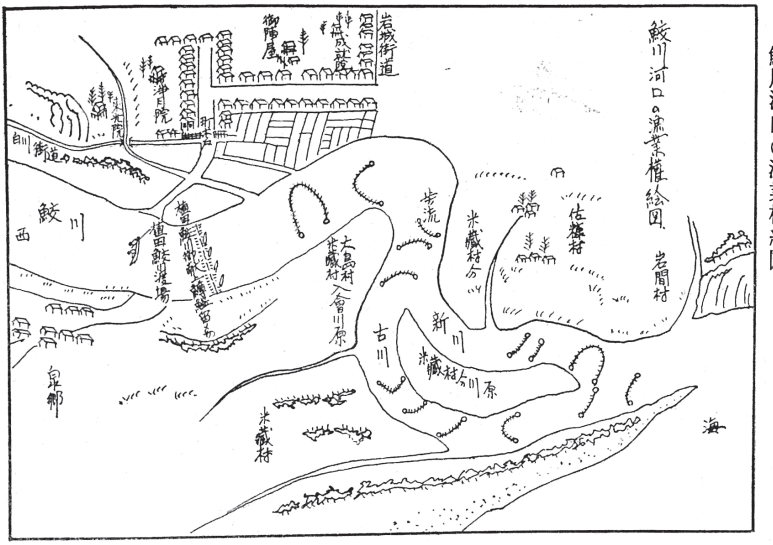
次に同時代の鮫川渡場はどの辺であつたろうか、の一資料を参考迄に挙げたいと思う。渡場業務の記録は篠原先生から私も若干見せていただいたが、何れ発表されることと思うから、併せて御覧いただきたい。

鮫川河口の漁業権絵図　（岡田実氏所有）

1絵図は鮫川河口における漁業権を示すものであつて、添口帛**迄**先規分繰業入会云々とあるから、新旧魚獲の規約についてのものである。

2絵図面の注意点

鮫川河口の漁業権絵図



①植田鮫川渡船場は現鉄橋附近である。

②植田鮫川御献上鱒鰹留〆切場は旧木造橋附近である。

③米蔵村分川原は夜分此所に網を曳申候所とあり。

④植田町は町、下町、中町、上町と記されている。

⑤渡場分留場二百三十二間

⑥寺院は成就（徳）院、浄月院、東光院なり。

3 河中に網を引く図は歩流（かじながし）、本場（三）と記され十三ケ所書かれているが、これは契約した地域を述べたものと考えられる

4 絵図には泉郷と明記され、御陣屋が設けられている、陣屋の役割は交替寄合と考えるより鮫川普請役人詰所、渡船業務、特に魚海藻事務（泉藩は海線上三里弱で、沿海村は僅かに下川、小浜、岩間、佐糠、米倉、中田の六ケ村あつたのみ）に当つたものと思われる。尚文書には、旧植田は江戸時代に宿駅がおかれ陣屋があつたむね記載あり。

5 岩城街道とあつて、町木戸より左に折れ白川街道が見える。

6 本絵図の記明年代はないが検討してみると、泉藩主本田忠籌公、宝暦ー寛政（一七五一ー一八一七）頃のものと思われる

次に同時代において旧菊田郷村内にどんな村落が成立されてい

たか、どのような路によつて地域的な結合がなされていたものであろうか、を暗示する一資料にとどめて挙げたいと思う、次の文書は五人組制度、検地、租税、宗門改め、宗教支配、寺院の壇家勢力、教育的機能、寺小屋などの政治的解釈（実はこの方が重要であるが）その分析は本紙の性格上、今後にゆずつて「江戸時代における本地方の寺院分布は、いかになされていたか」を道路と関連させ、現在と比較考察することも、意義があると思う、諸賢の御一考をわずらわしたい。

【諸寺院組合吟味帳（宝永元年十月十日附）（一七〇四）について】

この吟味帳は、徳川五代将軍綱吉の時代にあたり、約二百五十年前の記録である。

この記録は青木山、宝徳院、勿来市植田後田町字石田三十五番地、住職生駒康清氏管理のもの。宝徳院は宝徳寺とも言われ、宝徳三年に建立され徳川時代には七三ヶ寺をもつ大本寺で、御朱印三十石を有し、磐城四箇談林の一であつたことが明証される。

この記録によつて知る通り末寺は、奥州石川郡、同菊田郡及び常州多河（珂）郡の二州三郡とあるから、現在の石城郡及多賀郡に分布していたと言うことになるのである。

諸寺院組合吟味帳（写）

高倉村　高蔵寺
仁井田村　観音寺
大津村　修生院
同所　同供僧
同所　安養院

後田村　地蔵院

右之六箇寺一組也

林崎村　極楽寺

小山田村　東福寺

井上村　普賢院

法田村　法田寺

梅平村　想持院

右之五箇寺一組也

植田村　東光院

同　所　成就院

東坂村　東福寺

同　所　常徳院

同　所　喜福院

添野村　正寿院

岩間村　竜昌院

小浜村　蓮華院

同　所　弥勒院

右之九箇寺一組也

江畑村　真蔵院
同　所　円福院
同　所　徳蔵院
釜戸村　林蔵院
同　所　清谷寺
同　地蔵院
同　常福寺
藤原村　東光寺
田場坂村　法海寺

右之九箇寺一組也

米蔵村　竜蔵院
大島村　延命院
大島村　本覚院
同　所　光珠院
同　来迎院
同　宝珠院
同　玄定院
同　観明院

同　西光院
江栗村　華蔵院
同　所　神徳寺
右之拾一箇寺一組也
沼戸村　福乗院
同　所　八幡寺
小川村　無量院
長子村　行蔵院
山玉村　寿命院
右之五箇寺一組也
中田村　教性院
同　所　永清寺
同　正福院
同　地徳院
同　浄蓮院
同　宝蔵院
右之六箇寺一組也
四沢村　千手院

同　所　正智院
同　　成就院
新　町　福衆院
関田村　松山寺
同　所　威徳院
同　　密蔵院
平方村　地福院
右之八箇寺一組也
大寺村　東福寺（同寺門徒六カ寺）
松川村　長福寺
同　　威徳院
右之三箇寺一組也
記載せざる五箇所は房
堅可禁制条目……略
諸門末
宝永元年十月十日
本寺
宝徳院

とある。何故に寺院組合が制度化されたか、その結成の理由については新義御法度条目、宝永元年（一七〇四）「本寺青木山宝徳院」に窺うことができる。

尚寺院の分布は次の御改帳に依つた方が便宜的である。

延享二年十一月（一七四五）

末門又門院御改帳

奥州岩城菊田郡後田村　本寺宝徳院

奥州石川郡南須釜　東福寺
奥州菊田郡高蔵村　高蔵寺
奥州菊田郡関田村　松山寺
奥州菊田郡植田村　東光院
同　磐前郡藤原村　法海寺
同　菊田郡仁井田村　親音寺
同　菊田郡小山田村　東福寺
同　菊田郡米蔵村　新蔵院
同　菊田郡井之上村　法田寺
同　菊田郡関田村　密蔵院
同　菊田郡東坂村　光明院

常州多河郡〇〇村	地福院
奥州菊田郡上釜戸村	清谷寺
同　菊田郡上釜戸村	円福院
同　白川郡上松川村	長福寺
同　菊田郡後田村	地蔵院
同　菊田郡高蔵村	岩本坊
同　〃	実相坊
同　〃	安楽院
同　〃	普門院
同　〃	滝本坊
同　〃	東善坊
同　菊田郡仁井田村	安養院
同　菊田郡　村	極楽寺
同　菊田郡大津村	修生院
同　菊田郡井之上村	普賢院
同　菊田郡小山田村	遍照寺
同　小川村	無量院
同　小川村	八幡寺

奥州菊田郡山玉村	寿命院
同　菊田郡江栗村	福成院
同　菊田郡長子村	新蔵院
同　菊田郡江栗村	来迎院
同　菊田郡江栗村	神徳寺
同　菊田郡江栗村	宝珠院
同　菊田郡江栗村	華蔵院
同　菊田郡大島村御宝殿	東光院
同　〃	観明院
同　〃	光珠院
同　〃	西光院
同　菊田郡大島村	延命院
同　菊田郡米蔵村	源成院
同　菊田郡中田村	教正院
同　菊田郡中田村	正福院
同　菊田郡中田村	宝蔵院
同　菊田郡中田村	浄蓮院
同　〃	永清寺

同	〃	地徳院
同	菊田郡四沢村	千手院
同	菊田郡関田村	正智院
同	〃	威徳院
同	〃	成就院
同	菊田郡植田村	○福院
常州多河郡下野村		福寿院
奥州菊田郡植田村		成就院
同	菊田郡植田村	成徳院
同	岩間村	竜昌院
同	岩間村	弥勒院
同	小浜村	蓮花院
同	添野村	正寿院
同	江畑村	真蔵院
同	松古屋村	常福寺
同	中釜戸村	地蔵院
同	磐前郡下藤原村	東光寺
同	中釜戸村	徳蔵院

奥州菊田郡上釜戸村　林蔵院
同　白川郡松川村　威徳院
同　石川郡南須釜村　安養寺
同　石川郡吉村　観音寺
同　〃　小島村　般若寺
同　〃　中村　遍照院
同　〃　岩法島村　教楽寺
同　〃　山古屋村　長寿院
以上本末門又門院
都合　七拾四箇寺

現在の寺院とこの記録による分布比較をしてみただけでも、つぎつぎと課題は提示される…が、要するに文献には以上のように述べられており、律令や常陸風土記に、沿海道路の発生をほのめかしており、中世には奥州東海道と称し、近世に至つて一里を六町として算程し宿場、村落、里程を記明されるようになつたのである。が更に道であるならこう言うことがなければならない、という文化の遺産を考慮しなければなるまい。

一、現六号国道の発生は何時ころで、どのように拓かれたか。

二、関跡附近の丘陵を縦断した道路は、どの地点であつたか。

こうした事柄は是非とも検討しなければなるまい。

勿来関 周辺の地理の説明

本地方の道路の沿革は、一応考察することが出来た。古来、勿来関附近の丘陵を縦断した路は、海辺より勿来酒井町出蔵地内迄の間に選定されたのに相違ないことも、地理上明らかとなる。昔時、こうした道路の、しかも国界の険要な場所に菊多剗、その路上に勿来関が設置されたとすることが、原位置決定を左右する条件となろう。先づ自然地理的に問題とされる交通上の三地域についてみよう。

一、汀　路

最初に問題とされるのは、海岸道路の地点である。先覚者飛鳥井宗勝が慶長十四年に勅勘の身となつて、奥州磐城に左遷された（一六〇九）折に

九浦や潮満くれば道もなし、ここを勿来の関と言うらん

と詠じ、古道は汀路と推定している。この地域は勿来関田町九面字九浦の海浜であったが、奈古曽関切通と近接一帯から想定したものであったと思える。切通についての規模は磐城風土記、寛文年中編纂（一六六一―一六七二）に詳しく述べてあるが、これに依ると関田宿場より二里余（十二町余）にして、奈古曽関切通に至る。その長さ七十歩、高さ五丈一尺、幅九尺、上辺三尺六寸、とあるが、切通される以前は洞門であつて、古記に依れば篠原和泉が慶長（一五九六―一六一四）頃、岩壁を穿通したとされている。当時は現在の九面洞門及び平潟洞門の地点は何等の工事もなされない自然のままであつたから、この切通地点が海岸道路の唯一の場所であった。即ち菊田郡関田村九面（現松川磯海水浴場）より右折して、常州多珂郡関本中村、東沢にかかる地点から八坂神社、栗野、神岡方面に通じたのであるが、洞門が狭小で交通上の障害をきたし、遂に承応元年（一六五二）に関本の豪農酒井半左衛門によつて洞穴が切崩されたのである。ここには現在茨城県に向い右側に文化七庚午歳（一八一〇）神岡邑、関本中村世話人浅右衛門

の建碑した馬頭尊が一基残つているが、その他の碑名はない。県界勿来よりには樹令三、四百年の古松とみられるものがただ一本名残をとどめているのみ。九浦、平潟の洞門が穿通したのは安永七年（一七七八）であつて、それ以後現国道の基幹をなし現在に至つたのである。このような地勢であつたので、物資輸送が活発化されつつあつた江戸時代に於ては、陸路運送より海運に頼り常備廻船、小廻などで平潟、九浦港は盛況をきわめたことが文書に示されているのである。勿来関跡東面の地理的認識を喚起し、一層深める意味合から、奈古曽関切通の変遷をみたが、この地形は既に承知の如く、東京より常磐線下りで、最初につき当るトンネル、更に五百米で第二のトンネルとなる所である。即ち阿武隈山脈から分峰した丘陵は除々に地勢は衰えて七、八十米のまま平潟港の尖端に突出しているのである。昔時に於ては是非とも峰越えしなければならない場所だつたのである。汀路の場合はこの切通地点を迂廻し、往来したであろうことは地勢上肯定されよう。



勿来関きりどおし

二、関本、上野―窪田路

次に古道と推定する勿来窪田町通から、同大槻地内、更に金堀沢の隧道をぬけ関本村関本上字馬場、城山に通ずる地点である。この隧道は明治末期から大正にかけ開通整備され、関係者が多く生存しているからおき取りいただきたい。ここでは省略するが、この地域の旧道と称されている所は、どこであつたろうか。一応路順を述べておく。勿来窪田町大槻字小屋崎又江下に、林野統一碑がある。「明治二十二年当町村制施行合元窪田関田九面大高酒井白米七

村称窪田村大正十四年五月改称勿来町施行町制云々」、同所には馬頭尊が十数基があり、古い碑は文字が明らかではないが、その中の一基「馬力神」に八島八之丞、明治二十二年建立「右は水戸路」と示されているのがある。ここから馬小路を上り曲折「七まがり」をのぼりつめれば隧道の稍西に寄つた山上に、なだらかになつた休み場がある（こゝ迄十分）これより右寄の小沢を下り（五百米）右に折れ、間もなく土橋に至り左に廻り更に土橋を経て少し上れば右上に八手三面地蔵尊（江下より二十分、関本旧上野村にも二十分、旧上野村からは古道念仏坂を経て程なく至る）がまつられている丁字路に至る。ここは窪田、関本上野、出蔵部落に通ずる三叉路であつて、三面地蔵は道神と思考されるが風化のため文字は判読出来ない。場所は勿来窪田町字金堀と称し所有は同町中通りの共有林である。この古道の発生は文書に徴しても不明であるが、古墳、貝塚の分布、和名抄記載の地名等からみて相当古いのではなかろうか。しかし実地調査によれば汀路の地形よりは遙かに困難である。



三面八手観音

三、出蔵ー山小屋路

この路程は古郷大野（鮫川流域の平野地域）から北関東に通じる沿岸道路として、山麗に求めたものであつて汀路とは対照的である勿来酒井町出蔵から、同石坂を経て関本村山小屋宿に通ずる。山小屋から川部瀬戸町に達する小道もあるが、この路は古代沿海道路としては考慮しなくてもよいと思う。酒井は前述のごとく古郷として知られ延喜式、地名に載せられたところであつて古くから往来されたものと考えられるが、道しるべとして考察されるものは乏しく、石坂路に慶応元年（一八六五）

延喜式（えんぎしき）　延長五年（九二七年）醍醐天皇の命で藤原時平によって編纂がされたもの。延喜式とは、朝廷の儀式、作法、事務手続きなどの格式（律令制における法令）集で平安初期の制度を知ることができる重要な文献である。

の馬頭尊と別に水戸街道と刻名された道標とがあるだけで、その他のものは発見されていない。ここは正親町帝（一五七一）の頃、窪田山城守政盛と常陸国太田城主佐竹義重とが相対し、戦乱を交え政盛が戦死した場所であると言われているから、当時もここが道路であつたことがしのばれる。

この三本の経路が位置の究明に当つて重要であるが、資料が乏しいので諸賢の雌黄によつて、今後継続されたいと思

【鮫川流域】

勿来関附近の要路として、三地域を挙げたが同時に考慮すべきは、湿地分布と河川ではないかと思う。河川をたくみに利用し、大地を克服することの出来た古代農耕民は、後田、錦、関田にそれぞれ古墳群の遺産を残している。こうした遺産は、鮫川流域に於ける古代文化の究明に重要な意義を持つてくる。古墳群附近の自然環境は、農耕に適切な立地条件を具有し、且つ相当広大な湿地を有し、土壌も一応良好で排水が非常によかつたと考えられるから、この流域における間道は制約されることが少なかつたと思われる。しかし鮫川渡渉に当つては困難であつたか、戦略的に有利であつたろうか、考察上の難点がある。

鮫　川

鮫川の源は東白川郡小株三株の諸山より発して、川部沼部町に至り、更に四時川を合して川部町を東流し、植田岩間町に到る。流程一五里一五町。

四時川

四時川の流程は五里四丁にして、水源は茨城県多賀郡花園山及白川郡渡瀬村に発し、川部沼部町にて鮫川に入る。

仏具川

川部山玉町に発し、錦中田町に蛭田川となり海に入る。流程四里二十町。

以上の如く関跡附近の道路の経過と河川の大体を述べたが、地理的要因から史蹟、遺蹟の概要を二、三記しておきたいと思う。

【御城山古舘】

勿来関道路と関旧道との丘上にあつて御城山と呼ぶ、古舘の西方に石陣場と称するところがあつて土塁を築いた跡がある。今尚舘址の下に梅ヶ枝井戸と言う所があり、稲荷神社が祠られている。旧道には勿来関最古の山桜が十数本名残をとどめ、関田宿から関跡に通う唯一の路であつた。伝えられるところによれば、梶原関田目景定の居城で後に家老梅枝三郎左衛門が住み、梶原氏とは美濃守政景の一族と言う。東西に四町余、南北八町に及んで周囲には石を堆積して現在もある。

観清寺跡

勿来関田町第二中学校校庭前方にあつて、石城三十三観音札所第十一番

陸奥の名古曽関田の観清寺きしうつ波は松風の音

と詠まれ、仏軀は大同二年徳溢上人の作と言われ、勿来関守護寺であつたと伝えられている。八代師に依れば関所には関銭寺があつて、交通税で維持した記録が他所にはあるから、関銭寺が観清寺と転化したのではないかと言われるこの地は御城山と相対していて、往古此所を真の関所であつたと説く先覚者がある。

【四沢舘　勿来四沢町】

【伊勢舘　勿来関田町】

共に舘縁不詳、古舘記にも記明あるのみ

古館（ふつたて）、金砂山（かなさやま）とも称し、勿来窪田町熊之道の険峻なる山上にある、頂上は五十米四方程の平坦にして石祠があり左側に古舘三郎衛門、右側に赤津弥三衛門と刻まれている。この碑は古舘氏の氏神であるという。山麓近くの北東傾面には雑草に埋れて数基の碑があるが、風化のあと著しく判読出来ず、更にこの碑に近く古井戸があり、北畠顕信がこの舘に拠つたとも唱へているが、うたがわしい。附近からは須恵器の破片が発見されている。

【窪田三角点周辺】

勿来関跡より約一粁西北方、窪田浜道勿来高校に通ずる新観光路上に、列第十号二等窪田三角点地理調査所の示標がある、ここは金砂山と呼ばれ、大槻古舘に距ること一粁、山上に石を列した円形の拠点と覚しき地点がある。視界は四囲に開け、この丘陵唯一の遠見台である。山麓には古墓石が点在する。

【関本上城山（しろやま）】

茨城県関本上字馬場にあつて、又古舘とも称されるが舘縁は定かでない。城山の形状は階段状をなし、土畳が施され丘上は凡そ東西に百間、南北に六十間程あつて見はり台と伝えられている地点は、土饅頭型にうづ高くもられている。舘跡の北方には、牛のはなげ、高舘の腰、秋太郎、唐藤、金堀沢、矢の目山と言われる由緒深い地名があり、附近の関本中学校敷地からは、須恵器の住居跡か認められ、この舘あとは湿地帯をよく具備している。

【長者屋敷】

勿来窪田町郡に墟址があつて、ここの東寄尖端に郡貝塚がある。片岸台上はおおむね平坦で、今も尚大きい礎石を地下八、九寸の所に遺し、布目瓦や弥生式土器、米麦の焦燃を発見する。往古ここに菊田国造（一説に植田町後田地内とも言う）が住んでいたと伝えられている。氏神に菊田神社の古祠あり、古郷大野（現勿来大高町より南に接続す

北畠顕信（きたばたけあきのぶ）　一三二〇年～一三八〇年。南北朝時代の武将であり、鎮守将軍となり、東北地方の南朝勢力の中心として奮戦。

）に接している。

【大高内城】

勿来大高町にあつて窪田城の本城で、一般に窪田城跡と称する。国魂神社前に残墟する所は其の外城、支城若しくは遠見番所として置かれたものであると言われ、ここより窪田町通りへ出る道筋に殿町と称する地名が残つている。又後大高に大高舘あり。

【窪田外城（とじょう）】

勿来窪田町字馬場外城にあつて、慶長元年以前佐竹氏の摂理する前は、文明元年岩城氏の臣窪田山城守昌清ここに住み、後貞盛、家盛、政盛の三代が続いたが、元亀二年に岩城常陸が常陸国太田城主佐竹義重と争い、窪田は遂に佐竹氏の所領となり、後また岩城氏に帰した。慶長五年岩城貞隆大舘城より出羽の亀田に転封ののち、鳥居氏の直轄となつた。この地は勿来窪田町外城に当り、和名抄に載る。

以上の地理に於ける勿来関の原名たる菊田剗は、交通路と全く別個の場所に設けられたとは考えられない。依つて私は切通し現関跡、大槻洞門附近、石坂周辺の可通範囲たる地域に三柵を設け、拠点を現関跡としたと推定する。関は検判上、いくたび変転したかは知らないが、義家通過の道路は汀路（沿岸道路）であつたと思われる。

1 山桜は海辺地域では大きくならないから、今の関所は通らなかつたと言われる人があるが、実生の場合は岩盤ですら健全に成育する。吹く風を……の歌から桜は大木であつたと想像しているが、大樹であつたかどうかは何ら述べてない。小さな木でも数本あれば、花は相当散るものである。こうした点から否定する根拠とはならない。

2 諸説が出ているが肯定される顕著な史実や遺跡が見られない。

3 義家通過のころの地形は現在と大体同じであつて、昭和二十三年四月に某新聞紙上で発表された「太平洋の波に削

られる福島県（真物の勿来関は海の中）」の考えは訂正されるべきである。双葉地方の海岸では漂砂、波濤、海流土質、（地盤沈下ではない）の関係で侵蝕を受けているが、この地域は比較的内海になつて、突出している岩盤やその底盤の様相が余り変化のなかつたことを示している。有史以後菊多地方の地形や海岸は現在とほとんど同じとみてよい。

現関跡は昔時から勿来関と称され、剗と関とを大らかに呼んできた。自然の条件は、そのまま剗柵を想わせ、この台地からは汀路、遠近海を望むことが出来て、西にまた仏具の秀峰を仰いで、風光明媚な地である。遺称して勿来関―これが勿来関跡なのである。

菊多剗と古代路について

しかし私は次の疑問を抱いている。既述したように菊多剗については諸説があつて、従来何れとも決し難かつた。従来の説を大別してみると、古道は海岸に沿つていたとする海辺説と、山麓に発達したとする説の二ツに分けることが出来る。今後はこうした意見をよく知つて、更に客観性のある立場を採らなければなるまい。私は古代道路を三地域（汀路、大槻、石坂）に求めたい。その理由は次の項によるが、先ず山麓の場合を述べたいと思う。

一、現存する地名によること
二、常陸風土記によること
三、社寺の分布によること
四、古代交通によること

先ず第一項の常陸風土記にみえる国境（くにざかい）の文章である。即ち「往来の路（ゆきき みち）、海河（うみかわ）のわたり、国郡（くにこおり）さかひ」に注意したい郡（こおり）の地名は、今も勿来大高町の部落名として残存する上郡（かみこおり）、中郡（なか）、下郡（しも）であると考えられる、この台地を長者

屋敷と呼び、繩文式中期から弥生式土器に至るまでの器、及び焼米も多量に発見され耕土中には寺院跡と思われる礎石も認め、上古代から由緒深い土地である。思うに郡は群（むらがる）。村落また邑たるところから地名が発生したのではなかろうか。尚歴史地理から取扱かわれる境の問題も、その地名勿来、酒井に残っている。「さかい」は昔古栄えた土地の栄えとも思われ、国境の行政区劃とも解すべきであろう。現関跡の位置する関山は関田に属し、同じく国境である。この線上に「さかい」の地名が何故、酒井にだけ残ったのであろうか、第二項目として挙げた理由がここにある。更にまた古い時代の地名を検討してみると「近世には菊田にも作り、奥州海道諸郡の最南端に居り、常陸多珂郡と相隣れり。明治二十九年、石城郡へ合併す。其の鮫川流域に属し狭少の田野は、東海浜に之を見るのみ。西方は乱山重畳白河郡に連れり。本郡は、養老二年に常陸国多珂郡の五郷二百一十烟を割きて一郡に建てられしに出づ。和名抄、菊多五郷を載せて木久多と注す。

酒井、河辺、山田、大野、余戸（あまりべ）

等即ち是なり。中世には菊田庄あり。郡内の墾田、及び磐城郡の湯竈二郷の地をも兼併せるなり。按ずるに酒井郷は今窪田村に当り、酒井の大字も残りて、窪田の西方に存す。河辺郷は錦村、川部村に当り、即ち鮫川の南辺とす。磐城志に沼、河の文字相似たるを以て後世誤りたるものか、河辺をいつしか沼辺と唱へ来りしにやと尚疑うべし、山田郷は、今山田村に存す。上遠野の南東にして、植田を距ること西北一里余にあり大野郷は上遠野、入遠野に当るべし鮫川の北岸なる山村にして、釜戸、山田、湯本の西に当る。磐城志に大野を窪田村大字大高に擬せり。按ずるに大野というは、やがて遠野と義理相通する所あるが、中世には遠野保の名あり、余戸郷は鮫川村に当る。三坂文書に、余部内岩間霰松両村云々とあるにて形勢を弁うべし云々。「大正九年、石城郡誌第一章総論」とあるが、和名抄に言う余戸は海辺鮫川に当り、山田、河辺の地名には現在もその語法が残る。それでは大野郷であるが、これは現在の呉羽

肥料、呉羽化成の設置されている鮫川流域の最も大きな平地、大高広土と称されている地形で、まさに大野である。この大野郷の西南に隣するのが酒井郷である。この意味から和名抄に見える地名は合法的科学的である。こうした地名考と常陸風土記とを抱合せて考えることが出来る。

常陸風土記（常陸国風土記）

奈良時代初期七一三年に編纂され七二一年に成立した常陸国（現在の茨城県の大部分）の地誌である。

常陸風土記（古老伝旧聞事）

常陸国司解、申古老相伝旧聞事一

問国郡の旧事一、古老答曰、古者自相摸国足柄岳坂一以東諸県、総称我姫国一、是当時不レ言常陸一、唯称新治筑波茨城那賀久慈多珂国一、各遣造別一令検挍一、其後至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世一、遣高向臣、中臣幡、織田連等一、捴領自レ坂以東之国一、于時我姫之道分為二八国一、常陸国居其一一矣、所以然号者、往来道路、不レ隔江海之津一済一郡郷境堺、相続山河之峰谷一、取近通之義一、以為名称焉、或曰、倭武天皇巡狩東夷之国一、幸過新治之県一、所レ遣国造毗那良珠命、新令レ掘レ井流泉浄澄、尤有好愛一、時停乗輿一、翫レ水洗レ手、御衣之袖垂レ泉而沾、便依袖之義一、以為此国之名一、風俗諺曰、筑波岳黒雲桂衣袖漬レ国是也。

このようにして常陸風土記中の「国こおり境や、古郷名は今に残る地名を裏書する理由となるのである。

第三項としてみるべきことは社寺の分布の点からである。その一つは勿来市勿来大高町の八幡神社及出蔵寺、大高寺である。高は高国に通し多賀と発し、語源上大和民族の北進を語るものとみて面白い。この大高寺に義家が使用されたと伝誦される旗竿と馬鞍が、現住職鎌田亮秀氏によつて保管されている。

旗竿二本、長さ一米九六糎、幹の太さ基直径二、五糎、節間にうるしぬり絹糸の巻糸あり。

馬鞍樫木にて加工した馬具（樹木樫木なるも不明、虫あと多し）牛皮靴二枚、麻綱長さ一米、直径一、三糎のもの四本、目方一貫二百五十匁。

仏画一二幅、長さ一米八〇糎、幅六〇糎金泥画

義家馬鞍をときて大高寺に休息の際に、本堂に掲げしものと言う。

勿論、伝誦の事柄を史実とみるべきではないが、大高寺に保管されている仏画、馬鞍は共に鎌倉以前のものであることは、専門家の評されるところである。更に注目すべきことは、勿来出蔵神社に存する蔵王権現の存置である。尚同敷地内にある寺号、出蔵寺は大桜山、蔵王院と称されている点などは面白い。

義家と桜との関係に於て一応考えられてよいものと思う。この仏像は平安朝（八代義定師の調査）のものであり、義家の頃の生きた仏教史研究の一ッとして目される。第四項目は古代交通の問題である。古代に於ける交通はどのような場所が選ばれ、どのような機能を有したものであろうか、を取上げてみなければなるまい。昔時の交通は物資輸送に間違いなく奥、羽に通ずる街道は交通史上防人中心の輸送路と考えなければならない。律令の駅令に明記される如く、馬が荷量三十二貫（既述資料参照）を背負つて搬送した道路は、平坦であるべきことが第一の要件で、そのような地形が選定されたことは理の当然である。勿来関跡附近に於て、そのような場所に近いのはどうして既述した三地

域であると思える。

更に酒井地内に関根と称す村落が存し、花山と言われる台地があり、近隣する茨城県関本村山小屋の如き古村に一連する峰越し易い地形と、勿来町大高の上、中、下郡などと接続する地名、まさに古郷、河辺、山田、大野、余戸等は古代道路を想わせる路順や、方向を示しているものと思われる。昔時の路は貧弱で自然の理法に合致した場所が選定されたと考えるべきであろう。剗や関を復元するのに、先ず道路を考えてみたのであるが、駅路は確かに剗所決定に重な要素をもち、文化の導入出の経路としても絶体視されるところであろう。史実によれば延喜式に東山道として菊多、磐城、標葉と記載され、また令の規定には東海道・京都より常陸国府に至る別路武蔵下総、常陸磐城沿海路とある。こうした記述によつて古代から官道があつたことを判明出来るが、しからば何処の辺にあつたものかの実証は許されない。軽はづみには扱うことが出来ないのである。私は剗所（せんしょ）が置かれたころの駅路を仮定して山麓に求めたが「剗は塹柵の所なり」と見られてきた令義解の解釈によつてしても、容易に剗所の原位置は推論出来ないのである。

大国

守一人。掌（ル）祠社、戸口、簿帳、字（シ）養百姓（ヲメセ）勧（ヲ）課農桑（シ）、糺（シ）察所部（ヲ）、貢挙、孝義、田宅、良賤訴訟、租調、倉禀、遙役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闌遺雑物、及寺、僧尼名籍事（ヲノ）。余守准（セヨニ）レ此、其陸奥出羽越後等国（ノハテル）、兼知（テル）二饗給一、謂、饗（ル）食并給（レ）禄也、壱岐対馬日向薩摩大隅等国（ノハヘテル）、惣知（ヘ）二鎮捍一。謂、捍衛也、言鎮衛（ヘ）二寇賊一也。防守、及蕃客帰化（ノヲ）二、三関国（ヘ）、又掌（ル）二関剗一、謂依（レ）律、関者検判之処、剗者塹柵之所也、是、及関契事（ノヲ）。介一

人、掌同レ守、余介准レ此。大掾一人、掌下糺二判国内一、審二署文案一、勾二稽失一、察中非違上、余掾准レ此。少掾一人、掌同二大掾一。大目一人、掌下受レ事上抄、勘二署文案一、検二出稽失一、読中申公文上、余目准レ此。少目一人、掌同二大目一、中生三人。

新訂増補国史文京　令義解六一頁

以上の外に尚未解決な問題がある、即ち古代に於て柵があつたとするならば、それはどのような意味合のものであつたろうか。海岸道路の発達はいつ頃からであつたろうか、その発生は何時か。更に山麓に関があつたと仮定する矛盾として常陸風土記が伝誦の記録であること、遺跡遺物の分布が海岸よりも濃厚であること等である。

中世の柵跡については考察にみた様に非常に人工的であり、その設置は意識的である。これに比して古代の剗は労作の点から考えれば、土壕が手段として最高のものではなかつたろうか、奥羽三古関は何れも自然の険要な地が選ばれていることは、関跡の地形が語つている。日本海測の念珠関も、太平洋岸の勿来関も全く立地条件は類似し、白河関跡においては土壕が認められているのである、従つて古代に於ける「剗」は自然の要塞が即ち戦略的、軍事的なもので、大自然のまゝの地形が要塞であつて、中世の柵の役割に考えられてよいのではなかろうか。こうした点から、現勿来関跡は古来より関跡とされ、険要な地形が認められて現在に至つたものと思われるのである。この地形が剗跡と考えられる点からして、交通の検判を目的とした関とは根本的に異なるものであつて、古代の剗所は軍事的であつたことが立証されるのである。古代の道路即ち剗所とのみ考えることには、尚研究の余地が残されるのである。

しかし道路の監視を等閑にふして攻防は無意味であり常備の体制は確立され得ない。勿来関附近には地形上、三柵を設けなければ前哨線の役割は果さないし意味もなさない筈である。古柵の機能は政策上の拠点であつたとすれば更

にそうである。私は作戦参謀になつたつもりで、平潟から出蔵迄の地形を数十回実地に調査してみたが、三柵の拠点が現関跡であつたろうと考えるのである。

（参考文献）

大島　延次郎　日本交通史　四海書房
同　日本の路　至文堂
同　日本交通史叢書　四海書房
三井　高陽　日本交通文化史　地人書館
黒羽　兵治郎　近世交通史研究　日本評論社
日本地歴学会　日本海上史論　三省堂
野口　雅雄　日本運送史　交通時論社
萩野　由之　日本歴史　博文館
文部省　国史概説　内閣印刷局
伊東　信雄　考古学よりみたる古代東北文化
梅宮　茂　福島県の古代文化　福島県教育委員会
上田　三平　仏田柵址、城輪柵址　文部省
相田　二郎　中世の関所　畝傍書房
令義解
本田忠簿
安田　初雄　福島県新誌

七、武将義家の勿来関通過はいつごろであったか

源義家が戦い終つて輝かしい戦功に飾られ、京に上る途すがら勿来関にさしかゝつた折に「吹く風を…」の国歌を詠じた、と考えられている人が多いようであるが、勿来関を義家が通過したのは果して何時、何処であつたろうかを考察するに当つて、先ず前九、後三の両役に就いて知るところこそ基本的な解決方法でなかろうかと思う。では何故であろうか、言う迄もなく、詠歌の年代と経路とが不明なるためである。即ち歴史の要素であるところの時と所がボケているが故に、史実に基いて実証的検討が否応なしにより必然的に推進せねばならぬからである。

後冷泉天皇　西暦九五〇年～一〇一一年。日本の第六三代天皇／平安時代。

【前九年の役】

後冷泉天皇の永承年中に奥羽の安倍頼時が、勢力を振つて国司にさからつたので、朝廷では永承六年（一〇五一）源頼義を陸奥守に任じて頼時を討たせた。頼時は一旦服したが、天喜四年（一〇五六）ふたたび反抗して頼義に攻められ、鳥海柵（秋田県）に誅された。しかし頼時の子貞任、宗任等は依然として頼義に抗し戦乱数年に及んだが、康平五年（一〇六二）頼義は奥羽の清原武則の来援を得て、厨川柵（岩手県）に貞任を殺し、宗任を降して乱ははじめて平定した。源氏はこの乱後いよいよ東国に根強い地盤を築くことになつたのであ



義家勿来関通過の図（勿来美術館蔵）

る。

【後三年の役】

前九年の役に源頼義を援けて、後に鎮守府将軍となつた清原氏の内訌に、陸奥守として下向した源義家が加わり、永保三年（一〇八三）下向した義家は、清原武則の孫真衡を援けて清衡、家衡を撃つて一旦争いはおさまつたが、ついで応徳三年（一〇八六）家衡と清衡が争い、義家は清衡を援けて、金沢柵に家衡を滅した。この戦後、源氏の威勢は大いに広まり、寛治五年には地方武士が挙つて、義家に荘園を寄進していたことを禁ずる宣旨が出た。かゝる地方政治の紊乱は、摂関家を中心とする中央政府の無力と、武士階級の胎動を物語るものである。

源朝臣義家は前九、後三の両役に出陣し、誉れ高き武将である事については既によく承知のことであるが、その功績について史料に基き乍ら年代を追つて考察する要がある。

西暦	年号		史料	
一〇五〇	永承五年	源朝臣頼義陸奥守兼鎮守府将軍となる	陸奥話記、観蹟聞老志(一)	(二)
		前九年の役起る		
一〇六二	康平五年春	陸奥国の人民頼義の指揮に従い高階朝臣姓しく帰京す	陸奥話記	(三)
一〇六三	康平六年二月	頼義正四位下に叙せられ伊予守となる	陸奥話記、観蹟聞老志(一)	
〃	〃	義家従五位下に叙せられ出羽守となる	同	(一)
〃	〃二月十六日	貞任、重任、経清の三級を献ず	陸奥話記	(四)
一〇八三	永保三年の秋	後三年の役起る		
		義家陸奥守となり奥州に下る	奥州後三年記上	(五)

一説に応徳三年とあり　後三年軍記

一〇八七　寛治元年　清原武衡家衡を誅す　同　(六)

同右は寛治五年十一月十四日とあり（金沢柵）　奥州後三年記下　(五)

一〇九一　寛治五年六月十二日　源義家の随兵入京を禁止す　百錬抄　(七)

寛治五年十一月　義家鎮守府将軍兼陸奥守となる　観蹟聞老志　(一)

一〇九二　寛治六年五月十二日　義家の構立せし諸国の荘園を停止せしむ　後二条師通記　(八)

一〇九八　承徳二年十月二十五日　義家の昇殿を許される

義家は天下第一の勇士なり　中右記　(九)

一一〇六　嘉承元年　義家歿す年六十八才

一説に天仁元年死ぬ、年六十八才とあり　百料辞典平凡社

【考証】

(一)　源頼義同義家が官位に就く

七十代後冷泉

源朝臣頼義　永承五年為二陸奥守一兼二鎮守府将軍一

高階朝臣経重　康平五年為二陸奥国司一

源朝臣頼義　康平六年二月叙二正四位下一任二伊予守一代二経重一

源朝臣義家　同日叙二従五位下一任二出羽守一

源朝臣義綱　同日為二左衛門尉一

清原朝臣武則　同日叙二従五位下一任二鎮守府将軍一

七十一代後三条

源朝臣頼俊　延久三年為二陸奥守一

七十三代堀河

源朝臣義家　寛治五年十一月為二鎮守府将軍一兼二陸奥守一

八十一代安徳

藤原秀衡　嘉応二年五月二十五日叙二従五位下一為二鎮守府将軍一養和元年八月二十五日叙二従五位上一為二陸奥守一

奥羽観蹟老志　二

(二)　前九年の役　安倍氏の謀反

1 陸奥話記（前九年の役）

六箇郡之司有二安倍頼良者一、是同忠良子也、父祖忠頼東夷酋長、威風大振、村落皆服、横二行六郡一劫二略人民一、子孫尤滋蔓、漸出二衣川外一、不レ輸二賦貢一無レ勤二徭役一代代驕奢、誰人敢不レ能レ制レ之、中略於レ是朝廷有レ議、択二追討将軍一、衆議所レ帰独在二源臣頼義一、頼義者、河内守頼信朝臣子也、性沈毅多二武略一、最為二将師之器一、頼義朝臣威風大行、拒捍之類皆如二奴僕一、而愛レ士好レ施、会坂以東弓馬之士大半為二門客一、任終上洛、経二数年一間、忽応二朝選一専二征伐将師之任一、拝為二陸奥守一、兼二鎮守府将軍一、令レ討二頼良一、中略

国史資料文部省

2衣館における義家

伊与守源頼義朝臣貞任宗任等をせむる間、陸奥に十二年の春秋を送りけり（中略）衣河の館岸高く川ありければ、楯をいただきて胄にかさね、筏をくみての責戦に、貞任等堪えずしてついに城のうしろよりのがれ落ちけるを、一男八幡太郎義家衣川に追たてせめふせて、きたなくもうしろを見するものかな、しばし引かへせ物いはんといはれたりければ、貞任見かへりたりけるに

衣のたてはほころびにけり

といえりけり、貞任くつばみをやすらえ、しころをふりむけて

年をへし糸のみだれのくるしさに

と付たりけり、其時義家付げたる箭をさしはづして帰りにけり、さばかりのたゝかひの中にやさしかりける事かな。

古今著聞集第十

（大日本史義家伝曰按此説他無レ所レ見、疑出二出和歌者流好事者所一為也、故今不二取一）

(三) 康平五年春　高階朝臣空しく帰京す

康平五年春、依二頼義朝臣任終一、更拝二高階朝臣経重一為二陸奥国守一、揚レ鞭進発、入レ境着レ任之後、無レ何帰レ洛、是国内人民皆随二前司指揮一故也、朝議紛紜之間、頼義朝臣頻求二兵於光頼併舎弟①武則等一、於レ是武則以二同年秋七月一率二子弟万余人兵一、越来二於陸奥国一、将軍大喜、率二三千余人一、以二七月二十六日一発レ国、中略。九月十七日未時、将軍命二士卒一日、各人二村落一壊二運屋舎一塡二之城隍一、亦毎レ人刈二萱草一積二之河岸一、於レ

是壊運刈積、須臾如レ山、将軍下レ馬遙拝二皇城一誓言、昔漢徳未レ衰、飛泉忽応二校尉之節一、今天威惟新、大風可レ助二老臣之忠一、伏乞八幡三所、出レ風吹レ火、焼二彼柵一、則自把レ火称二神火一投レ之、是時、有レ鳩飛二軍陣上一、将軍再拝、暴風忽起、煙焔如レ飛、先レ是官軍所レ射之矢立二柵面楼頭一、猶如二簑毛一、飛焔随レ風著二矢羽一、楼櫓屋舎、一時火起、城中男女数千人、同音悲泣、賊②徒潰乱、或投二身於碧潭一、或刎二首於白刃一、官軍渡レ水攻戦、是時賊中敢死者数百人、被レ甲振レ刃、突レ囲而出、必レ死莫二生心一、官軍多二傷死者一、武則告二軍士一曰、開レ囲可レ出二賊衆一、軍士開レ囲、賊徒忽有二赴レ外心一、不レ戦而走、官軍横撃、悉殺レ之。

①「出羽山北俘囚主清原真人光頼、舎弟武則」　②安倍頼良（頼時）の長子貞任の軍

国史資料一、文部省

(四) 康平六年二月十六日貞任重任経清の三級を献ず

康平六年二月十六日、献二貞任重任経清三級一、京都為二壮観一、車撃レ轂、人摩レ肩、先レ是献レ首使者、率二貞任従者降人一、称二無レ楯由一、使者曰　汝等有二私用楯一、以レ其可レ梳レ之、担夫則出レ楯梳レ之、重涙嗚咽、曰、吾主存生時、仰レ之如二高天一、豈図下以二吾垢楯一忝梳中其髪上乎、斐哀不レ忍、衆人皆落レ涙、雖二担夫一、忠義レ令レ感レ人者也

陸奥話記

(五) 永保三年に義家陸奥守となり奥州に下る、寛治五年十一月十四日残当悉く誅す

【奥州後三年記】

序

朝家に文武の二道あり。たがひに政理を扶く。山門に顕密の両宗あり。をのをの護持を致す。是聖代明時の洪業より出て、神明仏陀の余化にあらずということなし。然るに本朝神武天皇五十六代清和天皇の御子、貞純親王六代の後胤。伊予守源頼義朝臣の嫡男、陸奥守義家朝臣八幡殿と号す。堀川院御宇永保三年に奥州の任に赴く。爰にみちのくに奥六郡を領せし鎮守府将軍清原武則か孫、荒河太郎武貞か子。真衡か富有の奢過分の行跡より起りて、一族ながら郎従となれりし秀武深き恨を含みて合戦をいたす。其余殃広に及で、ついに武衡家衡を攻められしに、大軍力を尽し勇士名を揚くる戦ひその数をしらず。此間に大将軍陸奥守の武徳威勢上代にも又稀なり。所謂雪の中に人をあたたむる仁心は陽和の気膚に含み、雲の外に雁をしる智略は天性の才禀に蓄う。或は士卒剛臆の座、謀をもて人をはげまし或は凶徒没落の期、掌をさしてこれをしめす。仍て寛治五年十一月十四日夜、大敵已に滅亡して残党悉く誅に伏す、其後解状を勒して奏聞、叡感尤はなはだし。俗呼でこれを八幡殿の後三年の軍と称す。星霜おほく改れども、彼佳名は朽ることなし。源流広く施して今に至りて又弥新なり。古来の美歎、誰か其威徳を仰がざらん。世上のしるところ猶行末に伝へ示さん事を思う。後漢の二十八将其形を凌雲台に写す。本朝賢聖障子名士を紫宸殿に図せらる。故に今此絵を調をかしむる所なり。これらの来由につきて、此画図東塔南谷の衆議として其功を終う。狂言戯論の端という事なかれ。児童幼学の心をすゝめて讃仰の窓中時々是を披て、永日閑夜の寂寞(せきばく)をなぐさめ、家郷の望の外よりより之をもてあそびて嘯風弄月の吟詠にまじへんとなり。後素精微のうるはしき。丹青の花青常にとどまり。能筆絶妙の姿金石の銘古に恥べからず。彼此共に益あり。老少同じく感ぜざらめや。于レ時貞和三年。法印権大僧都玄慧。一谷の衆命にして大綱の小序を記すということしかり。

永保のころ奥六郡がうちに清原真衡といふものあり。荒河太郎武貞が子。鎮守府将軍武則が孫なり。真衡が一家はもと出羽国山北の住人なり。康平のころほひ、源頼義貞任宗任をうちし時、武則一万余人の勢を具して御方に加はれるによりて、貞任宗任を討平らげたり。是によりて武則が子孫六郡の主となれり。それよりさきには貞任宗任が先祖六郡の主にてはありけるなり。真衡威勢父祖にすぐれて国中に肩をならぶものなし。心うるはしくしてひが事を行はず。国宜を重くし朝威を忝けなくす。是によりて堺のうち穏にして兵収まれり。真衡子なきによりて海道小太郎成衡という者を子とせり。年未だ若くて妻なかりければ、真衡成衡が妻を求むるに、常陸国に多気権守宗基という猛者あり。その娘をのづから頼義朝臣の子をうめる事あり、頼義むかし貞任をうたんとてみちの国へくだりし時、旅のかり屋のうちにて彼女にあいてけり。乃はじめて女子一人をうめり、祖父宗基これをかしづき養う事限りなし。真衡この女をむかえて成衡が妻とす。新しきよめを鞠(もてな)せんとて当国隣国のそこばくの郎等ども日事に事をせさす。陸奥のならひ地火炉ついてとなんいうなり。諸々のくひ物を集むるのみにあらず。金銀、絹布、馬鞍をもち運ぶ。出羽国の住人吉彦秀武といふ者あり。これ武則がはゝかたのをい又婿なり。昔頼義貞任を攻めし時　武則一家をふるひて当国へ越来て、桑原郡の岡にて諸陣の押領使を定めて軍をとゝのへし時、この秀武は三陣の頭に定めたりし人なり。然るを真衡か威徳父祖にすぐれて一家のもがらおほく従者となれり。秀武同しく家人の内に催されてこの事を営む、さまざまの事どもしたる中に、朱の盤に金をうづたかくつみて、目上に身づから捧げて庭にあゆみいで、たか庭に跪きて盤を頭のうへにさゝげていたるを、真衡護持僧にて五そうのきみといひける奈良法師と囲碁をうちいりてやや久しくなりて、秀武老の力疲て苦しくなりて心に思うやう。われまさしき一家の者なり。果報の勝劣によりて主従のふるまいをすさらむからに、老の身をかがめて庭に跪きたるを、久しく見いれぬなさけなく、やすからぬ事と思いて、金をば庭

になげちらして、俄にたちはしりて門のほかに出て、そこばくもちきたる飯酒をみな従者どもにくれて、長櫃などをばかどの前にうちすて、きせながとりてきて、郎等どもに皆物の具せさせて出羽国へにげていにけり。真衡囲碁うちはて、秀武を尋ぬるに、かうかうしてなん罷(まか)りぬるといふを聞て、真衡大きに怒りて忽に諸郡の兵を催して秀武をせめんとす。兵雲霞の如く集れり。日来をだやかに目出たかりつる六郡、忽にさはぎののしる。真衡已(已)に出羽国へ行向ぬ矣に秀武思う様、われは勢こよなくをとりたり。せめ落されん事程をふべからずと思いて支度をあぐらすやう。みちの国に清衡家衡というものあり。清衡はわたりの権太夫経清が子なり。経清貞任に相ぐしてうたれにし後武則が太郎武貞経清が妻をよびて、家衡をばうませたるなり。然れば清衡と家衡とは、父かはりて母ひとりつの兄弟なり。秀武この二人がもとへ使を馳せていひをくるやう。真衡にかく従者のごとくしてあるは、そこたちはやすからずはおぼさずや、思はざる外の事いできて、せいをふるいて既に我許へよする也。そのゝちに、そこたちいりかはりてかの妻子をとり、家を焼払い給へ。さて真衡を漸く傾ぶくべき也。そのひまをもとめんに、此時は天道の与へ給う時なり。真衡妻子をとられ住宅を焼払はれぬときかば、われ雪の首を真衡にえられん事、さらさら憂にあらずといいをくれりここに清衡家衡よろこびをなして、せいをおこして真衡がたちへをそひゆくみち景正が顔をふまへて矢をぬかんとす景正ふしながら刀をぬきて、為次がくさずりをとらへてあげさまにつかんとす、為次驚きて、こはいかに、などかくはするぞといふ。景正がいふやう、弓箭に中りて死するはつはもののぞむところなり。いかでか生ながら足にてつらふまるゝ事あらん、しかし汝をかたきとして、われ矣(ここ)にて死なんといふ、為次舌をまきていふ事なし。膝をかがめ顔をさいて矢をぬきつ。多くの人是を見聞。景正か功名いよいよならびなし、力をつくしてせめ戦ふと雖も、城おつべきやうなし、岸高くして壁のそばだてるがごとし、遠きものをば矢をもつてこれを射、近きものをば石弓をはづして是をうつ、死するもの数をしらず、伴次郎兼伏助兼といふ者あり、きはなきつはものなり、常に軍の先にたつ、将

軍これをかんじて薄金といふ鎧をなんきせたりける。岸近くせめよせたりけるを、石弓をはづしかけたりけるに、すでにあたりなんとしたりけるを、首をふりて身をたはめたりければ、兜ばかりをうちおとされにけり、甲おちける時本鳥きれにけり、甲はやがてうせり。薄金の甲は此ときうせたり。助兼ふかくいたみとしけり、国司、武衡あひくははりぬと聞ていよいよ怒る事限りなし、国の政事をとどめてひとへにつはものをととのふ、春夏他事なく出立して、秋九月に数万騎の勢をひきいて、金沢の館へ趣き、すでに出立日、大三大夫光任年八十にして、相具せずして国府にとどまる。腰はふたへにして将軍の馬のくつわにとりつきて涙をのごひいふやう、年のよるといふ事は口惜くも侍るかな、生ながら今日我君所作し給はんを見るまじき事よといひければ、きく人皆あはれがり泣にけり、将軍のいくさすでに金沢の柵にいたりつきぬ。雲霞のごとくして野山をかくせり、一行の斜雁雲上をわたるあり、雁陣忽にやぶれて四方にちりてとぶ、将軍遙にこれをみて怪み驚きて、兵をして野辺をふましむ、あんのことく、草むらの中より三十余騎のつはものを尋ねえたり、是かくしをけるなり、将軍のつはものこれを射るに、数をつくして得られぬ。義家の朝臣先年宇治殿へ参じて、貞任を攻ん事など申けるを、江師匡房卿たち聞て、器量はよき武士の、合戦の道をしらぬよとひとりごち給ひけるを、義家の郎等聞て、わが主ほどの兵をけやけき事いふおきなかなと思ひつゝ、よし家に此由をかたる、義家これを聞てさる事もあるらんとて、江師の出られけるところによりて殊更会尺しつつ、その後彼卿にあひて文をよみけり、義家、われ文の道をうかがはずば、爰にて武衡がためにやぶられなましとぞいひける。兵野に伏時は雁つらをやぶると云事侍るとかや、柵をせむる事数日にをよぶといえども、未だおとしえず、将軍つはものどもの心を励まさんとて日ごとに剛臆の座をなんさだめける、日にとりて剛に見ゆる者どもを一座にすへ、臆病にみゆる者を一座にすへけり、をのをの臆病の座につく者はかたかりけり。腰滝口季方なん。一度も臆の座につかざりけり、かたへもこれをほめかんぜずといふ事なし。季方は義光が郎等なり、将軍の郎等でもの中に名をえたる兵ども

の中に、今度殊に臆病なりときこゆるものすべて五人ありけり、これを略頌につくりけり、鏑の音きかじと耳をふさぐ剛のもの、紀七、高七、宮藤王、腰滝口、未四郎といふは未割四郎惟弘が事なり。

中巻

吉彦秀武将軍に申やう。城の中かたく守りて御方の軍すでになづみ侍にけり、そこばくの力をつくすともやくあるまじ、しかじ戦をとゞめてただまきてまもりおとさん、糧食つきなば、定めてをのづからおちなんといふ。軍をまきて陣をはりてたてをまく。二方は将軍これをまく、一方は義光これをまく、一方は清衡重宗これをまく。かくて日数ををくるほどに、武衡がもとに亀次并次と云二人の打手あり、ならびなきつはものなり。是をこはうちと名付たり。武衡使を将軍の陣へつかはして消息して曰く、戦やめられて徒然限りなし。亀次といふこはうちなん侍る。めして御覧すべし。そなたよりもしかるべき撃手一人出してめしあはせ、たがひに徒然を慰められ侍るべきかといひをくれり将軍出すべき討手をもとむるに次任か舎人鬼武といふものあり。心たけく身の力ゆゆしかりけり、これを選びていだす、亀次城の中よりおりくだる二人闘の庭によりあへり。両方の軍目もたたかずこれを見る。両方すでによりあひてうちあふ事半時なり。たがひにいづれすきまありともみえず、去程に、亀次が長刀のさきしきりにあがるやうにみゆるほどに、亀次兜きながら鬼武がなぎなたのさきにかかりておちぬ。将軍のいくさ、よろこびの時をつくり、ののしる声天をひゞかす、これを見て、城中のつはもの亀次が首をとられじとうちよりくつばみをならべてかけ出、将軍のつはもの、又亀次が首をとらんとておなじくかけ合ぬ。両方みだれまじりて大きに戦ふ。将軍のつはもの数多して城より下るところのつはもの、ことごとくうちとりぬ。末割四郎惟弘臆病の略頌に入たる事をふかくはぢとして、今日我剛臆はさだまるべしといひて飯さけおほくくひて出、こと葉のままにさきをかくる間に、かぶら矢頸の骨にあたりて死す。射きられたる頸のきりめより、喰たる飯すがたもかはらずしてこぼれ出たり、みるもの慚愧（ざんき）せずといふ事な

し、将軍これを聞てかなしみて曰く。もとよりきりとをしにあらざる人、一旦はげみてさきをかくる、かならず死ぬる事かくの事し、くらふところのものはらの中に入らずして喉にとどまる、臆病の者なりとぞいひける、家衡が乳母千任といふもの、やぐらの上に立て声をはちて将軍にいふやう、なんぢが父頼義貞任宗任をうちえずして、名簿をさきげて故清将軍をかたらひたてまつり、ひとへにその力にてたまたま貞任らをうちえたり、恩を荷ひ徳を戴きて、いづれの世にか報ひたてまつるべき、しかるを、汝すでに相伝の家人としてかたじけなくも重恩の君をせめたてまつる不忠不義の罪定めて天道のせめをかうぶらんかといふ。

多くのつはものども、をの〳〵口さきをときてこたへんとするを、将軍制してものいはせず、将軍のいふやう、もし千任を生捕にしたらんものあらは、かれがために命をすてん事、ちりあくたよりもかろからんといへり。舘のうち食つきて男女みな歎き悲しむ、武衡義光につきて降をこふ、義光このよしを将軍にかたる、将軍ゆるさず、武衡なをねんごろなること葉をもちて義光を語らひて曰く、我君かたじけなく城の中へきたりたまへ、その御供にまいりなば、さりともたすかりなんといふ、義光ゆくべきよしをいふと聞て、将軍義光をよびていふやう、昔より今にいたるまで、大将次将の敵によばれて敵の軍へゆく事は、いまだ聞をよばざる事也。

君もし武衡家衡にとりこめられなば、我百般くい千般くふとも何のかひがあらん、譏を万代の後に残し、嘲りを千里の外にまねかんといひて口説はぢしむる事限りなし。これによつてゆるさず、武衡かさねて義光にいふやう、御身わたり給ふ事有べからずば、しかるべき御つかひ一人を給て思ふ事よくよく申ひらかんといふ。義光らうどうどもの中に誰かゆかんずるとえらぶ、皆季方こそまからめと定むるによりて季方をやる、あか色のかりあをに無紋の袴を着て太刀ばかりをはきたり。城戸はじめてひらき、わづかに人ひとりをいれ、城中のつはもの垣の如くにたち並、弓箭太刀かたな林の如くしげくして道を夾めり、季方纔に身をそばだてあゆみ入、家の中にのぼりていぬ、武衡出合て、か

つかつよろこぶ、季方近く居よりてあり、家衡はかくして出ず、武衡なをまげてたすけさせ給へと兵衛殿に申さるべきよしをいひて、金おほくとり出してとらす、季方がいふやう、城中の財物今日給はらずとも殿原おち給ひなば、われらが物にてこそあらんずといひてとらず、武衡うちより大なる矢をとり出て、これは誰人の矢にて侍るにか。此矢の来るごとにかならずあたる、射らるるもの皆たえなんといふ。季方見ていはく、是なんをのれが矢なりといふ又立とて云やう、もし我をしちにとらんとおぼさば、只今爰にてみづからいかにもし給へ、罷り出んに、そこぼくのつはものの中にてともかくもせられんは、きはめてわろく侍りなんといふ。

武衡がいふやう、大かた有べき事にもあらず、ただとくとく帰給ふて、よくよく申給へと云てやりつ、季方さきのごとくに兵の中をわけてかへる時、太刀のつかに手をかけてうちえみて、すこしも気色かはりたる事なくてあゆみ出にけり。季方が世のおぼへ是より後いよいよのゝじりけり、城をまきて秋より冬に及びぬ。

又寒くつめたくなりてみなこゞへて、をのをの悲しみていふやう、去年のごとに大雪ふらん事、已に今日明日の事なり、雪にありなば、こゞへ死なん事うたがふべからず、妻子どもみな国府にあり、をのをのいかでか京へのぼるべきといひて泣〳〵文ども書て、われらは一ぢやう雪にをぼれて死なんとす、是をうりて粕料として、いかにもして京へかへり上るべしと云て、我きたるきせながをぬき、乗馬どもを国府へやる、城中飢に臨みて、先下小童部など城戸をひらきて出来る。

軍兵共みな道をあけてこれを通しやる、是を見てよろこびて、又おほくむらがりくだる、季武将軍に申やう、このくだるところのげす女童部、皆頸をきらんといふ、将軍その故をとふ、季武がいふやう、目の前にころさるゝを見ば、のこる所の雑人さだめて降らし。然らば城中の糧疾尽べきなり、すでに雪の期になりたる事を夜昼おそれとす、かたときなりとも疾く落んとねがふ。此くだる所の稚女童部は、城中のつはもの共の愛妻愛子どもなり、城中におらば夫

ひとりくひて、妻子に物くはせぬ事あるまじ、おなじく一所にこそ饑死（うえじに）なんずれ、しからば城中の糧今すこしとく尽べきなりといふ、将軍是を聞て尤然るべしといひて、降る所のやつでも皆目の前にころす、これをみて永く城戸をとぢて重ねてくだる者なし。

下　巻

藤原の資道は将軍のことに身親き郎等なり、年わづかに十三にして将軍の陣中にあり、よるひる身をはなるる事なし、夜半ばかりに将軍資みちをおこしていふやう、武衡家衡今夜落べし、こゞへたる軍ども、をの〳〵すへしたるかり屋どもに火をつけて手をあぶるべしといふ。

資道このよしを奉行す、人怪しく思へども、将軍のをきてのままにかりやどもに火をつけて、ををの手をあぶるにまことにその暁なんおちけり、人是を神なりとおもへり。すでに寒のころほひに及ぶといへども、天道将軍の心ざしをたすけ給ひけるにや、雪あへてふらず、武衡家衡食物悉くつきて、寛治五年十一月十四日の夜、ついに落畢りぬ、城中の家どもみな火をつけつ、烟の中にをめきののしる事、地獄のごとし、四方にみだれて蜘蛛の子をちらすに似たり。将軍のつはもの之をあらそひかけて城の下にて殺す。又城中へ乱れ入て殺す。にぐる者は千万が一人也。

武衡にげて城のうちに池のありけるに飛入て、水にしづみてかほを叢（くさむら）にかくしてをる、つはものども入みだれてこれを求む、ついに見つけて池よりひきいだしていけどりつ、又千任おなじく生虜にせられね。家衡は花柑子といふ馬をなん持たりける。

六郡第一の馬なり、これを愛する事妻子にすぎたり、にげんとて此馬敵のとりてのらん事ねたしといひてつなぎ付てみづから射ころしつ、さてあやしのげすのまねをしてしばらくにげのびてけり、城中の美女どもつはものあらそひ取て陣のうちへいて来る、おとこの首は鉾にさされて先にゆく、此は妻はなみだながしてしりに行。将軍武衡をめし出

てみづから責ていはく、軍の道、勢をかりて敵をうつは昔も今もさだまれるならひなり。武則且は官符の旨にまかせかつは将軍のかたらひによりて御方にまいり加れり。

然るを、先日僕従千任丸にをしへて名簿あるよし申しは、くだんの名簿定めてなんぢ伝へたるならん。すみやかにとり出べし。武則えびすのいやしき名をもちて、かたじけなくも鎮守府将軍の名をけがせり、これ、これ将軍の申をこなはるるによりてなり、是すでに功労をむくふにあらずや。いはんや、汝らは其身にいささかのこうらうなくしてむほんを事とす。何事によりてか、いささかの助をかうふるべき、然るを、みだりがはしく重恩の主となのり申。その心如何。たしかにわきまへ申せとせむ、武衡はかうべを地につけて敢て目をもたげず、なくなくただ一日のいのちをたまへと云。兼伎大宅光房におほせてその頸を斬しむ。武衡いて斬んとする時に義光に目をみあはせて兵衛殿たすけさせ給へといふ。爰に義光将軍に申て曰。

つはものの道、降人を宥(なだ)むるは古今の例なり。然るを武衡一人あながちに頸をきらるる事、其心いかゞといふ。義家義光に爪はじきをしかけていふやう。降人といふは、戦の場を逃れて人の手にかゝらずして、後に咎をくひて首をのべてまいるなり、所謂宗任等なり、武衡は戦の場にいけどりにせられてみだりがはしく片時の命をおしむ、かれをば降人といふべしや、君この礼法をしらず、甚だつたなしといひて遂に斬つ。次に千任丸をめし出して先日矢倉の上にていひし事、ただ今申てんやといふ、千任頭をたれてものいはず、その舌をきるべきよしをいふ、源直といふものあり、寄て手を持て舌を引出さんとす、将軍大きに怒りていはく、虎の口に手をいれんとす、甚だをろかなりとて追立、ことつはものいできて、えびらより金はしをとり出し、舌をはさまんとするに、千任歯をくひおはせてあかず、かなばしにて歯をつきやぶりてその舌を引いだして是を斬つ、千任が舌をきりをはりて、しばりかがめて木の枝につりかけて、足を地につけずして足の下に武衡が首ををけり、千任なくなくあしをかがめて是をふまず、しばらくあり

て、ちから尽て足をさげてついに主の首をふみつ、将軍これをみてらうとうどもにいふやう、二年の愁眉（しゅうび）けふすでにひらけぬ、但なをうらむるところは家衡が首をみざる事をといふ。

城中の宅ども一時にやほろびぬ、戦の場城の中にふしたる人馬、麻をみだせるがごとし、県小次郎次任といふものあり、当国に名を得たるつはものなり、城中の者のにげさらむとする道をしりて、遠くのきて道をかためたり、戦の場をにげてのがるるもの、皆次任にえられぬ。其中に家衡あやしのげすのまねをしてにげんとて出来たるを、次任これを見て打ころしつ、その首をきりて将軍の前に持来れり、将軍これを見て喜びの心骨に徹る、自くれないのきぬをとりて次任にかづく、又上馬一疋に鞍をきてひく、家衡が首もてまいるとののしる。

義家あまりのうれしさに、たれがもてまいるぞといそぎとふ、次任が郎等家衡が首を鉾にさしてひざまづきて、県殿の手づくりに候となんいひける、いみじかりけり、陸奥国にはてづからしたる事をば手作となんいふなり、武衡家衡が郎等どもの中に、むねとあるともがら、四十八人が首をきりて将軍の前にかけたり。将軍国解を奉て申やう、武衡家衡が謀反すでに貞任宗任に過たり。

わたくしの力をもつてたまたまうちたいらぐる事を得たり。早く追討の官符を給はりて首を京へたてまつらんと申す然れどもわたくしの敵たるよし聞ゆ、官符を給はらば勧賞をこなはるべし、仍て官符たるべからざるよし定まりぬと聞て、首を道に捨てむなしく京へのぼりにけり。

群書類第十三輯一巻第三六九

(六) 義家の郎等の防禦

国司義家の郎等兵藤大夫正経、伴次郎兼仗助兼が地方の検閲のため巡廻する折、真衡の妻女の急使に馳せ、真衡の館にて防禦せり。

後三年軍記

太守之郡使、合二力成衡一有二合戦一、城中頗危、寄手清衡家衡得レ利之間、太守義家朝臣自率二利兵一有二発向一、被レ扶二成衡一、先レ之遣二於清衡家衡一仰云、可レ退歟、尚可レ戦歟也清衡家衡、申二可レ退之由一、欲レ避之処、清衡之親族重光申云、雖二一天之君一不レ可レ恐、況於二一国之刺史一哉、既対レ楯交レ刀之間、可レ戦之由申レ之、与二太守官軍一及二合戦一、重光被レ誅了、清衡家衡両人跨二一馬一没落了、此間真衡於二出羽一発向之路侵レ病頓死了、此後清衡家衡対二太守一不レ存二野心一、死亡之重光為二逆臣一之由陳レ之請レ降之間、太守免二許之一、六郡割分、各三郡充被レ補二清衡家衡一処、家衡雖レ讒二申兄清衡一、太守不レ許也、剰清衡有二抽賞一之間、家衡令レ同二居清衡館一之時、密謀二青侍一、々々欲レ害二清衡一々々先知レ之、隠二居叢中一処、家衡放レ火焼二払清衡宿所一、忽殺二害清衡妻子眷属一了、清衡参二太守一此歎訴申之間、自率二数千騎一、発二向家衡城沼柵一、送二数月一、遇二大雪一、官軍失二闘利一、及二飢寒一、軍兵多寒死飢死、或切二食馬肉一、或太守懐レ人令レ得レ温之蘇生如レ此之後重率二大軍一欲二進発一之、太守義家之弟義光、於二京都一、聞二此大乱一、雖レ申レ暇無二勅許一之間、辞二官職一逃下属二太守一攻レ敵給了、此後家衡打二越伯父武衡館一、相二談此事一、武衡申云、太守者天下之名将也、已得二勝軍一乎、可レ楯二籠金沢城一之由誘也、武衡同所籠入也、太守又攻二此城一

中原康富記

(七) 寛治五年六月十二日　義家の入京を禁止

百錬抄　堀河天皇

堀河天皇（ほりかわてんのう）　西暦一〇七九年～一一〇七年。日本の第七三代天皇／平安時代。

寛治五年六月十二日、給二宣旨於五畿七道一、停下止前陸奥義家随兵入京、并諸国百姓以二田畠公験一好寄二義家朝臣一事上、件由緒、藤原実清与二清原則清一、相二論河内国領所一之間、義家朝臣与二舎弟義綱一互レ権、両方争レ威之間、欲レ企二攻伐一、天下之騒動、莫レ大二於此一、

二十一日、(白河)上皇召二公卿一、議下定義家与二義綱一企二合戦一事上、

①藤原実清・清原則清ーその何れかが義家・義綱何れかの郎従であつたらしいー河内国石川郡の壺井の地は頼信・頼義(その何れも河内守に任ぜられた)以来源氏に由緒の地であり、荘園的性質を帯びた土地であり、即ちに後には石川荘と呼ばれるものであつた。(西岡虎之助氏「石川荘の成立と河内源氏の発展」史苑五ノ六)

国史資料一　文部省

(八)寛治六年五月十二日　義家の構立せし荘園を停止

後二条師通記

寛治六年五月十二日、甲午厭、陰雨天洒(大力)、頃之雨止、碧落不晴、。中略候二殿上一之間(寛治六年五月五日「朱書」)、下二宣旨頭弁一云(於殿上下宣旨)、前陸奥守義家朝臣構立諸国庄園可レ被二停止一、且注二申子細一歟、

国史資料　文部省

(九)承徳二年十月二十三日　義家の昇殿を許さる、義家は天下第一武勇の士

中右記

承徳二年十月二十三日、。中略前陸奥守義家朝臣、若狭守敦兼被レ聴二一院昇殿一、敦

宗息男、備後守行実男、被レ補二院侍中一、
(裏)
義家朝臣者天下第一武勇之士也、被レ聴二昇殿一、世人有レ不二甘心一之気ヒ歟、但莫レ言、

国史資料一　文部省

私の記述した史料は全領域にわたつているとは言えないので充分ではないが、両役については種々の文献とか、既述史料によつて考察されるように、前九年の役には陸奥国で戦が行われ、後三年役の時には出羽の地であつた。前九年のときは頼義に出羽の勢力、清原氏が属し陸奥を平定し、後三年の役には陸奥の勢力を収めて出羽を平定したのであつて、注意しなければならないところである。

このように蝦夷を宣撫し、同化しつゝ蝦夷を討つたことは、朝延の戦略であつたと言われている。

次にこの両役についての史料にはどんなものがあるか、又両役の名称や推算方法は従来どのようになされてきたかを理解しておくことが大切であるかと思う。これについて奥羽沿革史には後記の如く扱つている。

▽前九年の役

前九年の役は愚管抄、古事談、古今著聞集等には十二年合戦とあらわれ、保元物語、平家物語、太平記等には前九年役と見えている。前九年役の名称についての推算方法は次のようである。

㈠　十三年説

十三年説は此合戦を安倍頼時の叛せし結果として、源頼義が陸奥守に任ぜられた永承六年から、貞任の余党の全滅せる康平六年までと計算するものである。

㈡　十二年説

この説は前者と同じく頼義陸奥守に任ぜられた年から、貞任が誅された康平五年までと計算したもので、十二年と

なる。

㈢ 九 年 説

九年説は安倍頼時が一旦官軍に降附し、後再び叛して頼義に抵抗することゝなつた天喜二年から、貞任が誅せられた康平五年までとする。

▽後 三 年 役

奥州後三年記、奥羽軍記、八幡太郎絵詞などに「八幡殿後三年の合戦」と見え、また保元物語や源平盛衰記にもあらわれている。

㈠ 九 年 説

永保三年義家が陸奥守となつて着任してから、寛治五年までの九年間と計算するもの、後三年軍記に見える。

㈡ 三 年 説

永保三年から寛治元年十二月までの戦役までとするもの、大日本史に見える。

㈢ 二 年 説

義家の陵奥守となつたのを永保三年とするのを誤として、実際は応徳三年を正しいとみて、応徳三年から翌寛治元年十二月までの合戦とした。これには後二条師通記、中左記、水左記、本朝世紀、百練抄などがある。

その他吾妻鏡の承元四年十一月二十三日の条や、吉記承安四年三月十七日の条にも見えると言われる。

このような説が中央学界に取上げられ、久しく課題とされている。又武衡、家衡が金沢柵に拠つて義家に反抗し、義家は弟義光の援兵を得て陥し入れたのが寛治五年十一月十四日と述べられている。この両役を累積すると十五、六年もかかつた戦乱相次いだ世相の時であり、時に休戦状態があつたにせよ、大なる民族革命であつたことは真実であつ

吾妻鏡（あづまかがみ） 鎌倉時代に成立した日本の歴史書。鎌倉幕府の初代将軍・源頼朝から第六代将軍・宗尊親王までの六代の将軍紀。治承四年（一一八〇年）から文永三年（一二六六年）までの幕府の事績を編年体で記している。成立時期は正安二年（一三〇〇年）頃である。

たろう。当時は戦乱にまみれ多くは焼失され、殺気立つて記録も少ないことを思えば、義家の勿来関通過の年代も亦明瞭さを欠き、諸説が紛々として簇立したのである。

文献には当時代、この戦役に関する人物として藤原登任、平重成、藤原説貞、金為時等もみえるから併せて研究を進めたなら関連的なものとして何かしら窺われるかも知れない。

最近尚、義家が勿来関を通過したのは何時であつたかの議論が繰返されているが、既に発表された若干の説を述べてみよう。

▽後三年の役なりとする説

▽寛治元年説

大森金五郎、高橋昇平氏は「寛治元年十二月二十六日、陸奥守源義家、俘囚清原武衡、同家衡を誅し、奥羽を平定し、是日国解を止りて之を奏す」とある。

▽寛治二年説

郷土資料、郷土読本、勿来郷土史、鈴木鵬于氏の一文に、義家の吟詠は寛治二年弥生の頃であつた。後三年の戦終つて輝かしき戦功を飾つて…略…とある。

▽寛治年間説

萩野由之博士は後三年役の終焉せるを寛治五年十一月としている。又北羽の伊藤耕羽と言う人は「寛治五年の十一月四日に金沢柵は滅びたので、義家は武衡、家衡の首を闕下に献ぜんとして直ちに国府に凱旋し、翌寛治六年の三月国府を発して勿来の関を過ぎた。彼の有名な落花の詠は此の時の事である。然るに古来文人墨客は深く史実を究めないで、義家が奥羽に赴く時に落花を詠じたこととしている人が多い。然し義家が落花の時節に勿来を通過した

大森金五郎　慶応三（一八六七）年～昭和一二（一九三七）年。明治～昭和時代前期の日本史学者。千葉出身。

鈴木鵬于　明治四三（一九一〇）年～昭和一九（一九四四）年。日本の俳人。本名は「鈴木邦」。

萩野由之　一八六〇年～一九二四年。国史・文学博士。

のは、確にこの凱旋の時だけであるから、間違いないようにしてもらいたいものである。と以上の説の外に、なお前九年の役なりとするものもあるがこれについては省約したい。

私は以上の史料によつて次のような意見を持ちたいのである。前九年の役の義家は父頼義と同伴であり、その従軍であつて未だ青年に達していない。義家の歿年は嘉承元年、六十八才を根拠としたとき義家が何才であつたか、彼は未だ歌風を体得するまでには成長していなかつたとみられること。史実として何等著明な事項がないことで、前九年の陸奥守は頼義であること。従つて義家の勿来関通過は前九年の際ではないのである。

次に後三年の役であるが、国任は六年間であつたことを先ず考えねばならぬと思う。自由意志によつて上京すれば朝廷に対する背信となり、そのような事はなかつたと見てよいこと、若しそうであつたとしても寛治年間に義家が詠歌した根拠がないこと。

以上の事により、義家陸奥守となり奥州に下る。永保三年か応徳元年に勿来関を通過したのである。とみるべきであろう。そして勿来関通過の際に吟詠したとする私は次の理由によるからである。

義家が「山桜花」の歌を吟詠したのは陸奥に下つた時か、又上国への路すがらの折であつたかの考察であるが、これに就いては次の歌によつて考証としたい。

一、月詣和歌集　第三　三月付羈旅　加茂重保

みちのくへくたりまいりけるになこそのせきにてよめる

二、千載和歌集　第二　春の下　藤原俊成

みちのくにまかりけるときなこその関にて花の散りければ詠める

と前説があつて「吹く風をなこその関とおもへども道もせちる山桜かな」と結んでいる。月詣和歌集は寿永元年十一

加茂（賀茂）重保　一一一九年～一一九一年。平安時代後期の歌人。

藤原俊成　一一一四年～一二〇四年。平安時代後期から鎌倉時代初期の公家歌人。名は有職読みで「しゅんぜい」とも読む。

月（一一八二）に成つた加茂重保の私選集ではあるが、千載集よりは五年程前に生れており、千載集は文治三年（一一八七、一説に文治四年）に撰集された勅選集である。何れの歌集が考証的価値にとんでいるかは、この場合左程問題とする必要はなく、むしろ私選集が勅撰集の基礎的な位置づけとし目されるかも知れない。この両歌集の成立は編集よりやや以前であつたことは当然であり、義家が歿したとされている嘉承元年（一一〇六）から約八十年を経た寿永、文治（一一八二～一一八七）に編されたもので「陸奥に下る」と記されたことは、うたがいを夾（はさ）む余地がないものと思考されるのである。

要するに義家の勿来関通過は永保三年か応徳元年の春（一〇八三～一〇八四）陸奥にまかりける時であり、歌はこの際に詠んだものとされることが妥当であろう。

吹く風をなこその関と思へども道もせに散る山桜かな

（語釈）風が吹いているわい、来てはならぬと言われるこの勿来関に、これはまあ何んとしたことか、山桜花が路狭＝路もせまくなるまでに、花を踏まねば通る路もない程に、又道もせーを、山小路の背（大言泉には誤用とあり）こんなに散つているとは、と解すべきではなかろうか、昔時の武士が戦に臨むということのみの生涯であつたのに対し、文武を兼備した義家公の心根こそ偉大で優雅なものを感受されるのである。

歌謡資料

千載集　二　春下

月詣和歌集　三　三月附羈ー羈旅部

前太平記　巻第三十二「安部宗任奉公事」

筠庭雑録増補「名古曽の関」

楓軒偶記　巻之四「勿来関ー初句ー春風を
前賢故実　巻六「源朝臣義家」の条
箏唄「四つの民」吹く風もなこその関の山桜鎧の袖に散りかかり
名歌辞典　明治書院

日本歴史　萩野由之
国史資料　文部省
国史概説　文部省
群書類従　塙保己一
磐城史料　大須賀次郎
福島県史料集成　福島史料刊行会
奥羽観蹟聞考志　佐久間義和
国文学史　高木武
日本文学史　麻生磯次
日本文学原論　藤村、近藤共著
日本文学通史　次田潤
国歌大観　松下大三郎
名歌辞典　中村薫
勿来郷土史　鈴木鵬

佐藤関古事考　佐藤昌介
勿来関の展望　佐藤一
大日本国語辞典　仁田、松井共著
文学に現われたる国民思想の研究　津田左右吉
日本文学大辞典　下中弥三郎

八、源義家考

源義家朝臣小伝

義家の没年を嘉承元年（一一〇六）（一説に一一〇八天仁元年）を根拠としたとき六十八才であつたから、長暦三年（一〇三九）に誕生したことになる、幼名を源太と言い、七才にして元服（一説に三才）し、義家と名乗つたのは寛徳二年（一〇四五）からのようである。前九年の役に安倍貞任を誅し、宗任を降らせたのは康平六年（一〇六二）（一説に五年）二四才となつてからである。やがて後三年の役（一〇八三）が起り、義家陸奥守となり奥州に下る（一説に応徳三年）永保三年、勿来関にさしかゝつたものと考えれば、四十五才（応徳三年とすれば四十八才）の時に国歌を詠じたことになるのである。

六十八才で没した義家は果して何処であつたろうか、魚澄惣五郎著「古社寺の研究」に拠ると、源氏の祖宗たる贈正一位鎮守府将軍源満仲を祭神とし、源頼光、同頼信、同頼義、同義家を配祀する多田神社は、兵庫県川辺郡多田村に鎮座している。この地は曽て河内守源頼信の居館があつて、頼信以下頼義、義家の三代墳墓の地であつた河内通法寺がある。」と述べられている。

源朝臣義家　年表

九七〇　天禄一年　源満仲多田院を建つ
九九七　長徳三年　源満仲死す
一〇二一　治安一年　源頼光死す
一〇二八　長元一年　平忠常乱を起す

一〇三一　同　四年　源頼信、同頼義、平忠常を降せるを奏す

源満仲―頼光
　　頼信―頼義

一〇四〇　長暦一年　（一説に長久二年）義家河内に生る

一〇四八　永承三年　源頼信死す　同年九月通法寺東南の山上に葬る

一〇五一　同　六年　前九年の役起る

一〇五三　同　八年　源頼義鎮守府将軍を兼ぬ

一〇六二　康平五年　安倍貞任伏誅宗任降る

一〇六三　同　六年　源頼義鶴岡八幡宮を建つ

一〇七五　承保二年　源頼義死ぬ（八十二才）通法寺東南の山上に葬る

一〇八一　永保一年　源義家鶴岡八幡宮を修理す

一〇八三　同　三年　後三年の役起る

一〇八五　応徳年間　この項義家勿来関を通過と思わる

一〇八七　寛治一年　源義家、清原武衡家衡を誅し之を奏す

一〇九〇　　この項大江匡房漢書を講ず

一〇九一　寛治五年　百姓私田の公験を源義家に寄進するを禁ず

一〇九八　承徳二年　源義家の昇殿を許さる

一一〇六　嘉承一年　源義家死ぬ（一説に天仁一年）六十八才通法寺東南山上に葬る

源頼義―義家―義親―為義―義朝―頼朝

一一八五　文治一年　通法寺文書に伊予入道頼義通法寺を建立したと見える

義家の没年を嘉承元年（元仁元年）一一〇六とし、勿来関通過を応徳年間一〇八五と想定すると国歌の吟詠は義家四五―四八才のころとなる。

源義家の墳墓は摂津河内国通法寺、今兵庫県川西市多田町多田院地内にある。多田院に関する田中光顕氏所蔵の通法寺文書

件堂所鎌倉殿御先蹤之地且御教書旨顕然也、早不レ可レ存二狼藉一之状如レ件　時政花押

通法寺供僧寄人等解申請北条殿公文所載事

請レ被下特任二道理一停中止他狼藉上子細愁之状

右謹検二案内一当寺源氏之御願観音之霊地也、粗伝二書契一、倩訪二由緒一故伊予入道殿在家之御時、河内国之中達山之麓、凌二林樹之風一、尋二猪鹿之跡一歴二野之露一、駕驌之蹄一然間野火俄払レ地草堂雖レ化レ塵、等身千手観音像一体独免二梅檀之煙一座二連花之座一若是顕二、現金剛不壊之身一歟、将又不レ謬火坑変池之願哉、爾時与州殿下暫停狩猟之思非、拭二随喜之涙一、壺井郷之畔、令レ建二立精舎一、其精舎之中奉レ請二彼尊像一、故字称二壺井御堂一、額題二通法寺一也、此上皆金色阿弥陀如来一躰忽終二毗首之功一、同遂二開眼之志一奉レ安二置一所一被レ恭二敬二尊一、其後共継二故八幡殿之志一並六条判官殿御帰尤盛也、然平家興盛之比粗雖レ有二中絶一、鎌倉殿下之御時令レ言二上子細一之処、如レ本帰依且盛也、就中故八幡殿御前御墓所者彼御堂之縁辺也、爰供僧寄人等之中若

有二他之狼藉一者、欲レ蒙下可二停止一御下知上矣、望請二思裁一、任二源家相承御帰依之旨一、重貴下致二御帰依一被レ成レ下二御外題一者弥供僧等可レ奉レ祈二御息災延命増長福寿一之由、仍録二子細一言上如レ件

文治元年十二月　日　　供僧寄人等

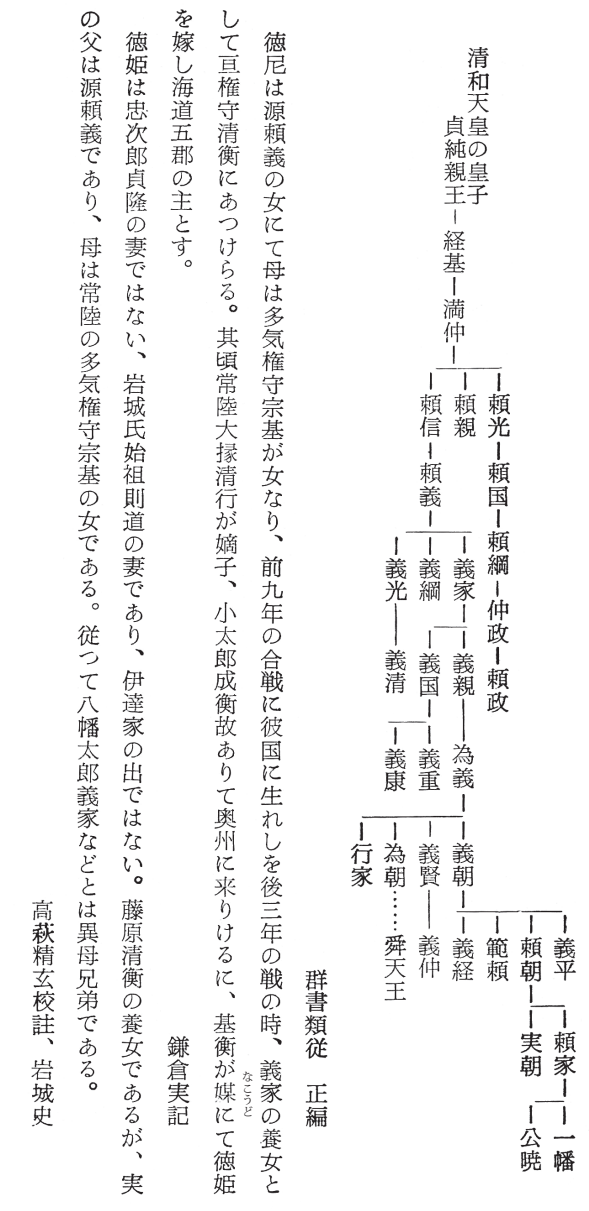
これに拠れば頼義の卒去した年から約百年、義家の死去から七十年後の鎌倉幕府の初めである文治元年の記録は事実と認めなければなるまい。また永徳三年七月の通法寺衆徒訴状に綸旨三通、義家自筆寄進状一通、頼朝仮名書御教書以下の証拠文書を副へている。その文言に

右当寺者御先祖頼義御建立之伽藍、右大将家御帰依之本尊也、仍為二源家之御氏寺一雖レ送二三百年星霜一、高験猶曰新歟、―略―此在所猶右存二御賞翫一、御自身撰レ地、植レ松、被レ築二御廟一之、伊予入道殿、八幡殿被レ立二二基之五輪石塔一並有二御建一立墓堂一、略

永徳三年四月　日

とある。この文は衆徒の訴状であるから有利に記述するための由緒で、悉く信ずることは出来ないが、前記文書からみて義家の墳墓は通法寺跡とみているのである。

源氏畧系



群書類從　正編

徳尼は源頼義の女にて母は多気権守宗基が女なり、前九年の合戦に彼国に生れしを後三年の戦の時、義家の養女として亘権守清衡にあつけらる。其頃常陸大掾清行が嫡子、小太郎成衡故ありて奥州に来りけるに、基衡が媒（なこうど）にて徳姫を嫁し海道五郡の主とす。

鎌倉実記

徳姫は忠次郎貞隆の妻ではない、岩城氏始祖則道の妻であり、伊達家の出ではない。藤原清衡の養女であるが、実の父は源頼義であり、母は常陸の多気権守宗基の女である。従つて八幡太郎義家などとは異母兄弟である。

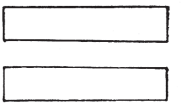
高萩精玄校註、岩城史

源義家の家紋について

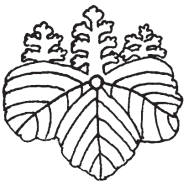
源氏の譜系は甲斐、河内源氏等々に拠つていて義家の家紋も亦種々異説がある。通常は笹りんどう、と言われているが審かでなく、次の文献には五七桐、二引両と伝えられている。

二引両

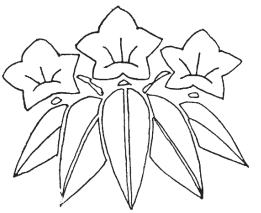
源姓。八幡太郎。童名不動丸。或源太。従四位下。陸奥守。号二金伽羅殿一。



（二引両）



（五七桐）



（笹りんどう）

後冷泉院依レ勅。父頼義随レ兵。奥州之安倍貞任誅。其弟宗任為二降人一。攻戦間九ヶ年。其後藤武衡家衡与。攻戦事三ヶ年。康平治暦。其間十二年也。合戦討勝。首級得二一万五千余一。天喜中上洛。為二褒美一。依二勅命一。五七桐紋免許。故当家御紋。五七桐。二引両云々。桐者根本安家之紋也。

八幡殿貞任御退治以後。御上洛之時。依レ被二望申一。下二賜此桐紋一云々。

群書類従巻四百二十四　検校保巳一

源姓八幡大郎。中略　合戦討勝首級得二一万五千余一天喜中上洛、為二褒美一依勅命一五七桐紋、免許、故当家御紋五七桐二引両云々。桐者根本安家之紋也。八幡殿貞任御退治以後、御上洛之時、依レ被二望申一、下二賜此桐紋一云々。

右の説に拠るときは、中略　遠祖八幡太郎の時にして、もとこの紋は安家即ち安倍氏の家紋なりしを、前九年の役後これを朝廷に申請し、始めて下賜せられたるものなりと云ふにあり。然れども、紋章を用いたりしという如きは、決

して信ずべからず。而して見聞諸家絞は、東山時代の作なれば、八幡太郎の時代を距ること四百四五十年の後に当れば、この紀事たる当世の追記に係るものにして、毫も信ずるに足らずというべし。唯その戦勝の褒美として勅命に依りて下賜せられたるものなりというに至りては、蓋、足利氏が自家創作のものにあらずして、朝廷より下賜せられたるものなりということを暗示せるものの如し。

日本紋章学　沼田頼輔　三九五頁

義家朝臣の鎧着用について

義家公が出陣に際して武具に身を固めた姿は、どのように勇ましかったものであろうかを想起してみたいものである。甲冑に就いては勿来美術館に於ても、種々と観覧することが出来るし、又戦記文学としての源氏物語や、新平家物語などの書、羅生門や源義経などの映画を通しても、当時の風俗を或る程度理解されよう。次に扱う義家の鎧着用の資料は、室町時代に有職故実に長じた一条兼良の作と言われているもので、これは現在多くの識者が、真実性があると称しているものである。

さて一条兼良とは何如なる人物であろうか、を日本文学大辞典や大人名辞典、新潮、平凡社によってみると、室町時代の学者で俗に兼良（一四〇二～一四八一）と言う、関白藤原経嗣の第二子で、後に出家して一条禅閤ともいった。十二才にして従四位下左権中将に任ぜられ、十五才にして正二位権大納言に至った。二十七才にして摂政関白に進み朝典に熟し神仏に通じて、有職故実にあかるく、博学当代第一と称せられた。源氏物語の研究書である「花鳥余情」日本書紀註釈書である「日本書紀纂疏」政道論である「樵談治要」など約四〇種ほどの著述がある。と述べている。

次に**鴉鷺**物語であるが　これによると

第七　正素師行着甲冑次第八陳事、として

前略…よろふには次第ありといひて、一番に手綱、二には小袖、すすしねりぬき、三にせいかう（大口）四に髪乱、へりぬり、五に鉢巻、白布八尺五寸、六にゆかけ、七に鎧直垂、八に脛巾（はばき）、九に括をむすぶ、十に随当、十一に頬貫十二脇立、十三に小手、十四に鎧、十五に刀、十六に太刀、十七に征矢、十八に弓、大かた次第かくのことくなれとも色々にかはる。今程にいらぬ法式（にて申せは、比興の至極なれとも。知らされは苦しからす。）

これは八幡殿奥州下向の時の次第也。

一上矢の鏑の事。二色にかはる。羽も二の色なり。又羽を四季にわかつ事あり。鏑は大将侍にかはりて四（五）さし又二もなす（一もさす）口伝あり。或は弓の事。藤に口伝あり。又大将鎧の事も色に口伝あり。馬は小をもつて吉とす。たたかひに出る時酒をのむ事有。盃は折敷にはすへしす。左に取て右に銚子をもちて。立なからもるへし。居てとる事禁忌の次第なり。肴に義あり。銚子に子細あり。

一陣をとるに三陣を序破急にあつる習あり。

一八陣事、東□□□諸葛亮八陣図を造ていはく。孫呉法に李善か雑兵書に曰。八陣。一にいはく方陣。二曰円陣。三曰牧陣。四曰牡陣。五曰衝陣。六曰論陣。七曰浮沮陣。八曰雁行陣。又子房八陣に、魚鱗鶴翼長蛇偃月等の陣あり大かた多勢は山河を前にあて、無勢はうしろに深山をあつへし。嶮（けんなん）難は防戦のたよりあり。又無勢は河を前といふ事あり。一篇にあらす。

一その日時のこえは、師叫の音をもつて合戦の勝負をしる事これあり。口伝あり。

一よする時のこえは三度。初めほそく。終つよかるへし。敵にはいかにも上手をうつへし。これ百戦百勝の術なり…後略

と、記されている。次に掲げる鎧着用図の序には参考とした文献も挙げられているから、図示を追つて義家の具足着用の手順を考えて行きたい。

義家朝臣鎧着用図

左中将義貞朝臣記鎧可着次第之事

一番　浴衣
二　小袖
三　大口　精好
四　乱髪　線塗
五　鉢巻　白布八尺五寸
六　弓懸
七　鎧直垂
八　脛巾
九　括
十　髄当
十一　頬貫
十二　脇立
十三　手蓋
十四　鎧

十五　刀
十六　太刀
十七　征矢
十八　弓

是者八幡太郎義家之被着ケル次第也云々

貞丈桜一条兼良公鴉鷺物語並楽人豊原家の秘書躰源抄等に載る所の義家朝臣鎧着用の次第、右は義家朝臣の記に少茂違ふ所なし古伝記すべ記毛の奈利。

【注】　ここに扱う義家朝臣鎧着用の図の原本は、何時ごろ発行されたかの記明年代はないが、本文二十六頁、六色木版刷の和装本（縦八寸三分、横五寸八分）紙質、書店名とその地番、字体及絵の木版などから推して江戸中期ころのものと考えられる。

水干無文・布直垂無文

注　この図は着用の順位に従つて衣服を差出そうとしているところ



直垂有文

注　日常着用している姿であつてこうした姿から一番の浴衣と言う順序にうつる



一番　浴衣　躰源抄幷鴉鷺物語ニ手綱トアリ同シ事ナリ
マタニハサマル所ヲマク程ニハカラヒテ前ホロヲ横マハシト共ニ取アケテ両手ニテクルミナデサクレハオノツカラクルクルトマカルルナリカクスレハユルミハツルル事ナシ



二　小袖　生袷　練貫　躰源抄一練貫帯トアリ
帯ハ前ニテムスビテアマリヲハオシカヒニハサミオク



三　大口　精好　半大口トテタケ短キナリ
緒ノ余リヲ揃ヘ重テ紐ニイクエモマキツケ置ナリ



四　乱髪　緑ヌリ　図略之
ヘリヌリ又ベンヌリ共云一名引立エボシト云ウシロノカトノ引立タルヤハカナル物ナリカフリテ後エボシノ後ノ方ヲ内ヘオシコム



五　鉢巻
白布八尺五寸
前ニテ左右トリ合モチリテ左ハ左ヘマハシ右ハ右ヘマハシ後ロニテモロカギニムスビタルシ也

六　弓懸

先右ヲサシ次ニ左ヲサス緒ノトメヤウ緒ヲ大ユヒノ方ヨリ外ヘマワシ一マキシテムスビテアマリヲ外ヘマハシ外ノ方ニテカタカキニムスビ捻リテオシカフ



七　鎧直垂

先袴ニ左足ヲフミ入次ニ右足ヲフミ入其儘ニステ置次ニ上ヲ着テ扨袴ヲ引立前ゴシヲアテ常ノ如ク着スベシ後ゴシノ緒前ニテムスビテマキテハサミオク



同前

ヒモノ結ヒヤウ左モ右モ紐ヲ中ヨリ二ツニオリテワナノ方ヲトリテマムスビニスレバモロカギニムスビタルゴトク見ユルナリ



或説ニ直垂ノ上ノ裾ヲハ袴ノ内ヘキコマス外ヘ出シテ着ルコト本也云々不用之スベテ上下アルモノヲ右ノ如ク着ハ打カケトテ略義ナリ

八　脛巾　鴉鷺物語ニ肺半トアリ同シ事也

先左次ニ右ヲハク紐ハカタカキニムスブアマリヲヒネリテオシカヒオク



九　括　鴉鷺物語ニシメユヒトアリ同シ事也
ク、リヲシメヨセテ緒ヲカタカキニムスヒテ余リヲ三ツ組ニシテ袴ノ裾ノ内ヘオシ入オク



十　髄当
先左次ニ右ヲアツル緒ノ結様脛巾ニ同シ



十一　頬貫

先左次ニ右ヲハク緒ノ結様スネ当ニ同シ



十二　脇立

上ノツボノワナハ首ノ左ニ掛ル下ノ二ツノツホノ緒ハ前後ヘ引廻前ニムスブ結ヒ様カタカキニムスヒテ余リヲ三ツ組ニシテオク



十三　手蓋　小手之事也

先右ノ手蓋ヲサシテ左ノ脇ニ緒ヲ結フ余リヲ三ツ組ニシテ脇立ニ同シ如クス



同前

直垂ノ左ノ袖ヲ肩ノ際迄マクリ上ケテククリ緒ヲシメテ脇下ニテムスフ余リヲ三ツ組ニシテククリノ内ヘ押入置



同前

左ノ手ヲイヲサシテ緒ヲ右ノ脇ニテ結フ緒ノトメヤウ三ツ組ノ事右ニ同シ



同前

右ノ手クビニ直垂ノ袖口ヲククリヨセテ緒ヲユヒテ余リヲ三ツ組ニシテククリノ内ヘオシ入オク



十四　鎧　一名キセナガ



鎧イマタ着セサル時先袖ノ前後ノ緒ヲワタカミノ前後ノクミニ結付ヘシ
静ノ緒ハ後ノクミニ結付ヘシ水ノミノ緒ハアケマキノ横手ニユヒ付ル何
レモ結付様カモ
ククシニシテ余
リヲカタカキニ
結フ左右ノセン
タンノイタモタ
カ紐ニ結付オク
ヘシ結付様ハ前
ニ同シ

同前



鎧トツチナゲカケ置テタカ紐トアイ引ノ緒ヲカケ合セテ次ニ右様上下ノ
引合緒ヲ結ヒカタカキニ結ヒテ余リヲ三ツ組ニシテオシカヒオクウハオ
ビ後ニテモヂリ
前ニテカタカギ
ニムスビテ余リ
ヲ三ツ組ニシテ
オシカヒオク
アケマキハ何色
ニテモ色々アリ
紅ニカキルベカ
ラス

十五　刀　カウカイ・小刀左右ニアリ

是ハ海老サヤマキノ刀ナリ上帯ニサシテ下緒ヲイヌマネキノワナニ通シマムスヒニシテ余リヲサヤニ打カケ置ヘシ常ノサヤマキナラハ上帯ニサシテ下緒ヲ帯ノ上ニ引コシテサヤニ一マトヒマキテ一ムスビシテ余リヲサヤニウチカケオクヘシ



十六　太刀　糸巻太刀兵庫鎌倉・巻太刀イカモノ作

何太刀ニテモアレハキ様同シ弦袋ヲアシ緒ニ付ル太刀ノ足緒上帯ノキハヘ固ク引ツメテハケバ太刀心ヨクヌケスオビヨリ遠ノケテユルヤカニ垂レハクベシ帯取ヲ上帯ニ通シ一カラミシテ前後引廻シ右脇ニテカタカギニムスビ余リヲ三ツ組ニシテ押ハサミ置ベシヲビトリヲ上帯ニ通サズ一カラミセザレバユル〳〵テ太刀前後ヘ廻リテアシシ



十七　征矢

是ハ黒ヌリ箙ナリ何箙ニテモ負ヒヨウ同シカクヲ左ノ肩ノ上ヨリ前ヘ打コシテウケ緒ニカケテ結ヘシ余リヲ三ツ組ニシテオシカヒ置ナリ



箙ノ上帯モ前ニテ結フナリ緒ノトメヤウ同前

十八　弓

弦ヲ下ヘナシニキリヨリ上五寸計ノホドヲトリテ提テ持ヘシ軍陣ニハ丸木弓本式也雨露ナドノシメリヲイトウ事ナシ



前記に引用した鴉鷺物語については次のような事柄を併せて考えられる。

一、この合戦物語は軍記物語の系統を引いており具足の故実、つけ方等が詳しく述べられていること。

二、室町時代には軍記物、武勇伝などが比較的多く、この時代の風が極端に武事に傾いていた結果として生み出されたこと。

三、そのため故実に徴して筆致は細部に亘つて留意したであろうこと。

四、義家朝臣鎧着用図は中世武士の具足着用の手順を示しているから義家の鎧着用のよすがを想起することができること。

このように観て行くと義家公が、奥州に下向の折、勿来関にさしかかつて和歌を詠じた風雅な武将の風俗を知ることが出来るのである。当時、義家公が着用したものだ、と伝えられている甲冑に就いて八代義定師は

一、義家が着用したという確かな証拠はないが、現在愛知県西加茂郡猿投村、猿投神社に保存されている薄金（うすがね）という鎧がある。これは源家八領の鎧中の一ツで、平安朝時代の製作であることが認められる。

二、前記鎧の製作時代は、大体義家が活躍した時代と合致している点は見逃しがたく、伝えとしては重要視すべき一ツであると言うことが出来る。

更に以上の事と関連する事柄として「愛媛県大山祇神社蔵の鎧の中に源義経が使用したものであると言うのがあり本県東白川郡棚倉町都々古別神社にも蔵伝、同様なものがあると語つている。

八代師の話に出てくる八領とは月数、日数、源太が衣産（うぶぎぬ）、八竜、沢潤、薄金、楯無、膝丸と言う（保元物語巻之一）義家が用いたと言われる源太が産衣とは、嫡々に伝ふる事なれば、とあるところから源家の嫡流（ちゃくりゅう）たる太郎義家に遣わされたことを容易に知ることが出来る。尚源太産衣（げんたがうぶぎぬ）とは、の疑問について、平凡社大辞典九、十の項に源氏累代

重宝の鎧一ッ。胸板に天照大神、正八幡大菩薩と鋳つけ、左右の袖に藤の花の咲きかかつた様を威したもの、八幡太郎義家が二才で、幼名を源太と称した時、この鎧の袖の上に据えられ、院の見参に入つた故事に基づく名という。

こうした文化財を考証として今後、義家の人物について知ろうとすることは、勿来関で吟詠した和歌を理解する上に資料の乏しい現在において欠くべからざる要素となるものと思われるのである。

物語・八幡太郎義家

1

源朝臣義家は頼義の長子で河内国多田郷、今兵庫県西市多田町の地に生れた。この地は河内源氏の発祥地であつて義家の祖父頼信、父の頼義と摂津、河内にまたがる強大な荘園的性格を有する土地であつた。源氏は清和天皇の皇子貞純親王にはじまり、皇室を守る武家として義家はその六代目にあたる。母は平直方の女であるが、頼義が初夜に八幡神剣を賜う、と言う夢をみて出産した男子が義家であつたと言われた。

初め源太産衣を着けたので小字を源太といゝ、七才の時京都の石清水八幡宮で元服したので後、八幡太郎と称した。この社の位置現在京都市内にあつて、宇治川と桂川、木津川との合流地点に鎮座し、応神天皇を祭神と仰いて、当時から伊勢神宮に次ぎ皇室の信仰が厚かつた。頼義は七十代後冷泉天皇の永承五年に、鎮守府将軍兼陸奥守に任ぜられたが、この年こそ前九年の役が起つた年であつた。

時に義家は一二、三才の幼少ではあつたが、父に「小生を是非お連れ下さい」と言つてきかないので同行し、陸奥に下ることになつた。当時既に「可愛い児には旅をさせろ」などと言う言葉が生れていたのかも知れない。前九年役は奥州の豪族安倍頼時が、衣川から厨川に至る六郡を領して貢賦（こうふ）、徭役（ふえき）をおこたり、朝廷の命を遵奉しなかつたことに始まる。奥州の豪族頼時には八人の子があつて、長男は井殿盲目、二男は厨川二郎貞任と言つて、頼時の後嗣となる三男は鳥海三郎宗任、四男が境講師官照、五男は黒沢尻五郎正任、六男が北浦六郎重任、七男は鳥海弥三郎家任、八男は白鳥八郎則任と称したと、吾妻鏡に述べてある。八人の兄弟の内、盲目の長男と、僧となつた四男を除いた六人にそれぞれ分領し、頼時はその奥州六郡を総轄して国司の命をきかなかつたらしい。そのため源頼義は、勅を奉じて追討の大任に当つたのである。

2

清流にそそがれた嵐山の紅葉も、早や色をみせ加茂川の水もかれはじめて、日に増し冷えびえと肌身に感じる。時は永保三年、先頭に二引両の旗をおし立て源義家が陸奥守となつて、その大軍が奥州に下る路すがらだつた。琵琶湖のほとり、石山寺の梵鐘を遠くにきいたのも、もう去年のこと、義家は関東にあつて甲斐や武蔵の兵を募つていた。義家が関東から多くの兵士を集めようとした理由は、奥羽と地理的に接続しているところから、蝦夷征伐に至益であつたからであろう。

住民からすれば蝦夷地開発のために、強制移住をさせられたと考えるものもあつたろうが、しかし兵士達は既に何回か参加した、蝦夷征伐を契機として武勇の性格が仕立られていて、喜んで参加したのであつた。更にもう一つの理由があつた。十一世紀の初めに乱を起した平忠常を平定したのが義家の祖父にあたる源頼信であつたし、関東の豪族兵士達は甲斐守たる頼信と、その子頼義の支配下にあつた。このような事情から彼等は頼義、義家を源氏の棟梁と仰いて、前九年の役に従事した兵士が多数生存するからであつた。

源氏の根拠地たる関東は、広大な平野で遙か遠くに男体、赤城、榛名の三山。この分峰から流れるせせらぎは、やがて長蛇となつて利根と相模の両川に抱かれる。利根川は、まだこの時代には流れを東京湾に注いでいた。関東と言えば相模、武蔵、安房、上総、下総、上野、下野、常陸と分かれ、これを関八州と称し利根川の流域には名におう鹿島香取の武の神が祀られ、義家の門出を祝福する土地でもあつた。

義家は武甕槌命（鹿島太神）と経津主命（香取太郎）の神前に武運長久を祈願した。両神は逆賊掃蕩の偉勲を帯びて鎮座したと伝えられている。神前にぬかづいた義家は、かつて読んだことのあつた一文に「この地方には香々背男と称する一大強敵が占拠して、天孫朝廷の一大障害となつていた。眼光は爛々として星の如く輝き、体格は毅然として

雲突くばかりに高く、足は剛剣にして猛獣の如し、手は長大にして禽鳥の如く、加えるに幾百幾千万の同族を指呼し昼は自から諸々の磯神岩の上を漁りて好んで魚介を貪ぼり、夜は巧みに身をくらまして大甕山上の雷断石の間障に隠れ、進退自在、千変万化、独特の長技をろうして敵を侮り、民を悩まし眼中人なく…」とあつたことを想起した。鹿島、香取太神は、こうした族をせん撫した武の神であつたのである。両神に別れを告げた義家の大軍が、やがて常陸の国に歩をすすめた頃には、もう永保四年の春である。

常陸は当時十一評よりなつて、高国は多河評と言われ、後世多賀郡と書いた評の一つであつた。奥羽に入る駅路には二方があつて、多河国柵橋駅（今の久慈郡折橋）を経て、白川関より陸奥に入つた。一方海辺を通り奈古曽関から陸奥に入る古路であつたらしい。義家はこの海浜道路を選んだのであつた。この駅路は道口郷（現多賀郡小木津、川尻道）を道前とし、苦麻之村（現勿来市窪田）を道後と言い、道の終りと称したのである、山形が海岸に廻つてきた。

3

常奥の国境に古き世から菊多剋、当時は既に勿来関と呼ばれていた関のあることを次の歌「こえ佗ぶる逢坂よりも音にきく、勿来はかたき関と知るらん」と蜻蛉日記にもあるように、昔古から奈良、京都の人々は勿論、遠く九州地方の有識人の間にも知れわたつていた。このような由緒ある関を義家ともあろう文武を兼備した部将が、判らぬ筈はなかつた。武人は地理を精査し、民情をよく知つていなければ、敵の機先の先を制することが出来ないのであるから居乍らにして辺境の地に至る迄調査をし、敵情を探索していたに相違ない。

かの宮本武蔵は寛永二十年十月上旬の頃筆を起したと言う五輪書の中の特に「火の巻」には「鼠頭午首という事」を述べているが、確かに胆は大なるべし、心は小なるべし。とは古来からの格言であつて古今を通ずる武人の真理でもあつたろう。やがて義家の軍勢が常北、関本郷の麓にさしかかると、桜花がちらほら往く手の路上に散つている。早

や、名に聞えたる勿来の関も目前に迫り、廃れた柵と関守の屋形が一軒、桜樹に包まれる如く老松の茂みにまじつて見える。春風に乗つてか、桜の花びらが舞つている。義家はこれはまあ、何んとしたことか、来てはならぬ。と言われる関所に風が入つて、こんなに山桜が散つているわい、と口ずさみ乍ら眼を東に転づれば、千鳥遖う太平洋の荒波が磯にくだけ、遠くは鮫川河口の静けさも又興をそえて、一幅の絵画のような、やわらかい春景色である。清らかな海風がじかに伝わつてすがすがしい。感慨無量とはまさにこのような情景であろうか。歩、一歩と駒を進める義家の鉄衣に桜の花びらが二ひら三ひらと舞つてかゝる。軍旅の詩情が自からわいて「吹く風を勿来の関と思へども道もせに散る山桜かな。」と吟詠したのであつた。やがて関跡の頂上に達した義家は駒を止め、大休止を命じ自からも鞍をといで老松の幹に弓を寄せ、小枝に兜をかけて清水をすくい、喉をうるほしたものであつたろう。この所今に尚義家の鞍懸(くらかけ)の松、弓掛の松、弓弭の清水などと呼んで里人に伝えられ、徳富蘆花の紀行文にも、その名がみえてる。

さて義家はどの様な具足に身をかためて出陣したであろうか、鴉鷺物語には「よろうには次第ありといひて、一番に手綱、二には小袖、すしねりぬき。三にせいかう（大口）四に髪乱へりぬり、五に鉢巻、白布八尺五寸。六にゆかけ七に鎧直垂。八に脛巾。九に括をむすぶ。十に髄当。十一に頬貫。十二に脇立。十三に小手。十四に鎧。十五に刀。十六に太刀。十七に征矢。十八に弓。大かた次第かくの如くなれとも色々にかわる。これは八幡殿奥州に下向の次第也。とあるからこんな点から考えてみるのも面白く、その姿は「義家考」によつてみておこう。

4

衣川で破れた安倍貞任は、後方に路を開いて厨川柵に籠つた。一方頼義の軍勢は鳥海柵で軍備を整えながら、自から宴を張つて休養し、陣中目安状等を検し乍ら軍旅の苦労をねぎらつた。この時、頼義は武則に向つて「此の鳥海柵

の名を聞くことは実に久しかつたが、未だこれを見る機会がなかつた。然るに今回貴殿の忠節によつて、初めて年来の希望を達した、自分はこんな嬉しい事がない」すると武則が答えて「私は朝廷や将軍のために参りましたが、今は甲冑に虱がわくに至りました。将軍は戦旅に出ですでに十余年、愚民は難を擁してお伴するばかりで、何の功もありません。今将軍の御様子を見上げますと、白髪が却つて黒くなりました。厨川柵を攻め貞任の首を得たなら、定めし頭髪はことごとく黒くなることでありましよう…に」との話が伝えられている。

頼義は康平五年九月初旬に黒沢尻柵を攻め抜き、十四日に厨川に向い、翌十五日から攻防戦が開展され、十七日遂に厨川柵を焼き払うことが出来た。貞任の誅されたのはこの時で、彼の身丈は六尺余、腰の周り七尺四寸とあるから、ずいぶん大男であつたらしい。或いは又、この柵が強大で、この戦中で最も堅固だつたと言う意味を表現しようとしたのかも知れない。康平五年の衣川、鳥海柵の攻撃は、戦記物語に扱われている如く、義家の戦功は実に多く、文字通り勇敢を愛する明決な将略があつたものと考えられる。しかし強いばかりが武人ではなく「英雄色を好む」の類の話も残つている。それは或る夜、義家が通じている女を訪づれる時のことで、土地の事情をよく知つている宗任を従えて、牛車に乗つて出かけた。宗任は義家の軍門に下つたとは言い、折があつたら父兄の仇を報いようとして、密かに懐剣を抜いて車中を伺つた、しかるに義家は泰然（たいぜん）として寸分のすきもない。宗任はその立派さに感服し、以後は心を傾けて将と仰ぐようになつたと。

戦い終つたその翌年の康平六年二月十六日、義家は貞任、重任、経清の三級を朝廷に献上したのである。この時捕虜となつた宗任も同行して、京都に上つたのであつたが、貴族の人々は、蝦夷人である彼など到底梅の花を何んと言うのか知るまい、として一枝を示した。

すると即座に宗任は

我国の梅の花とは思えども
　大宮人はなにと言うらん

と返歌したと言われている。こうした物語は奥羽文化の一面を示そうとした語らいではなかつたろうか。

5

出羽の豪族である清原武則の一族は、一万人の大兵を率いて奥羽山脈を横断してはるばる多賀国府、今の宮城県仙台に来たのである。頼義はこの援兵を合して、衣川柵の攻略の準備を康平五年八月十六日から始めた。義家は康平六年二月に従五位下に叙され、出羽守になつているから、この戦の頃にはもう二四、五才の若武者に成長していたのである。いよいよ九月六日に衣川関攻撃の方策を定めた頼義は、これを攻め衣川館も続いて撃破したのであつた。この時の義家の武勇を讃いて、古今著聞集第十武勇の項「伊与守源頼義朝臣、貞任宗任等をせしめる間、陸奥に十二年の春秋を送りけり。中略、衣河の館岸高く月ありければ、楯をいただきて冑にかさね、筏をくみて責戦に貞任等堪ずして、ついに城の後よりのがれ落けるを、一男八幡太郎義家衣川に追たてせめふせてきたなくも、うしろを見するものかな、しばし引かへせ物いはんといわれたりければ、貞任見かへりたりけるに

　衣のたてはほころびにけり

といへりけり、貞任くつばみをやすらへ、しころをふりむけて

　年をへし糸のみだれのくるしさに

と付けたりけり、其時義家付げたる箭をさしはづして帰りにけり、さばかりの戦の中にやさしかりける事かな」と述べている。

この戦の先、天喜五年九月安倍頼時は流矢のために鳥海柵で死んでしまつたが、頼時の死後は二男の貞任が主将と

なつてよく対抗した。彼は四千人の精兵をもつて頼義の軍をなやましたのである。この戦は河崎柵に拠つた時の話である。この時、小数を以て大兵を破つた、義家の武勇を陸奥話記には記載してあるが、しかし事実頼義の軍勢は、大風雪と兵糧の徴発の困難とが重なつて敗北し、一度国府に帰つたらしい。こうしている内に康平五年の春となつて、頼義は重任の期限となり、高階朝臣経重の新国司が国府に到着したのである。しかし、前司頼義に人心が服していたため、経重は何事もなさずに帰京してしまつた。既述のように康平五年七月に出羽から、清原武則が大軍を率いて、陸奥に来たのであつた、このようにして仙台平野の炎暑が去つて、太陽をはじめ万物が秋への営みを開始するころ、衣川の戦が行われたと言うことが出来よう。

6

衣川館の所在については種々論議されるところであるが、一ノ関駅から北に三ツ目の停車場、平泉駅で知られている岩手県平泉、藤原三代の居住跡の真下を流れる北上川に注入する衣川との合流点附近とされている。この地は安倍氏六郡の要害の地であつて、頼時の根拠地と目されているところであつて、元録二年五月に旅衣で訪づれた松尾芭蕉は、おくの細道に「夏草やつわもの共が夢の跡」と詠じた土地でもある。

同所を陸奥話記には「横二行六郡一劫二略人民一、子孫尤滋蔓、漸出二衣川外一不レ川不レ輸二賦貢一、無勤二徭役一代々驕奢誰人敢不レ能レ制：」すなわち「六郡に横行し、人民を劫略し子孫もつとも愈々蔓り、漸く衣川の外に出で、賦貢を輸ず、徭役を勤るなく、代に驕奢にして誰人も敢制するあたわず」とあるから安倍氏領の南端に位置する重要な地、それは経済的にも戦略的にも、を語るものとみられる。

7

清原武則は出羽の仙北地方に覇を競つていたが、前九年の役に源頼義に援兵し戦功をたてた結果、鎮守府将軍に補

せられ、安倍頼時が領していた奥六郡も羽州と合せ支配し、大勢力を有することゝなつた。清原氏の系譜をみると武則の子武貞、その子の真衡、真衡の養子海道小太郎成衡となる。成衡は源頼義と常陸多気権守宗基の娘との間に生まれた子であつた。武則の部下吉彦秀武は武則に従つて前九年の役に戦功を立てた部将であつたが、事あつて、武則と不和となり、陸奥の藤原清衡や清原家衡等と結んで、真衡を捕えんと謀つた。

清衡は経清の子であつて経清は、前九年役に貞任に属し討れている。そのため安部頼時の娘であつた経清の妻は、清衡を連れて、武貞の妻となり、家衡を生んだのである。以上の事情によつて知られるように清衡、家衡は異父母の兄弟であつたが、後に清衡は家衡と相合して、真衡と拮抗し真衡の館である胆沢郡白鳥村の在家四百余を焼き払つたと伝えられている。

真衡は兄弟われの結果、不遇な毎日を送つていたので、自分の心情を知つて協力してくれる人を欲していた。勿来を越えて奥州東海道から多賀国府に到着した陸奥守源義家が、真衡の出仰を労けたのはそのためで、時に永保三年の秋であつた。自己の利益もさることゝ乍ら、新国司と言う権威に心引かれていたこともあつたろう真衡は、新国司となつた義家を観迎する盛大な宴をひらいた。が、自分の今の悩みや望みをうつたえることを忘れはしなかつた。こうした催を他方の風俗で三日厨といつたらしい。

8

仙台平野の多賀国府に至つた義家の軍勢は、これから先、出羽に通ずるには何れの道を選んだら良いかと思案にふけつていた、頭上つた者の中には有耶無耶関を山越に笹谷峠の嶮を越えて、出羽の最上に出ることを主張する者があつたが、これは極めて難所である。また、玉造駅から鬼功部、今は鬼首と云うを径て、出羽国雄勝郡の横堀に通ずる路も考えられたが、義家は意を決し、玉造駅から鳴子温泉を径て野後駅、今の新庄の南方舟形地方に出たらしい。

奥羽山脈を多勢で、然かも細い路によつて横断することは、容易なものではなかつたが、志気を鼓舞し敢行したのであつた。野後駅からの出羽路は避羽、佐芸、遊佐等の郷を径て秋田に通じていたことは、延喜式によつて知られる。やがて雄勝峠を越えると、も早横手盆地が眼前に開いて見える。雄物川はゆるやかに流れ、いかにも豊な衆落と思われたが、四囲の情景は殺気に満ちていた。そこここに堀られた壕が路上を障害し、更に全国に知られている秋田杉の巨木が切りたおされ、路上に乱雑に投げ出されて、行く手をさえぎつていた。向うの繁みから武者姿の敵兵が、馬に強打を与え去つて行く姿が点視される地点に達した。

この地は、もう羽後国平鹿郡沼館町に相当する沼柵であつた。清原家衡の拠つた柵であるだけに、その防備はおこたりなく、地上二、三間の長さに切つた直経一尺程もある樫木や、杉の巨木を二ッ切、四ッ切にした角材を混つて、それがおしみなく立てられ藤づるや、かすがいで固くしめられて幾重もほどこされている。所々の通門には、見張り櫓が構設され、猫の子一匹たりとも通られぬ程の構いである。義家はこの柵を落し入れるために必死の努力をかたむけ昼夜を分たづ、ゲリラ戦を展開して見たが効が少なく、その内かねがね憫心していた雪も、寒気と共にチラホラ見え初めたのである。この時の戦況について後三年軍記には「柵堅うして抜けず、折から冬季に入り、非常の大雪に逢い士卒飢寒に迫り馬をほうつて食ふに至る。再挙を期し一旦軍を引き返えした。其の困苦を極めた時、義家が飢寒（きかん）の為殆んど死に瀕している士卒を懐いて、体温を似てこれを温め、蘇生せしめた」とある。この逸話は部下を愛する名将の主情を示していると見ることが出来よう。義家は、以上の様な事情のため、涙をのんで一応徹（撤）退し、常陸、武蔵にもどつて新なる兵士を募り、再出発したと見られる。

9

年は明けて秋田フキの芽をふく頃には、新な軍勢を指揮する義家は再び雄勝峠に立つていた。一方清原の兵士は冬

季をもともせず陣地を金沢の地に築くことに余念がなかつた。この地は現在の仙北郡金沢町であると言われているところであつて、柵は武衡、家衡協力して、拠つた要塞であり、沼柵よりも一層強固であつたようである。

これについて金沢八幡宮の宮山を武衡、家衡の古城跡として述べているところを見ると

本麻呂、東西四十間余、南北三十間余也

二の麻呂、東西八十間余、南北四十間余也

北の麻呂十五間余

西の麻呂、東西三十間、南北百間許

追手口、六町ばかり道広一丈許也

金洗水は本丸の東の沢という。古へ朝夕城中にての要水なり、搦手口、古城巡り五十町許と。以上のように、奥羽沿革史には扱つているから、大よそ構築の様子が窺われ、更に近接する払田柵趾や城輪趾から規模を想起して考えてみると、確かに構築が充分ほどこされた要塞の地であつたと考えられる。義家は弟新羅三郎義光、郎等兵藤大夫正経とか伴次兼伏助兼、鎌倉権五郎景政等と合戦参議をしながら、作戦を進めたのであつたが、戦は地勢に詳しい敵のたくみな反撃に合つて、又もや大きい犠牲をこおむつてしまつた。数万の兵で守つている柵を破ることは、今年もおぼつかなさそうであつた　押しつ押されつの攻防戦を続けている内に半歳程の月日が流れ、またもや後退しなければならぬような事態に逢着しそうである。

作戦に当つて且て義家が師事した大江匡房から教授された兵法を翫味し、一草一物でも、最大限の利用とその応用をおこたらない。しからば当時の戦いには、どのような方法を多く用いたのであろうか、その顕著なものとして、鴉鷺物語には八陣の事とある。これについて見ると、一に方陣、二に円陣、三に牧陣、四に抜陣、五に衡陣、六にゆか

け、七に浮組陣、八に雁行陣、等と述べている。折しも寛治元年九月、義家は金沢柵を去る数里の大手地点で、雁行の乱れ飛ぶさまを望見したのである。

「兵法の一説に、鳥乱るるは伏兵あるなり」と、これは確かに伏兵があるのだとさとつて、自から柵を囲い「これ即ち円陣戦法なり」によつて勇敢に敵の背後をつく、伏兵は虚をつかれ、胆をつぶし採るところを知らない。この時の物語は多く残つていて、その中に義家の家臣鎌倉景政（権五郎と称し相模の旗頭なり）は挺身勇戦していたが、敵の矢が彼の右眼にささつてしまつた。景政は、その矢を抜きもせず、射つた者を追つて一刀のもとに殺したと言う。また、義家の弟新羅三郎義光は、この時右兵衛尉となつて京都に居たが、兄の苦戦の報を受けて早速たすけに出向くため、上司に請つてみたが許されないので、官を捨てて出羽に向つた。義光は豊原時代に笙の秘曲を伝授された話もあるが、時代が符合しないので、ここでは略す。この戦乱に乗じ武衡の首を踏ませると言う物語を後三年合戦記下には「千任丸の家衡、乳母をめし出して、先日矢倉の上にていひし事、ただ今申てんやといふ、千任頭をたれて、ものいはず、その舌をきるべきよしをいふ、源直といふものあり、寄て手を持て舌を引出さんとす、将軍大きに怒りて曰く、虎の口に手をいれんとす、甚愚なりと追立、ことつはもの出できて、箙（えびら）より金箸をとり出し、舌を挟（ま）んとするに千任歯をくひ合せてあかず、金箸にて歯をつき破りて、その舌を引いだして是を斬つ。千任が舌を切り終りて、しばしかがめて、木の枝につりかけて、足を地につけずして、足の下に武衡の首を置けり、千任なくなく足をかがめて、これを踏まず、しばらくありて力尽て足を下げて、終に主の首をふみつ、将軍これを見て、郎党共にいふやう「二年の愁眉けふまでにひらけぬ、但なを怨る所は家衡が首を見ざる事をといふ。」以上の文中「二年の愁眉けふすでにひらけぬ」とは義家の語つた言葉であつたと考えられよう。さすが不落を誇つた金沢柵も遂にほろびたのである、かくして武衡家衡はこの決戦によつて陥落し、清原氏は滅亡したのであつた。時は寛治五年

十一月十四日、出羽の三山鳥海山の麓はも既に雪があつた。

10

戦い終つた義家は、武衡、家衡の首を朝廷に献じるために、京都に搬入して官符を請うた。廷議はこれを私闘として認めなかつた。義家は止むなく首を途に捨てて河内に帰り、自分の郎従であつた藤原実清、清原則清など、多くの部下を勇座に就かせ、兵士達の勇を賞し私財を分けあたえた。

その後部下と弟である義綱と反目し争が起きそうになつたので、朝廷ではこれを恐れ、寛治五年六月十二日、義家と随兵の入京を禁止する宣旨が下された。街の要所要所には、その事情を書いた高札が立られた。道行く人々は、こもごもの感情を抱いて読み入つた事であろう、このことがあつてから部下を想う豪将の名は一層知れわたり「泣いている子も義家公が来る」と言えばピタリと泣止んだと伝えられる程であつた。

或る年白河上皇が病患となつたので、勅詔によつて義家に強弓一玄を奉献させ、み枕の辺におかせたことがあつて、上皇は義家を召し「此弓東征に用ふる所なるか」と訪ねると義家奏して「臣之を記せず」と答えたと言う、法皇はその謙遜を讃賞し承徳二年十月二十三日、義家の昇殿が許されたのであつた。

義家は左近衛将監、検非違使左衛門尉、左兵衛権頭、河内、相模、武蔵、信濃、下野、伊予の守となり、鎮守府将軍を歴任して正四位下に叙せられ、嘉承元年病を以て六十八才の時卒したのであつた。法名は信了と称し、墓地は現兵庫県川西市多田町、旧蹟多田院の山麓に源朝臣義家の墓と刻名されているのである。義家には六人の子があつて、義宗、義親、義国、義忠、義時、義隆と言つたが、義親の後を為義が継いで源家の嫡統となつた。

＋　＋　＋

源頼信が平忠常の乱を平定してより義家に至る迄、奥羽に武功を示すこと数回、その忠誠は父子に及び徳望は赫々（かっかく）

たるものがあつて、その後の諸武士の感銘おくところとなつた。義家は天下の平和を希つて、私恩を以て部下を愛撫し、覇業を大成したのである。関の柵戸は廃れ去つても義家の名は山桜と共に久遠の命を得てるのである。義家の徳を讃え句を添えてこの項を終る。

はじめ　よむ

関跡の近道寒し山ざくら
朽ちてなほ桜ありけり奈古曽関

九、勿来関雑考

白河・菊多剗の創設

(一)

勿来関（菊多剗）が創設されたのは何時の頃であつたか、の究明には一つは承和二年十二月の太政官符と、二つは承和二年十二月の続日本記との文章がよく引用される。

ここでは太政官符によつてみて行きたい。この官符には、陸奥国から言上して白河・菊多剗の設置以来、今に四百余歳と記され、これを承和二年から逆算してみると、履中、反正、允恭の三朝のころ、約千五百年前と考えられるのである。

太政官符

応下准二長門国関一、勘中過、白河・菊多両剗上事

右得二陸奥国解一偁、検二旧記一、置レ剗以来、于レ今四百余歳矣、至レ有二越度一、重以決罰、謹検二格律一、無レ見二件剗一、然則雖レ有レ所レ犯、不レ可二輒勘一、而此国俘囚多レ数、出入任レ意若不二勘過一、何用為レ固、加以進レ官雑物、触レ色有レ数、商旅之輩、竊買将レ去、望請、勘過之事、一同二長門一、謹請二官裁一者、権中納言従三位兼行左兵衛督藤原良房、宣、奉レ勅依レ請、

承和二年十二月三日

右の文中に「于レ今四百余歳矣」とあることを根拠とするものであるが、どんなものであろうか。わたし達

承和（元号）　八三四年～八四八年。この時代の天皇は仁明天皇。

続日本紀　平安時代初期に編纂された勅撰史。「日本書紀」に続く六国史の第二にあたる。菅野真道らによって延暦一六年（七九七年）に完成した。文武天皇（元年）六九七年～桓武天皇の延暦一〇年（七九一年）までの九五年間の歴史を扱った書。

は、現今十年を一昔という程で、その記憶もうすれて行くものである。いわんや四百余歳とあるから、そのような昔の出来ごとの伝誦されてきた事柄の記録の数を、そのまま信じてよいかに問題があると思う。

当時は日本独自の文字もなく、勿論口ずから伝誦された時代であり、正確なことは知る由もないのである。それでは白河、菊田剝が創設された年代と想定される允恭朝、即ち五世紀の日本の状態を中国の古書によつてみることが必要と思う。

宋書「倭国伝」による

倭　国	宋　国
倭讃、万里貢を修む	高祖永初二年（四二一）
讃死し弟珍立つ	太祖　（四三八）
済立つ	（四五一）
済死し興立つ	世祖大明六年（四六二）
興死し武立つ	昇明二年（四七八）

（新日本歴史通世史、新日本歴史学会）
（日本歴史資料集、福大史学研究室）

倭国（わこく）　古代中国の諸王朝やその周辺諸国が当時日本列島にあった国家を指した呼称。

宋国（そうこく）　中国大陸に周代、春秋時代、戦国時代に亘って存在した国。都は商邱。

紀元	干支	書紀々年	中国紀元	中国史書	記紀年	
四一三	癸丑	允恭二	晋安帝	倭王讃遣使朝貢（南史列伝）		
四二一	辛酉	一〇	宋高祖永初　二	倭王讃万里修貢	仁徳三	○―讃
四二五	乙丑	一四	同太祖元嘉　二	讃又遣司馬曹達、奉表献方物	〃　七	―珍　○―済―興 ―武

倭五王（わのごおう）　古代中国の歴史書に登場する倭国の五人の王。讃・珍・済・興・武をいう。四世紀末～五世紀末まで南朝の宋に朝貢した。

四二七	丁卯	一六		四	四三〇年名不明の倭国王遣使	〃　崩	献方物のことあり古事記履中三に当る
四三七	丁丑	二六	一四	倭死弟珍立	反正崩	
四三八	戊寅	二七	一五	以倭国王珍為安東将軍	允恭一	
四四三	癸未	三二	二〇	倭国王、済遣使奉献復以為安	六	
四五一	辛卯	四〇	二八	東将来倭国王	応―仁（讃）―履中	
四五四	甲午	安康一		安東将軍倭国王済進号安東大将軍	一四	同　崩	高句麗、新羅を伐つ日本軍救援高句麗を敗る
		同世祖孝建元		済死世子興遣使貢献			日本新羅と戦い大伴談等敗死
四六〇	庚子	四	大明	四	倭国遣使献方物		百済高句麗に亡ほさる翌年日本より熊津を興えて復せしむ
四六二	壬寅	六		六	興委将軍倭国王		
四六四	甲辰	八		八	（年不明）興死弟武立		
四六五	乙己	九			三国史誌は百斉滅亡を四七五のこと		
四七六	丙辰	二〇			倭国玉武遣使献方物　上表		
四七八	戊午	二二			倭王武号鎮東大将軍		
四七九	己未	二三		順帝昇明　二			
				斉孝帝建元			

讃（宋書には賛）は仁徳天皇、珍（宋書には弥）は反正天皇、済は允恭天皇、興は安康天皇、武は雄略天皇等々解釈される。

この倭五王の内、武倭国王は順帝の昇明二年（四七八）宗に示した上表文に

東は毛人五十五国を征し
西は衆夷六十六国を服し
海北九十五国を渡り平らげ

とあることを思えば、毛人は蝦夷人であつて、四道将軍を地方に派遣した際の大彦命と武渟名川命の親子の物語をどんなふうに解したらよいか。

当時倭国が中国や朝鮮と交渉した事柄に就いては、漢書地理志や後漢書によつて述べられるところであるが、国内に於ては、大和朝廷の勢力拡張や、同化のための努力がなされたころと考えることは妥当なことであろう。東北に於て、農耕生活が当時行われたことは、別項にみた通りであつて、有力な豪族が発生していたことも容易に知り得る。そして彼等蝦夷人が、強靱であつたと言うことも、生活様式が単純で、原始的武器を使用する時代であつたから、文化も低く、喜怒の情に感じ易く、粗食にも耐えたからであろう。

加えて、彼等は彼等の祖先人から培かわれてきた土地、生活の場を奪われるとき、本能として　強い反抗といきどおりと闘志とにふるい立つたことであろう。彼等は武には力を以て応えたであろう、こう考えてみると大和朝廷は蝦夷人の服従と統制に相当腐心したことがしのばれるのである。

先づ関を設けたことについて大和地方を考えてみると

中央においては、帝都の守備のため、伊勢の鈴鹿、美濃の不破、及び越前の愛発の三関を置いている。

三関国、又掌ニ関剗略及関契事一

そして関所の守衛方法に関しては、令義解に左の如き規定があつた。

凡置レ関応ニ守固一者、並置ニ配兵士一、分番上下、其三関（伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛発）設ニ鼓吹軍器一、国司分当守固所レ配兵士之数、依ニ別式一。

即ち兵士を配置して交代にあたり、三関には鼓吹の軍器を備へたのであるから、関所は装して帝都の守衛に当つている。之（これ）に依つて大体を推知することが出来る。而して承和官符による白河・菊多剗はこの記録以前のものである。

大化改新によつて暦の制度も唐制にならつたとはいえ、現在の観念で四百余年を算定し、これをあてることには私は賛成し兼ねる。昔時、国外との交通も行われ、交渉もあつた時代であるから、大和朝廷の勢力が東進したことを考えられても辺境の地、陸奥と出羽に白河・菊多・念珠の三関を允恭朝に創設したとすることには、若干の疑問が持たれる。この文章の書かれる以前の年数は、凡て推定されたものであつたろう。即ち「四百余歳」は仮説とみるべきで相当古くと言う言葉に置き替えられる性格のものではなかろうか。

大化の改新　皇極天皇四年（六四五年）六月一四日の乙巳の変に始まる一連の国政改革。改革そのものは、天皇でなく皇極太上天皇との親友とされる中臣鎌足の主導のもと年若い両皇子の協力によって推進された。〈参考〉中臣鎌足は後の藤原鎌足である。

【注】大化改新の詔

「天神の奉寄せたまへし随に、方今始めて、将に万国を修めむとす。凡そ国家の所有る公民と、大小の所領る人衆とを、汝等任に之りて、皆戸籍を作り、及び田畝を校へよ。其の薗池水陸の利は百姓とともにせよ。又国司等、国に在りて罪を判ることを得ず。他の貨賂を取りて、民を貧苦に致さしむることを得ず。京に上らむ時には、多に百姓を己に従ふことを得ず。唯国造、郡領を従はしむることを得、但し公事を以て往来する時には部内の馬に騎ることを得部内の飯を喰ふことを得。介より以上、法を奉らば必ず褒賞すべく、法に違はば当に爵位を降さむ。判官より以下、他の貨賂を取らば、二倍にして徴り、遂に軽重を以て罪を科せむ。其の長官の従者は九人、次官の従者は七人、主典の従者は五人。若し限に違ひて外に将いたらむ者は、主と所従の人と、並に当に罪を科せむ。若し名を求むる人有りて、元より国造、伴造、県の稲置に非ずして、輙く詐り訴へて言はく、我が祖の時より、此の官家を領りて、是の郡県を治むと、汝等国司、詐の随に便く朝に牒すことを得ず。審に実状を得て、而る後に申すべし。又閑曠なる所に於いて、兵庫を起造り、国郡の刀・甲・弓矢を収め聚めよ。辺国の近く蝦夷と境を接ふる処には、尽く兵を数へ集めて猶本主に仮授ふ可し。其の倭国の六県に遺さる使者は、宣しく戸籍を造り、幷せて田畝を校ふべし。汝等国司、明かに聴りて退る可し」と。君臣の大義を明らかにせられている。即ち君は詔を下し、臣は必ずこれを謹んで承るもので

あるから、若しこの関係が転倒すれば国家は壊るるのみであると諭されたのである（文部省・国史概説）」

やがて十二月、大和に遷都なされ、翌二年正月の詔に

其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民・処々の屯倉及び別に臣・連・伴造・国造・村首の所有てる部曲の民、処々の田荘を罷めよ。仍りて食封を大夫以上に賜ふこと各差降有り。布帛を以て、官人・百姓に賜ふこと差有り。又曰く、大夫は民を治めしむる所なり。能く其の治めしむる所なり。能く其の治を尽すときは、則ち民之に頼る。故れ其の禄を重くすることは、民の為めにする所以なり。

其の二に曰く、初めて京師を修め、畿内の国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬を置き、及び鈴契を造り、山河を定めよ。凡そ京には坊毎に長一人置き、四坊に令一人を置き、戸口を按検し、奸非を督察することを掌れ其の坊の令には、坊内の明廉強直にして、時務に堪ふる者を取りて充てよ。里坊の長には、並に里坊の百姓の清正強幹なる者を取りて充てよ。若し当の里坊に人無くば、比の里坊に簡び用ふることを聴す。凡そ畿内は、東は名懇の横河より以来、南は紀伊の兄山より以来、西は赤石の櫛淵より以来、北は近江の狭狭波の合坂山より以来を畿内国と為す。凡そ郡は、四十里を以て大郡と為し、三十里以下、四里以上を中郡と為し、三里を小郡と為す。其の郡司には、並に国造の性識清廉にして、時務に堪ふる者を取りて、大領・少領と為し、強幹聡敏にして、書算に工なる者を、主政・主張と為す。凡そ駅馬、伝馬を給ふことは皆鈴・伝符の刻の数に依れ。凡そ諸国及び関には鈴契を給ふ。並に長官執れ。無くば次官執れ。

其の三に曰く、初めて戸籍・計帳・班田収授の法を造る。凡そ五十戸を里と為し、里毎に長一人を置く。戸口を按検し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催駈することを掌れ。若し山谷阻険にして、地遠く人稀なる処には、便に随ひて量りて置け。凡そ田は、長さ三十歩、広さ十二歩を段と為し、十段を町と為す。段ごとに租稲二束、町ごと

に租稲二十二束とす。

其の四に曰く、旧の賦役を罷めて、田の調を行ふ。凡そ絹・絁・糸・綿・布は、並に郷土の出す所に随へ。田一町に絹一丈、四町にて疋を成す。長さ四丈、広さ二尺半。絁は二丈、二町にて疋を成す。長さ、広さは絹に同じ。布は四丈、長さ広さは絹・絁に同じ。一町にて端を成す。別に戸別の調を収れ。一戸に貲の布一丈二尺とす。凡そ調の副物塩と贄とは、亦郷土の出す所に随へ。凡そ官馬は、中馬一百戸毎に一疋を輸し、若し細馬ならば、二百戸毎に一疋を輸せ。其の馬を買はむ直は、一戸に布一丈二尺とす。凡そ兵は、人の身ごとに、刀・甲・弓・矢・幡・鼓を輸せ。凡そ仕丁は、旧の三十戸毎に一人せしを改めて、五十戸毎に一人とし、以て諸司に充てよ。五十戸を以て、仕丁一人の糧に充てよ。一戸の庸の布は一丈二尺、庸の米は五斗とす。凡そ采女は、郡の少領以上の姉妹及び子女の形容端正なるものを貢れ。一百戸を以て采女一人の糧に充てよ。庸の布・庸の米は、皆仕丁に准へ。（市村其三、日本史）とある。

【注】

元正紀の霊亀元年には関東地方（相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野の六ケ国）の富民一〇〇〇戸を陸奥へ移住開拓せしめ、同二年には信越（信濃・越前・越後）関東（上野）の百姓四〇〇戸を出羽地方へ移している。また称徳朝神護景雲三年には、陸奥の桃生・伊治の二城ができたので、関東八国の農民を移住せしめている。これらは続紀に見られる例に過ぎないが、これら移民は柵戸と称せられ、北方民族に対する勢力の扶植・防備・懐柔などの異民族政策の実践者であつた。元正二年の信越、関東からの柵戸送り出しについての願には「出羽ノ国ヲタツルコトスデニ数年ヲフレドモ、吏民稀少ニシテ狄徒未ダナレズ、ソノ地膏腴ニシテ田野広寡ナリ、請フ近国ノ民ヲシテ出羽ノ国ニウツシ狂狄ヲ教喩シテ兼テ地利ヲ保タシメン」と明らかに目的を述べ、開拓にもしたがつたことがわかる。

新日本歴史　奈良平安時代

霊亀（元号）七一五年～七一七年。この時代の天皇は、元正天皇。

このような史実によつて窺われるように、国内の統一体制が整えられ、中央から征討が遣された五世紀ごろ、太平洋方面では山道と海道から進出し、白河・菊多関が置かれたが、その後久しくはかどらなかつた。しかし常陸や毛野（けぬ）（栃木、群馬）を基地として、これも海岸づたいに、また阿武隈川の流域によつて進出し、奈良時代には多賀城を築いて鎮守府を置き、最大の基地としたようである。更に之については国分寺及び国造の配置が一応裏付けするものと考えたい。

【注】　国分寺所在地表（関東、東北）

相　模	神奈川県高座郡海老名村	（尼寺）	神奈川県高座郡海老名村
武　蔵	東京府北多摩郡国分寺村	（尼寺）	東京府北多摩郡国分寺村
安　房	千葉県安房郡館野村国分		
上　総	千葉県市原郡市原村	（尼寺）	千葉県夷隅郡上野村法花
下　総	千葉県東葛飾郡国分寺		
常　陸	茨城県新治郡石岡村	（尼寺）	茨城県新治郡石岡町
上　野	群馬県群馬郡国府村		
下　野	栃木県下都賀郡国分寺村		
陸　奥	宮城県仙台市木ノ下町		
出　羽	山形県山形市		

以上、関東・東北地方のみを記す。

陸奥、出羽に配置された国分寺（尼寺も同じ）は仏教の布教によつて、思想的な統治が企図されたろうし、次に示す

国造（郡家）は政治権力による蝦夷人の握掌とみられる。

【注】　国造建置表

御代	国造	所在地
神武天皇	大倭国造	大和国
同	葛城	大和国葛城郡
同	凡河内	河内国
同	山代	山城国相楽郡
同	伊勢	伊勢国
同	素賀	大和国高市郡宗我という、又遠江国佐野郡素賀村ともいう
同	紀伊	紀伊国
同	宇佐	豊前国宇佐郡
同	津島	対馬国
開化天皇	三野前国造又本巣国造といふ	美濃国本巣郡
崇神天皇	知知夫	武蔵国秩父郡
同	科野	信濃国
同	久比岐	越後国頸城郡
同	高志深江	越後国蒲原郡といい、又越後国頸城郡深江村といふ

国造（こくそう）　大化の改新以降、国造が治めた国は、整理・統合、あるいは分割され、令制国に置き換えられたが、律令体制下においても、国造は存続した。

神武天皇（じんむてんのう）　紀元前七一一年～紀元前五八五年。日本の初代天皇（一代天皇）。伝説上の人物。

開化天皇（かいかてんのう）　紀元前二〇八年～紀元前九八年。日本の第九代天皇。

崇神天皇（すじんてんのう）　紀元前一四八年～紀元前三〇年。日本の第一〇代天皇／古墳時代。

同　出雲　出雲国

同　石見　石見国

同　吉備中県　備中国阿賀郡

同　波久岐　備後国の北部地方なりといい、又波久岐は与之岐の誤にて周防国吉敷郡かともいふ

同　波多　土佐国幡多郡

崇神天皇　火国造　肥後国八代郡

同　阿蘇国造　肥後国阿蘇郡

景行天皇　甲斐　甲斐国

同　那須　下野国那須郡

同　上毛野　上野国

同　吉備穴　備後国安那郡今深安郡の内

同　穴門　長門国

同　阿武　長門国阿武郡

同　葦分　肥後国葦北郡

成務天皇　山背　山城国

同　伊賀国造　伊賀国

同　島津　志摩国

同　尾張　尾張国

景行天皇（けいこうてんのう）　紀元前一三年～西暦一三〇年。日本の第一二代天皇／古墳時代。

成務天皇（せいむてんのう）　西暦八四年～一九〇年。日本の第一三代天皇／古墳時代。

同　参河　三河国
同　遠淡海　達江国
同　珠流河　駿河国駿河郡
同　廬原　駿河国廬原郡
同　相武　相模国
同　師長　相模国足柄郡といい、又同国余綾郡磯長郷かといふ
同　无刺志　武蔵国
同　須恵国造　上総国周准郡今君津郡の内
同　馬来多　上総国望陀郡今君津郡の内
同　上海上　上総国海上郡今市原郡
同　伊甚　上総国
同　武社　上総国武射郡今山武郡の内
同　菊麻　上総国市原郡菊麻
同　阿波　安房国
同　新治　常陸国新治郡今真壁郡
同　筑波　常陸国筑波郡
同　仲　常陸国那珂郡
同　久自国造　常陸国久慈郡

同　高　常陸国多珂郡（今多賀郡）

同　近淡海安　近江国野州郡

同　額田　美濃国池田郡額田郷かといい、又額田は坂田の誤りにて近江国坂田郡かといふ。

同　三野後　美濃国

同　斐陀　飛驒国

同　阿尺　陸奥国（後の岩代国）安積郡

同　思　陸奥国志太郎（志田郡）又は亘理郡なりともいふ。

同　伊久　陸奥国（後の陸前国）伊具郡

同　染羽　陸奥国（後の磐城国）標葉郡

同　浮田国造　陸奥国（後の磐城国）宇多郡　今相馬郡の内

同　信夫　陸奥国（後の岩代国）信夫郡

同　白河　陸奥国（後の岩代国）白河郡

同　石背　陸奥国（後の岩代国）岩瀬郡

同　石城　陸奥国（後の磐城国）磐城郡　今石城郡

同　高志　越後国古志郡

同　三国　越前国坂井郡

同　角鹿　越前国敦賀郡

同　能等　能登国

同　伊弥頭　越中国射水郡

同　佐渡国造　佐渡国

同　丹波　丹後国丹波郡今中郡　今中郡

同　但遅麻　但馬国

同　二方　但馬国二方郡

同　稲葉　因幡国

同　伯岐　伯耆国

同　針間　播磨国

同　針間鴨　播磨国加茂郡

同　吉備品治　備後国品治郡

同　阿岐　安芸国安芸郡

同　大島国造　周防国大島郡

同　熊野　紀伊国牟婁郡熊野

同　長　阿波国那賀郡

同　伊余　伊予国伊予郡

同　都佐　土佐国土佐郡

同　筑志　筑前国筑紫郡

同　豊　豊前国仲津郡　今京都の内

仲哀天皇（ちゅうあいてんのう）　西暦一四九年～二〇〇年。日本の第一四代天皇／古墳時代。

応神天皇（おうじんてんのう）　西暦二〇〇年～三一〇年。日本の第一五代天皇／古墳時代。

同	国前	豊後国国崎郡　今国東郡
同	比多	豊後国日高郡　今日田郡
同	末羅	肥前国松浦郡
同	天草国造	肥後国天草郡
同	葛津	肥後国藤津郡
同	筑志米多	肥前国三根郡米多郷ともいい、又筑前国夜須郡馬田郷という
仲哀天皇	久努	遠江国山名郡久努郷
応神天皇	伊豆	伊豆国
同	怒麻	伊予国野間郡
同	印波	下総国印幡郡
同	下海上	下総国海上郡
同	茨城	常陸国茨城郡
同	道奥菊多	陸奥国（後の磐城国）菊多郡　今石城郡の内
同	道口岐閇国造	常陸国多珂郡（今多賀郡）道口郷
同	意岐	隠岐国
同	明石	播磨国明石郡
同	大伯	備前国邑久郡
同	上道	備前国上道郡

同　三野　備前国御野郡

同　下道　備中国下道郡

同　加夜　備中国賀夜郡

同　笠臣　備中国小田郡笠岡かと

同　周防　周防国熊毛郡周防郷

同　粟　国造　阿波国阿波郡

同　讃岐　讃岐国

同　久味　伊予国久米郡

同　小市　伊予国越智郡

同　風速　伊予国風早郡

同　日向　日向国諸県郡

仁徳天皇　下毛野　下野国

同　加宜　或はいふ加賀国と

同　都怒　周防国都濃郡

同　淡道　淡路国

同　松津国造　その地詳かならず肥前国

同　薩摩　薩摩国

同　大隅　大隈国

仁徳天皇（にんとくてんのう）　西暦二九〇年～三九九年。日本の第一六代天皇／古墳時代。

反正天皇　西暦三三六年～四一〇年。日本の第一八代天皇／古墳時代。

允恭天皇　日本の第一九代天皇／古墳時代。

雄略天皇　西暦四一八年～四七九年。日本の第二一代天皇／古墳時代。

継体天皇　西暦四五〇年～五三一年。日本の第二六代天皇／古墳時代。

阿倍比羅夫　五七五年～六六四年。飛鳥時代の日本の将軍。

反正天皇　江沼　加賀国江沼郡

允恭天皇　若狭　若狭国

雄略天皇　穂　三河国宝飯郡

同　賀我　加賀国加賀郡

同　羽咋　能登国羽咋郡

継体天皇　伊吉　壱岐国

日本史概説　市村其三郎著による

(三)

大化改新による諸制度は中央に於て目覚しい成功をみたが、その進展は地方に迄は及ばなかつた。これに乗じて、度々騒ぎを起したのは、陸奥に居住する蝦夷人であつた。朝廷の勢力はとどかなかつたのであり、これを鎮めることが大きな問題となつた。安倍比羅夫はこの任に当り、水軍を率いて日本海岸出羽を北進し秋田、津軽地方（渟足、磐船、都岐沙羅、出羽の四柵）を拠点とした。

陸奥に於て最前を要していたのは往昔の白河、菊多剗があつたことは申すまでもない。当時の東漸の計画は、一つは日本海側の秋田地方の鎮定におき、二つは福島県中通りからと太平洋沿岸から進出を決行した、宮城県地方の鎮撫にあつたようである。その一考として、陸奥国司が朝廷に願い出ている文をみると

続日本紀　神亀五年四月十一日

陸奥国請下新置二

白河軍団一又改二丹取

軍団ニ為中玉作軍団上

白河軍団を新たに置いて、又あらためて丹取軍団を玉作軍団となすを請う。とある

これは、朝廷の進出を意味すると同時に、蝦夷人が活発な動きを示し語っていると断定することが出来る。神亀五年は多賀城を築きて四年経過した七二八年のことである。更に少し下つて律令政治の再建がすゝめられた折、奈良時代から宿題として残されていた蝦夷の平定に、征夷大将軍に任ぜられた坂上田村麻呂（八〇一年延暦二〇年）の大征討によつて果され、胆沢城に鎮守府がうつされ、志波城にも伸びて、九世紀の初期には蝦夷の余類は平定され、奥羽の開発は順調に進んだ。

【注】　続日本紀

元正天皇霊亀二年夏乙未、割常陸国石城標葉行方宇多亘理菊多六郡、置石城国、割白川石背会津安積信夫五郡、置石背国、又聖武帝神亀五年（類聚国史には四年とあり）陸奥国新置白河軍団、又改丹取（類聚国史作名取郡）軍団為玉造軍団、並許之。

以下白河古事考巻之一によつてみる

是ぞ白河の名、古に見へたる始なるべし

按、旧事記の国造本紀に、白河国造の下に、志賀高穴穂の朝に御世天降る天の田都彦命十一世塩伊乃己自定賜国造とあるは、神亀霊亀よりは、遙に溯りて古にはあれども此書は後より偽造せし物との論もある故に、確証と成し難ければ、姑く按中に載せて考古に便す。又和漢三才図会は、俗書にして引証の書も詳ならねとも、関の事を記して孝徳帝の御世に白河の関始まりたりと記せし、此事もし実ならば是亦霊亀より古なり

令義解

坂上田村麻呂　七五八年～八一一年。平安時代の公卿、武官。桓武天皇の軍事と造作を支えた一人。

孝徳天皇　五九六年～六五四年。日本の第三六代天皇／飛鳥時代。

軍団毎に大毅小毅など云ふ官を立て長たらしめしこと見えたり、奥州は古は蝦夷の警多く、武備も他州よりも特に厳に具りしなれば、此等の長官他の軍団にすら設けらるゝに、白河は固より置かるゝならん、従卒の員数は総てみえねども、王朝の制、多分季唐に原き建設し給ふなれば、唐書兵志に見えたる凡そ天下十道、置府六百三十四、府士以三百人為団、団有校尉云々、其数に依給はは、三百人の従卒は有せしならん。

白河城東二里余借宿村に、古瓦裂砕して集めて土手をなせしは、軍団などありし地ならんか、土人は古へ屋の宮と云へる人の宮居せしとて、別に詳なること伝はらず、借宿と云ことも朦朧の説を附会して云ふ取にたらず、考うるに軍団の兵数に加りし人々は、多くは此地の人にあらず、又縦ひ此地の人にても我家にはあらで営中に在なれば、借の居住の義を以て名付けしならんか。と述べられ広瀬典氏は文政年間の人であつて、この文章中に多くの疑問を残している、而し兵団の規模及び設置については、指さを当いているものと言つてよいであろう。

勿来関及びその近在の軍備を論ずるについては、元慶官符（八七七～八八四）又延喜式（九〇一～九二二）によれば陸奥国に七団あつたことは明かであるから、こうした点から探索する必要があると思う。現在は審かにされていない私達の研究の態度とし、いたづらに銓索（註）することと、窴入することを警戒し、錯誤を起さぬようにすることが賢明ではないかと考えた。だからと言つて曖昧に伏してしまうとすることではなく、奥羽の当時の諸塞を認識して、そこから想起し、概括的に把握することがよいと思う。何故なれば古代社会の兵士の性格について、確とした論評がないからである。（中世の兵士については相田二郎著　中世の関所を参照されたい）

八世紀初期から後期にかけて、行政区は或る程度整備され、田制、税制、兵制もととのえられ、駄馬、伝馬の制も行われ、中央と地方の連絡が保たれ、かつ軍団が整備したため、従つて地方の治定のため政府は東北の蝦夷の鎮撫に力を集中した。と言う状勢下に東北はあつたのである。

広瀬典（広瀬蒙斎）　一七六八年～一八二九年。江戸時代の儒学者。白河藩士。

当時、白河また石城軍団が置かれたことを文中にみるのであるが、軍団とは何かを次に引用してみる。

【注】

承和十五年五月辛未。磐城団擬少毅陸奥丈部臣継島。権主政外従七位下丈部本成。磐城団擬主帳陸奥臣善福。賜二姓阿部陸奥臣一。

類聚国史

軍団

律令の制によりて、国防の為に地方諸国に設けられた軍事組織を軍団という。宮城、帝都の守衛のために設けられた衛府に対応するものである。四郡に一軍団の割に配置せられ、将校に相当するを軍毅といい、兵士は平民より採り二十一才より六十才迄の男子の徭役で、定日には自家より上番すべきものであつた。団毎に凡そ千名である。軍団は平時には国司の指揮を受けて司法、警察や行刑に任じた。

但し杖以上の場合には郡に送致した。戦時には特に任命された将軍が之を統率した。平安朝の初期に辺要の地以外は廃止され、健児制度も現はれたが役に立たず、貴族、豪族の私兵制度が之に代るに至つた。

令集解・日本法制史概論

大宝令制による兵士の屯聚（とんじゅう）する軍営。軍事の修練を行う所で国毎に数箇所あつた。徴兵は正丁の三分の一を以て充てる定めがあるため、軍団によつて兵士の数に多少の差があり、従つてこれを統率する職員数にもまた多少の差があつた。大毅は軍団の長、少毅は副長である。その職務は兵士を検校し、戎具を充備し弓馬を調習し、陣列を簡閲することであつた。校尉、旅帥、隊正は隊長であつて、兵士の中から任ぜられた。隊の組織は兵士五人を一伍とし、二伍の中から一人を火長とする。五十人を一隊としその中から一人を隊正とする。二隊の中から一人を旅帥（りょすい）とし、四隊の

中から一人を校尉とした。故に一校尉の指揮下には、旅帥二人、隊正四人、火長二十人、兵士百七十三人であつた。主帳は庶務に従事するものである。故に職員の任命は毅は部内の散位（内外六位以下の者）勲位の者及び庶人の中で武芸の優れた者を取り、校尉以下は庶人の弓馬に優れた者から取り、主帳は書算に巧な者から取つた。毅はその国の国司が器量を銓衡し奏聞して任じ、無位の者には一階を授けられた。

而して身体虚弱となり、武芸に堪えられなくなれば国司がこれを解任し、状を具して太政官にその旨を進達した。軍団には各鼓二口、大角二口、小角四口が備えられ、兵士は十番に分れ、番毎に十日間武芸を教習し、雑役には従はぬことに定められた。兵士は徭役は免ぜられたが、人別に糒六斗、塩二升及び戎具を自弁で上納する義務があり、また弓箭、太刀、飯袋、水桶、塩桶、脛巾、鞋等を各自に備へ、更に火毎に紺布幕、鉏、斧、鑿、鎌、鉗、等を隊毎に火鑽、熟艾、手鋸等を常備すべき定めがあつた。

戦時の場合には数箇の軍国を併せて一軍を組織した。一万人以上を大軍、五千人以上を中軍、三千人以上を小軍とし指導官として将軍、副将軍、軍監、軍曹、録事が大中小に応じて所用の人員だけ置かれたのである。平時に於ては軍団中から京都の皇室を警衛する衛士及び、辺防の備に当る防人を選抜し派遣した。大宝令の徴兵制には、免役の範囲が頗る広く、知識階級、資産階級は悉く免役の特典をもつていたため、兵士は貧弱の徒ばかりで、衣食の資に窮するものが多く、ために衣食を得る途に汲々として兵技を修練する暇なく、かつ国司等は令制の禁を犯して、下僕の如く使役したため、軍団兵士の素質は極めて悪く、実戦には殆ど役に立たなかつた。

奈良時代に蝦夷人に対して官軍が常に敗北したのは、かかる情況であつたためである。よつて桓武天皇は徴兵制の不可を洞察せられ、延暦十一年に兵士を停めて、新たに徴募による健児を以て代へられた。かくて専門の兵士が出来、兵農自ら分れることとなつた。

(三)

当時、軍団や、柵、城、関が東北の要所、要路に置かれたことは大和朝廷の進出を意味し、文化の東漸をもたらしたことについても容易に知ることが出来る。

日本海上史論の援用によつてみてると、蝦夷人をみると陽成天皇の元慶七年に上総に於て、蝦夷人四十人ばかり暴動を起した事があつた。蝦夷人は此頃（元慶八七七～八八四）王化に服するに随つてそれぞれ日本全国に配布されている。奈良朝以来政府の方針として、蝦夷人を成るべく内地の各所に分配して、風俗を改め内地人と同化させる方針を執つていた。その中の四十人ばかりが暴動を起した。之に対して上総では国府の兵一千人を発して之を追撃せしめたけれども、彼等は山へ籠つて容易に手に合はない。

一千人とはいかにも数が多い。間違では無いかと思つたが、どうしても一千人である。それは上総介から太政官に奏上している文によつて争はれない。それには蝦夷人はなかなか強くて手におえない。千人の兵を発したけれども、如何ともすることが出来ぬ。四十人に対して数千の兵を発するというのは、如何にも仰山なことであるが、如何に柔弱な政府でも、余り是は酷いと思つて、これを戒める書面が下つた。何と驚くべき事ではあるが、事実弱かつたことがうかがわれる。

更に日本史概説によると、斉明天皇は、阿倍比羅夫に命じて、大いに蝦夷を伐たしめたまうた。当時蝦夷は津軽蝦夷、麁蝦夷、熟蝦夷の三つに分れていたが、就中、熟蝦夷は早くも皇威に服し、他の蝦夷に比して生活程度も稍々開けていた。比羅夫は、水軍を率いて出羽地方の蝦夷を平定し、進んで渡島の蝦夷を討ち、更に粛慎を伐つて凱旋したのであつた。かくて奈良時代に於いては、積極政策を以て蝦夷に臨み、和銅五年始めて出羽の国を設置した。統治の便宜上、陸奥の最上、置賜二郡を割いたものである。奈良時代を通じて新設せられた国名を、年代順に列挙すれば左

陽成天皇　西暦八六九年～九四九年。日本の第五七代天皇／平安時代。

斉明天皇　西暦五九四年～六六一年。日本の第三五代天皇及び三七代天皇／飛鳥時代。

元明天皇（げんめいてんのう）　西暦六六一年～七二一年。日本の第四三代天皇／奈良時代。

元正天皇（げんしょうてんのう）　西暦六八〇年～七四八年。日本の第四四代天皇／奈良時代。

孝謙天皇（こうけんてんのう）　西暦七一八年～七七〇年。日本の第四六代天皇／奈良時代。第四八代天皇称徳天皇（しょうとくてんのう）と同一人物。

の如くである。

元明天皇和銅五年　出羽国

同　六年　丹後国、美作国、大隅国

元正天皇養老二年　能登国、安房国、石城国、石背国

孝謙天皇天平宝字元年　和泉国

七世紀に、古代国家の政治体制が確立すると、その圧力を強く受けるに至つて蝦夷の叛乱が一段とはげしくなり、これに対し何度か、大規模な討伐が行われた。しかし政府の兵士や勘解由使（かげゆし）には良心的なものが少なかつたようで、やがて実力のある荘園制にかわる武士の勃興となるのであつて、東北においては蝦夷の関係が尾を引き、やがて十一世紀後半、奥州の乱たる前九年、後三年役の遠因となつたのである。

【注】　続日本紀

諸国兵士団別、分為二十番一、毎番十日、教二習武芸一。必使二斉整一、令条以外不レ得二雑使一。其有レ闕須レ守者、随使二斟酌一、令レ足二守備一、

慶雲元年六月

続日本紀

遣下正五位上百済王俊哲、従五位下坂上大宿祢田村麿、於東海道、従五位下藤原朝臣鷲於東山道一簡二閲軍士、兼検二戎具、為レ征二蝦夷一也

延暦十年正月

類従三代格

分レ番、令レ守二城塞一事兵士六千人。（名取軍団一千人、玉造軍団一千人）。今請二加四千人。（白川軍団一千人、行方軍団一千人、小田軍団一千人）右此国、鎮兵之外、更点二兵士一、多則一万、少則二千、応レ機随レ変、無レ有二定例一、略

弘仁六年八月二十三日

五十代桓武

坂上田村麻呂　従五位下越後守

延暦十五年正月戊午為二陸奥出羽按察使一兼二陸奥守一

従五位下陸奥出羽按察使

延暦十五年十月甲申為二兼鎮守府将軍一

従四位下

延暦十五年十一月丙戌為二征夷大将軍一

征夷大将軍

同二十年二月丙午賜二節刀一　十一月乙丑授二従三位一為二非参議一

非参議従三位征夷大将軍近衛権中将

同年十二月転二正三位一　二十二年七月癸亥為二兼刑部卿一

国号ス二陸奥一ト

按ニ続日本記三十八代斉明帝五年三月記作ニ道奥一ルニ又七月記作ニ陸道奥一ニ

随書ニ云日本在ハリ二百済新羅ノ東南ニ一其地類スニ琵琶一ニ地勢東高西下ダシ東西数千里南北数百里

九州居テレ西為スト首陸奥居テ東為レ尾ルト山城居レ中乃彼国之態也

大明一統志日本部ノニク曰土産ハ金東奥州出ニツ細絹花布硯等モ亦有レ之

按ニ細絹花布モ亦多般蓋花布ハフケフノホソヌノヲ謂ニ狭細布一歟

按ニ古称奥州ハ乃五十四郡トス其説不レ詳今以レ見テ二国史一乃旧記ニ而挙テ之以記スル焉

三十二代用明朝定ニ五畿七道ヲ一

四十二代文武朝分ニ六十六国ニ一

拾芥抄ニ曰和銅五年始割テ二陸奥一ヲ置ニ出羽国ヲ一

按ニ和銅ハ乃四十三代元明年号

或説云フ大宝元年辛丑始置ク二出羽国ヲ一 四十二代文武年号

又曰一条院御宇藤原実方謫ニ奥州ニ一尋ニ阿古野ノ松ニ一而無ニ知人ニ一有ニ一翁ニ一曰阿古野ノ松在ニ

出羽国ニ一奥羽昔一州而今分テレ為ト二

続日本記ニ曰元明帝和銅五年秋九月己丑太政官議奏メ日建レ国辟レ疆武切所レ貴其北道蝦夷遠憑ニ阻険ニ縦ニ狂心ニ屢驚ニ辺境ニ望置ニ一国ニ奏可レ之於レ是始置ニ出羽国ニ焉

冬十月丁酉朔割ニ陸奥国最上置賜二郡ニ隷ニ出羽国ニ焉

又曰同六年冬十二月辛卯乃建ニ陸奥国丹取郡ニ也

又曰同七年冬十月丙辰割ニ尾張上野信濃越後等国民二百戸ニ配ニ出羽柵戸ニ

又曰霊亀元年夏五月庚戌移ニ相模上総常陸上野武蔵下野六国富民千戸ニ配ニ陸奥ニ焉

又曰四十四代元正帝霊亀二年秋九月以ニ陸奥置賜最上二郡及信濃上野越前越後国百姓各百戸ニ隷ニ出羽国ニ

又曰同三年夏五月乙未割ニ常陸国之石城標葉行方宇太亘理菊多六郡ニ置ニ石城国ニ割ニ白河石背会津安積信夫五郡ニ置ニ石背国ニ

按右十一郡共ニ是陸奥国郡也然則常陸蓋誤ニ奥陸字ニ可レ視也

又曰四十五代聖武帝神亀五年夏四月丁丑

陸奥請新置ニ白河軍団ニ又改ニ丹取軍団ニ為ニ玉作軍団ニ并許レ之

延喜式神名帳陸奥国一百座の内

磐城郡七坐　並小

大国魂神社

二俣神社

温泉神社

佐麻久嶺神社

住吉神社

鹿島神社

子鍬倉神社

源順倭名集類聚国郡部東山道第五十四曰（ノカ）

陸奥　三知乃於久（ミチノオク）　の内

陸奥国　国府在リ二宮城郡一ニ　鎮守府在リ二胆沢郡一

白河　之良加波

名取　奈止里

玉造　太万豆久里

菊多　木久多

磐城　伊波岐
標葉　志波

同書陸奥国第九十四　の内

菊多郡　酒井　河辺　山田　大野　余戸

磐城郡　蒲津　丸部（まろべ）　神城　荒川　和（やまと）　磐城　飯野　小高　片依（たより）　白田　玉造　楢葉（ならは）

奥羽名区異同考

歌枕名寄東山部陸奥　の内

奈古曽　山関

白河関

衣関　河

憚関

下紐関

類字名所和歌集も関所については同じて、夫木集には奈古曽を名社関とあり、他の関所に就いては同じ

奥羽観蹟聞老志　一

八雲御抄名所　の内

関　の　部

余戸　その他の意味

なこその関　陸後（師賢）
衣　関　同後
白河の関　陸拾（兼盛）
ははりの関　同（後撰）
いなむやの関　出羽
むやむやの関　同名也
異説とやとやとりのむやむやの関　鷹をいふせはすかといふ不用也

(四) 奥羽三古関（1）

奥羽三関の設置を考察する場合、前記のような問題が残るにせよ、太政官符たる承和二年の「関を置くこと今より四百余歳」を根拠、或は仮説としなければなるまい。この観点にたつて古代関所たる三関を考え、また論じ合うことは当を得た態度とすべきであろう。中央に集められた文献資料について、又白河及び勿来関についても既述の通りであるが、この項では主として三古関の立地条件の概要も合せてみたいと思う。

念珠関

新潟平野と山形盆地との中間地域の海岸（新潟・山形県界）に位置する。この海辺は長期にわたつて侵蝕作用を受けために附近一帯の海の深さを増し、その顕著な現象は略図の弁天島にもうかがわれる。一方推積地形たる新潟地区は海岸段丘によつて形成され、その特徴は種々な面によく現われているが、特に河川の方位は決定的に明瞭である。こうした地形は農耕に適切で、古来より越（こす）の地名で呼ばれ民族移動のよすがを語り、歴史的にも越前、越中、越後と

称せられ、外国扱におかれた出羽国との境界の地に、念珠関が設けられた意義は大きい。

この関所は「ねんじゆせき」「ねずがせき」「鼠カ関」「念珠関」「念種関」等の名称が挙げられている。関位置については鼠喰岩附近、弁天島説、現関所趾説と大別して三個所に分けられるが、大正十五年内務省の指定により、現山形県温海(あつみ)町念珠大字鼠ケ関字関二百四十六番地、柵石跡の本拠に「史蹟念珠関跡」と昭和二年に建碑されたものである。

文献資料

- 孝徳天皇の御代白雉四年「都岐沙羅奴柵」が羽越国境鼠喰岩の地に設けらる。念珠関の初見とみられる。
- 越後国云新建出羽郡関所を堅む。和銅元年紀
- 康平元年人皇第七十代後令泉天皇の御代、阿倍貞任討伐の勅令を奉じ、八幡太郎義家父頼義に代りて軍を率ひ、越後路を経て鼠ケ関に至り高峰を占領し、貞任の軍と対陣すること二年、遂に阿倍軍敗れて小国、鬼坂を経て地蔵峠の陣に依れど、固守する能はず田川に敗走せり。

吉田東吾地名辞書

山形県西田川郡の西南隅にあり、新潟県岩船郡に界し日本海に面す。北陸道より出羽に入る関門たるところから、古来その名著われ「吾妻鏡」によれば、文治五年源頼朝の将に大挙陸奥の藤原泰衡を討たんとするや、比企藤四郎、能貞、宇佐美平次実政をして越後より当関を経て、出羽に出でしめたことが見えている。

かの源義経が奥州落ちの道程は「吾妻鏡」に伊勢美濃等の国を経て、奥州に赴いたとのみ記し、他に記するところなく、古来頗る疑問とされるところであるが「義経記」によれば、北陸を経て当関に出で、出羽を通つて平泉に出たことになつている。…略…

大百科事典　平凡社

後冷泉天皇(ごれいぜいてんのう)　西暦一〇二三年～一〇六八年。日本の第七〇代天皇／平安時代。

吾妻鏡(あづまかがみ)　鎌倉時代に成立した日本の歴史書。鎌倉幕府の初代将軍・源頼朝から第六代将軍・宗尊親王までの六代の将軍記。

安田初雄（やすだはつお）　元福島大学教育学部教官。

伝説

上古大和国葛城山に小角上人という行者がいて殿（いん）に使し、その帰途海上で遭難し、檻襤一着珠数一聯の外、無一物となつて此の港の北岸に漂着し、土地の人々に救済された。彼は「ここ何と申す浜じや」ときいたが、里人は「定まれる地名とてもありません」と云う。目前には点々珠をつらねたるが如き岩石で、一条の道が数丁沖合の巨島に通じて居り、手にするものは一聯（いちれん）の珠数だけである。彼感窮まつて、ここを念珠の浜と呼びなさい」と言つたのが地名の起りだとされている。

念珠関跡は出羽丘陵と越後山脈との交叉をなす地形をしめ、前者は玄武岩より成り、後者は花崗岩層より成つて、攻防に又交通上重要な位置にある。

白河関

地勢上、県の中通りと称せられ東北地方の最南端に当る。奥州街道が宇都宮から分れて、白河迄十駅あつたことは近世交通史上明らかなところである。時代は更に下るが、安田初雄氏の指摘される「明治初期を中心とした福島県内の水路交通」にも見られ、阿武隈川上流（釈迦堂川、広戸川）と鬼怒、那珂、久慈川流域とが接触し、常陸文化の透通は或は街道から、又水路を通じ行われ古代から拓けていたことは、立地要因から考えられる。古代人の営みについては、神社仏閣の分布や遺跡遺物、また文献によつて明瞭である。古関跡については、三古関とも何れも諸説があるが、松平侯は現白河関跡に古関蹟を建碑された。

白河古関について仮指定のさいの原文を、梅宮先生の編した福島県の文化財から採録する。

史跡　仮指定白河関跡

昭和十三年八月二日　県告示史第一号

所在地　西白河郡古関村大字旗宿字関ヶ森一一八及び白河一。

説　明

白河市の南方一一キロ、栃木県界より三キロの標高四一四メートルの丘上にあり、丘は一見伏鉢状の樹林うつそうと茂る白河神社を中心とした所にある。丘は四方に傾斜し、丘の東側は最も急傾し、長さ二六〇メートル、深さ一〇メートル掘削した跡があり、掘削（くっさく）の底部は、南方より北方に傾斜し、今は狭長な水田をなしている。北部は耕地に囲まれた神社境内地で、西東より石階が一直線にのびて旧国道に達し、南半は最もよく関の旧態を残している。即ち塹壕、土塁を周らした特殊な地点で、第一の塹壕は丘上中心に近いところから起り、東は約六〇メートル走つて南に曲り、四〇メートルで更に東に折れ、一〇メートルで再び南に折れ、四〇メートルで西に及び、四〇メートルで南辺に消えている。延長一九〇メートル、幅一〇メートル、深さ五メートル、底面幅一、一メートルで、ほぼ水平に位している。

西側に対向する第二の塹壕は前の首端右角から五メートルの辺より起り、南に走る単縦壕で、長さ四〇メートル、深さ四メートル地面傾斜にともなつて南に深く、前者と距離五〇メートルで相並行して存している、土塁は第一塹壕内の内側にあつて、延長一二五メートル、基底幅一〇メートル、高さは丘上平準より二メートルのところにあつて、塹壕内の地積は約七〇アールに近い。

白河関は類聚三代格の承和二年の太政官符に「置剗以来于今四百余歳矣」とあり、続日本紀には「神亀五年四月、陸奥国請新置白河軍団許之」その他の文献によつて軍団、剗関のあつたことは古来より明徴であり、詩歌と伝説に多く

語り伝えられている。白河の国道は古来三次の変遷があつて、関東平野と古陸奥の境界は八溝山と中央山脈の鞍部に縦貫して並行している。その一つは那須火山の裾野を通る現陸羽街道で、最近の開設でその二は分水点を通る旧陸羽街道、又は奥州街道と称され、近古の開設である。その三は即ち最も東側に位し、那須伊王野村追分宿から関明神を経て、白河明神に至つて始めて平原に達する約五キロの坂路で、これこそ上古唯一の国道であつた。

附近には延喜式内社白河明神、弘安八年銘供養塔及び瑞花双鸞八稜鏡の発見地や先史原史時代の遺跡地がある。この附近は無数の溪谷離集して自然の壕をなし、指定地の丘上に残る土工は上代における軍事的施設の遺構である。今神社境内に寛政の頃白河楽翁公の「古関蹟」の碑が立ててある。

白河古関蹟碑文

古　関　蹟

表に「古関蹟」と隷書で記し、背面に左文を刻す

古　関　蹟

白河関蹟湮没不レ知二其処所一者久矣。旗宿村西、有二叢祠一。地隆然而高。所レ謂白河遶二其下一而流焉。考二之図史詠歌一、又徴二地形老農之言一、此其為二遺址一。較然不レ疑也乃建レ碑以標焉爾。

寛政十二年八月一日

白河城主従四位下行左近衛少将兼越中守

源朝臣　定信識

(五)　奥羽三古関(2)

白河及び勿来関は上古陸奥国に属し、北緯は両関共三七度線上によつているのに対し、羽越国境に設けられた念珠関は三八、五度の位置にあつて、東経は勿来関跡一四一度、白河関跡一四〇度、念珠関跡一三九度と、それぞれの線に近い。この三古関の位置を「黄金花咲く陸奥と詔はれ、その表徴的な和銅の地」仙台平野、及びその上流に誇つた藤原三代の平泉附近を基点として南に向い弧をえがくと、この三古関は弧の線上に現われ、これを結ぶことが出来る何故に北上川流域に基点を置いて考察するかに就いては、蝦夷の根拠地であつたことに依つてうなづかれると思う。陸奥国と出羽国とでは異つた感情や風俗、文化を有した蝦夷が住んで、それぞれ別国扱いされていたことは、仏教史上言われるところである。

奥羽山脈によつて断たれ、東から西へ言葉を置き換れば、日本海より太平洋岸へ横断することは、昔時においては相当困難であつたことに就いて、奥羽地方の交通史研究家大島延次郎師の著述しているところである。出羽、陸奥両国は外国の扱もされ、交易も行われなかつたが、大和朝廷の進出と統一があつてから、この二国を綜合し、奥羽と称されるようになつた。従つて三古関が設置されたころには、東北を奥羽とは言わず、出羽国、陸奥国と呼ばれていた。三古関の創設は五、六世紀のころと推定出来るのであるが、八世紀頃の大和民族の東辺進出の様子をみると、律令体制の整備の成つた朝廷は斉明天皇のとき、阿倍比羅夫によつて、日本海沿岸たる秋田、津軽、更に遠方まで進出したと言われる。丁度この頃の太平洋岸の状態は、松島の辺に多賀城を築き蝦夷の同化に努めている。更に前九年の役に際して、国府は多賀城に、鎮守府は胆沢城に前進しているが、これは大きた進歩とみるべきであろうこのようにして古来朝廷の課題とされていた奥羽に注意すべきであつて、三古関の設置の理由も窺われるのである。

三古関中の念珠関は、白河、勿来関のように文献には見えないが何故であろうか、それは蝦夷人の馴化が順調に進み拓殖も容易に行われたと考えるべきでなかろうか。だからこそ中古に入って、日本海沿岸を渡島までも北上することが可能となったのである。出羽に分布する神社が、奥州に比較して大部、京都附近の神社に縁のあるものが多いとは原勝郎博士の説くところである。

宋書に載っている雄略天皇の朝に、毛人五十五国を征したとの史実は、また仁明天皇の承和二年「太政官符」白河、菊多剗を置いた年代（西紀八三五）より四百余歳前の五世紀の状態をうらがきしているようである。その真偽の程は判らないが、中通りから蝦夷地に通じるに白河関、浜通り（古書には、古莫越（なこそ）関より奥州に入るを海道とし、白河関より入るを山道とす、と見える）からは蝦夷地に通ずるに菊多剗との二関があつて、この古関は当時大和朝廷勢力下の最東境であつたと解するべきであろう。そして大和民族の奥、羽に発展せんとする勢力と、蝦夷の次第に発達南下せんとする勢力との衝突が、剗所の周辺において繰返されたものと思われる。

そのため朝廷側からは前進基地、双方からみれば攻防の地域となつたため、剗を設置した朝廷の地形選定は、当然戦略的な要素を具備したものと考えられる。その理由は蝦夷の関東に入寇するを禁ずることを目的としたのである。白河・菊多剗が戦略と宣撫を具備する剗であつたのに対し、念珠関は良民としての蝦夷が多かつたゝめ、内地と蝦夷地の交通を監督するように性格化されたものと推定されるのである。特に三古関の最東南端に設けられた菊多剗は、大和民族に反抗、離反する蝦夷の間にあつて要塞をきわめたらしく、汝等（なんじら）くるな（目下の者を指して言う）の意味の勿来が菊多剗の佳名の如く汎称されるようになり、世に普く伝えられたものと思われる。

当時、太平洋沿岸に住む蝦夷人の征服が容易に行われたと考えるなら、この勿来剗所は浜通りの地形から推して、更に北上していてよいと思われるからである。勿来の語義は種々言われるが時の政府の権力が四方に拡まつて、大きな

原勝郎（はらかつろう）　一八七一年～一九二四年。日本の歴史学者。文学博士／明治～大正時代。

雄略天皇（ゆうりゃくてんのう）　西暦四一八年～四七九年。日本の第二一代天皇／奈良時代。

仁明天皇（にんみょうてんのう）　西暦八〇八年～八五〇年。日本の第五四代天皇／平安時代。

波を及ぼし「浪越」と書いて勿来と読ませたことも思い半ばに過ぐるところであつて、勿来の名義は波及させた側の大和朝廷から生れたに相違なかろう。どう考えても剗を設ける必要は大和民族の為めにあつた理である。

(六) 剗と柵

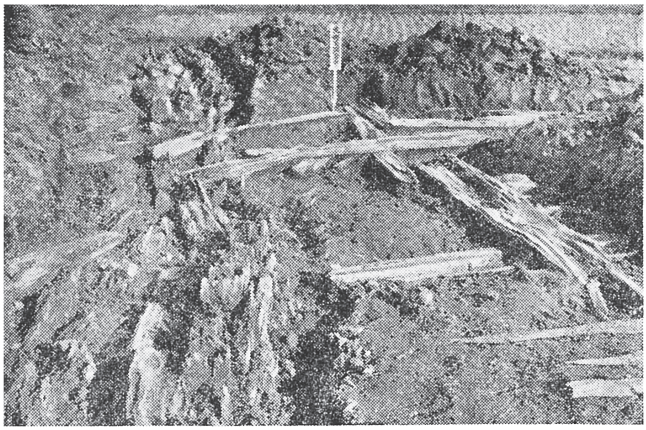
私が考察しようとする関は、中世や近世、又は私関ではなくして「古代の関所について」である。太政官符に見える菊田剗なのである。それ故同一年代の設置と言われる奥州三古関を相関的に取扱つた。念珠関についてみると現関跡とその附近において後世にも関が設けられていたし、白河関においても同一地形と覚しき地に中、近世を通じ関が設けられたことが知られる。特にこの仙道は中世以後交通頻繁であつたことを思えば、私関も設けられたと想像される。然るに勿来関の場合は弘仁二年に官道たることを停められたと見え、その余名はあつたにせよ中世、近世の関所たる検判の関跡とは性格は全く異なつている、故に古代関所としての価値が論ぜられるところである。

勿来関の原位置はどこであつたかに就いては既述の如く、実に説が多い。この事は関所附近の地形が広汎で、且つ重要だつたと多くの人々が一様に考えられるからであろう。最近歴史地理、交通史の面から地形を探索するような人々が出てこられた、益々発展させて欲しい。

次に源義家が関跡を通過したとき、柵は既に廃れていたと考えられているが、この柵の研究だけでも容易ではあるまい。柵は元来、城及びその前衛としての価値が認められなければならない。義家通過のさいに想定される柵は、後世関守が住居をめぐらした「囲い」一垣」位なものではなかつたろうか、それも老いらくの柵であつて、廃れ果てた関跡と山路に山桜が風流に散り乱れていたとみるべきであろう。

故猪俣金五郎氏は、佐藤君「吹く風をの歌の、道もせにちる」の道もせは、野もせと言う歌があつて、野原と解され

柵の役目　堀や垣をめぐらして内外を限り、敵の攻撃を防ぐ建造物。



払田柵跡

るから、道もせ、は山小路ではないか、と語られたことがある。しかしこの解釈は後世の人々が附会したものであると大言泉には見えるが或は又八代師の如く関跡附近の険要な地形がそのまま柵の役目を果したとも考えられるのである。扨て勿来関が官関として設けられたころ柵が備えられたとすれば、その目的は自から防備と、柵内に蝦夷人を入れて同化の作用をなしたものと思われる。

柵について考察するに当り、資料に乏しい私は文部省発表、史蹟精査報告によつて払田柵趾、城輪柵趾を述べ関連させてみたい。勿来関が創設された頃の時代と相俟(あいま)つて、場所等も異なつているから、その点を考慮の上にみて行きたい。

払田(ほつた)柵跡

払田柵跡は秋田県仙北郡高梨村大字払田及び同郡千屋村大字堂城の地に跨つて、環状柵（外柵で全形楕円）で、その延長は三十三町に達し、列中には四個の門跡がある。内柵は一直線を為し、二列若しくは四列を為している。倒壊埋没した柵木から長さを測定した処地上十～十二尺位、之に地下に埋没する部分の長さ四～五尺を加えれば、柵木の全長は約十四、五尺と推定し得る。用材は多く杉樹で、大抵角材である。丸太材一本で柵木一個を作つたものがあるが、相当の大木を割つて使用され、角の長径は九寸～一尺、短径は七～八寸を普通とする。各材の間隔は一～二、三寸位に過ぎない有様である。

城輪柵（きのわのさく）　現在の山形県酒田市城輪にあった日本の古代城柵。奈良時代末期に造営された。出羽国国府所在地の有力な候補となっている。

城輪柵跡（きのわ）

山形県飽塩海郡本楯村大字城輪及び同郡上田村大字刈穂に跨つて、西に約十五、六町を隔てる処に新田目城跡が出羽国留守所の旧跡として知られている。この柵跡の柵木の配列は、略正方形に設計されていることが特徴である。即ち柵の南辺は東西三百九十四間、西辺は南北三百八十九間、北辺は東西三百九十一間、東辺は南北四百四間となつている。各辺の中央には各一個の八脚門の跡を存し、延長約六町十間に亘る。柵列を以て四方を囲んでいる、用材は仏田と大たい同じであるが、柵木の削り方は極めて粗雑で、底部は鉞様（まさかり）の利器で伐り、多くは目途穴を有し残存の長さは二尺五、六寸を普通としている。

両柵跡は何れも平坦、若しくは極めて緩慢な傾斜を示すに過ぎなく、柵の所在地は平野部に属し、水田よく発達し、点々と聚落が発生している状態に注意したい。奥羽拓殖史上顕著な史蹟として認められている両柵跡の規模は、だいたい以上のようであるが、勿来関附近にも昔古柵が設けられたと見ると、その構造、形態、地形、位置等が課題となるのである。関の設置は前述の柵跡より遙かに古いことは論を俟（た）ない。

(七)

現関跡について（1）

義家公の通過した古道は、どの辺であつたろうか、勿来関の原位置は現関跡なのであろうかの問題が残るが、この事については「勿来関の原位置」の項に述べた。そしてその要約は考察(四)「勿来附近の略図」にも及んだが、この項では未発表の文書によつて考えてみよう。

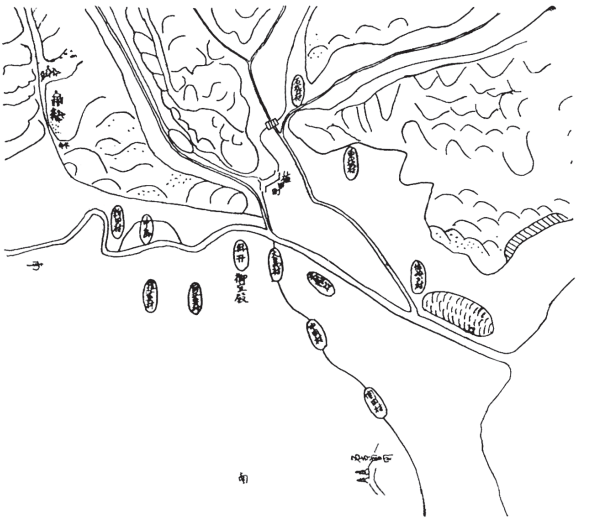
調査の範囲が狭く関所の資料として取上るには、やゝ問題があるかと思うが、その一つは入会地の判決書であり、そ

の二つは国境山論に関する判決書である。

奥州菊田郡植田町仁井田村及同郡添野村
石塚村後田村柴平山論之事 植田町仁井田
村百姓訴趣証 古来入会之秣山今般理不画
防止之由申之四ヶ村百姓申候者氏山全致
支配他村之者不入来旨若之遂糺明処、植田
町仁井田村百姓秣刈来之申雖申候証拠無
之其上於為入会者開発可停止処論山両取
之数拾ヶ取之田畑悉皆四ヶ村百姓開く上
者飛入会半分明也 添如先規四ヶ村百姓可
進退之植田町仁井田村百姓一切不可入会
仍為後証絵図令裏書各加原判双方江下置
之条可相守者也

貞享五年戊辰八月十四日

松孫実
小遠江
佐長門
北安房
甲斐飛弾



柴平山論絵図

米出羽
戸能登
酒河内

貞享五年は元禄元年に当り二六四年前となる。前記絵図面によつてみると鮫川をはさみ、植田町と大島村とが相対し、大島村（現錦町大倉地内）に西して御宝殿、更に西隣に前、後江栗村。大島村より中田村、中田村から関田村を経て名古曽関下を通り常州（今茨城県）へ通じている。絵図全体の配置から村の距離を算し、これを尺度としてみると、名古曽関は現福島県に属していることが窺われるし、関田村領に当る。更にこの絵図で注目すべき事は、小高く画かれた関跡に宝篋印塔二基があることである。



宝篋印塔

この宝篋印塔は現存し、関明神の基である。老樹茂るこの関跡の地を南岳院と呼ばれているが、私は、ここを寺院跡とも考え関守の墓地とも思う。これは関所を肯定する一つのきめ手でもある。

勿来関歌碑は文政五年に賀茂秀鷹卿によつて染筆されているが、これは一三三年前に当り、建碑は嘉永辛亥（嘉永四年）であるから、百年ばかり前のこととなる。

素英、洞月翁が関跡に花碑のないことを遺憾とされたが、これ以前に於て関跡の顕著なるものは貞

貞享五年・元禄（じょうきょう・げんろく）
元年　江戸時代（一六八八年）。江戸幕府の将軍は五代徳川綱吉。

享五年の絵図面に依るように、宝篋印塔とみるべきである。即ち二七〇年以前においても、現関跡を関跡とみなしていたことは容易に知れるのである。（資料は岡田実氏による）

更に茨城県関本村元村長瓦吹正之丞氏所持する判決書に依ってみよう。

判　決　書

陸奥国菊多郡窪田村、常陸国多珂郡上野福田八反三ヶ村国境山論

窪田村訴之候、切通り名古曽の関山続き関田村より沢い下り、常州中野村と窪田境沢通にて、田地入かいの場所は畦形畔切とこれを定め、二十三年以前辰年内藤能登検地の節中野と立合取替証文仕り沢境に来候、それより論所に移り山の神、牛のはなげ、高館の腰、秋太郎、唐藤、金ほり沢、矢の目山迄沢通り境にて、右検地の節山村反別名取張面書裁し候、其の上論山の内田二段一畝九分、五五年前開発年貢収納いたし、右辰年検地縄うけし、かつ正録年中元禄年中再度国絵図出来候節、浜通り案内いたし境目証文差出旨之を申、上野、福田、八反三ヶ村答候は、切通しより二本杉十文字それより論所黒入道、三春坂峰通り古来より之を境し、国絵図出来の節も峰切案内仕り候

論所山年貢上野福田より相納め、且つ九町五反余の古田論地の内有之候、古峰通境たる段は、隣村中野も存じ候むねこれを申し、双方明らかしたる処、窪田村先年検地の上論山古田沢通名取等一々帳面にこれをしるし、その上中野境と立合証文再度国絵図改め節、案内証文今般申す所とことごとく符合候、常州三ヶ村国絵図の節峰通案内致由は、一切証拠之無く、山年貢納めたる段、場所は不分明中野を境証拠これなき由申立ことごとく詮議の処、畢意三ヶ村の申立の申分峰通り境たるの由は申し伝え、実証はこれなき旨、口書差出候上は旧検帳並に古証文の通り、東は中野より西は矢の目山迄沢通り、両国境これを定め右沢通り論所の内、田地入組これある分は畔畦切と境し裁許の上、後鑑の為絵図面に墨筋引き各々印判を加え双方にこれを下置間、永く此旨相守り再び犯すべからず者也

宝永七年庚寅六月十二日

大平中萩坪松丹本三鳥安　大若出近能壱遠弾備伊右　隅狭雲江登岐江正前賀京

この記録の宝永七年は、西紀一七一〇年で、二四一年前となる。この絵図にも示されるように名古曽関の地形は、奥州に属していることが判る。奥羽古関の位置を考察してみると、何れも羽、奥州に置かれていたことが歴史として証されてもいる。勿来の場合、上記の論争に各老中が原判を付し、これを双方に下置くのであつて、その絵図面は略図と言うよりむしろ正確なもので、信ずるに足るものと見てよいから、現関跡は歴史の背景に立脚するものであり、軽々しく取扱かわれるべきではないと思われる。特に文章中の地名は今に残存するところもあつて興味深い。

【注】

奈古曽関

常陸陸奥ノ邦彊相伝大古素盞雄ノ尊東征登ニ此山頭一経ニ此地一而号ニ名古曽関一後人山上ニ立ニ宮社一祭ニ牛頭天皇一以ニ素盞雄ノ垂跡之地一ヲ也六月望日行ニ祭礼一矣其地也開ニ山下ニ而為ニ関門一ト焉高七丈余長三十四間濶三間余南ハ常州多河郡ノ青野村是乃太田備中守資重ノ領北ハ奥州菊田郡ノ関田村内藤右京亮ノ領地東ハ常州九面邑是乃商船輻輳之地民屋百余軒漁家亦相雑ルニ去関山一五町余九面以南ノ山外ハ乃平形ヲ海浜去ニ九面一ヲ三町余是亦江村五百余軒備中守ノ封境西ハ乃高山過ニ山中一ヲ六七町有往昔之関跡今通行之道ハ後人所レ開而非ニ古昔之地一ニ其下ヲ曰ニ名古曽坂一此地往昔多ニ桜樹一五十年前枯槁シ尽ク爾後領主ノ邦父内藤左京亮義泰植ニ百余株一ヲ今所レ存纔ニ三十余株

奥羽観蹟聞老志　十四

(六)

現関跡について(2)

勿来関歌碑について

加茂季鷹が「吹く風を」の筆を採ったのは文政五年三月十一日しるす、とあるから西記一八二二年に当り、文化年

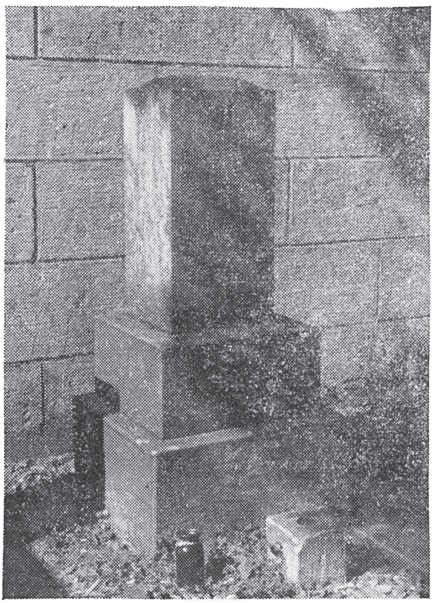
加茂季鷹（かものすえたか）　一七五四年～一八四一年。江戸後期の国学者。歌人。京都生まれ。

間に建碑を成就しようとした平潟町の小野弥太郎（俳名を洞月と言う）関本村酒井文右衛門（俳名を素英と言い、当時福田村に属す）は茨城県北地方の俳人として、その中枢的地位にあつて大いに活躍した人である。素英、洞月（石城郡錦町大字中田字鷺内　鷺又左衛門の三人相計るともあり）は、当時関跡に花碑のなかつたことを遺憾として、建碑することに意見が一致し、季鷹に碑文を依頼したもので、歌を愛する人達の情熱の発露であつた。

素英翁は石伐を同郡関本村大字山小屋字平袖に求めたと言われている。素英翁の後裔酒井浩一郎氏の話によれば、当時は非常なる飢饉で村人達は石運びに行けば飯にありつくと言うので、多数の人々がこの仕事に参加し、搬送したのであつて、その際の石の一つが素英翁の墓碑にもなつて花碑と全く同質のものであると。酒井、小野両家は共に名門で、里人の信望が厚かつたことは墓地建造の様子からも窺われるところである。

洞月翁の子孫、小野儀八氏の墓地の中央には遅月上人の五輪塔があつて、碑表には遅月上人分骨塚、裏面には文化九竜集壬申秋九月十有五日、左側には心径書写一字一石門入洞月埋納百拝と記されている文化九年は西記一八一二年となり洞月が他界した弘化の頃、西記一八四四、五年から三三年前に遅月上人分骨碑を建てたことが判る。遅月は素英、洞月の俳諧の師であるが、その人柄について、私は尚研究不充分である人名辞典に拠れば「俳人。釈氏、俗称、丸山幸之助、洛西安養寺に剃髪如日空阿と号す。二柳に学び宗雨、素蓮とも

小野洞月翁の墓



いふ。諸国に転々文化九年水戸に終る、年六十三。仏書、俳書の著多し」とある。本地方の俳諧研究家には雫石太郎氏があるから御意見をおききしたい。



酒井素英翁の墓

小野弥太郎（洞月）

洞月翁の没年を過去帳にみれば、即照洞月居士、天保十五辰歳三月五日、弥太郎、高野山送号直許之とある。洞月の子貴宝院恵寿章徳清居士も小野弥太郎四十七才と見えるから、弥太郎を二世に及んで名乗つていることが知られる。墓石に刻まれた法名（戒名）には、即照洞月清居士、弘化二年乙巳三月五日とあるから、年号からすれば一年ばかりずれることになる。すなわち天保十五年は弘化元年に相当する筈である。しかし事変、災害のある度に改号した当時であることを思えば、記録のような事も一応考えられるから、茲には記録のまま述べることにした。

酒井文右衛門（素英）

法名を関西軒徳翁素英居士と称し、文政十年亥十九日に病没す、襲名して平右衛門となり、文右衛門は隠居しての俗名である。酒井家の祖先は仏式であつたが、素英没後神徒に変つている。墓地は福田角槁三〇六番にある。

素英、洞月両人の勿来関歌碑建碑の理由については、石文字に残され明瞭である。而して俳人遅月、その弟子素英、洞月等が生れる素地をなしたものは何であつたろうか、…郷土の歴史に刺激され、加えて遅月上人のよき指導が行わ

雫石太郎（しずくいしたろう）　一九一〇年生まれ。『福島県日本派俳壇史』（一九七二年八月）『写真集　明治　大正　昭和　勿来ふるさとの想い出』（一九八〇年一〇月）など、刊行している。

れたからであろうと私は思う。そして、その風潮は地域の人々によつて受継がれたことが窺われる。即ち勿来関跡に明治十二年九月二十三日建と刻まれた芭蕉の句碑

風流のはじめやおくの田植うた

（関跡には同句別碑がある、裏面に看守人笹本松次郎と刻名されているだけである）

の発起人に注意してみると何れも平潟の人である、中に九浦の渡辺氏の名も見えるから、関田、窪田の人々も参加していたであろうことは、この石文字だけによつても知れることである。細部については雫石太郎師の御教示を仰ぎたいと思つているが、このようにして幕末から明治後期頃にかけて、活発なる句会の動きも示されるのであつて、歌碑の建碑は地方俳諧の新興のために誠に当を得た偉業であつたのである。

(九)

現関跡について（3）

勿来関附近の地名について、徳川末期の地理学者（茨城県南中郷（多賀郡）赤浜の人）長久保赤水とか、平藩儒学者神林等が説いたところであるが、諸根樟一氏の言うように曽ては勿来関を往古、菊田剣と称されていたことを知らなかつたようである。要するに、この人達の説くところによれば、関所が置かれた地であるから関本、その南に位置するから関南、関田は関北から変形して呼ばれるようになつたのであると言うのである。

では関本村について、その行政区分を少しくみたい。関本村は関本中、福田、才丸、関本上、八反、山小川、関本下の七大字からなり、往古は賀美郷に属し、中世関本郷と称され、その後行政の変革に逢い、上野村又は中野村と言われ、後世勿来関に接するため関本と附けられたようである。地名によつて勿来関が生れたのではなくして、勿来関があつたから関を根拠とされ、地名に及んだのである。関跡の位置附近を今も関山（せきやま）と里人は呼んでいるが、この関山に

関所に設けられ、その山麓に発生した聚落を中世に於て関本郷と称し、関南、関北と言われるようになつたと思われる。関所があつたから関本であると言うなら、菊多剋と言われた菊多郷が、それ以前に論じられなければならないと私は思うのである。しかるに菊田の里は言われずして、関本の地名だけが取沙汰されることは片手落で、妥当性を欠くのである。こう言う私は関所が何れの県に属していても結構であつて、研究調査の結果、こうあるべきが正しいと信ずるところを述べるのである。

私が茨城県を調査してみると、勿来関は関本にあつたとよく話をしてくれる。これは関跡に就いての意望が高まつていることであつて、喜ばしいことではある。然しその論拠を求めてみると、どうもつじつまが合わない。二七〇年ばかり以前の人々も、現関跡を関跡とされていたことは既述の文書によつて知ることが出来るし、現関跡に花碑のないことを遺憾として建碑されたのは茨城の人である。加えてその花碑に染書された方は、安房守に任ぜられた賀茂季鷹卿で、茨城県に地を求めた人でもある。その人達が奥州の地の一隅に関跡として顕彰しているのである。

勿論菊多地方は時代によつて多賀郷にも属したこともあり、逆の場合もあつたが、こうした人々の国華を愛する熱情は、地域を越えた郷土人としての先覚である。私は郷土とはそのようなものであることを念願するものである。

(三) 現関跡について(4)

さて、しからば地名に言う関本には関跡について何の根拠も全くないものなのであろうか、の疑問が起る訳であるが、次に述べるところによつて一応解答が与えられると思う。現存する八十才の人が生れたばかりの頃の行政、つまり区戸長制が実施され明治五年三月、福島県は五大区内管内とし、石城郡は第一大区に属し、区会所政治となつた。植田地区は第十九区会所に編制されたのである。同じ時、茨城県北部は第三大区に属し、関本村は五小区の一として

編入された。この行政は間もなく廃され、明治十六年四月一日には戸長役場の区劃が拡張されるに至つた。この間、関本は明治十一年郡区編制によつて行政区が変更されているから、勿来関跡の茨城県編入は短期間であつたと思われるが、次の文章によつてみたいと思う。

今般御管内古跡遺跡之所立並旧記碑文等御取調につき区内勿来関跡碑文写取旧記伝説等録記し通路の変換年歴縁由横袤之位置詳細取調可差出旨奉敬承候右は通路の変換等は年歴不詳旧記伝説等是迄取調候へども所有の者一切無之即略記之通り取調横袤位置之儀略絵図を以て〇〇〇仕候也

明治十年七月十七日

茨城県第三大区五小区　副区長　中根尚保

当区福田村酒井文右衛門俳名素英平潟村小野弥太郎俳名洞月文政五年賀茂季鷹ノ歌ヲ請テ義家ノ歌トヲ併セテ勿来関蹟ニ碑ヲ建シ事ヲ謀リ終ニ其ノ事果サス当酒井善三祖父素英遺志ヲ継キ嘉永四年筒井氏ノ詩ヲ背面ニ録シ関蹟ニ左ノ碑ヲ建ツ

と記され続いて「吹く風を……」の表面、裏面の碑文が述べられ、更に次の文章たる勿来古関蹟碑が書かれている。この碑は果されず

勿来古関蹟碑

国置開阨猶家設門扃防禦之備不可一曰廃也若夫家不設門扃則姦盗跳梁国不置関阨則寇賊横然戸庭不安而国内繹騒足先王所以置関阨而備防禦也勿来古関蹟

常奥之境東枕九浦騰波拍崖北拠石城峻嶺開立千巌崎嶇一径険要之地也伝曰元
明天皇和銅年中置奥之三関曰勿来白河念珠云考諸古籍其事蹟湮滅可謂遺憾矣
昔在王化未洽蠢蝦夷暴戻敦悪侵陵中国動覬覦宝易蓋賞此時置奥之三関猶秦漢
置寒関虎源将軍義家誅奥賊之時道出於此有風吹山桜之歌且拠小野小町紀貫之
等之歌則千年以来古関蹟歴然明矣聖天子中興東照将軍戡乱之後北朝鮮東蝦夷
松前率服天下同軌四海一家弛防禦之備不設関阨焉由是観之彼如防禦之備在徳
化不険阨者乎雖然安危無常則光王置開防禦之備是亦宜鑒古昔矣然今開山之所
衝曰関本中村厳然関門中央之地開北曰関田蓋関北唱語也因取源将軍義家之歌
以勒碑陰国字不朽銘曰

古関天険　人馬難登
一旦孰設　千載無徴
良将過隘　春葩飄凌
桜也化石　遺歌可称

文化三年歳次丙寅春三月

神岡　佐藤維喆撰

茨城県平潟町海徳寺住職　小山正義氏蔵

この文章は朱で茨城県と刻まれた官製用紙に述べられているし、記名も明瞭であるから、真実であると考えられる
この事によって、名古曽関は関本のものだとするものではなく明治初期の短期間、茨城県に属したこともあるとすべ

きではなかろうか。この地域は明治戊辰戦役の砌、東軍が平潟港より上陸し関跡及関田浜は戦場と化している。会津七年史に「海路より至り平潟に上陸す、東兵関田にある者仙台、米沢、平及び林昌之助が兵等之を迎へ戦ふ、西兵は名古曽の山上及海辺よりし、関田の前面より進んで砲撃頗る猛烈なり。東兵支へず火を関田、中田等に放ち湯本に退き、平湯長谷、泉の防禦を固うせんがため、畳壁を築きて之を守る」とある。

更に細部については斎藤笹舟氏の戊辰戦史に述べられているところである。こうした状勢下と地域に於て、廃藩置県のあわただしい行政区劃の変遷を思えば、前述のようなことは、あり得たことと思われるのである。

私は現関跡が、奈良、平安、鎌倉時代から関跡と言われてきたものかどうか知りたいと思っている。そして古い時代に於ても現関跡を認めていたかに疑問を持ち乍らも、近世の身近かな資料によって、現関跡を承認するものである。

明治戊辰戦役（めいじぼしんせんえき）
戊辰戦争（一八六八年～一八六九年）慶応四年／明治元年から明治二年に王政復古を経て明治政府を樹立した薩摩藩、長州藩、土佐藩らを中核とした新政府軍と、旧幕府勢力（奥羽越列藩同盟）が戦った日本の内戦。

【参考文献】

磐城古代記　四家文吉
磐城史料　大須賀次郎
白河及菊多劻研究　諸根樟一
石城郡町村史　同
磐城文化史　同
磐城九代記　同
岩磐史談　同郷土研究会
白河古事考　広瀬典
福島県通史　池内儀八

勿来古事考　佐藤昌介
東北史の新研究　豊田武
奥羽沿革史　日本歴史地理学会
群書類従　塙保己一
新日本歴史　同学会
大日本地名辞典　吉田東伍
大百科事典　下中弥三郎
国史大辞典　八代、早川編
日本経済史辞典　同研究会

一〇、勿来関と周辺の日記●紀行文

ここに抜粋採録した日記、紀行文は近世、近代のものであつて事実の記録としての意義が大きい。前述の羈旅の歌と対比してみると、前者は文学と言う点で創作が加わつていることが如実である。従来も関所の考察資料として日記類を引用した人があつたが、その記録の一部分であつたし、加えて最近のものは全く取扱つていない。そこで私は、郷土に関連する一応名の通つている人々の文章を扱つてみたが、清新なものとは言い難いかも知れない。近世と言つても時代によつて文の構成とか表現が異なつているし、作者によつて促え方も達つている点を比較考察し乍ら、適確なものを導き出そうとしたのだが、結果において羅列の形になり主題である。勿来関跡の考察の点がボケてしまつたような感もする。しかし、当時の旅行者の目に映じた、言わば郷土の外観的な観察を知ることは、結局帰納的に関跡を把握出来ようと考えたからである。

徳冨蘆花（とくとみろか）　明治元（一八六八）年～昭和二（一九二七）年。小説家。ベストセラーとなった小説「不如帰」「自然と人生」などで知られる。

旅日記から

徳　冨　蘆　花

熊の足跡　【勿　来】

連日の風雨でとまつた東北線が開通したと聞いて、明治四十三年九月七日の朝、上野から海岸線の汽車に乗つた。三時過ぎ関本駅で下り、車で平潟へ。平潟は名だたる漁場である。湾の南方を町から当面の出島をかけて、蝦蛄（しやこ）の這ふ様にずらり足杭を見せた桟橋が見ものだ。雨あがりの漁場、唯もう腥（なまぐさ）い、腥い。静海亭に荷物を下ろすと、宿の下駄、傘を借り、車で勿来関址見物に出かける。

町はづれの隧道を、常陸から入つて磐城に出た。大波小波堂々と打寄する淋しい浜街道を少し往つて、唯（と）有る茶店で車を下りた。奈古曽の石碑の刷物、松や貝の化石、画はがきなど売つて居る。車夫に鶴子を負つてもらい、余等は滑

る足下に気をつけつつ鉄道線路を踏切つて、山田の畔を関跡の方へ上る。道も狭に散るの歌に因むで、芳野桜を沢山植えてある。若木ばかりだ。路、山に入つて、萩、女郎花、地楡、桔梗、苅萱、今を盛りの満山の秋を踏み分けて上る。車夫が折つてくれた色濃い桔梗の一枝を鶴子は握つて負られて行く。浜街道の茶店から十丁程上ると、関の跡に来た。馬の背の様な狭い山の上や、平凹になつた鞍部、八幡太郎弓かけの松、鞍かけの松、など云ふ老大な赤松黒松が十四、五本、太平洋の風に吹かれて、翠の梢に颯々の音を立てゝ居る。

五、六百年の物では無い。松の外に格別古い物はない。石碑は嘉永のものである。茶屋がけがしてあるが、夏過ぎた今日、もとより遊人の影も無く、茶博士も居ない。弓弭の清水を掬んで、弓かけ松の下に立つて眺める。西は重畳たる磐城の山に雲霧白く渦まいて流れて居る。東は太平洋、雲間漏る夕日の鈍い光を浮べて唯とろりとして居る。鰹舟の櫓拍子が仄かに聞こえる。昔奥州へ通ふ街道は、此山の上を通つたのか、八幡太郎も花吹雪の中を馬で此処を通つたのか。歌は残つて、関の跡と云ふ程の跡はなく、松風ばかり颯々と吟じて居る。人の世の千年は実に造作もなく過ぎて了ふ。茫然と立つて居ると、苅草を背一ぱいにゆりかけた馬を追ふて、若い百姓が二人峠の方から下りて来て、余等の前を通つて、また向の峰へ上つて往つた。

日の暮に平潟の宿に帰つた。湯はぬるく、便所はさむく、魚は鮮しいが料理がまづくて腥く、水を飲まうとすれば潟臭く、加之夥し蚊が真黒にたかる。早々蚊帳に逃げ込むと、夜半に雨が降り出して、頭の上に漏つて来るので、遽て床を移すなど、わびしい旅の第一夜であつた。（蘆花全集第九巻）

注　常磐線が開通したのは明治三十七年（一部は三十二年）であるから、蘆花が関跡を訪ねたころの情景は想像に固くない、勿来駅構内鉄橋（さんばし）「鉄道院、明治四十五年」と刻名され現存してる。移鋳されたものにせよ常磐線上古く代表的なものである。

嘉永（元号）　一八四八～一八五五年。この時代の天皇は孝明天皇。江戸幕府将軍は徳川家慶、徳川家定。

この紀行文は彼が明治末葉、奥州に下つた時の旅日誌であつて疑う余地がない。

紀行

大町桂月

常磐の山水【勿来関】

関本にて汽車を下り、平潟市街を過ぎて、八幡山より平潟湾を見下せば、眺望亦佳なる哉。この地、十数の妓楼あれど、波に漂へる舟夫の輩が、舟よりはましなりと思ふにすぎざるべし。幾個の洞門を過ぎ尽して、磐城に出づ。海浜より七、八町上りたる処、伝ふ、これ勿来関跡なりと。馬上弓を横へて歌を吟ぜし八幡太郎、今何づれの処にかある。路もせに散りけむ山桜も既に枯れつくしぬ。星霜ここに八百年。将軍の昔を問へば松籟むなくし稜々たり。

桂月全集（大正七年版）

東遊雑記

備中岡町　古河辰

今年由有て御巡見使藤沢要人殿三枝十兵衛殿川口久助殿已上三使也東国に下向有に依て、僕も従ひ奉るの幸ひを得たり。

天明七年末五月六日御巡見使江戸御発駕

天明七年十月十日植田町在町発足、三里上遠野止宿。植田に郡界あり。北磐前郡西町村、南菊田郡滝尻村とも云。泉川とも滝尻川とも云川の中を以て界とす。此所よりなこそ関へわづか一里。今は名のみにて夫となすべき所もなし。古しへ常州奥州の界の関あり旧跡といふのみなり。

東路の勿来の関も有るものをいかでか春の越てきつらん

立寄らば影ふむばかり近けれど誰か名こその関をすえけん

東路の方に名こその関の名は君を都にすめと成けり

堀川　八条御息所

後撰　慈鎮和尚

大町桂月（おおまちけいげつ）　一八六九年（明治二年）～一九二五年（大正一四年）。高知県出身で近代日本の詩人、歌人、随筆家、評論家。

古河辰　天明八年五月、巡見使に従い、江戸を出て、北上して、東北地方～北海道地方を迂回した。

天明（てんめい）（元号）　一七八一年～一七八九年。この時代の天皇は光格天皇。江戸幕府将軍は、徳川家治、徳川家斉。

下記の漢詩　長久保赤水の漢詩「東奥紀行」に掲載

奥海常山至此分　清風万里払辺雲
山桜夾道関門跡　憶昔詠歌源将軍

是は頼朝卿歌に「都には君に逢坂近けれは勿来の関は遠きとをしれ」と読給へる事を作れる詩也。右の旧地へは行かず。

帝国文庫　紀行文集より

紀行文の類は作為的なものが無しとはしない、挙証力としても薄弱な部分もあるが、それらのものは排除して行けばよいのであつて、それよりも紀行文の本来の使命に立脚して考察する時、わたし達に大きな暗示を与えてくれるこうしたものから地域の当時の概観を把えて――。

磯まくら

文化七年、二本松の根本与人が冥々翁を誘って三春、新町、湯本、勿来関、小名浜を旅行した旅日記で、八行十二葉のものである。文字は与人の書と思はれる　五寸に七寸の半紙。

雫石太郎氏写本より採稿（さいこう）

文化七年九月□日、明る日関田の浜伝ひして浪こすもとの九面に至る、ここそ風色殊に翫（あじ）ふへく汀の小貝を拾ひ、岸の小松か下に松露なと□しつゝしはし遊びて

浪の小貝岩ねの松露拾ひけり　文雄

平潟洞五亭に全事あるへし鮮魚を贈れり

活て届く月鰹の目むかな　掬明

三日月にかけて友見る鰹かな　文雄

明れは案内を具して古関を探らんとす、二たひ古々つらの海辺を廻て山間の径に添て行く、迷ふて谷間の路なき所に出たり、戻らんとするに案内者いへる。此山をたたちに〳〵文字に登つて右へ一文字に横きり行けは其所也、我れあの

文化（ぶんか）（元号）　一八〇四年～一八一八年。この時代の天皇は光格天皇、仁孝天皇。江戸幕府将軍は、徳川家斉。

根本与人　江戸時代後期の二本松領の俳人塩田冥々の門下。

いしやまのはげたる所に覚ありといふ。人々はけんて篠棘をおし分け、萩茫を胸わけして登れは、果して其所也けり数株の老松むら立る中に南北と隔て苔むせる石の禿倉二ツ建つ側に、ちいさき塔あり、文字やうの形はのかに見ゆれは苔をうかちて見るに分らす、あやしき如かかる所に関のあるへきやうやあるといへは、案内申さく往昔此山かの岨伝ひして往来せしと承りぬ。今も其すじかすかたる径ありといふ。さわは古歌に呼子鳥何につくへき、とありしを思ふにさもありしかし。

禁せよ勿来の関の草紅葉　　冥々

たた秋の風のみ関の松の苔　　掬明

草茫々として勿来の末の露　　与人

思はさりき秋ふる関のうさき畏　　文雄

注　昭和二十二年八月七日矢部楫郎氏より借りて写すとあり

勿来を訪ずれた人の散文

大淀三千風

貞享三年勿来から平、中村を過ぎ、二本松から会津、更に米沢に出たときの句に

奈古曽とは雁に関する落穂哉

松坂百明

天明三年に江戸を出て水戸を通り、岩城に入つた時の句に

さくら葉やなこその昔ただ二本

関に汗しこつら寒き波の音

大淀三千風　一六三九年～一七〇七年。江戸時代の俳人。伊勢国飯野郡射和村（現・三重県松阪市）出身。

貞享（元号）　一六八四年～一六八八年。この時代の天皇は霊元天皇、東山天皇。江戸幕府将軍は、徳川綱吉。

杉坂百明　？～一七八四年。江戸時代の俳人。上総（かずさ）（千葉）の出身。

勿来関とその周辺に関する紀行文、俳、雑文などに就いて以上の人々の作品を挙げたが、考え様によつては平面的、主観的に取扱われ勝であるが、勿来関跡を考察する場合、生きた資料が全く少ないために、私はこれ等先人の筆を引用して述べようとするものである。以上の著作を年代的にみると

徳富蘆花	明治四三年	旅日記	一九一〇
大町桂月	明治四十年	常磐の山水	一九〇七
古河辰	天明七年	東遊雑誌	一七八八
根本与人	文化七年	磯まくら	一八一〇
松尾芭蕉	元禄二年	おくの細道	一六八九

となり、又大淀三千風、松坂百明等、何れも現関跡をおとづれ紀述もし、発句もしていることが知られる。現在関跡に存置する建碑は十数基程であるが、何れも文政以後のものである。従つて文政以前に於ては関跡として著明なものがなかつたとみられるのである。しかし、このように旅行者の記録が存するのであるから、確かに関跡を訪づねたものであり、そして現関跡を描写しているのであるから、相当も現関跡を関あととされてきたのである。

厳密な意味で紀行文から真実性を把握しよう。また地域の下部構造を堀り出そうとしても、紀行文それ自体の意義からして無理であろう。しかし作者が真実を主張しようとしている点は認めなければならないと思う。私がこの項で取上げた作品は、紀行文と俳文に分けられるから、内容も表現も自(ず)から違つていて同一視して考えることは一寸無理である。然し立場上は何れも関所に取材し、創意を示しているのである。しからば関跡たる根拠は何辺であつたろうかについての参考の資料と見解は考察の項に譲つておくが、私は吟味の対象として相互に対照しながら、即ち比較考察によつて促い、相対論的に深めて行きたいと考えたのである。が、しかし文献も非常にとぼしく、意を満すことが出来なかつた。今後更に集積して合理的な方向を見い出されるように念願してやまない。

松尾芭蕉(まつおばしょう)　一六四四年～一六九四年。江戸時代前期の俳諧師。三重県上野市（現、伊賀市）出身。俳号は宗房→桃青→芭蕉と改めた。

一一、勿来関をよんだ歌にはどんなものがあるか

文学史からみたる勿来関

弥生の空に咲く桜と共に連想される床しい勿来関は、白河・念珠と共に奥州三関と称せられ、旧名と菊多剡と呼ばれた。この古く名高い関所は何時の頃から置かれたものであるか。

情熱的な詩人の憧れしたうこの優雅な勿来の名義は必ずや勿レ来の意味に相違ないであろう。凡そ関の設置の理由は外敵侵入の防禦であることは勿論であるから、勿来関が蝦夷の来寇に備えたものであつたことは言う迄もあるまい類聚三代格に収められた太政官符に見える「白河菊多剡」の菊多剡は即ち勿来関であり、勿来というのは殆んど関にかかる枕詞の如く用いられたものであつて、遂にはそれが普通名詞になり、菊多剡の佳名である如く見られるに至つたのである。而して菊多剡が勿来関といわれるに至つたのは、果して何時であつたか明かでない。大化の改新を前後として、東北地方が朝廷の勢力範囲に入り、陸奥の地が紹介され始めてから和歌にも詠みこまれるようになつた。以下文学史の一端として勿来関に関連する和歌に集約してみてゆきたい。

伝誦時代の歌謡は民族の共通な生活感情を赤裸々に表現したもので、個性の文学ではなく民衆の文学であつた。また文字に書いて眼で読む後世の歌と異り、昂揚し切迫し感情を口ずから吟誦した歌であるだけに、内容は光明的で、調べは軽快に、題材は主として現実生活取られた。

天皇の御代栄えむと東国なる陸奥山に黄金花咲く

大伴家持

筑紫なるわぶる児故に陸奥のかとり乙女の結びしひも解く

防人の歌

えびすこそ物のあはれは知るときけいざ陸奥のおくへ行なむ

釈慈鎮

類聚三大格　平安時代（一一世紀頃）に書かれた法令集。

大伴家持　七一八年～七八五年。奈良時代の大納言、大伴旅人の子。大和朝廷以来の武門の家系で従三位・中納言。三十六歌仙の一人。

慈鎮（慈円）　一一五五年～一二二五年。鎌倉時代初期の天台宗の僧。慈鎮和尚と呼ばれている。

古代に於て既に交通が行われ、陸奥の地に文化が滲透し、又は滲透しつつあつたことは、これら陸奥国歌によつて知ることが出来る。

桓武天皇の山城遷都以後、源頼朝が鎌倉に幕府を開くまで凡そ四百年、この時代は朝廷の盛時で、平安京を中心として新に栄えた文化の花は極盛の機運に際会し、絢爛豪華の美観を呈したが、その盛運をもたらし、その恩沢に浴したものは、藤原氏を代表とする貴族階級のみで、一般民衆は殆ど時潮の浸染圏外に置かれていた。かくして平安時代の文学は、すべて情趣を本位とし「もののあわれ」の精神を基調としているのであつて、その自然や人生に対する観照態度は優美典雅を極め、洗煉を重ねられていたものである。この時代の初期には和歌は一時不振に陥つていつたが清和天皇の頃から勢を盛り返し、醍醐天皇の朝に至つて盛運の頂点に達し、古今集の勅撰を見るに至つた。勿来関が歌に見え始めたのは、このころからのことであろう。

六四 みるめ苅るあまの往来の湊路に勿来の関もわが据えなくに　新勅撰和歌集巻十一恋歌一　小野小町

惜めどもとまりもあらず行く春を勿来の山の関もとめなん　夫木抄　紀貫之

古今集に収められた比較的古い時代の作者で有名なのは紀貫之がその序に「近き世にその名聞えた人」として挙げたいわゆる六歌仙、小野小町もその一人で、何れも情熱を率直に歌つている。古今集の撰定によつて端緒が開かれてから、和歌の勅撰集が続出するようになつた。

三、東路は勿来の関もある物をいかでか春のこえてきつらん　後拾遺和歌集巻一春上　源師賢朝臣

なこそ世になこその関は行かうと人もとどめぬ名のみなりけり　延喜ー天暦の歌人

招くとて立ちもとまらぬ秋ゆえにあわれ片寄る花薄かな　後拾遺和歌集　曽祢好忠

己が上に開きおけてこそ蜀魂待つに勿来の関の名もなし　後拾遺和歌集　権僧正永縁

桓武天皇　七三七年～八〇六年。日本の第五〇代天皇。平城京から長岡京および平安京への遷都を行った。（桓武平氏の祖）

清和天皇　八五〇年～八八一年。日本の第五六代天皇。（清和源氏の祖）

後醍醐天皇　一二八八年～一三三九年。日本の第九六代天皇。南朝初代の天皇でもある。

はるばると尋ね来にけりあづま路に是や名社（なこそ）のせきといふまで　後拾遺和歌集　源　顕仲

勿来てふことをば君がこと草を関の名ぞとも思ひける哉　金葉和歌集　源　俊頼

この時代の未（末）期には、後拾遺集、金葉集、詞花集、千載集の四勅撰和歌集が出た。そして後拾遺集の時代に於て幽寂な叙景の歌が多くなり、歌風更新の機運は漸く萌して来ていたが金葉、詞花の時代即ち源経信その子俊頼等が歌壇に活躍した。

寄レ関恋をよめる

三〇九 勿来といふ事をば君が言草を関の名ぞとも思ひけるかな　金葉和歌集巻第八恋歌下　源俊頼朝臣

名古曽とは誰かは言いしいわねども心にすうる関とこそ見れ　玉葉和歌集　和泉　式部

寛平の帝御ぐしおろさせたまうての頃御帳のめぐりにのみ人はさぶらせ給ひて近うもめしよせられざりければかきて御帳に結びつける

六八三 立寄らば影踏む計り近けれど誰かなこその関をすえけむ　後撰和歌集巻十恋歌二　小八条御息所

東路の名古曽の関の呼ぶ小鳥波につくべき我が身なるらん　金葉和歌集　源　俊朝

枕立ち別れはつかあまりなりくるや勿来の関を越ゆえ　金葉和歌集　大納言師頼

すこしくだつて、千載集の時代に至ると、いよいよ更新実現の域に入り藤原俊成が出て、新旧の和歌の長短を取捨し内容形式共に幽玄正雅にして清新味ある一体を完成した。当時の歌の内容は著しく深みを増した。この時代の優れた歌人には、風流一陣の花吹雪を歌つて不朽の名声をはくした義家がある。

みちの国にまかりける時なこその関にして花のちりければよめる

一〇一 吹く風をなこそのせきと思へども道もせに散る山桜かな　千載和歌集巻二春歌下　源義家朝臣

吹く風を、の歌調を解してみると、眼で読む歌と、口で吟誦する歌とは完全に分離し、眼で読む歌、即ち和歌が文学として発達したことが如実に示されるのである。だが一般的には技巧的であり、実感の乏しい憾がないではない。

源頼朝が鎌倉に幕府を開てからは武士が台頭して政権を握り、貴族政治の積弊は一掃され、武士道を基調とする簡易質実にして尚武的な気風が養成された。しかしこの時代の後期に入つて、戦乱相次ぎ、天下は全く戦乱の中に没したのである。このような時代にあつて文学界を維持して新文学を樹立したのは、僧侶をはじめ中堅階級の人々であつた。文学の傾向は、国民的、宗教的色彩が濃厚で平安時代の文学に見るような情趣本位の遊戯分子は殆どなく、切実な男性的な精神、欣求浄土の思想等が著しく、創作態度の上にも表現されている。この時代、千載集の歌風を大成したものに新古今集がある。その表現が千載集に比して一段と洗煉され、内容もまた大いに充実した。

いとはいるわがみ名古曽の関の名もつれなき中はじめなるらん　新古今和歌集　前大納言為氏

新古今集以後引続いて、次々と選せられた勅撰和歌集は後花園天皇の勅によつて成つた。

嘉元の百首の歌奉ける時

一〇五六 聞くもうし誰を勿来の関の名ぞ行逢ふ道を急ぐころ(ころ)に　新拾遺和歌集巻十二恋歌二　従二位為子

題志らず

一〇五七 如何にまた心ひとつの通ひ路も未(未)は勿来の関となるらむ　新拾遺和歌集巻十二恋歌二　前大納言隆房

一〇五八 東路や忍ぶのさとにやすらひて勿来の関をこえぞわづらふ　新勅撰和歌集巻十一恋歌一　西行法師

前右近大将頼朝都に上りて待りけるがあづまへ下りなむとしける頃遣しける

一〇五九 東路のかたになこその関の名は君を都に住めとなりけり　続千載和歌集巻八羈旅歌　前大僧正慈鎮

返し

嘉元（元号）　一三〇三年～一三〇六年。この時代の天皇は後二条天皇。鎌倉幕府将軍は久明親王、執権は北条師時。

宗良親王（むねよししんのう）　一三一一年～一三八五年。鎌倉時代後期から南北朝時代にかけての皇族。後醍醐天皇の皇子。

一九七　都には君に逢坂ちかければなこその関はとほきとを知れ　続千載和歌集巻八羇旅歌　前右近大将頼朝

宝治の百首の歌めしけるついでに寄レ関恋

二〇〇七　聞く度に勿来関の名もつらし行てば帰る身に知られつつ　新後撰和歌集巻十三恋歌　後嵯峨院御製

東に罷りける人にの返し

三三五　逢坂の関守る神に任せても名こそ手向のたのみなりけれ　新後撰和歌集巻七　蓮生法師

この時代のものは旧套を脱したのではないが、宗良親王の撰にかかる新葉集は吉野朝の君臣が艱難の中に身を置いて世を慨き、国を憂える信念を発揚したものがあり、真情の人に迫るものがある。かの代表的な歌に、「君のため世のため何か惜しからん捨ててかいある命なりせば。」がある。

東路と聞し勿来の関をしもわがふる里に誰かすえけん　李花集　宗良親王

殊さらに勿来の関を逢坂の山のあなたにたれかすえけん　五百番歌合　宗良親王

この時代には藤原長清撰の夫木抄の如き私撰集が出て、この歌集には勿来に題を取つたものが多くみられる

東路は勿来の関ときくからに人にいとふ鶯（うぐいす）のこえ　家長朝臣

東路の名古曽の関に生ながらなほ人まねく花すすきかな　読人不知

春風を勿来の関のおそ桜けふいく日にかたづねつゝらん　忠盛朝臣

なくやいま遠方すぐる時鳥名には勿来の関といふとも　前大兵衛督為基

名にしおは名古曽といひは我妹に我けふこさばゆるせ関守　俊

相坂は越えにしものと今はただ名古曽の関の名こそつらけれ　読人不知

都人恋しきまひに音せぬはなこその関にさわるにやあらん　兼昌

よひよひに通ふ心のかひぞなき勿来の関のつらきてだては　守覚親王

我をしむ道に勿来の関あるを思ひもしらず帰る春かな　白詠百首　冬　康

徳川家康が江戸に幕府を開いてから武士階級の文学に対して町人と、その階級の文学が新興し、町人は何等伝統に捉われることなく創造することができた。洗煉された繊細な趣味生活を基調とした文学から、享楽的な傾向を著しくもち、粋とか通とかが文学の上でも大きな勢力を占めるようになつた

千よろずの仇にむかへるもののふも花さそふ風はすべなかりけり　季　鷹

九面や浪打寄せて道もなしここを勿来の関といふらむ　飛鳥井宗勝

尚当時の俳句としては次の如きものをあげることができる。

葉ざくらに蜘の巣鎖す関路かな　遅　月

なつ草の浪に道なき関路かな　馬　蹄

関は名のみ花になこその御意なし　宗　因

奥山や四月に咲くを関の山　桃　隣

さきのよのなこそたがへねほととぎす　亀　息

草にぬれ関のあとみん五月雨　可　圭

また徳富蘆花の「北の国々」幸田露伴の「うつしえ日記」に勿来が取材され、その文中に勿来に杖をひき、関跡に遊びて詩情に浸り、風の声には句を思はしむと感じている。

次に漢詩にも諷詩せられているから、其の主なものを掲げてみる

幸田露伴（こうだろはん）　一八六七年～一九四七年。日本の小説家。東京都出身。

漢詩

誓掃胡塵不顧家　懸軍万里向辺沙
馬頭残日東風悲　吹落関山幾樹花

藤森弘庵

春風吹旆白旄央々　多難関心道路長
満地腥塵末全掃　馬蹄愧踏落花香

頼山陽

白旆史々辞帝家　春風躍馬入烟霞
智君勝算無遺策　横槊関門詠落花

大槻磐渓

鑿岩通駅勿来駅　穿洞置村九面山
思得西行無路句　怒潮飜雪失前湾

森厳塾

勿来関上試攀蹈　二陸風煙望転迷
欲問千秋陵谷変　夕陽深処杜鵑啼

斎藤実雄

東伐懸軍千里遠　呼為私戦事堪嗤
古関等跡春猶浅　料峭寒風似雪花

杉孫七郎

不来遊人容易攀　地名誰唱勿来関
関中千里平如砥　猶有盤東末削山

芳川顕正

辺沙万里破夷還　春暖馬声旗影間
何意東風吹作悪　落花狼籍勿来関

大須賀筠軒

雨余麦熟径東西　新緑埋山望欲迷

不可奈何青帝去　勿来関外杜鵑啼　　佐波古　直明

将軍馬上詠懐過　碑面勒留千古歌　　佐波古　直明

欲向山桜尋往事　春風一陣落花多

関門形勢扼蝦夷　憶昔東征駐四旗　　菅　茶山

清世窮辺路無梗　行人聞唱花花辞

八幡太郎過勿来図

三歳懸軍滞寒沙　英風猶不廃詞華

今厳行伍無他行　卓馬関門詠落花

関内形勢扼蝦夷　憶昔東征駐四騏

清世窮辺路無梗　行人聞唱落花辞　　菅　茶山

過勿来関

勿来関在磐城南隅。昔者源義家観桜之処。今則桜樹枯尽。蓋枯桜化来者也。常陸北去地形迫。中有古境称名迹。起伏兵陵繞海辺。勢比蛟竜躍出淵。常厥蛟竜咽喉処。老松纔翠天鬱然。将軍東伐凱歌曰。此駐征鞍弄詞華。桜樹已格化成石。空想胸脂含露時。関門不知今何在。松下唯余一片碑。　　宮内　赤城

以上簡単乍ら歌を追つて、その時代との相互関連において一応記述してみたのであるが、更に次のような和歌があるので玆では散華として纏めてみたい。

越え佗ぶる逢坂よりも音に聞く勿来は難き関と知らなむ　　蜻蛉日記

道綱母よむ

百首の歌の中に逢不レ逢歌

八九四　今さらになこその関を逢坂の山のあなたに誰かすえけむ　新葉和歌集巻十三恋歌四　文貞公

三四三　都には君に逢坂ちかければなこその関はとほきとをしれ　境鏡　源頼朝

三四一　東路のかたになこその関の名は君を都にすめとなりけり　境鏡　吉水僧正慈円

夢路には名古曽の関もなしといふに恋しき人のなどか見えこぬ　玉葉集　品資子内親王

子規勿来の関のなかりせば君が寝ざめにまつぞ聞かまし　玉葉集　読人不知

陸奥の莫越の関に来にけれどきくきくなほも越えぬべきかな　名所歌枕　中務

東路の勿来の関の呼子鳥なににつくべき我身なるらん　月歌枕　源俊頼

はるばると尋ね来にけりあつま路に是や勿来の関といふまで　堀河院百首読人　不知

我が袖は忍ぶ涙のもるといへばなほぞなこその関はひなき　五百番歌合　頼意

行きやせんゆかでやあらじ東路の勿来の関に呼子鳥かな　久安百首　持賢門院安芸

夢路にもなこその関やつづくらん我が身に通ふ面影ぞうき　宝治百首　後九条内大臣

あぢきなやいはんとのみは思へども我を名こその関の夕暮　李花集　宗良親王

花匂ふ勿来の関の呼子鳥言い問ひゆくもあやふまれつゝ　詠草　後水尾院

桜木の石にもなりてくちぬ名を関のこなたにとどめけるかも　海上比佐子

道も世に散るとうたひて関の戸に花香しきなこそとどむれ　木口弘記

なこそ世になこその関は行かふと人も咎(とが)めずなのみなりけり　源信明

のこるらん駒の行衛はしらねども勿来の関にたちとまりけれ　香川景樹

木がくれに鶯なきて春ふかき関の古道を訪ふ人もなし　　佐々木　信綱

名ぐはしき勿来の関の桜石花にかへてぞ見るべかりけり　　点　然　人

注【枕　草　紙】　　清　少　納　言

前略…せきは。あふさかのせき、すまのせき、くきたのせき、しら川のせき、はゞかりのせき、ころものせき、なこそのせき、きよみがせき、よこはしりのせき、みるめのせき、たゞこえのせき、はゞかりのなにはたとへなきがおかしき。又よしなよしなのせきこそは、いかに思ひかへしてけるぞといとしらまほし。これをなこそとはいふにやあらむ。あふきかなどをかく思ひかへされたらむこそわびしかるべけれ。―略―

群書類従第十七輯雑第四七九

関は、逢坂の関。須磨の関。鈴鹿（すゞか）の関。くきだの関。白川の関。衣（ころも）の関。たゞこえの関は、はばかりの関とたとしへなくこそ覚ゆれ。横ばしりの関。清見が関。みるめの関。よしなよしなの関こそ、いかに思ひ返したるならむと、いと知らまほしけれ。それを勿来の関とはいふにやあらむ。逢坂などをまで思ひ返したらば、わびしからむかし。足柄の関。

口　訳

関は、逢坂の関、須磨の関、鈴鹿の関、曲田の関、白川の関、衣の関が面白い。たゞ越の関は憚の関と比べやうもなく思はれる。横走の関、清見が関、みるめの関が面白い。よしなよしなの関は、どうして由なしと思返したのだろうと、ひどくその理由が知りたい。それゆえに勿来の関とはいふのだろうか。逢坂の逢ふといふことなどまで、由なしと思返したなら、わびしい事だろうよ。足柄の関も面白い。

枕草子評釈　金子元臣九十五段

枕草紙（まくらのそうし）　「枕草子」「枕冊子」「枕双紙」とも表記され、古くは（清少納言記）（清少納言抄）などとも称された。

和歌、俳句、漢文体、文書を通し勿来関に関するものは多い。勿来関の位置についての歌証として「みるめ刈る蜑の往来の湊路」とあり、これによると海浜近くに関があつたことが窺われ「九浦や潮満ちくれば道もなし、ここを勿来の関といふらん」と想定ではあるにせよ、勿来の関所の海辺説を端的に示している。又長久保赤水の著である「大日本史地理誌」には勿来と素盞嗚尊に関する記事があり、素盞嗚尊が太古東征し此の山に登り、此の地を経たることが相伝へられていて名古曽関と号し、後人山下に宮社を建て牛頭天王を祀り、盞嗚垂跡の地となすと述べられている。勿来関の発生に関しては「国造本紀」にその記事と思はれるものがあり、創置探求の一考として「誰か勿来の関をすえけん」と詠める後撰和歌集の小八条御息所がある。「類聚三代格」にも勿来関の設置及び変遷について述べられ古く名高い関所として、蜻蛉日記に道綱母よむ「逢坂よりも音に聞く勿来関」と詠まれ、関所があるのに、どうして春が越えて来たのであろう、との源師賢の歌などがあつて、諷刺的な香がただよつている。これ等の歌がいかなる感情によつて詠まれ、またどのように受けとられ、返されたかは、「なこそ」は勿〻来とされている歌調から疑いなく感取することが出来る。勿来関が歌に見え始めたのは天慶・天暦の頃で、今を去る一千年前後のころのようで、一応うなづいてみたい。これら歌謡の内、恋歌がなんと言つても多く。心理は真理であり、人は悩める葦である。か、続いて羈旅の歌と季節を扱つたものとに分けられ、これ等作者の新旧を問はず映じていることは、やるせない心情こそ、勿〻来であつて「なこそ」の語源をほのめかしているとみられるのである。

長久保赤水氏「東奥紀行」中には勿来関を訪れた感想が述べられ、安井息軒の「東遊記」には勿来関附近の景を精緻に敍述されている。このような勿来関は白河、念珠と共に奥州三関の一として、その関跡は勿来市勿来関田町字関山及多賀郡関本との県界山嶺の平坦地にある。この地を南岳院と言つて関明神がある。一つを関東の宮一つを奥州の宮と称し、この名詞は勿来関最古の詞である点から、関の所在を示すものとみている。勿来関は平安朝以前において既

長久保赤水　一七一七年～一八〇一年。江戸時代中期の地理学者、漢学者である。常陸国多賀郡赤浜村（現在の茨城県高萩市）出身。

スサノオノミコト　日本神話に登場する「神」。天照大神の弟とされる。

牛頭天皇　日本の習合の神。「スサノオノミコト」と同一視される神。

天慶（元号）　九三八年～九四七年。天皇は朱雀天皇、村上天皇。

天暦（元号）　九四七年～九五七年。天皇は村上天皇。

安井息軒　一七九九年～一八七六年。江戸時代の儒学者。日向国宮崎郡清武郷出身。近代漢字の礎を築いた。門下には谷干城、陸奥宗光など延べ二〇〇名に上る逸材を輩出された。

に廃れ名のみとなつたけれど、桜花の誉はいよいよ高く世に聞え、関の名は人々の知るところとなつた。これ義家公の詠歌の地であるためであつた。

関跡には石碑多く、遺跡を訪れてこそ、感慨深いものがあるので、次いで歌碑を挙げておこう。

勿来関花碑

吹く風を奈古曽の関と思へども
　道もせに散る山桜かな

千載集に撰入せられし此義家朝臣の金玉を石ふみに残すついでに、我蜂腰おも一首とねむころに乞ふ。いなみかたくてなむ

文政五年三月十一日しるす　　正四位下　加茂県主　季　鷹

【注】賀茂季鷹（天保十三年歿九十一才）は京都の上賀茂の神官で、本姓山本氏、雲錦亭と号した。初め有栖川宮職仁親王に仕へて和歌を学び、後に千蔭春海と交つて其の感化を受けた。和歌の外に狂歌にも長じて、当時文名が高かつた。家集に門人の編纂した「雲錦翁家集」四巻がある。

あしびきの山畑そばのくぬぎ原それも春にもれぬ色かな

片岡のもりのこずえに鳴きすてて神山とほく行くほととぎす

緑そふ籬の竹のしげみより風の見せたる月のすずしさ　　国文学史新講下巻　次　田　潤

このように記述されている人物、加茂季鷹が、吹く風…の歌を染書したのは文政五年であるから、卿（きょう）の七十一才の時にあたる。そして自からの次の歌を添えたのである。

ちよろづの仇に迎へるもののふも
　花さそふ風はすべなかりけり

解説＝千載和歌集に撰入されたところの源義家朝臣の詠んだ、吹く風を…の洗錬されたこの優雅な歌を石文字に残すに当つて、私のような（蜂腰）蜂の腰が折れたような上手でない…と謙遜した季鷹公に、あなたも是非一首書き添えて下さいとねんごろに頼まれ、いなみ難く…ことわることが出来なくなつて、千万の伝に迎へる…を書添えた。（その裏面）

物端人而著、人依物以名、常奥境称勿来、山径桜華弄春晴、将軍義家討叛賊、千里領兵方東征、途過此関暮春日、落老飄風舞縦横、将軍按轡詠国歌、爾来騒客訪迹多、星霜至今殆八百、名存物換少人過、素英洞月慨蹟眠、倶謀録石樹山坂、事未及成蚤即世、学孫継志更佗無、建碑遂彫季鷹書、但憾録歌記事疏、需余背面誌顚末、風流篤孝耐嘉誉、陳迹従今非湮没、此石伝世詎有除、正是人物相須著、永貽無窮名不虚。

嘉永辛亥歳仲春　七十四翁　筒井憲幷書

解説・物は人に端て而著、人物に依て以て名あり、常奥の境関を勿来と称し、山径の桜華春晴を弄す、将軍義家叛賊を討ち、千里兵を領す、方に東征にあたり道に此の関を過ぐ、暮春の日落花風に飄（ひるがえ）て縦横に舞ふ、将軍轡を按じて国歌を詠ず、爾来騒客迹を訪もの多し、星霜今に至るまで殆んど八百也、名存し物換りて人の過ぐることまれなり、素英、洞月、深く蹟の眠れんを慨き、倶に山坂に石を樹てんことを謀る、事未だ成るに及ばづして早く世に即く、学孫志を継ぎて更に他なし、遂に季鷹の書を刻みて碑を建つ、ただ歌を録し事を記するの疏なるを憾み、余に需て背面の誌顚末を記さしむ。風流篤孝嘉誉するに耐へたり、いづくんぞ、これ今に至るまで煙没（いんぼつ）するなく、此の石世に伝る

何んぞ除るあらん、正に是れ人物相須て著れ、永貽無窮名むなしからざらん。

【注】文政年中に洞月（平潟町小野儀八氏祖先）と素英（関本村福田、酒井松太郎氏祖先）は名高い勿来関の名があるのに、義家の花碑がないことを遺憾として当時の国儒、加茂季鷹に揮毫を願した、季鷹は一首を賦してこれを附した。千万の仇に迎へるもののふも花さそふ風はすべなかりけれ。と、しかし碑を建てない内に遅月は歿してしまつた。そこで嘉永の頃、其の子孫は遺志を継いで其の事由を碑裏に刻んだのである。

勿来植桜記

奥州勿来関は源義家の詠に因て、名高き桜の名所なり、公担の霊武猶此風懐あり、且其敬神至忠好学愛士の高風千古に顕昭す、誠に天業民族の典型なり、古跡古桜悠久荒亡ののち桜樹若干桜継て古跡を彰護し、遺芳を伝恢して以て民風の向上に資せんとす。予会遊之旧作曰

古関常奥界　荒寥勿来嶺
憶海才姫詠　情花将師吟
桃桜曽入斧　松柏曠鳴琴
風物縁時変　美談伝到今

大正十四年四月　遠孫田中巴之介源義世撰　併　書

【注】古は桜樹が頗る多かつたが、今では其の多くが枯れてしまつて、名所とは名のみに荒れ果ててしまうのではないかと恐れて承応中、内藤義泰が百余株を植えたのである。これさへもたへたてとなつてしまたが、明治元年に政府は栽植し、亦明治三十七、八年にも植樹した。これも勿来の関の山道に残るのみとなつて、山上の桜樹は殆んど枯尽して、昔を偲ぶ桜花を見る事が出来ない。ここに田中智学は数百本を植樹して現在に及んだ次第

文政（元号）　一八一八年～一八三一年。この時代の天皇は仁孝天皇。江戸幕府の将軍は徳川家斉、家慶。

内藤義泰　一六一九年～一六八五年。陸奥国磐城平藩七万石三代藩主。「義概」↓「義泰」に称す。

である。

【注】田中　智学

文久元年十一月十三日、江戸日本橋石町に生る。父は多田玄竜、医を業とす其三男にして、巴之助と称す。明治二年に母を亡いて、翌三年（十才）二月父の喪に遭い孤児となる。四月、日蓮宗説教の大家智境院日進師の門に入りて薙髪し智学の名を享く、明治年間克く国家について論じ、宗教を講演、同二十一年には磐梯紀行を発表す。大正十一年十月凱旋の義家の新作等を創演す。大正十四年四月十九日、奥州勿来の史蹟に、かねて其荒敗を嘆き私財を投じて植桜建碑の工を起せるもの竣成を告ぐるに依つて、盛大なる遺蹟顕彰式を挙行し、勿来山上数万の群衆に対して「模範的日本人としての源義家」を説く。即ち

本日は勿来関の遺跡顕彰の式典につきまして、内務、文部両大臣の祝辞も戴きました。又本県知事閣下よりも懇篤なる祝辞の御朗読を賜はりました。自分はこの事業の願主として、はなはだ感謝に堪えないのであります。尚又この史蹟顕彰につきましては、特に当地方の人々の偉大なる助力によりまして、この荒れうを極めたる遺蹟も、たちまちの間に或は道路をひらき、或はこの園地を整理し、樹を植え、又は大石を運ぶ等のことをば、多数の人が参加せられて、快くこの仕事をば短時日の間に為し遂げまして、恰も今日は、この晴朗なる天気のもとに、斯く殆ど数万の群衆が、ともに相よろこんでこの史蹟をさかんにしたことは、当地の一大名勝としての発展上、有利なるのみならず、国家の歴史の上に於いて、後世子々孫々にこの国史の美を顕揚しなければならぬという意義を、徹底することに於いてはなはだ宜しきを得たものと満足に堪えない次第であります。

今日はこの山の上で話をするのでありますから、細かい話は出来ません、且つ非常な群衆であります。私は数日来準備のために大分音声をからして居つて、十分音声が達しないだろうと思いますから、これから諸君の方へ出かけて

田中智学（たなかちがく）　一八六一年～一九三九年。第二次世界大戦前の日本の宗教家。田中智学が、義家の遠孫の裏付けはない。彼に対しては、戦時の国体主義者として別評価もある。

文久（ぶんきゅう）（元号）　一八六一年～一八六四年。この時代の天皇は孝明天皇。江戸幕府の将軍は徳川家茂。

行つて話をします。然しながら、長い話は斯ういう野天で出来ませんから、先づ私のいま此処で話したいと思う大意を述べまして、追つてこの山上演説の筆記を世に発表するつもりでありますから、その時にあとは補ふことにします

大体この義家朝臣の勿来の遺蹟をば、斯の如く自分が顕彰しなければならぬという主意は、どういう所に在るか、という大要を話さぬというと、私は義家公の遠孫に当つて居るから、自分のただそういう縁故でやつたというのみに解されては甚だ困る。これは義家という人格を通して、理想の日本人を讃歎し、光揚するということが、この遺蹟顕彰の主意であります。

そもそも日本という国は、此国を開かれた御先祖が、神武天皇である。神武天皇は御尊号の示すがごとく「神聖なる武」の御徳を有たれた方としてある。今日世界一統に所謂「文化」ということをさかんに唱えるがために、往々軍国主義とか、或は武断の政治とかいうことをば、悪く言う様な風潮があります。それは人を圧倒して、みづからの利をなそうというような意味の「武」は無論文化の敵であります。然し日本の神武天皇の理想せられた「武」は、そういう武ではない。御称号の示すが如く「神武」というのは「神聖なる武」である。この神聖なる武というのは何であるか、神聖なる武そのものの裏面には「神聖なる文」というものを含んで居るのである。

神聖なる文を閑却した武は真の武でない。日本は御先祖が、神武天皇であるから日本人は強い。みな武勇の民である。然しながら、その武勇というものは、単に他を圧迫するところの強さではない。

畢竟（ひっきょう）「武」というものは、正義をまもるということに就いて入用なものである。人を殺すところのものではない。戦争は人を殺すけれども、夫は己むことを得ずして殺すのである。真の武というものは人を助けるのである。しかるが故に武の内面には「あはれみ」というものがなければならぬ。その仁慈の心の無い武は真の武でない。たとい人間が持つて居る武であつてもそれは禽獣の武と一班である、云々。先生は時に六十五才だつた。

神武天皇（じんむてんのう）　紀元前七一一年～紀元前五八五年。日本書紀、古事記によれば、天照大御神の五世系であり、日向から大和国への東征を行い畝傍橿原宮に都して日本を建国したとされる伝説上の人物。

勿来関冠顕辞

尋東北名所到勿来関、堅常磐両国境、山径万条煙、磐磴古奥州遠隔地勢偏、国賊抗王師前後十二年、境辺旧猛威義家討夷還、勿来暮春桜落花御風施、来駐詠国歌英雄花中仙、関跡騒客多八百星霜遷、懐旧念連起低回暫冢竣、古碑誌顕末永久頌声伝　大正十四年七月四日　於勿来関

小柳通義撰文　東京本郷孔子会建立

飛鳥井雅量の詠歌

九浦や潮みちくればみちもなし
　ここを勿来の関といふらん

慶長十四年従一位雅宜勅勘の身となりて、奥州磐城に左遷せられし折、九面の里にて読めるなり。古代其の里渡辺某が記念の石碑をたてんとするに、おのれの一言を乞ふ。

君が名もなこその関にとどまりて
　千代に残るぞ嬉しかりけれ

明治三十五年五月一日

正二位伯爵　飛鳥井雅量識

東伐懸軍千里遠　呼為私戦事堪嗔
古関尋詠春猶浅　料峭寒風似雪花

飛鳥井雅量（あすかいまさかず）　生年日不詳。戦国時代の公家、歌人。飛鳥井頼孝の子。一五三〇年従五位下、一五三二年侍従となり、父同様家伝の和歌、蹴鞠をよく修めた。「岡豊城」の長宗我部元親やその子弟に鞠道を教えた。

明治十四年四月初六日勿来関跡にて

前宮内大臣　杉　源七郎

桜　関

惟昔陸奥恨王化余不均長蛇与寿豕狁猰事噬呑天詔一朝下源家出此人東征千里
外前後十三年草木衛非服率士知王民山海改景象不復起妖気当年西遷路蹟過勿
来関東風度誉海桜花飜媚春壮懐引騒威銀鞍勒不焼好将叱舌咤吟詠吐瓊珣雄風
与雅藻触発句爛然千載事誰遊古関跡尚存流風及今日口碑可真請看万竟者尚唱
山桜扁

勿来関懐古旧作壬午年　夏日録

雲山房　桜関老人

山桜われも日本の武士にして

海軍大将　永野修身

裏　面

海軍大将永野修身閣下ハ忠誠濶達識見高邁ノ偉丈夫ナリ昭和十年倫敦ニ於ケル海軍々縮会議帝国全権トシテ英米仏伊
ノ一流政治ト折衝堂々我国威ヲ発揚シ帰朝直ニ海軍大臣ヲ拝命今ヤ非常時ニ当リ朝野ノ期待ヲ集ム大将昭和九年横須
賀鎮守府司令長官タリシトキ遇々勿来関跡ヲ探勝八百余年前ノ英雄八幡太郎義家公ヲ偲ヒテ一句アリ勿来ノ青年刻シ
テ永遠ニ彰サントス辞ヲ余ニ求ム余ソノ器ニ非ラサルモ大将ノ後進トシテ又曽テ直属ノ揮下ニ在リ深ク人格ニ推服ス
喜ンデ求メニ応ジ余モ亦一句ヲ添フ

昭和十一年四月

海軍少将従四位勲二等功三級　植　松　練　磨

佛を残すや関の山桜

古賀春一（こがはるいち）　一八八二年～一九五一年。明治末期から昭和にかけて活動した日本の実業家。主として炭鉱業を手がけた。

古賀春一氏頌徳碑

古賀春一氏は佐賀県の人、明治十五年十一月、松尾五左衛門氏の三男に生れ、同三十四年出でて先代古賀善兵衛氏の養子となる、蓋し資性重厚にして、円満大に将来を嘱望せられし故なり。業を東京高等商業学校に受け、直ちに古賀家経営の長崎県松島炭礦に入りて、養父を扶け傍ら長崎電燈株式会社の社長を兼ねて、盛んに業績を躍進せしめ、大正五年十二月、山本条太郎氏等と資本金壱百万円の本山炭礦株式会社を発企創立するや、推されて社長となり、翌年早くも茨城炭礦株式会社を合併して、大日本炭礦株式会社と改称し、以来他社の併合に鉱区の買収に、業務の刷新に縦横活躍し、創立三年にして堂々資本金壱千五拾万を擁（よう）する偉容を成しむ。

素より業界起伏あり第一次世界大戦後の反動期、昭和五、六年の財界変動期に於ける影響の如き、特に深刻なるものありしも、氏は能く波瀾重畳の間に処して堅忍不抜、苦闘正に二十年幾多の難局を克服して、現資本金五百拾万円、今日の基礎を固めらる。一に氏の人格達識手腕の賜にして、一同の欽仰敬慕に堪えざる処なり。昭和十五年功成り名遂げて悠々閑地に就かんとせしが、翌十六年重要産業団体令の発布に伴ひ、石炭統制組合の設立と同時に理事長に推され、斯界猶ほ其の高風に接するを得るを得るも、社長引退は吾等一同慈父に離るるの憾深きものあり、茲に大日本炭礦株式会社の現旧社員相謀り、同社関係者の後援を得て由縁の地に頌徳碑を建設し、以て氏が不抜の功績を永遠に感謝する所以なり。

昭和十七年四月

松本健次郎題額　服部嘉香撰文

古賀春一氏頌徳建碑会　　松井郁次郎書

裏　面

古賀春一氏頌徳建碑会世話役

今泉　重右衛門　　磐前康平　　池田利男

渡辺　　真　　角田七蔵　　浮須豊二

山崎　時三郎　　清宮三郎　　白井　敬

陸奥図莫越関新道之碑

名古曽関。古昔禦二蝦夷一之処。奥州三関之一也。其建置興廃。国史闕而不レ載。則今不レ可レ考矣。城南七里許。常奥州界。截レ岩通レ路者。慶長中便二乎行旅一之所レ為。而非二古関之道一也。嶺上有二関明神一。土人相伝以為二関跡一。源将軍過レ関詠レ桜国歌。膾二炙人口一。而桜樹之化為レ石者。今猶出二於此間一。又傍近六邑。由レ関而得レ名者。南在多珂郡一曰二関本一。北在二菊田郡一曰二関田一。則土人之言足二以徴一焉。我先公之移二封于磐城一也。嘗擬レ建レ碑而不レ果。今茲今公之就レ封。乃継二其志一。植二桜数十株於嶺上一。以標二古関之道一。使二臣弼作レ文勒二之石一。以伝二不朽一云。天保十三年壬寅春三月。儒員神林弼撰

磐城城主従五位不行対馬安藤原朝臣信由建。

世子従五位下行伊勢守藤原朝臣信睦篆額

【注】平城主安藤信由侯は天保十二年十二月に名侯曽関跡に前記の文を建碑しようと計画して、儒学者神林弼に撰文させたが果されなかつた。

かくて永久に滅ぼさるべき運命にあつた勿来関は「物のあはれ」を知る武家の吟詠によつて、偶然にも久遠の命を得

たのである。

本県行脚の俳人　梅田文衛
福島県俳諧史　西坂茂
俳諧紀行文集　峰岸米造
福県県俳人事典　矢部楫郎
国文学史　高木武
国文学の文献的研究　佐々木信綱
文化史序説　西田直二郎
勿来関に関する研究　鈴木鵬
勿来関路の華　根本一夫
勿来関の展望　佐藤一
勿来みやげ　勿来散人
大言海（富山房）　大槻文彦
日本文学大辞典（新潮社）　藤村作
大辞典（平凡社）　下中弥三郎
国歌大観　松下大三郎

俳文・俳句・参考書

新選一万句　明治四十四　今井柏浦

明治俳句　明治四十一年　竹村修

俳句大全(上下)明治四十三年　今井柏浦

一二、勿来関所に関する伝説

【弓掛の松】

徳富蘆花の紀行文中にもその名が見える。老松数本ある中、何れを指しているかは明かでない。昔時義家が関跡に休憩の際に、弓を掛けたものであると言われている。余談になるが、私が学徒の頃、満州に旅行した時、支那人が勿来関には老松が十二本あると書いてあるが、本当かと質問されたことがある。彼は北安省嫩江中学の教師であつたがあちらの文献には、そのように述べてあるのかも知れない。何れにしろ関跡の古松が海外に迄知られている。

【鞍懸の松】

関跡の北東に小高い丘がある。この処に老松があつて、義家此処に憩み、馬鞍を解いて懸けたという。又云う、鞍懸ではなくして鞍換であると。今尚ここを鞍懸場と呼んでいる。

【弓弭の清水】

弓掛の松の下、岩の窪める所から清水がこんこんと湧き出している。義家が関を通過する際に、渇を覚えたが井戸がなく困り果てた末、神に祈つて弓弭で掘つた、所が清水が湧き出たという。この名、蘆花（ろか）の記行文「熊の足跡」にも見えている。

【兜　岩】

関跡の西南に当り、奇岩突兀として頭上を圧している。里人はこれを兜岩という。その昔義家通過の際、此処に兜を懸けたと言つている。その形兜に似ているので、後世かく附会したのだと思われる。

関跡周辺の伝説

【法念沼】

勿来市山田の大津に、細長い竹籔に囲まれた沼がある。不思議な事に、どんな旱天にも水が涸れたことがない。昔此池に大きな亀がすんで居た。大水の時、浮上がつたのを村人が弓で射た。亀はそのまま水に沈んで姿を見せない。やがてその人が商用で常陸の国に旅したとき、或る宿屋の床の間に大きな亀の甲が飾られてあつた。商人はそれを見てから気が変になり、其のまま帰らず村人は亀の霊のたたりだと、言つていたといふ。

【松川の鮫】

勿来九面町松川磯の沖に一匹の大鮫が棲んでいて、時々波打ぎはに出てくることがあつた。九浦の漁夫等は、この鮫を松川様と呼んで酒を与えては、かへしてやつた。昔相馬侯江戸からの帰路に、この松川にさしかかると大鮫が現われたので、侯は一矢を放つて射つた。鮫は忽ち姿をかくしてしまつた。侯の一行やがて鮫川を渡ろうとすると、頭に深く矢のささされた大鮫が下流に波を立てさわぐのである。驚いて馬を鞭打つて難をのがれた。やがて夏井川にさしかかると、またもや鮫は侯をおそつてくる。侯は再び驚いて馬を急がせ、ようやく岸に着くことが出来た。然し駒は疲れてついに斃(たお)れた。平市神谷大字塩の馬頭観世音は此馬を葬つた跡と伝えられている。

【御前淵】

川部下小川字松の下に、御前淵という所がある。昔松川沖に大鮫が棲んでいて、年に一回づつ此の淵に上つたので鮫川の名が起つたと言われ、今も広い深い淵になつている。昔山田村大谷の人が、この淵に山刀(なた)を落したので、水に入つて之を索し、三年目の七月七日に里に帰つた。其の人水中で乙女の機を織るのを見たといわれ、それから毎年七夕の夜、玉蜀黍を以て機を織り、此の淵に入れて祭ることになつた。

【古鍬の縁起】

勿来酒井を昔は境と言い、この地に孝子があつて母に酒を買つてやりたいが、家が貧しいためそれも出来ず、孝子は家の裏に井戸を掘つたところ、酒の香りする清水が湧き出た。孝子はこれを母に捧げたところ、大変美酒で母は大変よろこんだ。天、孝子の誠に感じて恵まれたものであつたろう。その井戸を掘つた鍬は、今も出蔵寺にある。母は菊多御前に孝子は若宮八幡に祀られたということである。

【蛇骨石】

昔、植田町江畑の北沢に大蛇が棲んでいた。夕方になると少女となつて、山田村の酒屋に来て酒を求めて帰る。店主は、あやしく思つて其の住所を問うたが、答もせず帰つてしまつた。或時尾行してみたら、北沢でその姿を見失つてしまつた。其後村の人達は其所に大蛇をみつけ、猟師を集めこれを撃つた。大蛇は傷をうけて石塚に逃れた。その傷を治すためか大蛇は毎日海水を浴びて居たが、其効なく死んでしまつた。それが化石したものを今でも蛇骨石と呼んでいるという。

一三、勿来の関を戯曲ではどのように扱っているか

戯曲　なこその関　綺堂脚本

大正三年一月作

大正四年一月　本郷座初演　写

初演当時の主なる役割

源　義家　市川八百蔵後の中車　　源　義光　市川寿美蔵

阿部宗任　市川左団次　　大江匡房　中村歌六

関守の翁　市川左升　　関守の姫　市川市十郎

小次郎法師　中村又五郎　　関守の孫娘　市川松蔦

南部太郎　市川新之助　　津軽次郎　市川雷蔵等

登場人物

八幡太郎義家。新羅三郎義光。阿部三郎宗任。佐伯次郎経正。大原六太夫則明。伴六郎助兼。鎌倉権五郎景政。南部太郎。津軽次郎。大江帥房。左中弁帥冬。中務大輔成雅。式部少輔貞頼。近江判官光平。公家侍左六太。丹後小次郎法師。関守の翁。関守の姫。その孫娘。白拍子万寿。匡房の息女花子。侍女小冬。ほかに牛飼の童。侍女職人。商人。女房。娘。公家侍。武士。里のわらべなど。

第　三　幕

おなじ年の春の末。奥州、勿来の関、上のかたに寄せて荒れたる関屋あり。関といふは名のみにて今は著しく荒れ

たるさま見ゆ。関屋に沿うて形ばかりの関の戸あり、正面より下の方へかけては砂白き浜辺にて、近く碧海をみる。関の戸に沿うて桜の大樹あり。下の方には磯馴松にまじりて桜の立木あり。花は散りて雪のごとくに敷けり。

（関屋のうちには炉を設けて、関守の翁は炉のほとりに坐す。小次郎法師は三十前後の旅僧笠をかぶりて錫杖を持ち朽ちたる板縁に腰をかけている、翁の孫娘年十六才。桜の立木に倚りて、童等の遊ぶを見ている。翁の孫は十二、三才、ほかに男女打ちまじりて三人の童は、地にしきたる落花を手に掬ひつつ遊びいる。浪の音静にして、沖をゆく船**唄**の遠くきこゆ）

唄　浜を堰かれりや、私や海をゆく

恋のかよひ路、関はない

（翁も語らず、小次郎法師も語らず、しばしは黙して唄を聴く。わらべらは無心に遊びいる）

孫　娘　（ひとりごとのように）あの船は都の方へ行くのであらうなあ（海の方をみる）

翁　（ひとりごとのように）花は咲いても、ここらは浜風がまだ冷える（炉に柴をくべる）

小次郎　（ひとり言のように）生きて再びこの関を越えまいと思うていたに、人の行末は測り知られぬものぢや。

孫　娘　わしも都へ一度は行ってみたいものぢや。

小次郎　都に帰つたとて何となろう、いつそ奥州へ戻ろうか（考えている）

翁　この柴はどうもいぶつてならぬ、あすは近所の山へ行つて枯枝を拾うて来ずばなるまいか。（柴を煽いでいる）

（童等は遊び飽きたる体にて起つ）

孫の童　いつまで同じことをしても面白うない。これからあつちの山へ行こうか。

「おきな」　男の老人。他人を呼ぶ時に使うと敬う意味になる。自身を呼ぶ時に使うとへりくだる意味になる。

童の一　いや、山は今朝も遊びに行つた。これから浜辺へ行こうぞ。

童の二　わしは山ぢや。

童の三　わしは浜辺へ行きたい。

孫の童　えゝゝわしと一緒に来いと云うに……

童の一　いやじや、いやじや。

孫の童　云うことをきかぬと斯うするぞ（落ちたる花をすくいて相手の童に浴せる）

童の一　えゝ、なにをするのじや（これも花を掬ひてなげ返す、他の二人も同ぐく花を投げて落花のうちに乱れて闘う、孫娘は一心に海をながめていて心附かず、小次郎法師は進み寄りてひき分ける）

小次郎　はて、仲のよい同志がなぜ争うのじや、両方ともわしに免じて料簡せい。な、よいか、よいか（宥める）

翁　みんな仲ようせねばならぬぞ、昔から言う通り、喧嘩は両成敗ぢや、あまり悪あがきが過ぎると、どれもこれもその桜の木にくくりつけてしまうぞよ。

孫の童　じい様、わしが悪かつた。勘忍して下され。

童の一　わしもあやまりまする。

童の二　勘忍してくだされ。勘忍してくだされ。

翁　（打笑む）よい、よい、あやまるなら勘忍してやる。皆おとなしくして浜辺へ行きや。

童　等　あい、あい（童等は下のかたへ打連れて去る、小次郎法師は笠をぬぎて打笑みながら見送る）

小次郎　子供は頑是ないものじや（もとの縁に戻る）あれは皆こらの童達でござるかな。

翁　（うなづく）あの中にはわしの孫めもまじつて居りまする。

小次郎　わしが昔ここを通つたときには、この関の外には人家のようなものもなかつたが、このごろは漁師の家なども殖えたとみえまするな。

翁　殖えたと言つても知れたものぢや。関東と奥州との境には、本街道に白河の関、浜街道にはこの勿来の関、むかしは両方に厳重の関をかまへて、夷をふせぐ用心とせられたが、今は次第に世も治まつて、関と言うもほんの名ばかり、警固の兵者（つわもの）はひとりも置かず、わし等のような老人が関守といふ威めしい名をつけられて婆と孫とを相手の留守居役ぢや。これ見られい。関屋の庇（ひさし）は荒れはて、月も漏る、雨も漏る。風流といへば風流かも知れませぬ。はゝゝ

小次郎　なるほどそう聞けば、むかしにも優（ま）して荒れ果てたように見えまするのう、わしも昔この関を越えたときには、まだ華やかな若武者であつたが…（追懐に堪えざる気色）

翁　では、御出家もむかしは武士でござつたのか。

小次郎　むかしは八幡太郎義家公の家来で、丹後小次郎時兼と呼ばれたものぢやが、仔細あつて今の姿となり申した

（このうちに孫娘は関屋のかたへ戻り来りて、ふたりの話を聴く）

翁　丹後小次郎…（考える）おゝ、その小次郎といふ武士は、たしか阿部貞任の首を取つて、功名手柄をなされたお人ではござらぬか。

小次郎　（歎息して）貞任の首取つて一廉の手柄は顕したれど、その貞任の妹に松山といふ女子がござつた。これは懺悔（ざんげ）ぢや、聞いてくだされい。わしが金売の商人に姿をかへて敵地へ間者（かんじや）に入込んだ砌に、測づもその松山と恋におちて、一度は敵に捕えられ、すでに命も危いところを幸ひ宗任に救われて、貞任が最期の場所へ参りあはせ、その首を打つて大将の実検にそなへ、思ひもよらぬ面目を施したけれど…これを見られい。（小

次郎法師は肌につけた胴巻様の袋より、畳紙につつみたる女の黒髪を取出す）

孫　娘　（覗く）や、女子の黒髪ぢや。御出家様はどうしてそのようなものを…。

小次郎　（さびしく笑う）不思議に思わるるはもつともじや、戦い終つてわしも休息しているところへ、降参したる阿部宗任がたづね来て、妹松山は兄貞任と最期を倶にして、いさぎよう自害した。（涙をうかべる）最期の際にこの切髪を宗任にわたして：陸奥の女子が恋のかたみ…この小次郎に届けてくれと、涙ながらに頼んだそうな（声を曇らせて語る）

孫　娘　いとしいことでござりましたのう。

翁　む、判りました。敵の妹とは云いながら、たがいに思はれた仲ぢや、最期の心根のあはれさが身にしみて、こなたも弓矢を捨てられたか。

小次郎　（頭をなでる）頭髪も切りました。いつそ貞任に降参して、女子と生死を倶にしたら、後の悔みもあるまいものを…それも今は帰らぬこと。せめては松山が菩提のため、あわせて貞任一門が後世安楽を祈るがためにそのまゝ陸奥にとどまりて、衣川の片ほとりに仮の庵を結び、この切髪を仏壇にそなへて、朝夕回向を致しておりました。

翁　敵の妹に恋したというも不思議の因縁、それがために武士を捨てたというも又因縁ぢや。わしもなんとやら物の哀れが身にしみて来たような。おゝ、孫めもあのようにもらい泣きをしていますわ（風の音して桜の花は、ちらちらと散る、翁は縁に出て打見やる）

おゝ、花が散る。寒いようでも春は末ぢや。これ孫よ。

孫　娘　（眼をふく）あい、あい。

翁　今の話をなんと聴きやつた。恋ゆえには女も泣いて死ぬ。男はあたら武士を捨てる。なんと悲しいことではないか。お前もやがては恋を知る年頃ぢや。由ない男と恋をして、悲しい思いをしやるなよ。

孫娘　あい。よう合点して居りまする。

小次郎　合点していながら迷ふは恋ぢや。かように頭を剃り丸めても…（切髪を手に取る）春の夜、秋のゆうべに、恋しき人のおもかげを夢に見るさへ幾たびか。形ばかりは悟っても心は容易に悟られぬ。（小次郎は切髪を袖にいだきて落涙す、翁と娘は顔をみあはせて、気の毒そうに歎息（たんそく）す、関の戸をあけて南部太郎、津軽次郎の二人、奥州の山奥より来りて毛皮売の商人のすがたに出づ）

太郎　又お関を越えまする。

次郎　どうぞお通しくださりませ。

孫娘　お前方はさつきもここを通られたが、けふは朝から幾たびか行きつ戻りつ、どうしたことでござりまする。

太郎　いや、決して怪しい者ではござらぬ。わしら二人は奥州の山家から、毛皮を売りに出た商人ぢや。

次郎　けふは生憎と折が悪うて、朝からちつとも商いがないので、同じところを行きつ戻りつしていますのぢや。

翁　はて、こなた衆は商人のようにもない。このような人家の少ないところを、幾たび行きつ戻りつしていたとて、何の商いがあるものか。もつと前の駅へでも行ってみては何うぢや。

太郎　ありがとうござりまする。

次郎　では、次の駅へまいりましょう（二人は顔をみあはせて早々に下のかたへ立去る、小次郎法師は切髪をもとの袋に収めて、二人のうしろ姿をいぶかしげに見送る）

小次郎　あの毛皮売の商人は、先刻もここへ見えたのでござるか。

孫　娘　あい、ついに見馴れぬあの二人づれが、今朝からここらをうろうろしています。

小次郎　当人どもの云ふ通り、奥州の山奥からのぼつて来た商人らしい風俗ぢやが、どこやらで見たような。

孫　娘　おまへは御存じでござりまするか。

小次郎　見覚えがあるようには思へども、はて誰であつたか思い出されぬ。いや、長ものがたりで時が移つた。もうお暇いたそうか。

翁　では、もうお立ちでござるか。

孫　娘　道中お気をつけなされませ。

小次郎　また下りには逢いましようぞ（小次郎法師は笠を深うして、これも下の方へあゆみ去る、これと行き違ひに下のかたより関守の嫗、孫の手をひき出づ）

孫の童　ぢい様、姉様、今戻りました。

嫗　わしが隣村から帰る途中、あの浜辺で貝を拾うているのを見かけたれば、一緒につれて戻りました。

翁　おゝ、もうよい加減に遊んだであろう、ちつと内へ這つて、おとなしうしていられ。

孫の童　あい、あい。

（童は内に入りて翁と共に炉のほとりに坐す、孫娘は縁に腰をかける）

孫　娘　旅の御立家が今ここにお休みなされて、かなしいお話を聴きました。

翁　敵の女に恋をして、女は自害して死ぬ。自分は出家になられたというのぢや。

嫗　わし等夫婦もこの奥州に生れたのではなかつたが、花の都からこう云ふところへ下つて来て、さびしく一生を送るのも、やはり若い時の迷ひからぢや。

翁　はて、孫たちの聞く前でそんな昔話はせぬものじや。はゝ（遠寺の鐘きこゆ。八幡太郎義家は弓をもちて馬に乗り、阿部宗任は口をとりてしたがう、つづいて佐伯次郎経正、大原六太夫則明、鎌倉権五郎景政、ほかに白旗を持ちたる軍夫等大勢したがう、いづれも後三年の武装なり）

宗任　関守やある。八幡殿のお通りであるぞ（呼ぶ）（関守の翁、嫗、孫娘、わらべ等出で来りて迎へる）

翁　関の者一同お出迎へを仕りましてござりまする（義家は馬を降りて、家来に持たせる床几にかかる、家来共はその左右に居列ぶ）

義家　そのむかし貞任征伐の砌（みぎり）にも、上り下りにこの関を越えたることあり。弓矢とる身の是非なさは、歌枕見る風流の旅にはあらで、物の具いかめしう身をかため、再び陸奥へ向ふのじや。関守の翁は義家を見識つて居ろうな。

翁　よう存じて居りまする。大将にはいつも御変りもあらせられず、憚りながらおめでとう存じあげます。

義家　翁も堅固で重畳（ちょうじょう）ぢや。が、別れて年のふるまに、関屋の庇も荒れ果てて、関守の額も翁寂びたわ、たゞ変らぬは関の戸の山桜、昔ながらに咲き匂うているのう。

翁　その桜もこのごろは潮風が暴いので、年々に枯れるばかりでござりまする。いや、こう申す翁も嫗も、潮風と年波とで、やがて枯れるかも知れませぬ。はゝ…

義家　嫗（うば）もすこやかに見いるではないか。

嫗　（進み出づ）はい。幸い達者に暮しておりまする、あの時の戦は九年も続いたとか承りましたが、今度もそのようにつづきましようか。

義家　それは義家にも判らぬが、敵は名に負ふ武衡家衡ぢや。一年や二年では済むまいぞ。

翁　御苦労お察し申上げまする。（義家の家来どもを見まわして）おゝ、どなたも皆たくましそうな方々のお揃いじや。まけず劣らず功名をなされて、一日も早う凱陣を祈っておりまする。

経正　おゝ、よくぞ申してくれた。武衡家衡が奥州に威勢をふるひ、栄華に耽る身となりしは、父の勲功とは申しながら、ひとつには我君の御恩であるぞ。

則明　それをわすれて妄りに兵乱を興し、わが君より再三なだめ申さるると雖も、碌々に御返事もつかまつらず、八幡太郎ならば相手に取つて不足はないなどと、広言を吐いて居るとは憎き奴等ぢや。

助兼　我々これより攻め下つて、片端より踏み潰し踏み破り、源氏の武士の手並をみせてくれるわ。

景政　彼等がいかばかりに狂ひまはるとも、所詮は貞任の二の舞ぢや。

嫗　おゝ、どなたも勇ましいことでござりまする、その貞任で思ひ出しましたが、先年貞任を攻めほろぼして、都へ凱陣遊ばすとき、熊ような荒夷を生捕にしてお連れなされましたが、あれはその後どうしましたな。

（義家の家来どもは顔をみあはせて、返事に困っている）

翁　そうぢや。そうぢや。あの熊のような大男は、都大路を引きまはされて、それから鬼界ケ島へでも流されたか。但し六条河原で獄門にでもかけられたか。いづれそんなことでござりましような。（家来共は、いよいよ返事に困る、馬の口を取りて、うしろの方に控えていたる宗任はこの時進み出づ）

宗任　その熊のような荒夷は、すなはち私ぢや。この宗任ぢや。

翁嫗　え。

宗任　鬼界ケ島にも流されず、六条河原へもさらされず、八幡殿の御家来に加へられて、今では然るべき武士となつたわ（笑ふ）

翁　（気の毒そうに）いや、これは、これは。そのお人がそこにいるとは知らず、飛んだ蔭口を申しました。どうぞ勘忍して下され。

嫗　併しまあ、そんな立派なお武士にならつしやられて、こんな目出たいことはござりませぬ。

義家　わが思うことを、はばかりなく云うところに質朴なる人情の忍ばるるものぢや。宗任、かならず気に支へまいぞ。

宗任　はあ。

義家　われわれは暫く関屋の奥へまいつて、あとなる人数のつゞくを待たん。翁、案内してくりやれ。

翁　はあ、さあ、こうお出でなされませ。

（翁は先に立ち、義家につづいて宗任は馬の口をとり、経正、則明、助兼、その余の軍兵等いづれも関の奥に入る。嫗と孫むすめと童の三人はあとに残る）

嫗　やれ、やれ、めつたに口は利かぬものぢや、あの熊のような荒夷（えぞ）が立派なお武士にならうとは…まるで松の木が桜に変つたようなものじや。

孫娘　あの人も昔は奥州の夷でござつたのか。

嫗　そうじや。それが久しく都へ行つているうちに、見違へるようなお人になつてしまうた。

孫娘　（ひとり言のように）こうと知つたら、さつきの御出家に頼んで、みやこへ連れて行つてもらへばよかつたものを…

嫗　お前は都に行きたいのか（聞きとがめる）

孫の童　わしも都に行つてみたい。

嫗　行きたいとて百里に余る遠いところじや。めつたに行かるるものではない。

（翁は本意なげに縁に腰をかける、関のうちより宗任出づ）

嫗　（恐れて）ああ、もし、勘忍して下され、定めてお腹も立つであろうが、今のはわし等が云ひ過しじや。

宗任　いや、いや、私はその不足を云ひにまいつたのではない（打笑ふ）大将が白湯（さ）の所望じやと仰せらるるに、早う持つて行け。

嫗　（安心して）おお、左様でござりましたか。唯今すぐ差上げまする（嫗は土瓶の湯を茶椀につぎ、盆にのせて関の中へ持つて入る）

宗任　わしも湯がほしい。汲んでくやれ。

孫娘　かしこまりました（縁にあがる）

宗任　わしはこれでよい（腰にさしたる馬柄杓を出す）

孫娘　あい、あい。（宗任は柄杓（ひさく）に湯をつがせて呑む）

孫娘　お前様もむかしは奥州のお人じやそうなが、久しく都にすみ馴れたので、見違へるように立派にならしやれたと、お祖母さまが云うてござりました。

宗任　（笑ふ）はは、立派になつたかのう、立派になつたとは姿のことか。なにさま形だけは都の人らしうなつたが、心は矢はりむかしの夷じや。いや、却つて昔よりも劣つたかも知れぬぞ、この上いつまでも都にいたら形ばかりは、ますます立派になつて、腸はますます腐るかも知れぬわ。

孫娘　（訝（いぶ）かるごとく）何故そのようなことを云はしやりまする。都はよい所ぢやと常々聞いていまするに…。

孫の童　どうぞその都の話をきかせてくだされ。

宗任　都という所はのう、ここらとはまるで違うて、ひろい路も拓けている。美しい屋形もかずかずある。人は車に乗る。輿に乗る。ゆきかふ女の風俗も、わし等がようなものではない。もつともつと美しい華やかなものじや。総てがここらと比べたら、地獄と極楽ほどの相違がある。

孫娘　おゝ、（眼をかがやかして進み寄る）

宗任　が、それは唯うはべだけのことで、たとへば腐つた酒を美しい甕に盛つたようなものじや。その内をのぞいたら眼もあてられぬわ、先づ第一に公家といふものが、おそろしい威勢を振ふ。いや真実強いものが威勢を振ふのならばまた勘忍もなるが、かれらはたゞ先祖伝来の位といふものを恃んで、したい三昧のことを為居る。立派な武士も商人もその沓の下に踏みにじられて、たた齷齪と働いている。花の都などと歌によむが、つまりは大きな溝泥のなかに、大勢の人間が蛆虫のように、うようよと蠢いているばかりじや。

孫娘　おまへは怖ろしいことを云はしやりまするのう。

宗任　いや、嘘でない、唯ありのままを語つているのぢや（奥を指さす）あれにござる大将のような偉いお方は、広い都にも多くはない。大低は嘘つきぢや、慾張りぢや、ひとを倒しても己さえよければ構はぬといふ徒じや。またその外にも数えたら限りもないが、兎にかくに好んで行くところではない。都といふ名にあこがれて、無闇にその溝泥のなかに踏み込んだら、おそろしい目に逢はうぞよ。どうじや、わかつたかな。

孫娘　でも、ほかの人々は言い合したように、都はよい所ぢやと云ひまする。

宗任　はて、まだ判らぬか（苦笑ひする）（奥より嫗出づ）

嫗　あ、これ、大将様ばかりでなく、余のお武士衆も白湯が所望ぢやと仰せれる。おまへも手伝つて運んでくりや。

孫　娘　あい、あい。

嫗　大勢の人々じや。とても白湯ばかりでは足るまい。その水も一緒に運んだがよい。

孫　娘　あい、あい（嫗は土瓶を持ち、むすめは水桶を持ち、わらべは盆にありたけの碗をのせて、いづれも奥へ運んでゆく。宗任も柄杓を腰にさして、無言にて奥に入る。下のかたより南部太郎、津軽次郎は毛皮を捨て身軽に扮装、あたりに人なきを見てささやき合ひ、いづれも山刀をぬき放して関の内を窺ふ。そのあとより小次郎法師は笠を深くして出で来り、木かげに忍びて二人の様子をうかがいいる。ふたりはやがて首肯き合ひて関に入らんとす。小次郎法師は笠をぬぎ捨てて走り寄る）

小次郎　待て（錫杖にて二人を掻き退ける）

太　郎　えゝ、邪魔するな。

（ふたりは山刀を閃めかして、先づ小次郎法師に切つてかかる。こなたは錫杖を以て渡りあふ。次郎は遂に刀を打落され、小次部法師に組んでかかるを、小次郎は組みふせる。太郎は上より小次郎を刺さんとす。この時、関のうちより佐伯次郎経正出で来り、かくと見るより走りかかつて、うしろより太郎を組み止む、次郎は跳ぬかへすを、小次郎はまた組敷かんとす。太郎はふり払つて行かんとするを、経正は又ひき止め、四人は上になり下になりてねじり合ふ、関の内より宗任出づ）

宗　任　（いづれを助けんと躊躇せしが、やがて敵味方の顔を見ておどろく）いづれも待たれい。太郎も次郎もしばらく待て、宗任がこちらにあるぞ、待て、待て（双方を制す）

経　正　（太郎を組み敷きながら）宗任、こやつは抑も何者ぢや。

宗　任　元は宗任の家来南部太郎と申す者ぢや（云ひつつ一方の小次郎法師と次郎とを引きわける）

次　郎　おゝ、三郎殿か。

小次郎　宗任か。

宗　任　めづらしや、小次郎法師か。

小次郎　これは不思議の対面じや。

（経正は組み敷きたる太郎を放す、太郎と次郎はそこにうづくまる）

宗　任　先づおのれ等から詮議せねばならぬ。如何にしてここらを徘徊し、かかる始末に及んだのじや。

太　郎　主君貞任殿御最期のみぎりに、一旦冥土のおん供と覚悟せしが、俄にまた所存をかへ、山奥に身をかくして時節を待つて居りました。

次　郎　然るにこのたび奥州再びみだれて、義家が征伐に下るといふ。亡君の恨みを報ふは今この時ぞ。途中に於て狙ひ撃にせんと、毛皮売の商人に姿をかへ、ここらあたりを徘徊して居りましたが、見あらはされて斯くの次第、残念至極でござりまする。

宗　任　（思案して）小次郎御坊にも経正にも、宗任折入つてお願いがござりまする。これなる二人の家来どもが処置は、それがしにお任せくださらぬか。

経　正　お身がむかしの家来とはいい、兎もかくも大将を狙ひ撃たんと企てし者共ぢや。このまゝお身に預くるのはのう、小次郎

小次郎　いや、宗任にはまた然るべき所存もあらう。このふたりの者、お預けなされても苦しうござるまい。

宗　任　おあつかい忝けのう存する。して小次郎の御坊には、これより何方へまいらるゝぞ。

小次郎　衣川のほとりに庵を結びて、松山…（云いかけて宗任と顔をみあはせ、両人黙然）をはじめ、貞任その他の

人々の回向に月日を送りしが、このごろ奥州再び乱れて、修羅の巷の争ひを眼のあたりに見るも浅ましく、世の治るまでは京か鎌倉へ身をよせんと、これまで上つてまいりしところ、八幡殿御着とうけたまはり、久し振りにてお目見得をいたさんと、次の駅より取つて返せしに、測らずもこの二人がすがたを認め、しばらく昔の武士に立腹つて…（錫杖を見て）得物を揮つた次第でござる。

経正　よくぞ尋ねてまいられた。さらばすぐさま殿に見参…それがし御案内申すでござろう。

小次郎　（宗任に会釈して）然らば御免くだされい。

（小次郎法師は経正にしたがつて関に入る）

宗任　太郎も次郎も近う寄れ。

二人　はあ。

宗任　亡き兄上のために恨を報はんといふ、そのこころざしは殊勝ぢやが、左様な企ては今をかぎりに思ひ切つて宗任の行くところに一緒に参られぬか。但しおのれ等が飽までも八幡殿を狙うならば、この宗任がゆるさぬぞ。

太郎　して、我々のお供するところは…

宗任　委しくは後に語ろう。一先づここを立退いて次の駅にて相待ち居れ。われもやがてあとから行こうぞ。

次郎　では、次の駅までまいつて。

宗任　うむ、早う行け、ゆけ。

二人　はあ。（ふたりは落ちたる刀を鞘に収め、一礼して下のかたに去る）

宗任　（後を見送る）よい折柄に測らずもふたりの家来を拾うたわい。いざ、奥へまいつて殿にお暇を願おうか

（関の奥に入る）

（新羅三郎義光は武装して馬を早めて出づ）

義光　関守は居らぬか、武者一騎打ち通るぞ（呼ぶ）

（関守の翁出づ）

義光　大将はいづこにおはす。都より新羅三郎がまいりしと申上げい。

翁　かしこまりました（関に入る）（義光は鞍を下りて、樹に馬をつなぐ、関の内より義家は先に立ち、宗任は馬の口を取り、経正、則明、助兼、景政の四人したがいて出ず）

義家　おお、義光か。

義光　兄上、おあとを慕うてまいりました。

義家　それ、敷皮を…（則明は持ちたる敷皮を義家は敷き、景政は同じ敷皮を義光に、義家と義光は相対し座す）

義家　早速ながら義光は如何にしてここまでまいりしぞ、匡房卿の御取りなしにて、奥州下向を許されしか。

義光　（頭をふる）いかな、いかな、兄上の御意見にて一旦は思ひとどまりしたが、先にもたびたび申せし通り、このたびの合戦は家の大事、いかに思ひ返しても、唯このまゝには居られませぬ。たとひ後日にいかなる御咎めを受けよ。兄と生死を倶にすが、弟の道と胸に定め、恐れ多くも上よりたまはりし右兵衛尉を打ち捨て官も位もなき唯の新羅三郎義光と相成つて、兄上よりも三日おくれて京を立退き、夜を日についで路次をいそぎ、ただいま到着仕つてござりまする。御意見にそむきし義光が自儘の振舞は幾重にもお免しくださりませ。

義家　（涙をうかべる）家にありてこそ叱りもすれ、意見もすれ、兄の行末おぼつかなさに、おのが官位を打捨て

て陸奥の果まで、はるばると慕ひ来りし弟を、叱つて帰す兄があろうか。万一後日に御咎めあらば、かならず義家が身にひき受けて、其方に難儀はかけまいぞ。

宗任　（思はず叫ぶ）殿、よくぞ云はれた。新羅殿もよくぞ参られた。それでこそ誠の兄弟でござるわ。

義光　さだめて御叱りもあろうかと、みちみちも案じて居りましたが、そのお詞をうけたまはつて、義光も安堵仕りました（経正等にむかひて）みなも聞け、義光は兄上の御許しを受けて、けふより其方共と一緒にゆくぞ

（経正等はみな勇み立つ）

経正　思ひがけなく新羅殿が参られたは、竜に雲と云はうか、虎に翼と申そうか。

則明　千騎万騎の味方を得たるよりも、心強う存じまする。

助兼　これぞ軍（いくさ）に勝つべき前兆。

景政　まことにお目出とうござりまする。

義家　（勇んで）おお、みなも喜べ、前の奥州征伐には、義家は父子（おや）ふたりであつたが、今度も義家は一人ではない。兄弟二人が駒を並べて、昔の戦場に再び立たうわ。いざ打連（うちつ）れて関を越えん。宗任、馬牽（ひ）け（起ちあがる）

宗任　あいや、しばらく…今この際に宗任すこしお願いがござりまする。

ここは陸奥と常陸との国境、これまでお送り申上げたれば、なにとぞそれがしに御暇（いとま）下し置かるるようお願い申上げまする。

義光　宗任は陸奥になぜ向はぬ。

宗任　（慨然として）陸奥は宗任の故郷…阿部の一族がほろび尽したる故郷でござりまする。国やぶれて山河あり

宗任いたづらに生きながらいて、故郷の山や河を見るに忍びませぬ。

義家　さらばこのまま都に帰るか。

宗任　いや、いや。再び都に帰る心はござりませぬ。宗任、日本の北の果に生れましたれば、更にみなみの果の九州へ渡つて、新しき天地を拓こうと存じまする。

義光　其方は都を見限つたとみゆるな。

宗任　思いのほかでござりまする。

義家　よい、よい。この上は其方の心まかせぢや。義家とは違うて自由の身の上、さきの夜放した鶴のように、行きたいところへ飛んでゆけ。

宗任　はあ、ありがとうござりまする。（経正等）方々、お聞きの通りぢや。

経正　残念ながら是非に及ばぬ。

則明　ここでおわかれ申すと致そう。

助兼　道中無事を…

四人　祈り申すぞ（宗任会釈す、関のうちより小次郎法師出づ）

小次郎　宗任殿、お身がこれより引返すならば、途中まで道連れと相成ろうか。

宗任　これはよい道連れぢや。さらば殿…

義家　堅固で暮せ（義家と義光は馬にのる。則明と景政はその馬の口を取る、風の音して、桜の花は雪のごとくに散る、関守の翁出づ）

翁　おお、又しても花が散る。方々の鎧の袖に雪のように降りかかりまするわ。

義　家　（馬上にて考える）吹く風をなこその関と思へども、道もせに散る山桜かな。

小次郎　その桜のちりぢりに。

宗　任　われは南へ…。

義　家　われは北へ…。

義　光　思ひ思ひに別れて行くか。

義　家　さらば宗任。

義　光　小次郎法師も無事を祈るぞ。

二　人　はあ、お別れ申しまする。

（宗任と小次郎法師は一礼して向うへあゆみ去る。義家は手綱を繰りながらあとを見送る。桜の花しきりに散りかかる）

――幕――

あとがき

勿来の地に生れた私は、幼少の頃から関跡の存する関山に、榊とり、下刈、枝打、栗取り、鳥追い、盆花とり等に出かけたものである。帰りには関跡に寄つて憩うのだが、寂として声なき老松の葉蔭に、郷土の歴史を考えると、子供心に、勿来の里がたまらなく好きになつてくる。こんな思い出はなつかしいものだ。

私も郷土の一人として、故跡を探求してみたいと、物心のついた頃から考えはじめた。これは恩師の力によつたことが多いのかも知れない。もとより学浅くその器でないことは百も承知しているが、郷土への愛着と、関の歴史的誇りとは失いたくない。こうした事から筆を起したのが先般の「勿来関の展望」と今回の冊子である。

＋　　＋　　＋

湯本高校に教鞭を執つて早や十年、このたびは篠原理男校長先生はじめ、全職員の助言と協力によつて、三古関たる白河・念珠ヶ関・義家と関係深い平泉附近の踏査を行うことが出来た。また社会クラブ員である秋山好弘、橋本俊男、吉田清高、舘教男の諸君が、自転車で白河関に調査に出かけたが、その翌日、夜の十一時ころになつても帰つてこない。そのうち只今、と皆んな元気な顔をして、拓本を一ぱいとつて来たときのホッとした気持は、言い表わすことが出来ない。又、新妻さだ子、高木知子、高萩令子、瀬谷征男、猪苗代洋子の諸君や、君達の先輩に当る生駒君等から手伝を得たことは忘れられない一つである。

尚通勤中、行動を共にした木幡、田村、永瀬、阿部、舟生の諸氏との話し合も誠に有意義であつた。勿来駅前の後藤氏の協力にも感謝せずにはいられない。又同僚の瀬谷豊、佐藤友治両氏にも感謝を表したい。

＋　　＋　　＋

郷土文化の啓発は、いかにして正しく行わるべきか、常に心する事である。私は若干の余裕を見いだしては、地方史を深めようとする一人であるが、個人ではどうにもならない。能力、時間、経済、資料と困難な問題ばかりである幸いわが市においては、団結した研究会が近く発足するときくが、速かに活動されんことを切望いたし、本著の不備な編集を一日も早く改訂されんことを念願いたします。

＋　　＋　　＋

勿来市の誕生の年に、市の前途を祝福し、勿来市の紹介にいくらかでも光彩を添えることができれば仕合せとするところであります。

特別寄稿
「なこその関」

長久保片雲

地名や姓名には、それぞれわけがあって付けられたもの。その訳を聞くのは面白い。

茨城県と福島県境にある「勿来関」は全国的に有名であるが、「なこそ」という発音を日本で初めて「勿来」という漢字に当てはめ発表した人は長久保赤水（一七一七～一八〇一）であるという。これは初耳で教えて下さったのは、いわき住人で熱心な郷土史研究家、一級建築士でもある橋本吉治氏だった。

彼は、これまでに「勿来」に関する書物という書物に目を通し吟味検討してきたらしい。発言の信憑性は高いと私は直感した。勿論、赤水著書で長久保中行（一七四八～一七九六）の頭註（本文の上の説明）による『東奥紀行』も読まれていた。

赤水はこの本文中に自作の漢詩を載せ、

勿来関

奥海常山至レ此分　清風万里払二辺雲一

山桜夾レ道関門跡　憶昔詠レ歌源将軍

（※脚韻分雲軍）

意訳

陸奥の海と常陸の山は、ここで分かれる。清らかな風は、万里の沖合から吹いてきて、辺りの雲を吹き払っている。山桜が道を左右から夾んで咲き、そして散っていった関所跡。今この地に立って心に強く感じ想像するのは、遥か昔、かの有名な和歌を詠まれた源将軍義家のことであるよ。

と書き進めている。そしてその頭註に赤水の甥であり助手でもある長久保中行が「名古曽関、一作二勿来一、又作二莫越一」と記している。

正しくは、「中行の記した頭注は、名古曽ノ関について赤水先生は、この歌の意味から漢字を当てれば、「勿来」または「莫越」と表現すべきと言われた」と解説すべきである。

赤水は幼年時代に父母と死別、良き継母に愛育され、十四歳頃には隣村の鈴木玄淳の塾に入門、十七、八歳頃江戸に短期遊学服部南郭にも学んだ。二十歳を過ぎてからは水戸藩切っての儒学者名越南渓についても学んだ。

二十三歳頃いわきの某寺招かれ講義をしたとか、三十三歳の年には、小名浜の観日亭にて『左氏春秋』の講義をした記録もある。

また、三十七歳の年には、松岡七友の漢詩が郡奉行に認められ、赤水もその一人として水戸藩から表彰され、ご褒美を頂戴している。

そんな赤水が奥羽の旅に出たのは四十四歳の夏、身分的にはただの百姓学者。しかし、その後に破天荒の大出世の運勢が待っていた。

つまり、赤水は学問の功により、水戸藩郷士格として侍待遇となり、その十年後には郡奉行皆川教純（瓦全）等の推薦により、なんと六十一歳の暮れには、水戸第六代藩主徳川治保公の侍講（お側近く仕える先生）に抜擢されたのである。

つまり『東奥紀行』の原稿を書き留めた頃の一百姓学者赤水と、水戸様の侍講に成り上がっている赤水では、身分も責任も雲泥の差で、それだけにこれの発刊ともなれば、誤りは許されないことだったろう。

勿来関趾についても例えば、多賀城修造碑図の考察、「去二常陸国界一四百十二里

去二下野国界一二百七十四里」

などと検討を加えている。

また『東奥紀行』ばかりでなく、赤水の著書『古史通大意』の原稿を見ても、「神代から推古朝までの十巻、席に蘇我馬子らが勅を奉じて撰したとあるが、これは平安時代初期の偽撰（にせもの）である」と喝破断定している。

その他の歴史書に対しても批判を加え「臆説（事実でなしに推測や仮定に基づく意見）を以て附会（こじつけ）し」と科学的メスを入れている。「凡て上古の伝記と見るには、各見識あるべき事なり」とも記している。

また明治も半ばを過ぎて、東京帝国大学教授栗田寛らによって出版された『新編常陸国誌』にも「思フニ奈古曽ハ波越ノ意ナリ」として、波越すから生れたと見ている。にも拘らず老人の伝えとして「大古素盞雄尊東征」の折、尊によって命名されたのだという誤伝。これに対し、栗田寛は明快なる解説文を載せ一刀両断、納得である。

勿論、権威におもねる気は更々ないし、これを振り廻す気は毛頭ない。赤水の場合、性格として、天の声に耳を傾け、自らも窮理癖があると云っているように、儒学者らしく、物欲少なく真理の探究につとめた人である。栗田寛にしても水戸ッポ。光圀のはじめた大日本史地理誌草稿（赤水七十歳から八十歳まで）の後を引継ぎ完成させた大学者。勿来の関の位置のエリアにクレームを付けることはなかった。

さて、人間の捨て難いものに欲望がある。神仏に仕える高潔な神官僧侶の中にも稀には良からぬ者が出現するらしい。今話題の法を司るトップの元法務大臣夫妻も一例か。

私の村では「むげのおついだち」というのがあった。無価（価値をはかることが出来ないほど貴重なこと）とでも書くのか、一日に御が乗り、六月一日だったような気がする。この日は自分家の田んぼに入ると病気災

難に見舞われる。但しお寺様の田圃はＯＫ。無知蒙昧で信仰心の厚い村人は、この日はお寺様の田植日と定め無料奉仕を毎年していた。凡人のうそごまかしは高々知れたものだが、知能犯の影響は億千万にもなるだろうから要注意である。

つい先月、水戸の県立美術館にて平山郁夫の絵画展を観賞する機会に恵まれた。砂漠に広い川、椰子の木が一本、その隣に大きい地図が。有名なチグリス川、ユーフラテス川の交わる地域で「クルナ」と地名。私は日本語で「勿来」だなと思った。しかし、地元のアラビア語ではどういう意味か気になった。

後日、展覧会開催の案内状を下さった朝日新聞水戸総局長蛭牟田繁氏に電話でお尋ねしてみた。

「クルナ」とは「牛の牡の角」と。

なる程、日本の川を大きい牡牛の角に見立てたのかと思った。私は、二本の大河が交わり今回の熊本のような水害の危険の恐れがあるから「クルナ」だと思ったと言い笑った。

史実真実は、歴史的時間の波に洗われて浮き上がるものらしい。

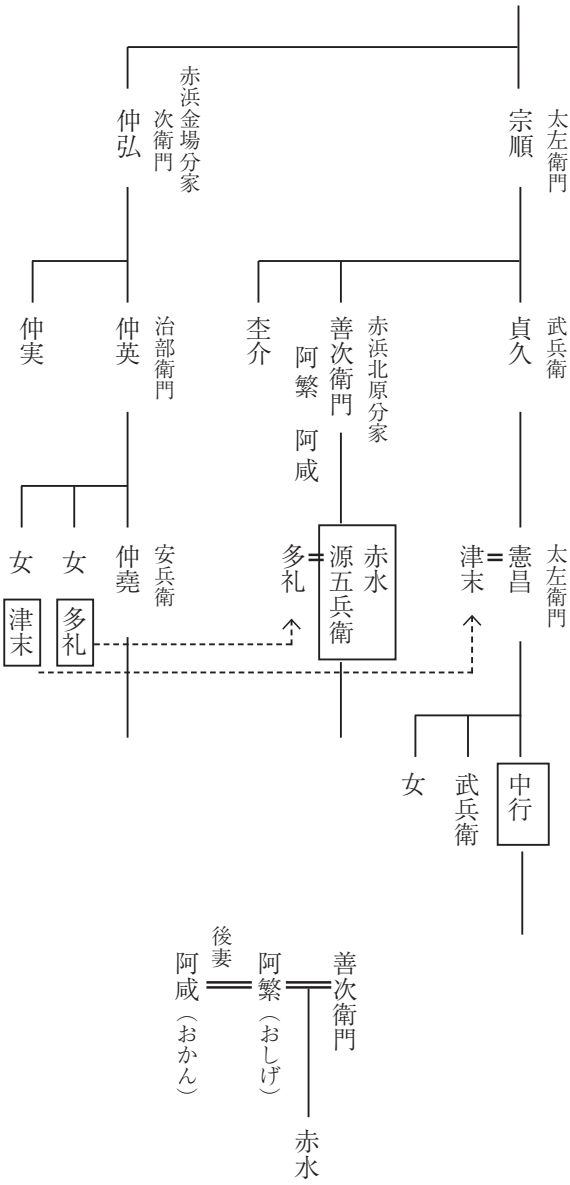
橋本吉治氏はじめ研究者の皆様に、深く敬意を表する次第である。

二〇二〇・七・九

長久保片雲

（数え九十歳）

〔赤水と中行の関係〕


赤浜宿本家
太左衛門
宗順
赤浜金場分家
次衛門
仲弘
武兵衛
貞久
赤浜北原分家
善次衛門
阿繁
阿咸
李介
治部衛門
仲英
仲実
安兵衛
仲堯
赤水
源五兵衛
多礼
太左衛門
憲昌
津末
女
女
津末
女
多礼
女
武兵衛
中行
善次衛門
阿繁（おしげ）
後妻
阿咸（おかん）
赤水

佐藤一先生と勿来関

橋本吉治

目次

一、佐藤一先生のこと……299
二、勿来の関の諸問題……301
三、鹿島神宮司事件……302
四、枕草子のなこそのせき……305
五、詞書（ことばがき）に見る陸奥國となこその関の位置関係……306
六、都人の「名古曾」観　私見……307
七、西行法師の歌について……309
八、古今類聚常陸國誌と
　新編常陸國誌に見る名古曾の関跡……310
九、字限（あざぎり）図と公図に見る関跡……314
十、新発見!!「勿来」は長久保赤水の造語だった!……316
十一、源義家の詠歌について　私見……319
十二、彦部家系譜について……321
十三、宮城県利府説について……323
十四、名古曽の関の位置を示す明確な資料……338
　関連参考文献……343

一、佐藤一先生のこと

私が先生のこの本に出合ったのは四十年ほど前の昭和五十五年（一九八〇）頃でした。勿来の地に骨を埋める覚悟ができたので、当地の歴史を学ぼうと思ったからでした。その他の方々の書籍も少しく読んでみました。その中で特に当本が心に残りました。

それは本書の四ページの「凡例と扱いについて」に集約されているように思います。又、本書作成に対する厳格で真摯な姿勢と文中から滲み出る人柄と郷土愛だったように思います。

考古学、地理、史跡調査、古道調査、寺社調査、文学史、和歌、随筆、戯曲、伝説に至るまで幅広い角度から勿来関を探求されております。又、学生たちが学習資料として活用できるよう工夫を凝らされているようにも思います。

勿来関に関する他の図書を読んでも、帰趨する所は、結局、佐藤先生の本書でした。

私は設計事務所を営んでいるのですか、不思議にも東日本大震災後最初の設計が、友人から紹介された佐藤一先生のお宅でした。

先生は平成十一年（一九九九）の九月二十一日に八十歳で亡くなられており、生前お会いすることはできませんでした。

先生は、大正九年（一九二〇）七月十日、勿来町関田で生まれ、茨城県立青年学校教員養成所（現茨城大学）に入り、学徒出陣で中国に渡り、激戦地のフィリッピンで終戦を迎えました。その後、湯本高校、磐城農業高

校、同校工業科（現勿来工業高校）、最後は地元の勿来高校で国語と社会、造園の教鞭をとっていました。

本書は昭和三十一年（一九五六）湯本高校の時に出版されています。その頃、親が問題を起こした男子生徒三名を卒業まで自宅で預かっていたそうです。

早朝、前の砂浜で生徒と一緒に剣道の素振りをしているのを見て、羨ましくさえ思ったと御子息からお聞きしました。又昭和四十三年発行された湯本高校の二十五年誌に曾ての教え子で、中学校の教員をしていた方が先生のエピソードを綴っています。

元々女学校だったので、初めての男子生徒には何かと不満があったらしく、ある日ついに爆発してしまった時の思い出です。

『一、二年の担任は佐藤一先生であった。美しい奥さんが御自慢だった。事実先生には無礼だが、もったいない美しさだった。（中略）三人の先生方の中では佐藤先生が、印象としては、一番優男に見えたが・・・いまにして思えば、先生の苦労のほどは容易なものではなったろうと思えてならない。先生を思うとき、必ず出てくるのが、洗心の池であり、柿の木であり、学校菜園である。とかく劣等意識を持ちがちな男の生徒を、何か形にすることで、その存在を認めさせ生徒自身に誇りを持たせようとしたのだろう。労作教育の価値なんて知らない当時のことである。わたしたちは自らを土方学級と称しては不満の方が多かった。お恥ずかしい次第である。（中略）そんな不満を行動化したのが、当世はやりの同盟休校（一日ずる休み）であった。（中略）先生は静かに口を開かれた。「君たちは、俺がそんなに信用できなかったのか・・・」と始められ、理由によっては先生も共に行動したであろうにと結ばれた。期待に反したわたしたちが残念だったのだろう。話の途中で幾度か涙をぬぐわれた。なんとなくこちらも悲しくなってきて、わたしたちも涙した。先生と生徒が一緒になってオイオイ泣いて

いた。それからと言うものは佐藤先生は以前より一そうこわい存在となったのである。』

最近これを読んで、考えていた通りの方だったと思いました。故郷の歴史を学び、故郷を愛し、故郷に人を育てる。

本書復刊にかられたのも、先生の確信と情熱と全人格が感じられたからのように思います。

震災後にわかったのですが、私の息子の嫁の父親（故人）の、磐農時代の担任だったと聞いて驚き、思い出話しに花が咲きました。又、親しくしていた大工さんも磐農時代の教え子で、しかも後年には、病室まで先生と一緒、ベットは隣りで、色紙に絵を描いてプレゼントしてくださったと、楽しげに話をしていました。

先生は生前毎年、勿来関の大樹の松を水墨で描いていました。それは長い闘病生活に入ってからも続きました。遺作は、源義家の馬上姿の色絵図でした。最後は筆を持つ力も失せて、吹く風を、の歌を書き入れるように奥様に頼んだそうです。不思議にも今年の五月の節句に二十年にして初めて、床の間に掛けられたとき、今回のことでお尋ねしました。

二、勿来関の諸問題

ウィキペディアで「勿来関」を検索すると、現在の置かれている状況がわかります。昭和の頃は、勿来関が現在地にあったと聞かされていたので、疑う者などいなかったのですが、平成に入ると、利府町説なるものが登場し、ついにはウィキペディアをして「いわき市勿来町に所在したと考えられている菊多関の別名とする説もあるが、最近では区別されている」とまで言わしめているのです。これは正しさの反映ではなく、書き込み

の量と数が大きく影響するのだそうです。それだけ異なる考えの方がいることになります。

実は、この論争は明治の頃にすでにあったようで、文豪で歴史家でもあった幸田露伴が「取るに足らない」と利府町説を一蹴しています。古くは彼の水戸黄門も関を訪れ、和歌に詠われた関であることを知っていたことがうかがえます。

「関」に関しての昭和の頃の問題点としては、概ね

一、菊多関が何故勿来関になったのか

一、勿来関は、旧勿来市のどこにあったのか

の二つだったのですが、他にも「なこそ」と言われている所があることがわかり、疑問と不安を話す人が多いのです。

拙著には、このような勿来関を取り巻く諸問題に対する解決への私見と解答をまとめました。

三、鹿島神宮司事件

関に関する詳細は先生の本文を超えるものはありません。ここでは弘仁格抄に登場する「菊多剋（せき）」が何故「なこそのせき」になったかについて、有力なエピソードを御紹介します。これについては、平藩生まれで明治の漢詩人、大須賀筠軒（一八四一から一九一二年）が著された『磐城史料』にも紹介されていました。

十数年前、勿来関の学芸員の方が『勿来関案内』というパンフレットにして紹介してくださいました。

類聚三代格巻第一の嘉祥元年（八四八）の項に次のようなことが記録されているのです。類聚三代格という

のは、天皇三代に渡る様々な出来事をまとめた公式の記録書です。

筆者訳

鹿島神宮の宮司と祢宜の中臣部道継の解によれば、

「陸奥の国には計四十一の分社がありますが、古老が伝えて云うには延暦(七八二年)以前は大神の封物を割いて分社の神々に奉幣(ほうへい)していました。ところが弘仁(八一二年)以来止まってしまいました。このことによって分社の神々が祟(たた)りを成し、物怪(もっけ)が頻繁に出るようになってしまいました。そこで嘉祥(八四八年)元年に奉幣のため常陸国の許可証を持って陸奥国に向かったのですが、

そのようなことで入国を許可した前例がないとのことで、関の通行を聴き入れてもらえませんでした。

私はしばらく、関の下に身を留めていましたが、分社に向かえないので、持参した幣物(へいもつ)を祓(はら)い、川頭に棄てしまいました。それからも天侯不順で作物も実らず、疫病も流行(はや)り、これは分社の神々の祟りであるので幣を奉るべきの状、祷祈は已(すで)に畢竟(ひっきょう)です。要望をお請(うけ)下さり、陸奥国に下知願います。奉幣の料には大神宮の封物を用います。謹んで官の裁きを請います。」と申しているので、

右大臣（藤原氏宗）が宣する。「これを許可します」

貞観(八六六年)八年正月廿日

神の叙位と託宣の事

この関の名は記されていませんが、この文の冒頭で陸奥の国の、分社と国名を挙げているので、順路から菊

多の関のことで間違いないと思います。

冠位ある神社の宮司が関守に「帰れ」と言われたユニークなニュースは都の歌人たちにも風のように広まったことは想像に難くありません。

宮司が通行を許されたのは、十八年後でした。

その間に初めて「なこそのせき」が和歌に登場したのです。

現在最も古いものとして、小野小町の「みるめ刈る　海女（あま）の行来（ゆきき）の湊路に　なこその関をわれすえなくに」（八五〇年頃）と、詠まれてます。その後は本書（佐藤一著）にある通り、多くの歌人文人たちによってさらに有名になっていきました。

彼の国の宮司さえ通行を許してもらえないほどの関が陸奥の國との境にある。私達の間にもなこその関があるような、という悲恋の歌枕として市民権を得たものと思われます。何故なこそなのかについては別項「都人のなこそ観」で述べることにします。

又、類聚三代格によれば、この事件の十三年前の承和二年（八三五）関の勘過（よく調べて通す）が開始されています。この時期は蝦夷との界が北上していたことから、多くの歌は、むしろ宮城の方を詠んだものと考えている方が多いようですが、関の勘過開始を観過しているように思います。

関は厳格な関守によってまだ生きていたのです。

この項を締めるのにふさわしい和歌を御紹介します。

藤原基俊（一〇六〇年～一一四二年）の歌です。

名にしおは**名古曽といひは**　我妹に
我けふこさば　**ゆるせ関守**

神宮司事件が菊多の関イコール名古曽の関だったことは明らかだと思います。類聚三代格巻第一の嘉祥元年（八四八）の記事は、ほぼ同じ文面で、三代実録の同日付に載っています。

四、枕草子のなこそのせき

清少納言の枕草子の原本はなく、四種の写本が現存しています。本書にも紹介されていますが、ここでは当地に関係する能因法師の所持していたといわれる能因本に基づいてお話しします。実はこれにも二種はあるようで関名の配列と「よしよしのせき」と「よしなよしなのせき」の違いがあります。

「せきは　相坂のせき　須まの関　志ら川（白河）のせき　衣の関　くきたの関　はばかりのせき　ただこえの関・・・清見の関　見るめのせき　よしな〳〵のせきこそいかに思ひ返したるならんとしらまほしけれそれをなこそのせきとはいふにやあらむ・・・・・・」　　ルビは筆者記

まず重要なことは、能因が大事に所持していた枕草子の関についての記述の中で、白河の関となこその関を別々なものとして認識していることがわかります。

これについては別項で触れますが、「なこその関」は「白河の関」の異名とする説があるのですが明らかに

別のものであることがわかります。

五、詞書（ことばがき）に見る陸奥國となこその関の位置関係

後拾遺和歌集の能因の詠んだ白河の関の歌の詞書に

「みちのく①に　まかり下り②けるに　白川の関③にて　よみ侍りける」とあります。これは藤原通俊によって一〇八六年に完成された和歌集に出てきます。

次は、一一八八年に藤原俊成によって完成された勅撰千載和歌集の源義家の「ふくかぜを　なこそのせきとおもへども」の詠歌の詞書です。

「陸奥①国に　まかり②ける時　なこそ③の関にて花のちりければよめる」とあります。

ここで考えて頂きたいのは、二つの文章における、①の陸奥と③の関との位置関係なのです。

後拾遺和歌集では、みちのくに入るところに白河の関があったとなります。実際もその通りなのです。

千載和歌集でも同じく陸奥の国に入るところになこその関があったことになります。

一一八八年の段階でこれほど明確に、なこその関が、白河と混同することなく、陸奥の国の入り口にあることを記しているのです。

六、都人の「名古曾」観　私見

「なこその関」を取り巻く諸問題中で、そもそも平仮名の「なこそ」の意味は何なのか、という問題があります。「勿来」の文字が定着しているので、誰でもが「蝦夷よ来る勿れ」から来たのだろうと言います。ところが別項で述べますが、今回「勿来」の文字は江戸時代になってから長久保赤水によって作られたことが判明したので、万葉の和歌の多くが「来る勿れ」の意味合いでない理由がわかりました。又先に述べた鹿島神宮の神官通行拒否事件が、「なこそのせき」を和歌に誕生させた可能性が大であることも理解できます。しかし、何故「なこそ」なのかは、判然としません。佐藤先生は本書の「勿来の名称はなにから起こったか」の項で、「関止める検判の厳しさから作用され、古くよく文学上、心の通い固きに詠われたかのようである。」と、神官事件を彷彿させ、また「剋や関の機能から作られ人を防ぐ意義から生じたと考えられよう。」と結ばれています。

そもそも都人にとって「なこそ」とはどんな意味だったのでしょうか。

日本文化研究所の和歌の検索機能で「なこそ」「なこそ・・・せき」などを検索すると「なこそ」は四百を超え、「なこそ・・・せき」は百十ありました。このすべてをチェックしましたが、佐藤先生の域を出ることはありませんでした。

次に、京都の大沢の池の片隅に「名古曽滝」と言われるところがあるので、京都市に名前の由来を聞いてみました。藤原公任（きんとう）が九九八年頃に、ここで行われた歌会で詠んだ歌を基にして、後に付けられたようですというお話でした。

「滝の音は　絶えて久しくなりぬれど　名こそ流れて　なほ聞こえけれ」という百人一首に登場する有名な

和歌でした。

「なこそなか（が）れて」はこの他にも一首あります。又「なこそ　をしけれ」「なこそつらけれ」等々は百首程度あります。これらは、関の名ではなく、「名前こそ」の意味のようです。

「な・・・そ」は「こ」の禁止語になりますが、和歌の「なこそ」にはあてはまらないものがあります。私見ですが、むしろ「曾（かつ）ての古い名前をおしむ」すなわち「名古曾おしむ」があてはまっているように思えます。

都人が、「なこそなかれ」を「名古曾流れ」にした事実は重いと思います。

和歌の原書を見ると、ひらがな又は、「名古曾」が殆どです。万葉仮名の中から何故「名古曾」を選択したのでしょう。文字自体の意味を承知して用いたのではないでしょうか。

この他、和歌山県橋本市に『名古曽城跡』との場所がありますが、海から遠いので「浪越」の意味はなさそうです。利府町の勿来関に付いては異次元の話しなので別項で述べます。又、能因が和歌を作るためにまとめた歌枕集があります。その中の遠江國の欄に「なこその関」が見えますが、現地でも伝承はなかったようです。

「なこそ」は、はっきりした名前がわからないときに「うやむや」とか「よしなよしな」と同レベルで言った言葉であり、枕草子に登場する「なこそのせき」の前後に答えがあるように思います。

そうであるなら、「なこそ」は、平安時代のいわば遊び言葉といえます。公文書に出てくるようなものではありません。「勿来」も「莫越」も江戸時代に長久保赤水の一工夫によって作られたように「なこそ」も平安の昔の歌人達によって作られたユニークな「造語」だったように思います。

七、西行法師の歌について

なこその関がいわきにあることを否定し、白河の異名だとして出されるのが、西行法師の次の歌です。

あづま路や　しのぶの里に休らひて
　なこその関を越えぞわづらふ

歌の中に「しのぶの里に休らひて」とあるので次の「なこその関」は、実は白河の関の誤認か、あるいは白河関の異名が「なこその関」だというのです。

これに関しては、長くなりますが、元常盤学園女子短期大学の桐原徳重氏の明解な見解を御紹介します。

理由は二つ。一つは、（新勅撰集の）（一二三五年完成）この歌の前後を見ることである。前には、「刑部卿頼輔、歌合せしはべりけるに、詠みてつかはしける忍ぶ恋の歌、皇太后宮大夫俊成」として、

いかにして　しるべなくとも尋ね見む
　忍ぶの山の奥の通ひ路

とあり、西行のあとには正三位家隆の

人知れず　忍ぶの浦に焼く塩の
　わが名はまだき　立つけぶりかな

が続くのである。「忍ぶ恋」を主題にして「忍ぶの山」「忍ぶの里」「忍ぶの浦」と配列したところに、撰者定家の意図が伺われるが、前後の歌が場所をどことも決められないように、西行のも信夫の里にいることを述べたものではなくて、忍ぶ心でぐずっていることを、こう表現したと思われる。

（中略）

右の二点によって、西行のこの歌は、みちのくの歌枕を利用して「忍ぶ恋」を詠んだだけのものであって、実地を歌ったものではないことが納得されたと思う。（『なこその関の詠歌・語意・比定地』）より抜粋

これだけで説明は十分なので、二番目の理由は略します。見事ですね。

棒線筆者

八、古今類聚常陸國誌と新編常陸國誌に見る名古曽の関跡

彼の水戸黄門が、家臣で大日本史の編者の小宅生順に命じ、一六六七年に完成したのが『古今類聚常陸國誌』です。残念ながら福島県立図書館には原本の三巻の内の中巻がありません。二百三十五年後の明治三十五年（一九〇二）に旧水戸藩の関係者によって復刻されたものが手元にあるのでこれを参考資料としました。しかし、これに先立つ明治三十一年に古今類聚常陸國誌の補完改訂版として、『新編常陸國誌』が同じく旧水戸藩出身の中山信名から色川山中の手を経て、幕末の水戸藩に仕え、後に元東京帝国大学の教授になった国学者・歴史学者だった栗田寛の追項を加え完成しました。

したがって、四年後の明治三十五年に出版された原著『古今類聚常陸國誌』の注釈は、新編から採ったものです。これらの書には地元水戸藩領に隣接する『名古曽関』についてかなり克明に述べられています。

旧本の『古今類聚常陸國誌』の原本の完成が一六六七年ですが、資料にあるように「斫通関」と題して、歌に詠われたところの那古曽関が自らの領地の常陸國との隣国の陸奥國の菊多郡との境にあると記しています。明治三十五年の版本では、上部に注釈欄を設け、「斫通関ハ慶長年中（一五九六から一六一五）新町ノ富人篠原和泉ノ開墾スル所ナリ那古曽古関址ハ是レヨリ山上七八町（およそ八百メートル前後）ノ所ニ在り」と書かれてあります。篠原和泉氏が開墾したと、あるので江戸時代に入る少し前に自費で切り開いたことを言っています。その後、一旦隧道にし、藩の理解を得て斫通しにしたのが一六五二年でした。

『古今類聚常陸國誌』はこの斫通関ができてから十五年後にできたのです。このような沿革を知れば、歌に詠われた古関が江戸時代の前から、山の上にあったことが御理解いただけると思います。

江戸末期起草、明治三十一年完成の『新編常陸國誌』では古関の位置をさらに詳細に書き記しています。

常陸の国の関係者がこれ程までに、他国に属する関跡について記すのは、大日本史を完成させた技量は勿論のこと、隣国との境界を明確にし、後に伝える目的もあったとみるべきでしょう。江戸時代に起きた茨城側との境界訴訟（本書参照）の敗北が影響したことも考えられます。『新編常陸國誌』の古関の位置に関する部分を要約すると次のようになります。

「国境から半里（約三〇分）にあり、西は高山で山中を過ぎること約七百メートル前後で往昔の関跡がある。二つの祠（ほこら）があるが、一つは関東の宮でもう一つは奥州の宮であると言われている。堺の明神があるのでここだったと言えよう。

通行している斫通しの道は後人が切り開いた所であり古関の地ではない。里人が伝えて言うには、往昔の道は常陸の国側の関本村の里根川の北岸から分かれて作と言う地を経て進むと古関の跡があるという。

ここから梶原景定の居城だった古城の西側を通って関田村に至る。それに対して今の斫通しの道は里根川の東北になる。」

（注）原文では「松山寺の東にある古城」とありますが、地元では（御城前）古城だけの方が理解できるのでここでは略しました。

ただし、『新編』に示す古関跡は、平藩主が比定したところであり元々の場所は違うのではないのかという疑問が出るかもしれませんが、文中に回答があります。「作ト云フ地ヲ経テ古関ノ址アリ　是ヨリ・・・」の部分です。作という所を通って行くと関があって、その道が古城の西側の道に一直線で繋がっているということになります。

この近在で、これらに該当する古道は一本しかありません。又、該当する地点も一箇所しかありません。しかも、江戸時代前から、これしかなく、常陸の国の人々からも、江戸時代前から継続して、そのように認識されてきたことがわかります。

詳しくは、次の字限図の項で説明します。

古今類聚では「那古曽」、新編では「名古曽、奈古曽、那古曽」を使っています。

新編巻五には、村名を関本に変更したのは、一六四四年頃とあります。

同じく、関本中に「作」の字名が見えます。

新編に記された勿来関跡に続く道が、現在のルートとほぼ同じであることがわかりました。

新編の記述を地図に落としたのが次頁の図1です。

新編常陸國誌と古今類聚常陸國誌から勿来の関跡を推定する



図 1

・図中 ■ は旧道を示します。字限図でも確認済み。
・図中 ■ は水路を示します。字限図でも確認済み。
・着色以外の道(現道)は概ね第二次大戦以後のものです。
・字限図は土地の大きさ形状等の概略を示すものなので
ここでは公図の写しを表示しました。

古今類聚の新関から七・八町（七七〇から八八〇ｍ）にも符合します。

九、字限図と公図に見る関跡

地租改正条例の施行に伴い明治九年（一八七六）から同十四年頃にかけて作成された現在の公図の原型です。その後、同十九年から同二十一年頃までに再調査され更正されました。

都から遠隔地にあること、しかも山中であること、そして重機などもなかったこと、又官地の払い下げなどはなかっただろうと考え、西は出蔵から東は現関跡付近までの北茨城との境界付近の字限図と丈量帳（明治期に作成されたもので地積、所有者名、道路幅員などが記載されている）を平の法務局と、福島市の歴史資料館から入手しました。

勿来斫通しは江戸期のものとわかっているので除外し、他の道で、馬一頭なら通れる道を探すと、窪田大槻を通って北茨城市関本上に出る道と新編常陸國誌にあった古城（御城前）と現関址手前を結び（現在は通行不可）北茨城市関本中に出る道があります。幅員〇、九から一、二メートル程度です。馬が二頭並列して通るなら一番西側の出蔵から北茨城の富士ヶ丘へ抜けるルートです。又、幅員から見て明らかに駅舎に繋がる街道と言ってよいと思われます。

先に常陸国の鹿島神宮司が通行を拒否された事件を述べましたが『類聚三代格』巻第一の原本には宮司が帰る時、「幣物祓棄河頭」とあります。もう一つの古書『日本三代実録』にも同事件が記録されていてそれには「於関外河辺。祓棄幣物」とあります。注目するのは河頭と河辺の違いです。河辺より河頭の方がより具体的に表

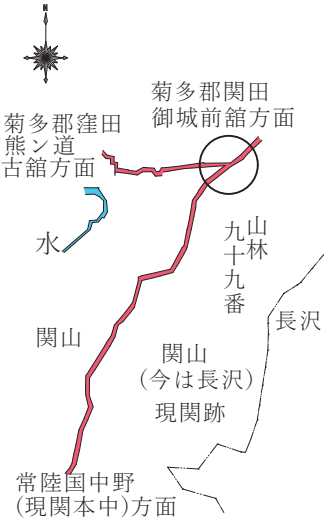
現していると思います。頭はカミと読むので川の上流として、この条件に符合する道を字限図に求めると、大槻を通る道と現関跡を通る道だけになります。又、その前に、「関の下に身を留めていました」とあるので関が高所にあったことがわかります。

現関跡は丈料帳でも官地でしたが、字名は関山でなく長沢です。厳密にいえば、これは『新編常陸國誌』の茨城側から古城（御城前）へのルートからも若干外れます。

字限図に落とすと、茨城側から来て坂を上がりきった地点付近が『新編常陸國誌』に記された古関址といえると思います。それ以外には見当たりません。

そして、そこの字名は関山になっています。

字限図に二種ありますが、県の歴史資料館のものには、熊ン道方向への道がありません。またこちらには底地番（分筆による地番分け）がないので、最初に作られたことがわかります。その後、明治二十一年頃までの再調査で熊ン道方向への道が（分筆の形態でなく）描かれています。しかしこのルートは明治四十一年の（地理院の）古地図でも途中で切れています。



字限図

これらの他、現在高圧線が二ルート、勿来の山を越えています。明治四十一年の地図でほぼこれと同じルートの古道が確認できますが、茨城側に高さ数メートルほどの急斜面があるので、難所です。（各古道の詳細は本書に示されています）

新編常陸國誌に示された、「なこその関」が現在地より

若干北側であることがわかりました。勿論、字名は関山です。平藩主もそのことを知っていたから、その近くで海の見えてスペースのある現在地に見立てたと思われます。佐藤先生は、現関跡（付近）は検判の個所だったのではないだろうか、との疑問を持ちながも、現在地を肯定されています。

ただし剳柵の場合の「菊多関」の場合は、西は出蔵から東は海岸までの国境の要所全てを入れなければ、意味がないと思います。詳細は本書を参照してください。

十、新発見!!「勿来」は長久保赤水の造語だった！

先に「なこそ」の呼称は他の県にもあることを述べましたが、語源としては多くの歴史学者が言っているような「波越」でなく「名古曾」すなわち「古くから名のある、かつての○○」というような意味で都人が使っていたようだということです。インターネット・デジタルコレクションで和歌集の原本の幾つかを見てみると「勿来」の表記は全くありません。すべて「なこそ、名古曽、那古曾、奈古曾、奈己楚、名社」などの崩し字です。『都人の「名古曾」観　私見』の項で、藤原公任の歌の「名こそ流れて」から後人が『名古曽滝』と銘打ったと述べました。すなわち「名こそ」から「名古曾」が生まれているということです。この本来的意味からいえば「なこそ」は全国の多くの、今は寂れた文物を指してよい言葉だと思います。では何故いわきの菊多の関を「名古曽のせき」と詠んだのでしょう。やはり、鹿島神宮司事件が大きく関わっていると思えます。

その十三年前に関の勘過が開始されていますが、官位ある神社の宮司が通行を許されなかったこの事件を受けて、もうすっかりすたれていたと思っていた著名な、すなわち「（東路の）名古曽の関」と、ユーモラスに

表現したのではないでしょうか。

名古曽のもつ意味には、枕草子にあるように「よしなよしな」というものもあります。どうせ許してもらえるような恋ではないので、よしなよしなと人は言うと、いうような悲恋に使われているようです。

勿論そればかりではありません。詳しくは本書をお読みください。

平安期の歌にも「来る勿れ」の意味あいのような歌もありますが、判然としません。

近年、名古曽の関の古歌を表記するのに「勿来」を使っていますが、原本にはありません。今回原資料の見直しの中で、江戸時代の中期になって水戸藩の地理学者、儒学者だった長久保赤水が考案したことがわかりました。

彼は、高萩市の赤浜の生まれ（一七一七年）で、後に水戸第六代藩主の命により『大日本史』の地理志の執筆を行っています。

それに先立つ一七六〇年、四十四歳の時、奥州南部と越後をおよそ二十日間で旅し、後年刊されたのが『東奥紀行』です。ここに『勿来』が見えます。

新道の斫通しを通ったようですが、その時の漢詩が載せられています。

奥海常山至此分　清風萬里拂邊雲
山櫻夾道關門跡　憶昔謠歌源将軍

『東奥紀行』が刊行されたのが一七九二年でその時、上部に注釈欄が設けられ次のように書かれてあります。

名古曽関一作勿来又作莫超　続けて、源義家の「吹く風を」の歌が紹介されています。「一作」を古語辞典で調べると、「**一工夫、趣向**」とあり、『勿来』が長久保赤水の洒落による造語だったことが判明しました。

この事を確認するために、長久保家の血筋になる、赤水顕彰会の顧問で、さらに『東奥紀行』関係図書も執筆されている、長久保源蔵氏（数え九十歳）に話を伺いました。

『本をまとめたのは赤水の甥っ子の暘谷（本名は中行）で、共に江戸小石川の水戸藩邸にいる時、赤水がかつて旅した記録を中行にまとめさせたもので、全て赤水が指示していたことは、当然です。自分も「一作」は見落としていました。今年中に、これらを含む六九三点が国指定の重要文化財になる見通しです。

その年に、「勿来」が赤水の「一作」だったことがわかったのは不思議です。』

大日本史編纂者としての立場から、類聚三大格等に出てくる、同国の鹿島神宮の宮司が通行を拒否された事件を知っていたとすれば完全に符合します。

勿来関を紹介する言葉として、「蝦夷よ、来る勿れ」と言いますが、かねてから疑問を持っていました。これも、『勿来』の文字誕生以後の風伝のように思います。

又、都の和歌に『勿来』の文字がなかったのも納得できます。

『東奥紀行』刊行から約百年たった明治三十年（一八九七）常磐線の勿来駅ができましたが、北茨城の人達は、この名称を現在の大津港駅に用いるべく話がまとまっていたそうです。しかし、一日違いで関田地区の代表者によって申請受理されてしまったと、今でも北茨城に残る有名な話です。地元の赤水先生（地元では今でもそのように呼んでいる）が作った『勿来』とすれば納得できる話です。

ここから言えることは、いわき市以外で『勿来関』の文字を看板に使うのは、いかがかと思います。

いや、長久保赤水より先に『勿来』を使っていたとでもいう証があれば別ですが。

十一、源義家の詠歌について　私見

この項は、佐藤一先生にお叱りを受けるかもしれません。戦時中の悲しい歌に有名な『同期の桜』がありま す。どうしても涙を禁じ得ない歌ですが、特に一番の歌詞の中に多くの日本人の散る桜に対してのイメージがあるように思います。

貴様と俺とは　同期の桜　同じ兵学校の　庭に咲く
咲いた花なら　散るのは覚悟
みごと散りましょ　国のため

戦争を美化してはいけないし、二度とあってはならないが歌う前から泣けてくる。日本人にとって散る桜の中に寂しさ、侘しさを感じ、詠うのは今に始まったことではないようです。

古今集にある在原業平（ありわらのなりひら）（八二五から八八〇年）が

散りければこそ　いとど桜はめでたけれ
憂き世になにか久しかるべき

要訳　桜は散るからめでたいのだ、この世に永遠なるものは　何もないのだから

源義家の活躍は、それからおよそ百年後でした。

勿来関の代表格として詠われている歌が、実は後三年後の自分の置かれた心境を詠んだものだとしたらむしろピッタリ符合し理解しやすいように思えるのは私だけでしょうか。

それを邪魔しているのが、千載和歌集の彼の歌の前にある詞書（ことばがき）です。

「みちのくにに　まかりけるとき　なこその関にて　花のちりければよめる」と書かれてあるためです。まかりけるときとは、来ましたときに　という意味なので、そのほかに解釈はできません。したがって、ここからは推測になります。

彼が陸奥の守として奥州に下向したのが永保三年（一〇八三）です。その三年後、陸奥の豪族、清原家の跡目相続の内紛に巻き込まれました。これが後三年の役ですが、義家と朝廷とに見解の相違があり、朝廷はこれはあくまで、清原家の内紛、すなわち私的争いであるとして、「奥州合戦停止」命令を下しました。

それに対し義家は、賊徒追討なので、正当な公的戦いとして認めてくれるよう、ただちに要請したのですが、朝廷は、認めませんでした。それどころか、彼の行動を残虐非道とし、陸奥の守の役を罷免し、功章を一切与えませんでした。

そこで彼は、配下の者たちに、私財を投じて報いたと武勇伝は語っています。

大雑把にまとめるとこうなると思います。

後に許されますが、決して優遇された様ではありませんでした。

そのような状況の中で、文武両道に優れていた彼が詠った歌があの歌だったのではなかったのかとの推測です。

吹く風を　なこその関と思えども
　道もせに散る　山櫻かな

【私釈】陸（みち）（奥の栄光）も　せにちる山櫻かな

彼ほどの人物が、散る桜がきれいだだけで歌を詠うと思いますか。

このような解釈が許されるなら、これには当時の朝廷に対する不満の意が記されているわけですから、勅撰和歌集としては、簡単に推挙できなかったと思います。又仮に義家没後和歌集成立まで約八十年過ぎていたとしても、先祖の七十二代白河天皇を批判するようなものを後の天皇が、そのままでは和歌集に載せる訳にはいかなかったでしょう。

和歌集の撰者のそういった心づかいが詞書の中に秘められているような気がします。

このように考えるなら、関の通行時期とか、通行の有無とかは重要ではなく、後三年後の自分をなこその関の山桜に置き換えたのではないでしょうか。

したがって撰者がそれを知っていて「陸奥の国から戻った時」としないで、カムフラージュするために、意図的に「みちのくにに　まかりけるとき」とし、読者の目を山桜の方に向けさせたように思うのです。

以上を思索すれば、この歌をもって結句、いわきの名古曽の関そのものを否定しようとするのは、明らかに間違いだと思います。

十二、彦部家系譜について

地元の甲高武雄氏（故人）が『大高舘と新論勿来の関』の中で紹介された群馬県桐生市の『彦部家系譜』の

脇書きに「惟章－惟頼－大高冠者従五位下因称大高大夫母惟章女実義家朝臣四男也康和四年十月為陸奥國菊多郡検断高階惟頼那古曽関修理之功任兵衛少志辞不拝任位大高寺」とあります。

要訳すると

八幡太郎源義家と高階河内守惟章の娘の間に生まれた惟頼を、男子がいなかった惟章の養子とした。

一一〇二年に惟頼は陸奥国菊多郡の検断職を命じられ（大高冠者）、以後数代に渡り菊多の大高、窪田に住した。惟頼は那古曽関を修理しその功によって兵衛志（官位従八位上）の官位を賜り。又大高寺（現存）を移転再建した　旨が書かれてあります。

桐生の彦部家はその直系であり、建物は国指定重要文化財に指定されている名家です。

系譜は尊卑文脈とほぼ同じで当地方の大高（現、甲高姓）に伝わる系譜にも合致するのでかなり信憑性があります。小野小町の歌より二六二年も過ぎ、又多くの歌集も出た後であり、勿来関がどこにあったのかなど多くの人が当たり前にわかっていたことになります。

その後奥州柴波に住し、桐生に着した彦部家にも「菊多の勿来関」が伝わっていたことになります。

ただし、文字が『勿来関』になっているので、この家系譜は明治期あたりに作成されたのではないかと思います。

しかし、今後研究する余地があると思いここに御紹介させていただきました。

十三、宮城県利府説について

勿来関を取り巻く諸問題に対しての拙文を、一部私見を交えあらまし記しました。勿来関に関する疑念に対し、お役に立つものと確信します。しかし、「勿来関、利府説」を知った時は、驚きました。又いわきの著名な殆どの方が、それを後押ししていることを知った時は、さらに驚きました。さらにその裏付けとして挙げている書物の欺瞞性に気付かずに、マスコミにまで『勿来の関は宮城県利府町にあった』（二〇〇八年五月二三日　いわき民報）と断定して載せてしまったのにはさらに驚きました。またこの説を引っ提げて、こともあろうに利府町で講演まで行い、現地の人たちに間違ったことを説き、結果「勿来関」の看板まで建てるに及んでいることは、故郷を愛し、古里に誇りを持ち、生活をしている者にとって、耐え難い屈辱でもあります。

言論は自由ですが、もし、それが間違っていたなら、何とするのでしょうか。結論から言いましょう。利府説は間違っているのです。

私のような、歴史も素人、作文も素人の人間にさえ幸田露伴が言ったように「利府説は取るに足らない」とわかるのです。

1．いわき民報の記事抜粋・驚きの内容

多賀城は、中央政府の支配に属さない地域、そしてそこに住む人々（蝦夷）を取り込んでいく役割も担い、政治だけでなく軍事の中心（鎮守府）でもあり、そこから北へと攻め込んでいくための拠点でもあった。そ

の多賀城の北を守り固め、蝦夷からの攻撃を阻止するために、多賀城設置と同時に利府町森郷に置かれた関所が「名古曽（勿来）の関」である。（中略）関所があったと伝えられる場所のすぐそばには「勿来川」が流れていて、そこにある山は「勿来山」と呼ばれ、勿来桜が咲いていたと江戸時代の名所旧蹟誌[1]にある。「名古曽（勿来）」の地名は、江戸時代だけでなく、それ以前にも記述があり、その「来てくれるな」という意味にもとれる地名は、「北方にいる蝦夷よ、攻めて来ないでくれ」と願った守人たちの思いとも重なった。（中略）地元では、源義家が詠んだ「吹く風を勿来の関と思えども道もせに散る山桜かな」の歌も、後三年の役の際に、国府だけがそのまま残されていた多賀城から、かつて関所が置かれていたこの場所を通って北へ向かう時、あるいはその帰り道に詠んだものだと伝えられてきた。（中略）勿来の関があったと伝えられる場所には、小さな祠が建てられ、その中に「山神の碑」と「勿来曽神社の碑」。そして古道の名残が、かすかに残っているだけで、地元の人に話を聞いても、「勿来の関は、福島のいわきにありますよ」と答えるばかり。かつてここに関所があったということを知る人は、ほとんどいない。調査のために、利府町郷土資料館、コミニュティーセンター、図書館などの公共施設を訪れ職員に尋ねても、それぞれの施設から車でわずか五分ほどのところにある勿来の関があった場所さえ、だれ一人答えられなかったのには驚かされた。地元の資料には、さまざまな記述があるのだが、時の流れは、地域の歴史を人々から完全に風化させてしまっていた。しかし、勿来の関は、宮城県利府町にあった。それが史実だろう。では、どうしてその関が、いわきにあることになってしまったのだろうか。

そうした古歌に心を引かれ、自らも和歌・俳句に傾倒した人物がいた。一六七〇年（寛文十年）に平藩主となった内藤義概（よしむね）である。（中略）そんな義概は、文化的施策に力を入れ、多賀城周辺にあった歌枕のいく

つかにふさわしい、それに見合う場所をいわきの地に探し出し、そこを歌枕の地に擬定し、定着させたことが明らかになっている。（中略）勿来の関をはじめとする歌枕の地とされる場所は、まさに、この時の産物にすぎず、それがいつの間にか史実と誤解され、今日まで脈々と語り継がれてきたのだ。

（いわき民報　二〇〇八年五月二三日、同年六月六日の同紙に続く、カッコ内筆者）

（1）『奥州名所図会』と思われる

いわき市の皆さん、いかがでしょうか。他にも同内容の冊子が、いわきから発信されています。いわきの著名な方で、勿来関がいわきにあると思っている方は、ほとんどいないようです。驚きました。これは、勿来関の存亡の危機です。

しかし、案ずることはありません。これらの論説にはいくつもの間違いがあるので、利府説（論者は、一説でなく利府と断言しているが）は、成り立たないのです。

利府町論者の要点をまとめてみましょう。一番目は、「蝦夷よ来る勿れ」の意義からすると、利府の方が理に適っている。二番目は、いわきの勿来関は、政治を顧みないような平藩主が、宮城をパクッて勝手に作り上げたもの。三番目は、宮城には、裏付けとして江戸時代の「奥州名所図会」などがある。又その中に勿来神社がある。以上に要約できるようです。

2．勿来関は、宮城県利府にはない

愛郷求真のうえから、少々反論を試みます。まず第一番目の「蝦夷よ来る勿れ」についてですが、本項でも

述べたように「勿来」は、長久保赤水が『東奥紀行』に書き記した洒落による一工夫なので、地理誌を裏付る理論的支柱として用いるべきものではないと思います。そうすると、利府説を成り立たせる理論的支柱がなくなったのですから利府説は砂上の楼閣になります。

中央の歌人たちが万葉の歌を謡うのに、戦闘の最前線を謡うとお思いですか。名古曽関は、役所のいわば公式文書には登場しません。

遊びの世界のみの言葉です。時代は下って、赤水も一作（洒落）でいわきの名古曽の関に対して「勿来」を作ったのです。従って「蝦夷よ来る勿れ」を物差しにして、勿来関のありかを論ずるのは間違いなのです。

3．いわきの勿来関は、宮城の横取りではない

二番目の、平藩主が勝手に勿来関を現在地に擬定したとのことですが、いわきの上遠野に流罪されてきた飛鳥井雅宣が一六〇九年頃、九面の渡辺宅で詠った「九面や潮満ちくれば道もなし此処をなこその関といふらん」（『東遊雑記』）がありますが、九面は、現勿来関跡の眼下に広がる海辺の集落です。当時もその傍に、なこその関があったのです。利府にはありません。歌の末尾の「いふらん」は、現在推量の助動詞ですから、歌った本人が「なこそのせき」と言ったのではなく、そのように言われているのは何故だろうと、他者が言っていることを推量したものです。要するに、飛鳥井雅宣が九面を勝手になこその関に比定したのではなく、以前から周辺でそのように言われていたとのことになります。

利府説の論拠の『奥州名所図会』は、一八〇四～一八二九年の間にできたものです。宮城より二百年も前に、

なこその関はいわきにあった何よりの証拠ではないですか。その他に、本文にも書いておきましたが、彼の水戸黄門の弟子たちによって作られた、『古今類聚常陸國誌』や、それを継承して作られた『新編常陸國誌』には、斫通しからと国境から関跡までの距離が示され、そこに、歌に詠われた関跡があると記されいます。それは、斫通しの新道を造り始めたのが江戸時代に入る直前の一五九六年なので、少なくともその時には、旧道に関跡があったことになります。

第三代平藩主・内藤義概（風虎）が、葛山為篤に『磐城風土記』を作らせ、名古曽の関を現関跡付近に擬定したのが一六八二年（関明神設置）です。実はこの時でさえ宮城に勿来関は存在していないのです。利府にあったのは名古曽神祠（後述しますが、これも疑わしい）であり、左右関（後の惣関、総関、現勿来関と看板あり）なのです。その他の宮城側の論拠文献は関の位置を特定するものではありません。伊達藩主が領内に万葉歌の比定地を探したのが正徳年間（一七一一～一七一六年）です。これからも宮城の方が横取りしたことが明らかです。

以上からもお分かりのように、国境を接する常陸の国の方々が、しかも日本を代表するような、地理学の専門家が宮城よりもはるか前に、菊多の名古曽関について詳述しているのです。

いわきを否定する利府論者は、このことに対し明確に答える責任があると思います。

4．利府説の裏付の書『奥州名所図会（ずえ）』の虚偽

三番目は、宮城利府説の裏付けとして登場する『奥州名所図会』の虚偽について、少々述べます。その前に、

私が残念なのは、いわきの論陣たちが、地理学の基本事項である、文献資料の信憑性について、何故この書について調査しなかったのだろうかということです。わかりやすく言えば「神書に曰く」とあるような場合は、まずは疑って見るべきではないのかということです。

『奥州名所図会』には、所々に参考とした文献名が載っていますが、その原書を調べてみると、途中から全く別の文章になっているのです。どういうわけか特に「名古曽の関」関係のところに目立ちます。それらを含め宮城県図書館の許可を得たので転写しました。

①『前太平記』引用部の改竄（かいざん）

『前太平記』寛治四年三月二十九日、源義光朝臣、奥州の国府に著き給ふ。兼ては今明（けふあす）の程には、出羽に発向有るべしとして、軍立（いくさだち）する事隙なかりけるに、俄かに兵衛殿の下向なり、と云ひ囃（ののし）る。将軍聞き給ひ、あな不審（いぶかし）。（中略）将軍聞き給ひ、去んぬる九ヶ年の戦ひに、貞任（さだとう）等鎮守を攻めんとせし時、敵失謀天福二将軍一也、武則真人（たけのりまつと）が賀しけるも、今この時に同じ。敵の滅亡遠きにあらずと、軈（やが）て諸軍の手分を定め、府中に敵を入れ立てじとぞ防がせらる。左兵衛尉義光朝臣は七千余騎にて、城より一里打つて出で、奥道を支へらる。これ今の総関（そうのせき）通奥海道（おくかいどう）、すなはち名古曽関なり。次郎義親は五千余騎にて追手の城戸（きど）を三十余丁打つて出で、上道に陣を取る。これ今の海道の西、奥の細道の辺なり。（後略）

（角川書店発行本を複製）

『奥州名所図会』は、仙台大崎八幡宮の祠官で俳人でもあった、大場雄淵（おぶち）が文政年間（一八〇四～一八二九）に作った図会です。

江戸時代に活字翻刻されたものが宮城県図書館にあります。福島県立図書館には、昭和六十二年に角川書店発行の活版印刷本があります。

いわば当時の領内観光案内書ですが、他国と論争のあるものに関しては、紙数を使って、反論を展開しています。

この書の中に、右記の部分があります。「前太平記」とあるので、前太平記の原書を見てみましたが、この箇所には名古曽関の文字はありません。

又、総関はどこにも出てきません。この文章は、前太平記の名を使っていますが、筆者が意のままに創作したものです。原書の別の個所に源将軍の歌と奈古曾関が出ていますが、その中に「陸奥の奈古曽と申す所で詠んだ」旨はあっても、そこが「今の総関」だとは、出てきません。

この書で歴史の真実を語るべきではないようです。

②③勿来神祠（なこそのしんし）のあきれた捏造

勿来神祠（なこそのしんし）　名古曽山の頂上にあり。所祭（まつるところ）、久奈斗神（くなどのかみ）。神書に曰く「伊弉諾尊（いざなぎのみこと）　曰（いはク）、自レ此（これより）莫過、即投二其杖（チヲ）一為二岐神（くなどのかみト）一。是来勿度神（くなどのかみ）名以為二関名（テノノト）一者、事縁尚矣（ノ）」。（千人引石一条の地にして、勿来になほ縁あり）

（角川書店発行本を複製）

私訳　名古曽山の頂上にあり、祭るところは、久那斗（くなど）の神である。神の書にいわく「伊弉諾尊（いざなぎのみこと）曰く、これよりすぐるはなく、すなわちその杖を投げ、岐神（くなどのかみ）となす。これ来勿度神（くなどのかみ）の名を以て関の名となすは、縁尚のことかな。石一条の地にして、勿来になお縁がある。

利府の総の関が勿来関に変化していく三段論法です。

神書の書き出しは、日本書紀を真似ていますが、書紀には「来勿度神（くなどのかみ）」は出ていません。ここも、筆者の創作文です。

「勿来」は、長久保赤水がいわきのなこその関に付けた創作造語です。元々は久奈斗神（くなどのかみ）だったものを伊弉諾尊が杖を投げて岐神（くなどのかみ）となり、これが来勿度神（くなどのかみ）で関の名になったといい、だから「勿来」に縁しているのだといっているのです。この考えを画と共に描いたのが、利府町説の根拠となる『奥州名所図会』なのです。何の論理性もないではないですか。

これからわかることは、元々利府町にあったのは、「なこそ」でも「名古曽」でもましてや「勿来」でもなく、久那斗神だったということです。

したがって、利府町では、「勿来」を「なこそ」や「名古曽」に戻すのではなく、「総関、総の川、久那土山、久那土神祠」などに戻すべきなのです。

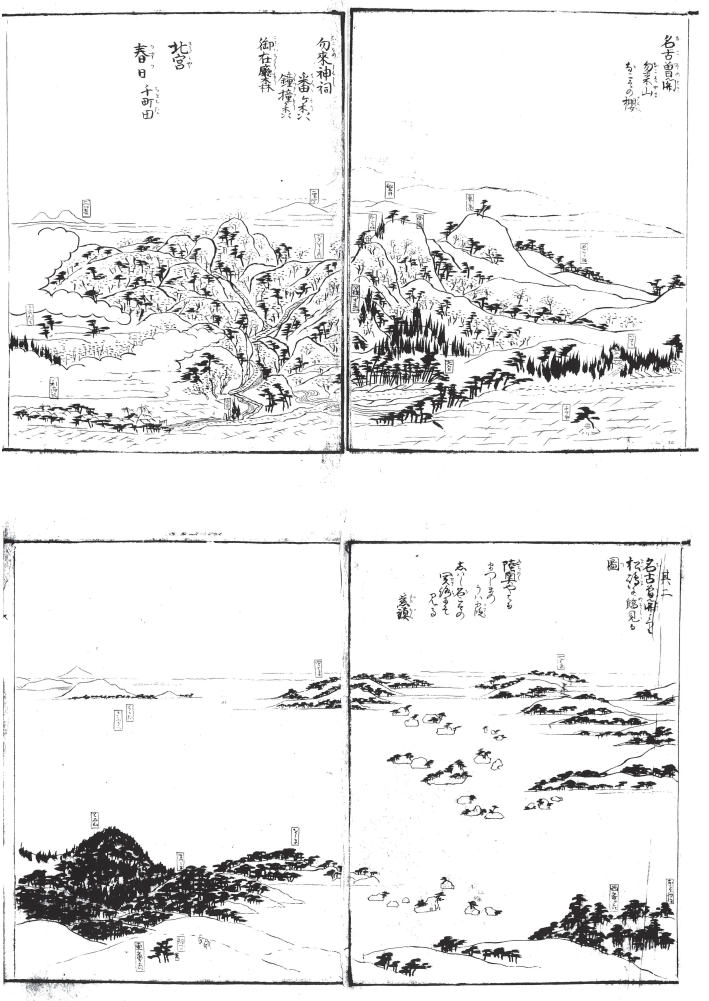
近頃は立て看板まで「勿来」にしてしまっているのです。

この書の特にこの部分は、神の名を借りた虚言以外の何物でもありません。どんな神様が言ったのか、聞いてみたいものです。権威を笠に着た驕（おご）りです。

この書が、利府町に勿来関を記した最古（一八〇四～一八二九）の文献です。

このような書を依書として、故郷のいわき勿来関を捨て、宮城の利府を勿来関とした、いわきの著名な方たちの猛省を訴えるものです。

別項で述べる『太平記大全』が板版本になったのが一六五九年です。そこには、「名古曽関打ち越えて岩城郡に至る」と名古曽関がいわきの現在地であることが明確に記されているのです。利府の図会の約百七十年も前の事です。



（宮城県図書館所蔵）

ここにも「勿来」の文字を使っていますが、この書より少なくとも 12 年前に、長久保赤水がいわきの関に創作したのが「勿来」です。

いわきの著名な方たちも、この絵図を見て、利府町説を確信したのでしょう。

④『東奥紀行』の抜粋

『東奥紀行』

岩沼の駅に入る。仙台の臣古内主膳居所なり。およそ仙台提封の中十八城ありと。万石以上の臣分守す。これその一と云ふ。この日この駅の市にて交易雑踏、里民蟻の集まるが如く、喧熱甚だしく肩を摩て出づる。竹駒の祠を謁し、北行二百歩ばかり、民家の前に赤松あり。武隈松と云ひ、二木松と号く。木囲四、五尺あるべし。二株となる。枝葉頗る禿ぐ。能因歌に拠らば、古松は已に枯れて後人ふたたび種ゑてその名を存す。これ過ノ房子なり。すなはち過房子といへども槙幹古色、蓋し五百年外の物なり。

武隈松　　赤水

似レ辞二大夫爵一　遠在二武隈東一
縦不二旧時物一　相伝入二国風一

（角川書店発行本を複製）

⑤「奈古曾関陣蹟」

奈古曾関陣蹟　利府駅の北に、山道あり。往昔の奥道なり（左兵衛尉義光朝臣国府に有りし時、城より一里打って出で、奥道を支ゆると云ふはこの所なり）。郷民伝へて、惣関とも呼ぶ。山上に勿来関明神祠あり。この地奥州三関の一にして、胆沢鎮守府より、

著者が、長久保赤水の『東奥紀行』を読んでいた証拠です。

この他にもこの書に赤水の名は登場しています。

しかし、伊達藩に不都合な個所では、「近世水戸の赤水と云うふ者……後世に惑を残す」と、酷評もしています。

著者の神官は、原書を改竄し、時に神の名を語り、目的のためには人を落とす。他人の物を自分のものにする。知恵者であり相当の作者だったと見えます。

初めに「奈古曾関」と言い、文中に「勿来関」を使い、源将軍の歌も「勿来関」と明確に書いています。

「勿来関」の文字は図会の約十二年前に、長久

多賀国府に通ふの要路なり。往康平年間に、源将軍義家朝臣、安倍凶賊征伐の時、この地に於て落花を詠ず。『千載集』に載せらる。

吹風越勿来関止雖思路茂狭爾散山桜哉

これより奥の山道にして数十程、峻嶺の間道艱嶮屈曲して殆ど馬蹄を労し、一騎を以て万卒を拒むにたれり。実に郭外の要路なり。関に入る山口に一高丘あり。鐘撞が森と云ふ。また山道をさしはさんで東西に番が森あり（森といへども峻嶺なり。高嶺高山を森と云ひ、だけといふ。奥のことばのならはしなり）。嶺上より四方を望めば、空濶としてその限る処を知らず。およそ西は白髭、和泉の二岳につづき、大白山・不忘の山・会津嶺にいたり、東南は白浪碧空に接はり、邂逅目に遮る所は、相馬鵜の崎、烟霧の中に彷彿たり。遠く西北を望めば、磐手の森は浮雲に覆はれ、駒ケ嶽はその前に高く、栗原・磐井の二郡までも、或いはかくれ、或いは顕はる。近く東方を望めば、塩釜・松島の海水手をひたすが如し。郷人相伝へて云ふ。慈鎮和尚この山上に憩息て、春望を詠ず。

陸奥や春松島の表霞暫し奈古曾の関路にぞ見る

この詠『拾玉抄』に収められしも宣なるかな。山上より松島の春色を望む時は、実に人腸を膾炙する所あり（しかるに他邦常陸の菊田関を以て、奈古曾関と唱ふ。いづれを実地とせん。なほ後の考を待つ）。正徳年間、仙台の太守吉村君、邦内の名所を捜索し給保赤水がいわきの名古曽関に創作したものです。

将軍義家の歌を漢詩風にして「勿来関」の文字を使ってしまっています。彼がこの書の中で、赤水の『東奥紀行』を引用していることから、「勿来関」を盗用したのでしょう。

筆者以前に総の関をなこその関と書いた文献はありません。

筆者が勿来関明神と言った初めての人物です。したがってその依書もありません。

それでいて「他邦常陸の菊田関を以て、奈古曾関と唱ふ。いづれを実地とせん。なほ後の考を待つ」などと言っています。この論法に、この人物の人柄が見えるように思います。

この書の前に、仙台藩で作った『奥羽観跡聞老志』（一七一九）と『邦内名跡志』（一七四一）には、利府に「なこそ関」など無いばかりか、『奥羽観跡聞老志』には名古曽関が菊田郡の項の中に書かれています。

ひ、その過ちを正して、詠歌を揩神公家に乞はせ給ひて後証として給ふ。名づけて『仙台名所和歌集』といふ。梓行して公にをさむ。（官庫ニ収ムト。シカルベシ。頭注）この集中に、名古曾関、一の詠は風早実積卿の詠なり。

（角川書店発行本を複製）

奥州名所図会は、勿来関と八幡将軍の歌を私せんがために八幡神社の神官である彼が、いつの日にか利府説の「後証」となることを想定して、いわば「神の手」として描いたことは明らかです。

5.『太平記大全』にあった「名古曽の関」の位置

この板版出版は、一六五九年ですが、文はその二年前に完成したと言われています。

一三七〇年頃までにまとまった太平記を訳補充したものといわれています。内容は、室町期の軍記が中心です。江戸時代前から公にも、現関趾付近が名古曽の関だったことを類推させる重要な史料です。

『古今類聚常陸国誌』にこの史料部分が引用されていました。四千ページを超える原本ですが、どうにか確認することができました。

「名古曽の関打ち越えて、岩城郡に至る」と明確に出ていました。

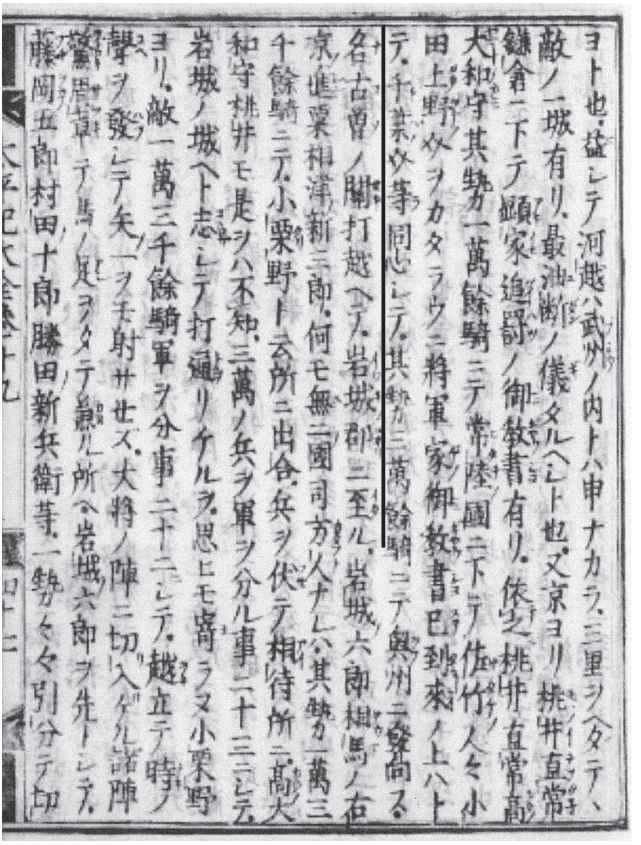
この書の出版は、内藤平藩主が現在地に比定する前です。さらに遡ること五十年前に詠まれた、九面の和歌も正史料として位置付けられる必要があります。

飛鳥井雅宣　一六〇九年頃

ここづらや　しおみちくれば　みちもなし
ここをなこその　せきといふらん

一つの歌の中に「ここづら」（九面）と「なこそのせき」が出てきます。「いふらん」からして、歌人が勝手になこその関を九面に比定したのではないことが明らかです。

歌人は。一六〇九年頃、なこそのせきが九面の近くにあったことを聞いていたことになります。利府説の拠り所とする資料は、これより約百七十年も後に作られたものです。



太平記大全

6. 京都から「はつかあまり」

堀河百首（雑）　源師頼（もろより）　一一〇五年頃～一一〇六年頃詠

たちわかれ　はつかあまりに　なりにけり　けふやなこその　せきをこゆらむ

私訳　（京都を）出立して二十日程経ちました。今日こそは、なこその関を越えられるでしょう。

所要日数参考

一、愛知芸術文化センターレファレンス事例

「江戸時代に旅行した人は、一日何キロくらい歩いたのか。平均、一般的な数値でよいので知りたい」に対する回答

「一日約三十二キロメートルです。」

二、平藩主安藤信正公は嘉永二年六月二十七日に江戸を出立して七月三日に平に帰城している。（「孫ひこたちへの炉端がたり」長久保片雲著より）

三、平潟（勿来の隣）から京都まで千三十二里、平潟から東京と仙台まで各二百八十八里　一里は六百五十四メートル（平潟洞門碑・長久保赤水筆より）

四、西山宗因は、『奥州紀行』の中で平から松島まで六日掛かっていることを述べています。

五、『東奥紀行』で赤水は、勿来から仙台まで七日掛かっています。

六、明治十七年の道中旅日記によれば、窪田から京都まで少し寄り道をして二十三日掛かってます。（玄正庵所蔵、地図と道中日記より）

所見

先の和歌には、出発地名はありませんが、作者が都の役人なので京都と思われます。

これからすると、上表に示したように、京の都からいわきなこそまで、二十日では厳しく、もう一日は必要だったようで、和歌とピッタリ符号します。

この和歌は、なこその関が陸奥の国の入口にあることを示す最古のもので、きわめて重要です。

源義家の「ふくかぜを」の歌は、心象風景に心を寄せて詠ったもので、解釈に個人差がでますが、この和歌はほかに解釈しようがないと思います。

これで利府町説は完全に否定されました!!

平均所要日数	里数	至　自
21.1 ※1	1032	勿来～京都
5.9 ※2	288	利府～勿来

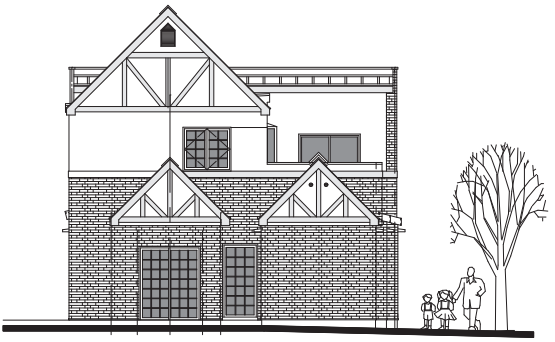
1里は0.654Km　32Km/日として

※1　1032 × 0.654/32　　※2　288 × 0.654/32

十四、名古曽の関の位置を示す明確な資料

先にも挙げましたが、隣国水戸藩と、その関係者がまとめた書に名古曽の関の位置が明確に書かれています。先の宮城の『奥州名所図会』と比較するためにも、又後人のためにも関係する部分を全部留めておきます。

これを見ると、斫通しの工事開始時期と関跡との関係性から、江戸時代の前からほぼ現在地が名古曽の関跡だったことがわかります。平の殿様よりかなり遡ります。江戸時代の観光案内パンフレットとは違って、水戸藩の地理学者が地理誌としてまとめたものです。信憑性は「図会」の比ではないと思います。



中山信名先生修　　積善堂蔵版　一八九九年　初版　（筆者記、一部抜粋）
栗田寛先生補

新編常陸國誌巻六　関梁

【奈古曽関　奈古曽三字以音】　多珂郡関本村ノ北ニアリ、陸奥國菊田郡ノ界ナリ、其他岩山ヲ開テ通路トス、高七丈余、或ハ五六丈　長二十四間、濶三間余アリ、東ハ本國九面濱ナリ、北ハ菊田郡関田村、國堺ヲ去ルコト半里余ニアリ、西ハ高山ニテ山中ヲ過ルコト六七町ニシテ、往昔ノ関址アリ、今に石祠ニアリ、一ヲ関東宮トシ、一ヲ奥州宮ト云フ、蓋所謂堺明神ナリ、今通行ノ道ハ後人開ク所ニシテ、古昔ノ地ニアラズ、里人相伝フ、往昔ノ道ハ関本村ヨリ里根川ノ北岸ヨリ分レテ、作ト云フ地ヲ経テ古関ノ址アリ、是ヨリ関ノ松山寺ノ東関田目梶原氏ノ古城ノ西ヲ過テ関田村ニイタリシト云フ、今ノ道ハ里根川ノ東北ナリ、⑫　新道ヲ開キシ始ハ慶長年中新町ノ冨氏篠原和泉ト云フ者アリ、家業ノ便ナラン為ニ、岩山ヲ鑿テ洞道ヲ作リ往来ス、行人漸ク多ク、後ニハ士大夫ト云ヘドモココヲ往還シテ、大道ノ如クナレリ、サレバ刀槍ノ障ナカラン為ニ、承応元年ノ此新町ノ庄屋酒井平左衛門ト云フ者、官ニ請テ山頂マデ斫通シテ、大道トス、コレ今の地ナリ、新町ハ関本村ノ内ナリ　奥羽観跡聞老志ニ、此地往昔余古之桜樹五十年前枯槁盡、爾後領主皇祖父内藤左京兆義春植百余株遺舊名今所存□三十余根、尤可愛也、トアリ、サレバ享保中マデハ三十余株アリシト見ユルニ、今ハ大概枯テ古木五六株、坂ノ右ノ路傍ニ存ス、是坂ヲ名古曽坂ト云フ、斫通ヲ出テ下ルナリ、平方濱ノ北ヲ黒浦ト云ヒ、其北を九面濱ト云フ、共ニ魚家ナリ、本文ニ見エシ如ク、九面ハ関ノ東ニアリ、其民家ヲ過テ、少シク上レバ、ココニモ廿間計ノ斫通アリ、ソコヲ通テ出レバ、左右山間ニテ、漸々下ル、五六丁ヲ下テ、関ノ下ナル海濱ニ出ッ、聞老志ニ相伝、

大古素戔雄尊東征登此山頭経此地而号名古曽関云々、後人立つ宮社干山上祭牛頭天皇以素戔雄垂跡之地也三月望行祭禮矣トアリ、然レドモ牛頭天皇ヲ祭ルモノハモト疾病ヲハラウノ謂ニテ、仏家の説ヨリ出タリ、素戔雄垂跡ノ故跡ト云フモノハ、後人ノ附会信ズルニ足ズ、思フニ奈古曽ハ奈古須ニテ、波越ノ意ナリ、（波ヲ奈ト云フ古言ナリ、奈佐加海ハ波通海ナルヲ思フベシ、）此地大海ニ濱シテ、波浪山下ニ至ル、其謂アリト云フベシ、凡諸国ニ奈古夜ト称スル地皆浜ノ地ナリ、下総ノ名古屋、鎌倉ノ名越、尾張ノ名古屋、備前ノ名護屋スベテ海浜ノ地ナリ、源平盛衰記、難波ノ経俊入布引瀧條ニ、是ヤコノ費長房ガ入ケル、壺公ガ壺ノ内、浦島子ガ遊ケン名越ノ仙室ナラント、最面白思ッ、暫タチタリケレドモ云々ト見エタリ、コノ名越ハ正シク波越ノ義ニテ、波ノ下サル仙室ト云フコトナリ、尤徴トスベシ、奈古曽ノ名義以テ推知スベシ、（枕草紙ニモよしなくの関こそ、いかに思ひ返したるならんと、いとしらまほしけれ、それをなこその関といふにやあらん、あふさかなとをまで思ひ返したらは、わびしからんかしトアリ、サレバヨシナク関トモ云ヒシニヤ、他ニ見ル所ナケレバ、疑ナキニアラズ）又一名菊多関ト云ヒシト見エテ、義経記ニ、（吉次奥州物語條）みちのくにといふは、いかほどのひろき国ぞとゝひ給へば、大過の国にて侯、ひたちの国とみちのくとのさかひ、きんたの関と申て、出羽と奥州のさかひをば、なんせきと申、其中五十四郡と申ければ云々トアリ、きんたの関は菊多関ナリ、常奥ノ方言轉訛ノ致ス所ナリ、此地菊多郡ノ界ナレバ、陸奥ノ俗デ菊多関ト云ンコト謂アリト云フベシ（南関トアルハ、念種関ヲ云ヘリ、）枕草紙ニハ、クキダノ関トアリ、源氏細流ニ奥州ノ菊多郡ナリ、俗クキダノ関ト云ト注セリ、コレヲ思ヘハ中世ハクキダトモ云ヒシト見エ、（杭瀬川ヲクビイ川ト云フタグヒニテ、）邊鄙（へんぴ）ノ俗語ノ轉訛ナリ、此関ノ奮址ハ元ヨリ両国ノ界ナレド、今ノ斫通ハ本国ニ属セル分多シ、サテ両国ノ界ナルヲ、古来奥州ノ名所トス

ルモノハ、古歌ニ陸奥ノ名古曽關トヨメルモノアレバナリ、雅録ノ歌、陸奥ノ、名コソノ関ニ、来ニケレハ、開エシコエシ名ヲモコヘヌヘキカナ、凡京師ノ人ノコノ地ヲ過ルモノハ、必陸奥ニ入ベキ人ナリ、然シテ此地陸奥ノ道路ノ始ニアリ、流傳シテ陸奥ト云フモノコノ故ナリ、原本頭書 国へ入口ノ関ハ、其国ヨリ番人ヲ置故、其ノ国ノ関ト云ニヤ、スヘテ此関ヲ詠スルモノ、小野小町ヲ始トス、見ルメカル、海士ノ行衛ノ、ミナト路ニ、名コソノ関モ、ソレスヘナクニ、コレモ浪越ノ意ヲ添テヨメリ、次ニ紀貫之花匂フ、名コソノ関ノ、ヨフコ鳥、ニ條御息所等ナリ、立ヨラハ、カケフムハカリ、近ケコヘ飛行モアヤフマレツ、レド、誰カ名コソノ、関ヲ居ケム、コレヨリ後、数千百首、皆文苑門ニ載タリ、然レトモ多クハ京師ニ在テ、想像シテ詠ズル所ニテ、実にコノ地ヲ過テ詠ズルモノハ源義家、吹風ヲ、ナコソノ関ト思ヘトモ、ミチモセニチル、山サクラカナ、及近世ニテハ飛鳥井雅宣等ナリ、奥州ヘ配流ノ時、此地ヲ過テ、九面ヤ、潮ミチクレハ、道モナシ、ココヲナコソノ、関トイフラン、岩城城主内藤義泰ハ風騒ノ士ナリ、幕府往来ノ時々、此関ヲ通ル毎ニ、和歌ヲ詠ズト云フ、其歌文苑門ニノス 其名古今ニ高ク、風景モ亦他ニ絶スルヲ以テ、文雅ノ客コゝニ至テ、詩ヲ題シ和歌ヲ詠ズルモノ、今ニ至テ絶ズト云フ、舊誌ニハコレヲ斫通関ト記シテ、或曰歌書所謂那古曽乃関即是関也云々トセラレシハ、父老ノ伝説ノミナレバ、決シテ書レザリシハ、古人ノ所為質朴ノ風見ルヘキナリ、サテ太平紀大全ニ、北畠顕家奥州霊山城ニ保シテアリシコトヲ云ヘル所ニ、京ヨリ桃井直常鎌倉ニ下テ、顕家追討ノ御教書アリ、依之桃井直常、高大和守其勢一万与騎ニテ、常陸関ニ下テ、佐竹ノ人ニ小田上野介ヲカタラフニ、将軍家御教書已ニ到来ノ上ハトテ、千葉介等同心シ其勢三万与騎ニテ奥州ニ発向ス、名古曽ノ関打越テ、岩城郡ニ至ル云々トアリ、舊誌ニモコノ文ヲ引テ、今按斫通関與石城郡相違不遠、疑是或説近是ト注セリ、実ニ大全ノ書タル、軍学者流ノ偽造ニシテ、事実ニ於テ一モトル所ナシト云ヘドモ、是地相伝ヘテ名古曽関址ナリト云ヘル一證ニハ備フヘシ、故ニコゝニ附注ス、

中山信名　一七八七～一八三六年　石名坂村（日立市）の医者坂本玄卜の子。
国学者。盲人の国学者塙保己一に学び、後旗本中山家の養子になる。
「新編常陸國誌」は、生前完成せず死後六十三年後、色川・栗田の手を経て集大成した。

色川三中　一八〇一～一八五五年　土浦藩の国学者
はじめ家業の薬種業と醤油醸造業を継いだが後、古典研究に専念した。
散逸していた中山信名の著述を回収してまとめ上げた。死後四十四年後に完成した。

栗田　寛　一八三五～一八九九年　水戸藩の国学者・歴史学者
町人（油製造業）出身。『大日本史』編纂事業に携わる。
明治二十五年に東京帝国大学の教授となる。郷里からの依頼に感激し全力で
『新編常陸國誌』の監修・編集にあたった。出版の年に製本を見ずに亡くなる。

ようやく、先生と同じ結論に辿り着きました。
先生は最後まで、関の老松を描いていました。
今も、威風堂々と立っています。

遇わぬのに　関の大松（たいじゅ）に　辿り着き
明月（つき）に浮かぶる 影ぞうれしく

よしはる

資料1

No,	著書名称	著者・発行者・編集者	発行日	備　考
1	日本書紀			
2	常陸國風土記　全訳注	秋本吉徳		
3	延喜式		延長五年	
4	続日本紀	菅原真道		
5	倭名類聚鈔	源順撰		
6	類聚三代格巻第一（太大官符）		嘉祥元年	
7	日本三大実録		嘉祥元年	
8	月詣和歌集巻第三		寿永元年三月三日	
9	新勅撰和歌集巻第十一			
10	太平記大全			
11	枕草子春曙抄	北村季吟	一七〇〇年頃	
12	東奥紀行	長久保赤水著　暘谷先生校	寛政四年　一七九二刊	宝暦一〇年　一七六〇・七・出発
13	奥羽観蹟聞老誌	佐久間義和		
14	磐城史料稿本　復刻版	大須賀筠軒	一八四一年	
15	うつしゑ日記	幸田露伴		
16	勿来関事跡考	石倉重継	明治三十一年	
17	新編常陸國誌　巻上	中山信名先生修　栗田寛先生補　積善堂蔵版	明治三十二年四月二十四日	
18	古今類聚常陸國誌　全	原著者　不詳　藤田氏蔵版	明治三十五年九月二十八日	

No,	著書名称	著者・発行者・編集者	発行日	備　考
19	石城郡郷土大観	黒沢常葉	昭和三年五月二十五日	
20	磐城平藩儒者　桜関室直養傳	諸根樟一	昭和九年五月十日	
21	白河及菊多剏研究	諸根樟一		
22	石城郡町村史	諸根樟一		
23	勿来関古事考	佐藤昌介	一九二四年	
24	勿来古城記	岡田　実　勿来市教育委員会	昭和三十九年二月	
25	勿来関の展望	佐藤一	昭和二十五年四月二十日	
26	勿来関と源義家	佐藤一	昭和三十一年六月五日	
27	大高舘と新論 勿来の関	甲高武雄	昭和四十七年七月一日	
28	磐城史料　筠軒稿本　一	磐城史料稿本刊行会	昭和四十九年八月三十日	
29	いわき郷土史　勿来の歩み	山田慶次郎	昭和五十年十二月二十六日	
30	仮称勿来の関	関守　根本一男　小野三郎 編	昭和五十五年一月	
31	いわき郷土史　上巻	鯨岡昭	昭和五十六年	
32	高萩市史	高萩市	昭和五十六年	
33	いわき市史　巻一	いわき市	昭和六十一年	
34	北茨城市史	北茨城市	昭和六十三年	
35	いわきの歴史	いわき地方史研究会		
36	なこその関の詠歌・語意・比定地	桐原徳重	昭和五十四年	

No,	著書名称	著者・発行者・編集者	発行日	備　考
37	いわきの城館跡調査報告書	いわき市教育委員会	昭和六十年三月三十日	
38	浜街道　勿来関～新地	福島県教育委員会	昭和六十年六月三十日	
39	名歌のふるさとみちのくいわき　ふるさと発見　勿来の関一歩二歩散歩	蛭田耕一	昭和六十三年三月	
40	いわきの街道	いわき市広報広聴課	平成六年	
41	浜通り風土記	蛭田耕一	平成六年十一月十日	
42	勿来・菊多関跡探検紀行	佐藤福太郎	平成八年頃	
43	いわき地方史研究第八号			
44	いわき地方史研究45号	菅原文也		
45	勿来をめぐる諸問題	高橋富雄		
46	大高歴史探訪	大高区会	平成十二年三月	
47	古代の海道の道筋予想図		平成十三年頃	
48	地図からいわきの歴史を読む	鈴木貞夫	平成十四年七月十五日	
49	村誌　福島県磐城國菊多郡古文書に見る関田のあゆみ　関田村	安島喜代松	平成十八年一月十一日	
50	いわき民報		平成二十年五月二十三日他	
51	東北の蝦夷の魂	高橋克彦	平成二十五年	
52	彦部家の歴史	彦部家編	平成二十五年	
53	蝦夷と「なこその関」	菅原伸一	平成二十六年	

●勿来関関連略年表メモ　　◎印は、特に重要な事項

延暦十八年	七九九	「白河・菊多に合わせて60人の剗守（さく）」が配備される。（菊多剗初見）	弘仁格抄
承和二年	八三五	「白河・菊多両剗事　右得陸奥国解称検旧記置剗以来、于今四百余歳矣」（疑義説もあり）	類聚三代格巻第一
嘉祥元年	八四八	鹿島神官事件が起きる。神官、関（菊多の関）の通行を拒否され、朝廷に訴える。「なこそのせき」の起因と目される。	類聚三代格巻第一
嘉祥三年頃	八五〇頃	小野小町が「みるめかるあまのゆきのみなとちに　なこその関も」を詠む。	
貞観八年	八六六	鹿島神宮司が菊多関の通過を許可された。	三代実録、類聚三代格
康和四年	一一〇二	奥州下向（勿来関）修理之功任兵衛志辞不拝任位大高寺」「惟章一惟頼一大高冠者従五位下因称大高大夫母惟章女実義家朝臣四男也康和四年十月為陸奥国菊多郡検断職為陸奥國菊多郡検断高階惟頼（勿来関）修理・・・」	大高舘と新論勿来の関　甲高武雄　著　真偽未決
康和年間	一一〇四頃	源師頼が「はつかあまりになりにけり　けふやなこその　せきをこゆらむ」を詠む。	堀河百首 いわき説論拠
寿永元年	一一八二	『月詣和歌集』の源義家の歌の詞書に「みちのくへくたりまいりけるときなこそのせきにてよめる」とある。能因の白河歌詞書と比較せよ。	月詣和歌集 いわき説論拠
文治四年	一一八八	勅撰千載和歌集の源義家の歌の詞書に「陸奥国に　まかりける時なこその関にて花のちりければよめる」とある。	勅撰千載和歌集 いわき説論拠
嘉禎元年	一二三五	西行法師、「あづま路や　しのぶの里に休らひて　なこその関を越えぞわづらふ」「しのぶの恋」の歌合せで詠しことを知れ。	新勅撰集 いわき説論拠

◎

慶長年中	一五九六～一六一五	「新道(勿来斫通)ヲ開キシ始ハ慶長年中新町ノ冨氏萩原和泉ト云フ者」城北菊多郡界、即陸奥常陸両國界也、或曰歌書所　謂　那古曽関、即是関也	古今類聚常陸國誌 いわき説論拠
◎ 慶長十四年頃	一六〇九頃	飛鳥井雅宣が九面で歌を詠む「九面や潮満ちくれば道もなし　此処をなこその関といふらん」。	東遊雑記 いわき説論拠
承応六年	一六五七	『大日本史』に「奈古曾関」とある。	
◎ 万治二年	一六五九	太平記大全出版される「名古曽ノ関」の位置明確に出ている。	勿来地区地域史1
寛文二年	一六六二	西山宗因が「陸奥のなこその関を越えて」と記す。又「関はあれど　花になこその　御意はなし」と磐城を訪れる際に、平藩主に送っている。	宗因奥州紀行 いわき説論拠
寛文七年	一六六七	水戸黄門、小宅生順に命じ『古今類聚常陸国誌』を完成させた。	古今類聚常陸国誌 いわき説論拠
天和二年	一六八二	藩主内藤義概が、関趾と定めた地に関明神を置く。	勿来地区地域史1
	一七一一～一七一六	第三代伊達藩主吉村が、領内に万葉の名所を索した。	
享保四年	一七一九	第四代伊達藩主綱村、佐久間義和に奥羽観跡聞老志を作らせる。「菊田郡」の項に「名古曽関」がある。	奥羽観跡聞老志 いわき説論拠
寛保四年	一七四一	伊達藩で封内名跡志を作成する。　藩内に名古曽関は出てこない。	いわき説論拠
安永年間	一七七二～一七八一	伊達藩で封内風土記を書き換えたが、「左右の関」を「惣の関」にしただけで、名古曽関は出てこない。	いわき説論拠

◎ 寛政四年	一七九二	長久保赤水の『東奥紀行』が刊行する。名古曽を一工夫して「勿来」としたことが書かれていた。	東奥紀行 いわき説論拠
◎ 文政年間	一八〇四～ 一八二九	宮城の宮司、『奥州名所図会』を作り「奈古曽関」を載せ、源将軍の歌を「勿来関」と書く。	利府町説の依書
文政五年	一八二二	舟山万年著『塩松勝譜』巻十に利府町の「奈古曽関」が紹介された。	利府町説の依書
明治二六年	一八九三	中山信名　修、栗田寛　補、『新編常陸国誌』完成する。ただし、版元は明治三二年に成る。	積善堂蔵版 いわき説論拠
明治三十年	一八九七	常磐線勿来駅開設	
明治三三年	一九〇〇	幸田露伴『うつしゑ』の中で、利府町説を「取るに足らざることといふべし」と記す。	

長久保片雲氏紹介

1931 年　茨城県高萩市赤浜に生まれる

長久保赤水顕彰会顧問

長久保赤水研究の第一人者

主な著書、編著、共著、訳注書

地政学者　長久保赤水伝	1978 年
創作民謡・童話詩人　野口雨情の生涯	1980 年
東奥紀行―長久保赤水の旅日記文庫本	1991 年
孫ひこたちへの炉端がたり	2019 年

他多数

本年、国指定重要文化財に !!

長久保赤水の資料が国の重要文化財になりました。

長久保赤水は「勿来関」の名付け親 !!

著者プロフィール

橋本　吉治

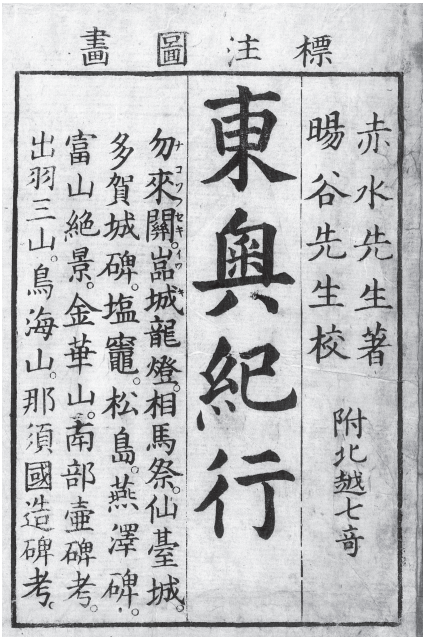
1950 年　福島県いわき市に生まれる

福島県立平工業高等学校精密機械科卒業

日本工業大学建築学科卒業、元西研（古建築・建築史）所属、教職課程修了

2020 年　『三国志　倭人傳「邪馬壹国女王都」を計測する―周髀算経の影寸千里を検証　方角も距離も正しかった　海島算経を図解―』刊行

（有）吉治総合設計事務所 経営、一級建築士、耐震診断（士）

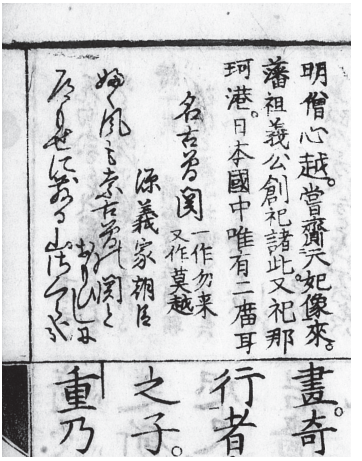

標注圖畫

東奥紀行

赤水先生著
暘谷先生校

附北越七奇

勿來關。磐城龍燈。相馬祭。仙臺城。
多賀城碑。塩竈。松島。燕澤碑。
富山絶景。金華山。南部壷碑考。
出羽三山。鳥海山。那須國造碑考。


明僧心越。嘗齎天妃像來。
藩祖義公創祀諸此。又祀那
珂港。日本國中唯有二焉耳
名古曽関（一作勿来又作莫越）
源義家朝臣
畫。奇
行者
之子。
重乃

新発見!!「勿来」は長久保赤水の造語だった！

勿来関　佐藤一先生　生誕百年記念出版

令和２年 10 月 12 日　発行

著･編者　橋　本　吉　治

勿来の関研究会
URL　https://nakosonosekikenkyukai.com
Mail　info@nakosonosekikenkyukai.com

発行所　勿来関研究会Ⅱ

印　刷　㈲平電子印刷所
〒 970-8024
福島県いわき市平北白土字西ノ内 13
電話　0246（23）9051